

令和2年度「クリーンウッド」普及促進事業

違法伐採関連情報の提供

(3) 掲載済み情報更新のための生産国における現地情報調査
報告書

令和3年3月

林野庁

目次

| | |
|---|----|
| 略語表 | i |
| 度量衡 | iv |
| 1. 事業の概要 | 1 |
| 1.1 事業の目的 | 1 |
| 1.2 事業の実施内容等 | 2 |
| 1.2.1 調査対象国 | 2 |
| 1.2.2 調査内容 | 2 |
| 1.2.3 調査方法 | 2 |
| 1.2.4 事業の実施体制 | 6 |
| 1.2.5 事業の実施スケジュール | 8 |
| 2. 生産国における情報の収集：カンボジア | 9 |
| 2.1 林業セクターの概要 | 9 |
| 2.1.1 森林資源 | 9 |
| 2.1.2 木材生産と加工 | 11 |
| 2.1.3 木材及び木材製品の貿易 | 17 |
| 2.2 関連政府機関の概要 | 19 |
| 2.2.1 木材の伐採・輸送・貿易に対する各政府機関の関わり | 19 |
| 2.2.2 各関連政府機関の概要 | 19 |
| 2.3 森林の伐採段階における法令等 | 25 |
| 2.3.1 法令等の運用状況 | 25 |
| 2.3.2 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要 | 29 |
| 2.3.3 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件 | 32 |
| 2.4 木材の加工・流通段階における法令等 | 37 |
| 2.4.1 法令等の運用状況 | 37 |
| 2.4.2 木材の流通・合法性の確保に関する法令 | 37 |
| 2.4.3 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例 | 47 |
| 2.5 木材生産・流通状況 | 53 |
| 2.5.1 調査対象国の木材生産・流通の特徴 | 53 |
| 2.5.2 森林認証システムの導入状況 | 54 |
| 2.5.3 違法伐採の関連情報 | 56 |
| 3. 生産国における情報の収集：ミャンマー | 59 |
| 3.1 林業セクターの概要 | 59 |
| 3.1.1 森林資源 | 59 |
| 3.1.2 木材生産と加工 | 62 |
| 3.1.3 木材及び木材製品の貿易 | 69 |
| 3.2 関連政府機関の概要 | 72 |

| | | |
|-------|---|-----|
| 3.2.1 | 木材の伐採・輸送・貿易に対する各政府機関の関わり | 72 |
| 3.2.2 | 各関連政府機関の概要 | 72 |
| 3.3 | 森林の伐採段階における法令等 | 76 |
| 3.3.1 | 法令等の運用状況..... | 76 |
| 3.3.2 | 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要 | 79 |
| 3.3.3 | 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件 | 82 |
| 3.4 | 木材の加工・流通段階における法令等 | 85 |
| 3.4.1 | 法令等の運用状況..... | 85 |
| 3.4.2 | 木材の流通・合法性の確保に関する法令 | 85 |
| 3.4.3 | 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例 | 95 |
| 3.5 | 木材生産・流通状況..... | 99 |
| 3.5.1 | 調査対象国の木材生産・流通の特徴 | 99 |
| 3.5.2 | 森林認証システムの導入状況 | 101 |
| 3.5.3 | 違法伐採に関連する関連情報 | 110 |
| 4. | 生産国における情報の収集：中国..... | 112 |
| 4.1 | 森林の伐採段階における法令等 | 112 |
| 4.1.1 | 法令等の運用状況..... | 112 |
| 4.1.2 | 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要 | 118 |
| 4.1.3 | 伐採の合法性が確認できる書類（証明システムの事例及びその発行条件） | 118 |
| 4.2 | 木材の流通段階における法令等 | 119 |
| 4.2.1 | 法令等の運用状況..... | 119 |
| 4.2.2 | 木材の流通・合法性に関する法令 | 119 |
| 4.2.3 | 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例 | 119 |
| 4.3 | 木材生産・流通状況..... | 120 |
| 4.3.1 | 調査対象国の木材生産・流通の特徴 | 120 |
| 4.3.2 | 森林認証システムの導入状況 | 130 |
| 4.3.3 | 違法伐採に関連する関連情報 | 130 |

略語表

| 略語 | 正式名称 | 和名称 |
|--------|---|-------------------------------------|
| AAC | Annual allowable Cut | 年間許容伐採量 |
| ABC | Annual Bidding Coupe | 年次入札クーペ |
| AF | Application Form | 申請書 |
| AHP | Annual Harvest Plan | 年間伐採計画 |
| ASEAN | Association of South - East Asian Nations | 東南アジア諸国連合 |
| CF | Community Forest | コミュニティフォレスト |
| CFCC | China Forest Certification Council | 中国森林認証委員会 |
| CFCS | China Forest Certification Scheme | 中国森林認証制度 |
| CITES | Convention on international Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flola | 絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約） |
| CoC | Chain of Custody | 加工流通過程の管理 |
| CPI | Corruption Perceptions Index | 腐敗認識指数 |
| DFMP | District Forest Management Plan | 地区森林管理計画 |
| DIs | Departmental Instructions | 部門指示 |
| EIA | Environmental Investigation Agency | 環境調査エージェンシー |
| ELC | Economic Land Concession | 経済的土地利用権 |
| EMMD | Environmental Management and Monitoring Database | 環境管理・監視データベース |
| ETTF | European Timber Trade Facility | 欧州木材貿易連合 |
| FA | Forestry Administration | 森林局（カンボジア） |
| FAO | Food and Agriculture Organization | 国際連合食糧農業機関 |
| FD | Forestry Department | 森林局（ミャンマー） |
| FiA | Fisheries Administration | 水産局（カンボジア） |
| FLEGT | Forest Law Enforcement, Governance and Trade | 森林法施行、ガバナンス及び貿易 |
| FM | Forest Management | 森林管理 |
| FMU | Forest Management Unit | 森林管理ユニット |
| FOB | Free on Board | 本船渡し |
| FRL | Forest Reference Level | 森林参照レベル |
| FSC | Forest Stewardship Council | 森林管理協議会 |
| GDANCP | General Department of Administration for Nature Conservation and Protection | 自然保全保護総局(カンボジア) |
| GDCE | General Department of Customs and Excise of Cambodia | カンボジア税関総局 |
| IMEX | Import Export | 輸出入 |

| | | |
|--------|--|----------------------------|
| LP | License Permit | ライセンス許可 |
| MAFF | Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries | 農林水産省 (カンボジア) |
| MFCC | Myanmar Forest Certification Committee | ミャンマー森林認証委員会 |
| MFCS | Myanmar Forest Certification Scheme | ミャンマー森林認証制度 |
| MFPMF | Myanmar Forest Product Merchants Federation | ミャンマー森林製品販売者連合 |
| MFPTMA | Myanmar Forest Products and Timber Merchants Association | ミャンマー森林製品および木材販売者協会 |
| MFPTMA | Myanmar Forest Products Timber Merchants Association | ミャンマー森林製品木材販売者協会 |
| MOC | Ministry of Commerce | 商業省 (カンボジア・ミャンマー) |
| MOE | Ministry of Environment | 環境省 (カンボジア) |
| MONREC | Ministry of Natural Resources and Environmental Conservation | 天然資源環境保全省 (ミャンマー) |
| MOPFI | Ministry of Planning, Finance and Industry | 計画財務産業省税関局 |
| MSS | Myanmar Selection System | ミャンマー式択伐法 |
| MTE | Myanmar Timber Enterprise | ミャンマー木材公社 |
| MTLAS | Myanmar Timber Assurance System | ミャンマー木材合法性証明システム |
| MTMA | Myanmar Timber Merchants Association | ミャンマー木材販売者協会 |
| NCSD | National Council for Sustainable Development | 持続可能な開発のための国家開発協議会 (カンボジア) |
| NEPCon | Nature Economy and People Connect | 自然経済と人の繋がり (NPO) |
| NFP | National Forest Programme | 国家森林プログラム (カンボジア) |
| NGO | Non-Governmental Organization | 非政府組織 |
| NTFPs | Non-Timber Forest Products | 非木材林産物 |
| PA | Protected Area | 保護区 (カンボジア・ミャンマー) |
| PC | Permits of Conveyance | 輸送許可 |
| PEFC | Programme for the Endorsement of Forest Certification | 森林認証承認プログラム |
| PFE | Permanent Forest Estate | 恒久林 (カンボジア・ミャンマー) |
| PFR | Permanent Forest Reserve | 恒久保全林 (カンボジア) |
| PPF | Protected Public Forest | 保護公有林 (ミャンマー) |
| PPP | Private Public Partnership | 官民連携制度 |

| | | |
|--------|--|---|
| REDD+ | Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries | 途上国における森林減少・劣化からの排出削減、および森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積強化の役割 |
| RF | Reserved Forest | 保全林（ミャンマー） |
| SEZ | Special Economic Zone | 経済特区 |
| SLC | Social Land Concession | 社会的土地利用権 |
| SOP | Standard Operating Procedure | 標準実施手続き |
| SOS | Standing Orders for extraction Staff | スタッフのための標準指示 |
| TCFPE | Team for Certifying Forest Products for Export | 地区事務所輸出用加工木材認証チーム |
| TCCM | Timber Certification Committee of Myanmar | ミャンマー木材認証委員会 |
| UNFCCC | United Nations Framework Convention on Climate Change | 気候変動枠組条約 |
| VAT | Value Added Tax | 付加価値税 |
| VPA | Voluntary Partnership Agreement | 自主的・二国間協定 |
| WGI | Worldwide Governance Indicators | 世界ガバナンス指標 |

度量衡

長さ

1ft (フィート) = 0.3048m (メートル)

面積

1acre (エーカー) = 0.4047ha (ヘクタール)

材積

1 Cubic foot (立方フィート) = 0.028317 (立方メートル)

1Hppus ton (ホップストン) = 1.8024 m³ (立方メートル)

1 Cubic ton トン (立方トン) = 1.4158 m³ (立方メートル)

1. 事業の概要

1.1 事業の目的

平成 29 年 5 月に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称、「クリーンウッド法」）が施行された。同法の施行に伴い、木材関連事業者が木材の合法性の確認等を効率的に行うことが出来るよう、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」が公開された。「クリーンウッド・ナビ」では、クリーンウッド法及び国別・地域別の合法伐採木材等に関する情報の提供を行っている。

本事業では、「クリーンウッド・ナビ」に掲載済みの木材生産国について、木材の流通や関連法令に関する最新情報を収集・整理し、「クリーンウッド・ナビ」を更新する。最新情報の提供を通じて、円滑なクリーンウッド法の施行のため、木材関連事業者及び一般消費者の合法伐採木材の利用拡大に寄与することを目的とする。

1.2 事業の実施内容等

「掲載済み情報更新のための生産国における現地情報調査」として、以下の調査を実施した。

1.2.1 調査対象国

すでに「クリーンウッド・ナビ」に情報が掲載されている国で、木材関連法令や流通に変化があり情報の更新が必要な国として、カンボジア、ミャンマー、中国の3カ国を調査対象国として調査を実施した。

1.2.2 調査内容

「クリーンウッド・ナビ」に掲載されている調査対象国の情報のうち、クリーンウッド法第6条で事業者の責務として課せられた「デューデリジェンス」の基本概念に基づき、素材生産から、加工、輸出までの段階となる、表1.1に示す項目について、更新が必要な情報の収集と整理、分析を行った。

表 1.1 調査内容

| |
|--|
| ア 森林の伐採段階における法令等調査 |
| ・法令等の運用状況 ・伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要 ・伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件 |
| イ 木材の加工・流通段階における法令等調査 |
| ・法令等の運用状況 ・木材の加工・流通の合法性の確保に関する法令 ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例 |
| ウ 木材生産・流通状況 |
| ・調査対象国の木材生産・流通の特徴 ・森林認証システムの導入状況 ・違法伐採に関する関連情報 |

カンボジア、ミャンマーについては、森林に関連する法令や組織体制、合法的な伐採手続きに関する取り組みが、掲載時と変化しており、情報の充実が必要であった。このため、「クリーンウッド・ナビ」の掲載内容を確認の上、充実が必要な情報を特定したうえで、情報の更新を行った。

一方、中国については、平成29年度及び平成30年度にも調査が実施されているが、令和2年7月に新しい森林法が施行されたことから、新森林法の施行に伴い、中国で変化する木材流通の仕組みや、木材貿易への影響に焦点を絞った調査を実施した。

1.2.3 調査方法

本調査の実施フローを図1.1に示す。具体的には、国内にて文献調査を実施し、既存情報を整理した後、有識者にインタビューを行って、現地調査に向けた助言・アドバイスをいただいた。また、現地調査については、調査対象国を訪問して実施する予定だったが、COVID-19の流行によって、渡航が困難と判断し、オンラインウェブ会議システムを活用したインタビュー及びメールでのコミュニケーションなどによって、遠隔からの現地調査を実施した。国内及び現地調査で得られた情報をとりまとめ、再度有識者にインタビューを実施し、報告書作成等に向けた助言をいただいた。

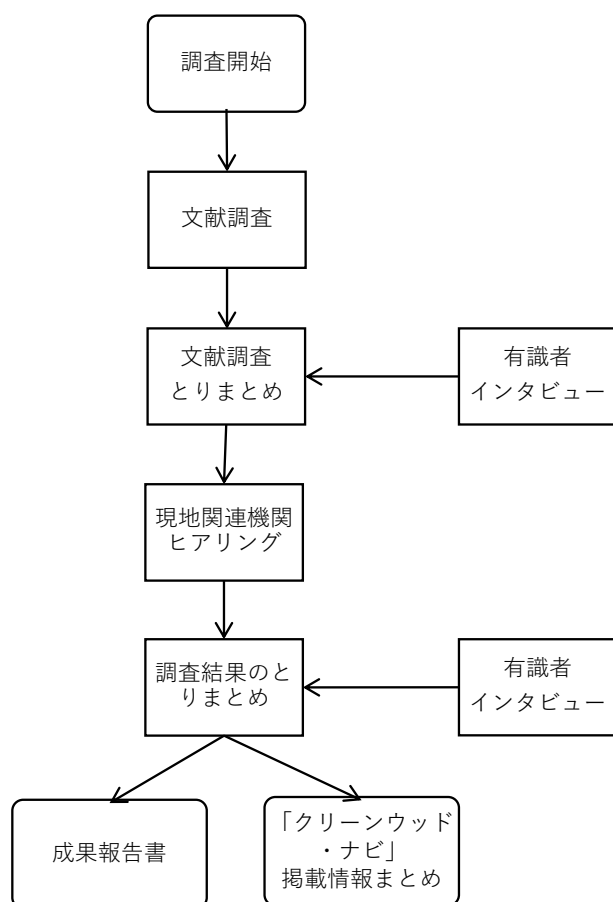


図 1.1 本調査の実施フロー

(1) 国内調査

調査対象国 3 カ国について、国内で入手可能な文献やインターネットを通じて情報収集を行った。国内調査における具体的な情報収集先について、表 1.2 に整理する。

表 1.2 国内調査での情報収集先

| 名称 | リンク | 概要 |
|-----------------------|---|---|
| カンボジア農林水産省 (MAFF) | https://web.maff.gov.kh/ | カンボジア森林局の統括機関。森林関連の法律や統計情報を掲載している。 |
| カンボジア環境省 (MoE) | https://www.moe.gov.kh/ | カンボジアの環境保全を担う統括機関。保護区における法令や違法伐採関連への取り組み情報等を掲載している。 |
| カンボジア森林局 (FA) | https://fa.maff.gov.kh/ | 農林水産省の下でカンボジアの林業を統括する部門。林業関連の法律や林業関連の最新情報が掲載されている。 |
| ミャンマー天然環境資源省 (MONREC) | http://www.monrec.gov.mm/ | ミャンマー森林局、ミャンマー木材公社の統括機関。森林関連の法律や違法伐採者の逮捕情報等を掲載している。 |
| ミャンマー森林局 (FD) | https://www.forrestdepartment.gov.mm/ | ミャンマーの森林管理を担う機関。森林管理等に関連する法令や情報を掲載している。 |
| ミャンマー木材公社 (MTE) | http://www.mte.com.mm/ | ミャンマーにおける木材の伐採・搬出・流通・加工を担う機関。各種作業における規則等を掲載している。 |
| ミャンマー森林認証委員会 (MFCC) | https://myanmarforestcertification.org/ | ミャンマーの持続可能な森林管理認証と木材合法性証明システムの構築を担う機関。各認証制度の構築状況や、認証に係る関連書類を掲載している。 |
| 中国国家林業草地管理局 | http://english.forestry.gov.cn/ | 天然資源省の下で中国の林業政策を統括する部局。森林関連の法令や統計情報を掲載している。 |

| | | |
|-------------------------------|---|--|
| EU-FLEGT Facility | http://www.eufl egt.efi.int/es/wh at-is-flegt | 自主的 二国間協定 (Voluntary Partnership Agreement : VPA)締結国の木材合法性保証システム (Timber Legality Assurance System: LAS)構築の進捗状況等を掲載している。 |
| Forest Legality initiative | https://forestleg ality.org/ | アメリカの環境系研究機関である World Resources Institute が運営する。各国における森林の関連法令、資源概況、関連組織 (業界団体、NGO、行政機関) 等を掲載している。 |
| 木材貿易ポータル | https://www.ti mbertradeporta l.com/en/ | 欧州木材貿易連合 (ETTF) が運営する。各国の木材産業と森林関連法に関わる情報を提供している。 |
| Indufor | https://induforg roup.com/ | フィンランドに本部を置く森林及び森林産業バリューチェーンに関する知見・サービスを提供するコンサルタントグループのウェブサイトである。四半期毎に木材市場調査レポートを更新している。 |
| Preferred by Nature(旧 NEPCon) | https://preferre dbynature.org/ | デンマークの合法性証明・森林認証関連の NGO が運営する。木材に関して、各国のリスク評価及び低減について、具体的な手順に沿って、情報を網羅的かつ簡潔にまとめている。 |
| FSC | https://www.fsc. org/en | 各国の FM 及び CoC 認証取得状況等を掲載している。 |
| PEFC | https://www.pef c.org/ | 各国の FM 及び CoC 認証取得、各国の認証制度との相互承認状況等の掲載を行っている。 |

(2) 有識者インタビュー

調査対象国や、違法伐採問題への対応や木材産業の実情に精通している学識経験者等の有識者に聞き取り調査を実施し、調査実施方針や調査結果のとりまとめに対する助言を得た。聞き取り調査を実施した有識者について、表 1.3 に整理する。

表 1.3 聞き取り調査を実施した有識者等

| 氏名 | 所属・役職 | 分野 |
|--------|--------------------------------|---|
| 天野 陽介 | 世界自然保護基金ジャパン 森林・野生生物室 森林副グループ長 | FSC や PEFC 等の木材の持続可能な調達 |
| 臼井 成美 | ミャンマーチーク販売株式会社代表取締役 | ミャンマーにおける政府統制材であるチーク材の輸入販売 |
| 加藤 正彦 | 一般社団法人全国木材組合連合会 企画部長 | 国内における合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱・流通状況の把握 |
| 佐々木 亮 | 一般社団法人全国木材検査・研究協会調査研究副部長 | 国外の木材産業及び違法伐採問題の実情、木材のトレーサビリティ技術の開発 |
| 相馬 真紀子 | 世界自然保護基金ジャパン 森林・野生生物室 森林グループ長 | FSC や PEFC 等の木材の持続可能な調達 |
| 包 海山 | 中国林産工業協会 日中木業連盟 代表理事 | 中国木材マーケット需要調査、日本の国産材の中国への輸出 |
| 溝上 展也 | 九州大学農学研究院環境農学部門 教授 | ミャンマーとカンボジア等における熱帯季節林を対象とした違法伐採の調査研究、違法伐採材の主要輸入国といわれる中国の状況調査等 |

(敬称略、五十音順)

(3) 現地調査

現地調査は、カンボジアとミャンマー、中国を対象に実施した。調査方法は、国内文献調査を踏まえて作成した質問票を現地関係機関に送付し、メールやオンラインウェブ会議システムを利用して回答を収集した。なお、質問票の回答の送付と収集にあたっては、必要に応じて質問票や回答の翻訳や、現地機関への補足説明等を行う調査国の調査員を雇用した。

なお、大幅な情報更新が必要となったカンボジア、ミャンマーでは、現地調査の最終取りまとめ

時に、両国の森林局にて、質問票に対する回答を整理した調査結果を協議・確認する会議の場を設け、現地調査内容の全体共有と最終化を行った。

カンボジアでは、森林法が定められた 2002 年から、現在までに森林の伐採システムが変化しており、森林法等の法令で明確に記載されていない項目や、網羅されていない項目が多数あった。このため、最終協議の場では、森林局の局長と各部の長が、森林法とカンボジアの現状のシステムを照らし合わせて、森林局内で森林法の解釈の統一を図った。このため、質問票に対する回答は、法令で明記されていないが、森林局の共通解釈として回答を得た。カンボジア、ミャンマー、中国の調査期間と情報提供者及び質問票への回答の最終化協議への参加者を情報提供協力者として、表 1.4、表 1.5 に示す。

表 1.4 カンボジア現地調査の情報提供協力者(2020 年 9 月 29 日～12 月 7 日)

| 機関 | 部局 | 氏名 | 役職 |
|------------|---|-------------------|----------------------|
| 森林局 (FA) | - | Dr. Keo Omaliss | 森林局長 |
| 森林局 (FA) | Department of administration, planning and finance | Mr. Lim Buna | Deputy Director |
| 森林局 (FA) | Department of administration, planning and finance | Mr. Suon Phalla | Deputy Director |
| 森林局 (FA) | Department of Forest Industry and International Cooperation | Mr. Bun Vanna | Director |
| 森林局 (FA) | Department of Forest Industry and International Cooperation | Mr. Bun Radar | Deputy Director |
| 森林局 (FA) | Department of Law and Law Enforcement | Mr. Ros Kannara | Deputy Director |
| 森林局 (FA) | Department of Law and Law Enforcement | Mr. Meak Vuthy | Chief of office |
| 森林局 (FA) | Department of Law and Law Enforcement | Mr. Phab Pannha | Officer |
| 森林局 (FA) | Department of Forest Industry and International Cooperation/Office of timber and non-timber use | Mr. Chea Naret | Chief of office |
| 森林局 (FA) | Department of Forest Industry and International Cooperation/office of forest trading | Mr. Sim Su Meng | Chief of office |
| 森林局 (FA) | Department of Forest Industry and International Cooperation | Mr. Chaly Y | Officer |
| 森林局 (FA) | Department of Forest Plantation | Mr. Kim Sobon | Deputy Director |
| 森林局 (FA) | Department of Forest Plantation | Ms. Lim Sopheap | Deputy Director |
| 森林局 (FA) | Department of Forest and Community Forestry | Mr. Meas Makara | Director |
| 森林局 (FA) | Department of Forest and Community Forestry | Mr. Soy Sareth | Chief of office |
| 森林局 (FA) | Department of Forest and Community Forestry | Mr. Hem Saravuth | Chief of office |
| 森林局 (FA) | Institute of Forest and Wildlife Research and Development | Mr. Chhang Phurin | Deputy Director |
| 森林局 (FA) | Phnom Tamao Zoological Park and Wildlife Rescue Center | Mr. Cheang Tong | Deputy Director |
| GDANCP/環境省 | Office of planning and statistics | Mr. Sor Pov | Chief of office |
| GDANCP/環境省 | Department of Law Enforcement | Mr. Yun Chanborey | Vice chief of office |

表 1.5 ミャンマー現地調査の情報提供協力者(2020年10月10日～2021年1月21日)

| 機関 | 部局 | 氏名 | 役職 |
|--------------------------------------|--|-------------------------|---------------------------|
| 森林局(FD) | Natural Forest and Plantation Division | Dr. Pe Chit | Director |
| 森林局(FD) | Natural Forest and Plantation Division | Mr. U Tin Moe | Officer |
| 森林局(FD) | Planning and Statistics Division | Dr. Thin Thin | Officer |
| ミャンマー木材公社 (MTE) | Managing Director Office | Dr. Sayar U Nyi Nyi Tun | General Manager |
| ミャンマー木材公社 (MTE) | Extraction Department | Ms. Tin Tin Myint | Assistant General Manager |
| ミャンマー森林認証委員会 (MFCC) | 事務局 | Mr.Barber Cho | Secretary |
| ミャンマー森林認証委員会 (MFCC) | 事務局 | Mr.Win Hlaing | CEO |
| ミャンマー森林製品および木材販売者協会 (MFPTMA) | - | Mr. U soe Maw | Chairman |
| Myanmar Technologies Industry Co.Ltd | - | Mr.U Thein Che | Managing Director |
| TAISEI CORPORATION | Myanmar Branch Office | Ms.Kyi Phyu Hlaing | Staff |

表 1.6 中国現地調査の情報提供協力者(2020年11月15日～2021年2月15日)

| 機関 | 部局 | 氏名 | 役職 |
|----------------|-----------|-----|-------|
| 中国林業科学研究院 | 林業科技情報研究所 | 李茗 | 助教授 |
| 中国木材及び木材製品流通協会 | 輸出入商会 | 李俊逸 | 副事務局長 |

(4) とりまとめ

国内調査及び現地調査の結果を踏まえ、整理した結果について、再度有識者へのインタビューを実施し、助言及びコメントをいただいた。有識者へのインタビューでの助言、コメントを踏まえた上で、調査結果について、「クリーンウッド・ナビ」への掲載形式と調査全体を取りまとめた成果報告書の2つの形式に取りまとめた。

1.2.4 事業の実施体制

本調査の実施体制を図 1.2 に示す。調査にあたって、各調査対象国の情報収集担当は、対象国における森林関連の調査経験を有するものを配置した。

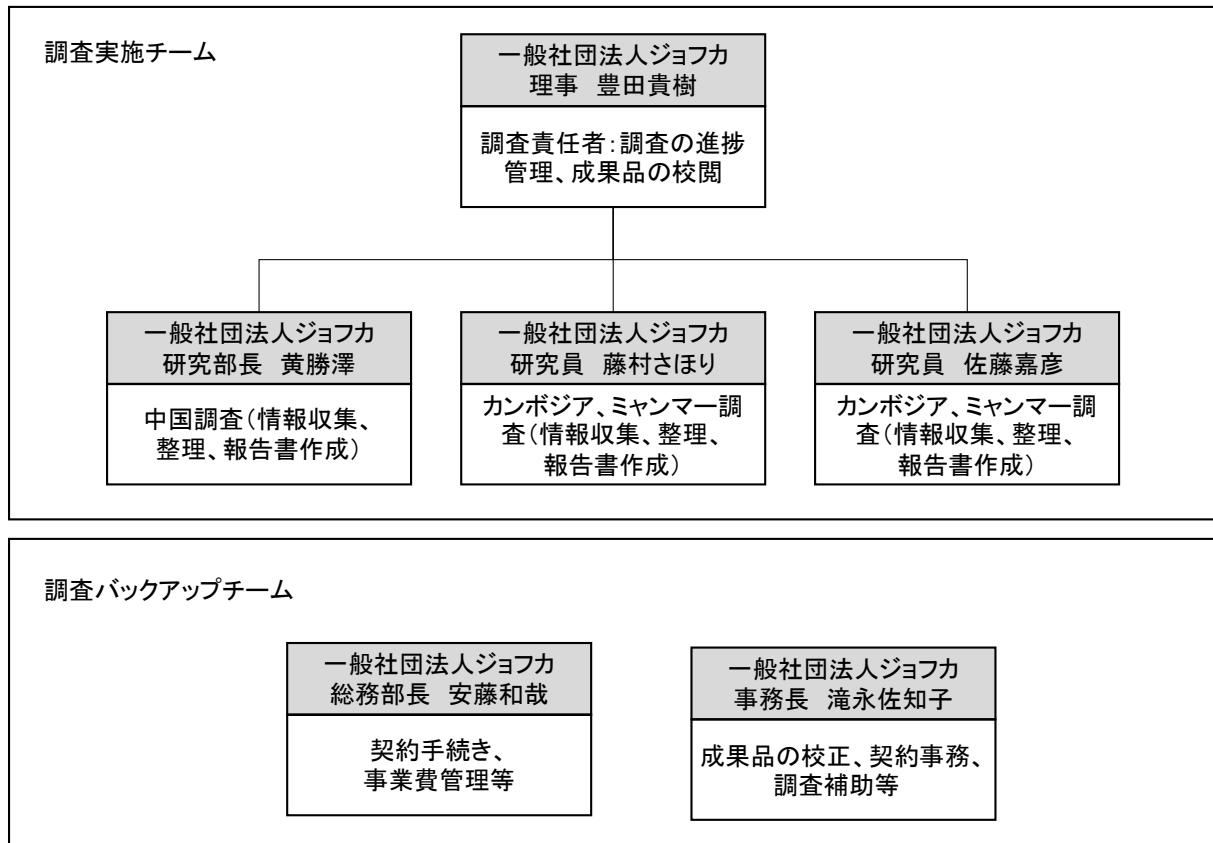


図 1.2 事業の実施体制

2. 生産国における情報の収集：カンボジア

2.1 林業セクターの概要

2.1.1 森林資源

(1) 森林の分布と植生

「カンボジア森林被覆 2016」¹によると、カンボジアの国土は 18,160,674 ha である。国境は北東部にラオス、北西部はダンレック山地を挟んでタイ、南東部をベトナムに囲まれ、南西部は南シナ海に面する。国際河川であるメコン川がラオスから、国土を北から南に流れ、首都のプノンペン付近にて西側から流れてくるトンレサップ川と合流し、東南に向きを変えベトナムへと流れる。国土の中央西部には、東南アジア最大の淡水湖であるトンレサップ湖があり、その周辺に沖積平野が広がる。さらにその平野を取り囲むように南部のカルダモン山脈や東部のモンドルキリ高原等の森林地帯が分布している。

2016 年時点におけるカンボジアの森林面積は、8,742,401 ha で、カンボジアの総面積の 48.14% を占めている。図 2.1 にカンボジアの森林分布域を含む土地利用/被覆図を示す。

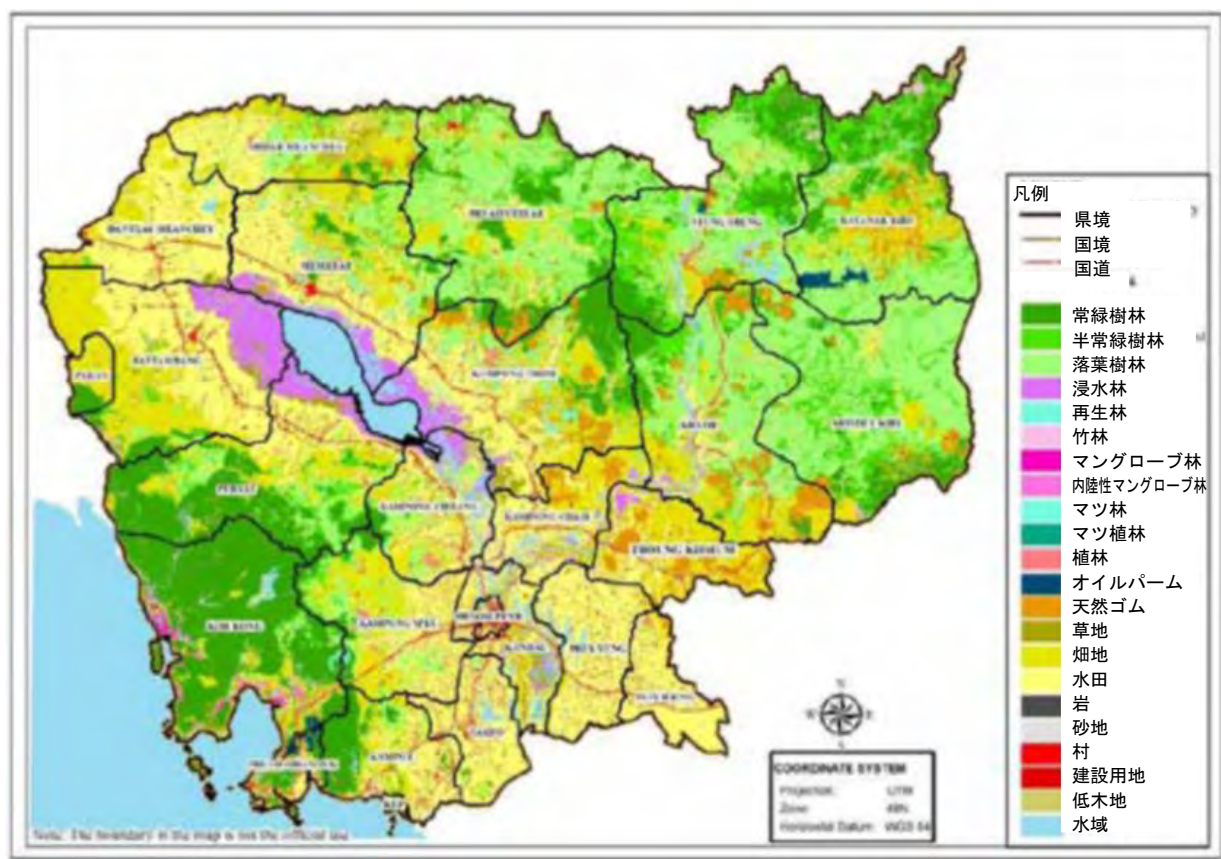


図 2.1 カンボジアの土地利用/土地被覆図

出典：CAMBODIA FOREST COVER 2016¹

¹ Cambodia Forest Cover 2016 (MOE, 2018)

https://redd.unfccc.int/uploads/54_3_cambodia_forest_cover_resource_2016_english.pdf

カンボジアの気候帯は湿潤モンスーン気候に属し、北東モンスーンの乾季（12月～4月）と南西モンスーンの雨季（5～11月）の2つの季節がある。雨季では、特に9月～10月にかけて最も降水量が多い。なお年間降水量は平野部や高地、山岳地域、沿岸部によって差があり、植生は各地域の年間降水量によって常緑樹林や半常緑樹林、落葉樹林が成立する。また、南西部の海岸沿いにはマングローブ林が分布する。さらに、雨季には増水したメコン川の水が上流のトンレサップ湖に逆流し、湖の規模が拡大する。このため、トンレサップ湖周辺には雨季は湖の中に沈む浸水林が分布している。表 2.1 にカンボジアの森林植生の分類とその面積を示す。

表 2.1 カンボジアの植生

| 森林タイプ | 概要・分布域等 | 面積(ha) | 国土に占める割合(%) |
|------------|--|-----------|-------------|
| 常緑樹林 | 常緑樹によって被覆されている植生 | 2,861,233 | 15.76 |
| 半常緑樹林 | 常緑樹と落葉樹が混交している植生 | 1,071,947 | 5.90 |
| 落葉樹林 | 乾燥落葉混交樹林と乾燥フタバガキ林からなる植生 | 3,336,349 | 18.37 |
| 竹林 | タケが優先種となっている植生 | 125,398 | 0.69 |
| 低木林 | 高さが5メートル未満の常緑もしくは落葉の低木からなる植生 | | |
| マングローブ林 | 海岸沿いのマングローブからなる植生 | 31,226 | 0.17 |
| 内陸性マングローブ林 | 海岸エリアのマングローブ林の内陸側に現れる植生 | 25,906 | 0.14 |
| 浸水林 | トンレサップ湖に現れる植生。ほとんどの森林は低くて荒廃しており、モザイク状にしか残っていない。 | 477,813 | 2.63 |
| 再生森林 | 択伐、農地利用、人為的火災等、明確な人間の活動があり、自然に再生する森林地域 ✓植林か自然再生か区別が難しい森林を含む ✓自然再生と植林や播種木が混在するが、成長後は自然再生林が森林蓄積の50%以上を占めると予想される森林を含む ✓放棄された森林と10年以内に再生する裸地を含む | 196,842 | 1.08 |
| マツ林 | マツが優先する植生 | 8,195 | 0.05 |
| マツ植林 | 植林されたマツが優先する植生 | 3,870 | 0.02 |
| オイルパーム林 | オイルパームが優先する植生 | 51,276 | 0.28 |
| 植林 | チーク、ユーカリ、アカシア | 43,122 | 0.24 |
| ゴム植林 | ゴム植林の実施もしくは実施予定の土地 | 509,224 | 2.8 |
| 合計 | | 8,742,401 | 48.14 |

出典：CAMBODIA FOREST COVER 2016¹

(2) 土地分類上の森林

2001年に制定された土地法では、カンボジアにおける土地及び不動産は土地管理・都市開発建設省が管轄すると定めている。土地は国有地と先住民地、宗教地、私有地に分類され、国有地はさらに公有地と民有地に分類される。森林は土地法 15 条において国家及び法律上の公共団体における公有地であると定められている。ただし同法 16 条にて、公有地が「公益利用」を失った場合は、国有地の公有地から国有地の民有地に再分類することが可能であるとされている。表 2.2 に土地法による土地の分類を整理した。

表 2.2 カンボジアの土地分類

| | | |
|------------------------|------------------------------|--|
| 国有地 | 公有地 (State Public Property) | 国民の公益につながる土地であり、国が管理する。第三者への移譲は認められないが、一時的、若しくは無効または取り消すことのできる占有権利書及び使用権限の付与は認められる。 |
| | 私有地 (State Private Property) | 国が管理しているが、公益にはつながりにくいと考えられ、第三者への移譲が可能な土地。劣化した森林や経済土地コンセッションが含まれる。 |
| 先住民地 (Indigenous Land) | | 先住民コミュニティが存在する場所および彼らが伝統的農業を行う農地である。これらの土地に関して先住民が集団土地所有権を獲得する場合は、内務省での登録手続きが必要になる。 |
| 宗教地 (Monastery Land) | | 仏教徒の僧院を含む土地及び建造物は仏教徒の世襲財産であり、その信者はパゴダ委員会による管理のもとこれを利用する。これらの土地は、収入を宗教的業務のために使用する場合に限り、賃貸や小作ができる。 |
| 私有地 (Private Land) | | カンボジア国籍を持つ人及び法人のみ、適法な占有によって土地を所有することが出来る。 |

出典：土地法、聞き取り結果を基に調査団が作成

なお、土地法 16 条では森林を含む公有地の譲渡を禁じているが、公有地において取り消すことのできる占有権利書及び使用権限の付与は認められている。

2.1.2 木材生産と加工

(1) 木材生産

カンボジアにおける木材生産は、2019 年において 17,660 m³であった。森林局によると、カンボジアの木材生産量は減少傾向がみられ、この要因として、カンボジアの主要な木材供給源である経済的土地利用権 (ELC) と呼ばれる土地のコンセッションから生産される木材量が減っていることが挙げられた。下記の図 2.2 にカンボジアの木材生産量の推移を示す。

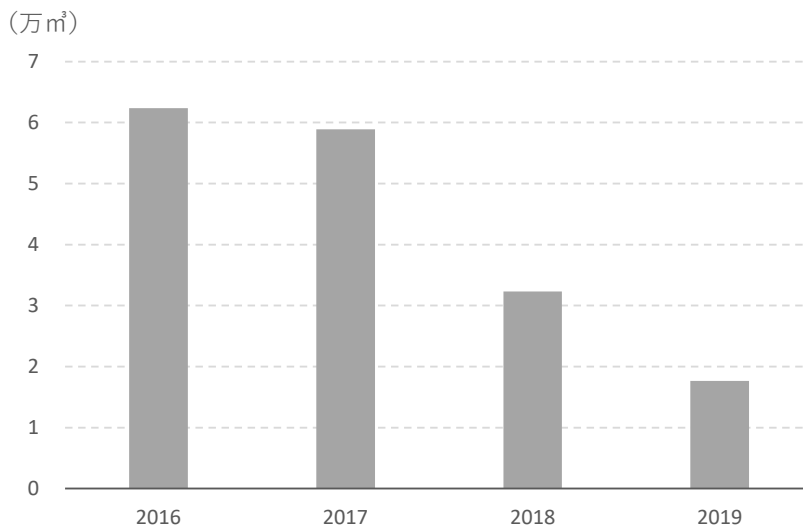


図 2.2 カンボジアの木材生産量の推移

出典：森林局提供データ

「カンボジア合法材リスク評価ドラフト」²では、カンボジアの木材生産は 9 割以上が ELC を含む土地利用転換によるものと指摘している。ELC を含む木材供給源別の木材生産量を表 2.3 に示した。またそれぞれの木材生産となる活動を以下の 1) ~9) に整理した。

² Timber Legality Risk Assessment Cambodia Version 1.1 March 2019 (NEPCon, 2019)
https://eu10.salesforce.com/sfc/p/#b0000000J8DB/a/0X0000000yBI/vS3rZWA1pt_QUf6d2P.FUcfl.JQ_Tf5a6Ay_OLGn5r38

表 2.3 供給源別木材生産量

| 木材供給源 | | 生産量 (m ³) | | | |
|-----------|------------------|-----------------------|--------|--------|--------------|
| 活動地 | 木材供給源活動 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
| 私有地・国有地 | 植林 | N/A | N/A | N/A | N/A |
| 国有地 (公有地) | 年次入札クーペ (ABC) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 森林コンセッション | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | コミュニティフォレスト | N/A | N/A | N/A | 119 (薪炭用) |
| 国有地 (民有地) | 経済的土地利用権 (ELC) | 48,455 | 31,040 | 21,664 | 12,453 |
| | 社会的土地利用権 (SLC) | N/A | N/A | N/A | N/A |
| | 開発 (水力発電、道路、鉱山等) | N/A | 6,066 | N/A | N/A |
| - | 輸入木材 | 1,162 | 5,460 | 4,994 | 1,843 |
| | 押収された違法伐採木材 | 7,019 | 8,022 | 5,118 | 3,364 |
| | その他 (在庫木材等) | 6,727 | 8,289 | 559 | N/A |
| | 合計 | 62,363 | 58,877 | 32,335 | 17,779 |

出典：森林局提供データ

1) 植林

植林は私有地への植林と国有地への植林に分けられる。私有地における植林は、森林法 4 章 10 条において、所有者が自ら管理、開発、伐採、利用、販売もしくは分譲する権限を持ち、維持管理をすることが定められている。国有地における植林は、森林法 12 章 61 条にて、森林局が直接実施、もしくは森林局からの国有地の森林利用許可を受けることによって、コミュニティフォレスト、住民参加によって実施されると記載されている。また、2008 年に政令 26 号国有地植林の森林利用権付与に関する規則が制定された。この政令では、コミュニティフォレスト等、森林局と協力関係にある地域コミュニティ及び民間企業、個人や世帯が森林局から植林許可を受けることにより、国有地で植林活動が実施できると規定している。

2016 年時点におけるカンボジアの植林地の面積 (天然ゴム、オイルパームを除く) は約 43,000ha であり、これは森林全体の 1% に満たない。カンボジアの国家森林プログラム (NFP) では 50,000ha/年の植林の実施を目標として掲げている。しかし、現状の植林面積は、2,500~3,000ha/年であり、この植林の多くは民間企業による経済的土地利用権 (ELC) での天然ゴムの植林である。カンボジアにおける植林状況を表 2.4 に、主要な植林樹種を表 2.5 に示す。

表 2.4 森林局による植栽実績

| 年 | 面積 (ha) | 樹種 |
|------|---------|----------------------|
| 2007 | 1,000 | アカシア、ユーカリ |
| 2008 | 900 | アカシア、ユーカリ |
| 2009 | 1,000 | アカシア、ユーカリ、在来樹種 |
| 2010 | 1,020 | アカシア、在来樹種 |
| 2011 | 800 | アカシア |
| 2012 | 490 | アカシア、ローズウッド、フタバガキ科樹種 |
| 2013 | 350 | ローズウッド |
| 2014 | 400 | ローズウッド |
| 2015 | 400 | ローズウッド |
| 2016 | 350 | ローズウッド |
| 2017 | 152 | ローズウッド |

出典：森林局提供データ

表 2.5 カンボジアの主な植林樹種

| 目的 | 主な植林樹種 |
|-------------|---|
| 民間企業による商業植林 | アカシア交配種 ユーカリ (<i>Eucalyptus</i> spp.) チーク (<i>Tectona grandis</i>) ジンコウ (<i>Aquilaria crassna</i>) カポック (<i>Ceiba pentendea</i>) |
| 家庭植林等 | ローズウッド (<i>Dalbergia cochinchinensis, Dalbergia barenis</i>) カリン (<i>Pterocarpus macrocarpus</i>) その他の商業植林樹種、在来樹種等 |

出典：森林局提供データ

カンボジアは民間投資による木材生産活動を促進するため、2011年より官民連携制度（Private Public Partnership, PPP）を導入している。2020年時点では全国で8ヶ所約90,000haが対象面積となっている。

カンボジアではこうした植林活動が実施されているが、一方で2020年時点では、植林地からの木材供給の実績はほとんどない状況である。

2) 年次入札クーペ(Annual Bidding Coupes : ABC)

年次入札クーペは、2004年に設立された伐採許可制度であり、国内木材消費への供給を目的としている。この制度では、カンボジア国内の民間企業が公有地の森林を管理し、ABCと呼ばれる収穫許可を得て伐採を行う。森林法6章20条では、ABCは国内における木材需要を満たすことを優先し、ABCからの木材が輸出されるのはABCからの供給量が地域の需要を上回り、農林水産省の要請によって閣僚評議会が承認した時のみとしている。ただし、森林局によれば、近年は、ABCでの木材生産は行われていないとのことである。

3) 森林コンセッション

FAOの報告書³によると、1990年代のカンボジアでは、一定区域の森林の伐採権を長期間（30年以内）民間業者に与え、業者は国に対し伐採料（ロイヤリティ）を支払う森林コンセッション制度が導入されていた。しかし、この森林コンセッションの許可や実施管理体制が不十分であったことから、1994年から1997年の間に、森林の70%に相当する約700万haに対して、36の森林伐採権が付与され、カンボジアの森林の過伐が急速に進んだ。

カンボジア政府は2001年12月に全ての天然林における森林コンセッションに対して伐採の一時停止措置（モラトリアム）を宣言した。さらに翌2002年1月以降、全ての森林コンセッションに対し、持続可能な森林管理の原則に基づく新たな管理計画を策定し、農林水産省の承認を受けて、コンセッション契約を再締結するまで、天然林における伐採を禁ずるとした。現時点（2020年）に至るまで、このモラトリアムは継続されている。また、契約の再締結を行った企業はないため、森林コンセッション制度による伐採活動は実施されていない。

³ Forest tenure in Cambodia, Nepal and Viet Nam (FAO, 2017)
<http://www.fao.org/3/i7667en/I7667EN.pdf>

4) コミュニティフォレスト(CF)

コミュニティフォレストについては、森林法 9 章にて、利用権や管理における義務が示されている。また、2003 年の政令 79 号にて、より詳細なコミュニティフォレストの設立手続きや管理が規定されている。「カンボジアのコミュニティフォレスト統計」⁴によると、カンボジアにおいて、コミュニティベースでの森林管理は 1990 年代半ばより始まった。2003 年の政令 79 号の制定の後、コミュニティフォレストは住民が生計向上を通じて持続可能な森林管理に参加する、国家の正式なプロジェクトとして、森林局の管轄する恒久保全林(PFR) (参考 2.3.1 (1)) 内において取り込まれるようになった。コミュニティフォレストは最大 15 年間のコミュニティフォレスト契約をコミュニティと管轄区の森林管理事務所長が締結することによって成立する。コミュニティフォレストでは 5 年毎に見直されるコミュニティフォレスト管理計画を策定することで、その管理計画に沿った経済的且つ持続的な森林管理活動を実施することが可能となる。2010 年 10 月に採択された国家森林計画 (NFP) では住民による持続可能な森林管理の達成の指標として 2029 年までに 2 百万 ha の森林をコミュニティフォレストとして登録するとしている。現在のカンボジアのコミュニティフォレストの登録状況を表 2.6 に示す。

表 2.6 コミュニティフォレスト(CF)の登録状況

| | CF 登録件数 | | CF 登録面積 | |
|--------------|---------|-------|-----------|-----|
| | 件数 | 達成率 | 面積(ha) | 達成率 |
| 農林水産省承認済み | 494 | 49.4% | N/A | N/A |
| 登録申請済み | 636 | — | 516,817 | — |
| 目標値 (2029 年) | 1,000 | — | 2,000,000 | — |

出典：森林局提供データ

森林局によると、2020 年時点において、コミュニティフォレストからの木材生産は、Pusat 州のパイロットプロジェクトで取り組まれている。ただし、その木材生産量はごくわずかである。

5) 経済的土地利用権 (Economic Land Concession : ELC)

ELC は農産業活動や適切で永続的な土地開発、農村地区の雇用増加、大小規模投資の奨励、政府、州、村落の収入創出を目的として、企業に対し、最大 1 万ヘクタール、最長 50 年間まで土地の使用権を付与する制度である。

カンボジアの森林は土地法 15 条において国有地の公有地として定められている。政令 146 号では ELC は国有地内の民有地において付与すると規定されており、公有地である森林における ELC の付与は認められない。ただし、土地法 16 条で、公有地は「公益利用 (Public interest use)」を失った場合、公地から民有地に再分類することが可能であるとされている。このため、実際には森林は民有地に再分類され、ELC 付与の対象地となってきた。

国家 REDD+戦略 (2017-2026) ⁵によると、2014 年までにカンボジアでは約 202 万 ha の森林に対する ELC が付与された。しかしながら、ELC 契約の管理計画に基づいた再植林や保全活動が

⁴ The Community Forestry Statistics in Cambodia June 2013 (FA,2013)

<https://server2.maff.gov.kh/parse/files/myAppId5hD7ypUYw61sTqML/328730acb77a730e527af161d6f367311539244105.pdf>

⁵ National REDD+ Strategy 2017-2026 (Royal Government of Cambodia 他, 2017)

<http://www.cambodia-redd.org/wp-content/uploads/2017/09/1.-NRS-Final-Eng.pdf>

実施されず、森林資源を伐採後、放置される ELC が増加した。こうした状況を受け、2012 年に首相令 01 にて ELC の新規付与の一時停止と既存の ELC の見直しが発令され、以降、2020 年 12 月時点でも新規の ELC 付与は行われていない。また、付与済みの ELC も、その活動が計画や法律に準拠していないものについては付与の取り消しや規模の縮小等が進んでいる。以下の図 2.3 に ELC からの木材生産量の推移を示す。

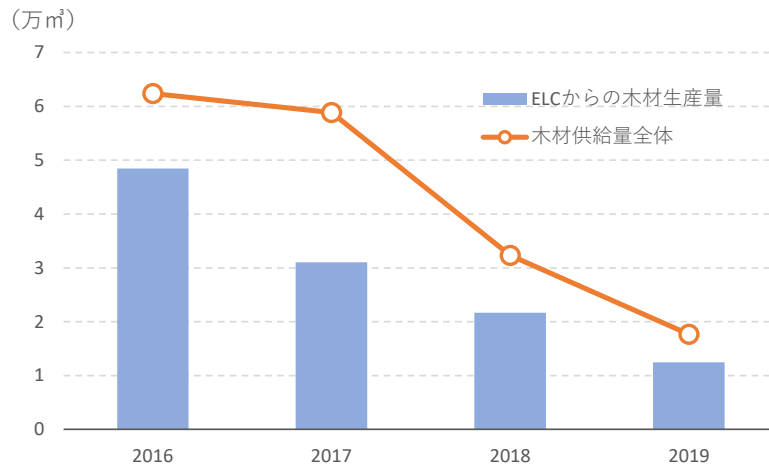


図 2.3 ELC からの木材生産量の推移

出典：森林局提供データ

カンボジアの森林局によると、2020 年 12 月時点で有効な ELC は 18 州に 229 件付与されており、その合計面積は 1,162,159ha ある。このうちの 44%に当たる 507,510ha がすでに開墾された。また、開墾された ELC の約 8 割に当たる 402,706ha では植林（アカシア、ユーカリ、天然ゴム、オイルパーム等）が実施済みとなっている。

6) 社会的土地利用権(Social Land Concession : SLC)

SLC は 2003 年 3 月に発布された政令 19 号社会的土地利用権によって、貧困世帯や軍人世帯及び新しい村に対し、国有地において住宅建設や耕地を認める制度である。国家 REDD+戦略(2017-2026) ⁵によると 2009 年から 2013 年にかけて、245 万 ha の森林を対象として SLC が付与された。また、2014 年には土地を所有していないコミュニティに土地所有権を付与するために、120 万ヘクタールの SLC が追加で付与された。SLC の開発によって伐採される木材もカンボジアの木材供給源となるが、森林局は、SLC によって生産された木材は、国内需要を満たすもので、輸出用にはならないとしている。なお、森林局は SLC からの木材生産量等は把握していない。

7) 開発（水力発電、道路、鉱山等）

カンボジアでは水力発電や道路網・都市の拡大、鉱山開発のための森林の土地利用転換が行われており、これらの活動も木材供給源となる。開発に伴う伐採活動において森林局は、開発地から搬出された木材量の検査、検査済みの木材へのハンマースタンプでのマーキング、輸送許可等の発行を行っている。森林局によると、開発に伴って発生する木材の量は少ないとのことである。

8) 輸入木材

輸入木材は森林局と輸入ライセンスを発行する商業省によって管理されている。森林局では、2016 年から 2019 年の間に 1,000~5,500 m³/年の木材輸入が記録されている。ただし、森林局は

SEZ と呼ばれる経済特区 (Special Economic Zone) で輸出入される木材は管轄していないため、カンボジア全体での輸入木材の全体量は把握されていない。

9) 押収された違法伐採木材

伐採許可証や輸送許可証等の必要な書類が不足している木材は、保護区内は環境省、保護区外は森林局によって違法伐採木材として押収される。押収される木材はローズウッド等の高付加価値の木材が多い。押収された違法伐採木材は、森林局の訴訟によって裁判所の判決を受けた後に競売にかけられる。競売に参加できる者はカンボジアの法人が対象となっており、落札後に輸送許可が与えられ、加工を経て国内市場での販売や、輸出が可能となる。なお、落札金額のうち、49%が押収された地域の森林管理署や警察へ、1%が経済財務省へ、50%が国庫に入る仕組みとなっている。押収された違法伐採木材は、カンボジアの木材供給量全体の1~2割を占めている。

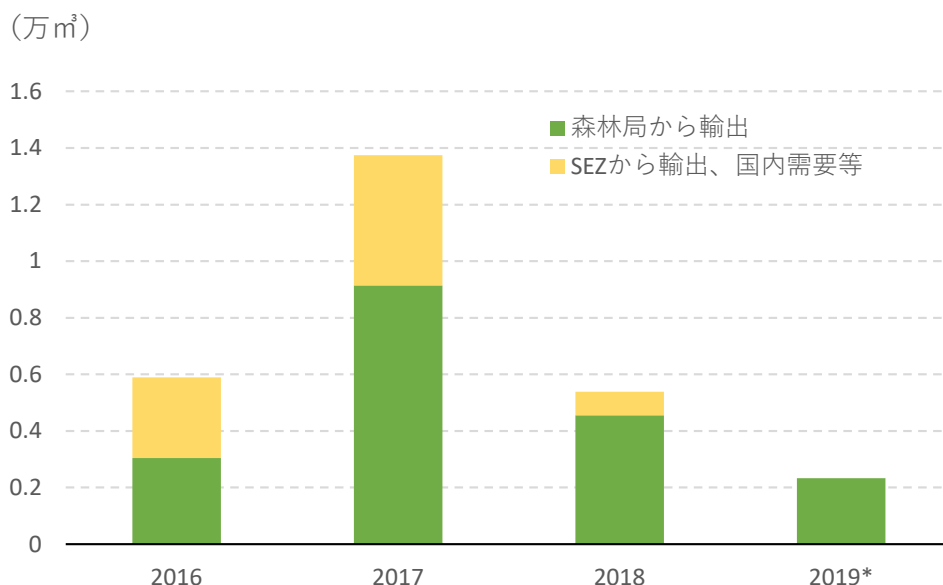
(2) 木材加工

木材加工施設の設立や操業には農林水産省による設立許可と操業登録を受ける必要がある。また、操業登録は毎年更新することが義務付けられている。現在のカンボジア国内の登録工場は42ヶ所で減少傾向にある。カンボジアの木材加工工場の内訳と工場数を表2.7に、木材加工量の推移を図2.4に示す。

表 2.7 カンボジアの木材加工工場数

| 種類 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 合板工場 | 3 | 5 | 9 | 9 | 11 |
| 製材所 | 45 | 45 | 40 | 33 | 16 |
| 木材加工工場 | 15 | 15 | 7 | 14 | 11 |
| 炭窯 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 木材チップ工場 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 装飾加工工場 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 65 | 67 | 59 | 60 | 42 |

出典：森林局提供データ



*2019年の木材加工量は森林局から輸出した加工木材量のみ

図 2.4 カンボジアの製材・加工木材量の推移

出典：森林局提供データ

2.1.3 木材及び木材製品の貿易

(1) 木材及び木材製品の輸出入

カンボジアの木材貿易量については、基本的に森林局が管理しているが、経済特区で行われる木材貿易に関しては商業省の下のカンボジア税関総局の管轄となっており森林局は関与していない。森林局が把握するカンボジアの木材貿易量の推移を図 2.5 に示す。森林局も参加して取りまとめた「FLEGT に関連したカンボジアの木材フローと管理の理解」⁶のレポートでは、輸送許可書 (PC-1) には、森林局の把握している木材貿易量の数量は、FAO の統計 (FAOSTAT) の数値と大きく離れていることも指摘しており、統一したデータの把握等が課題となっている。

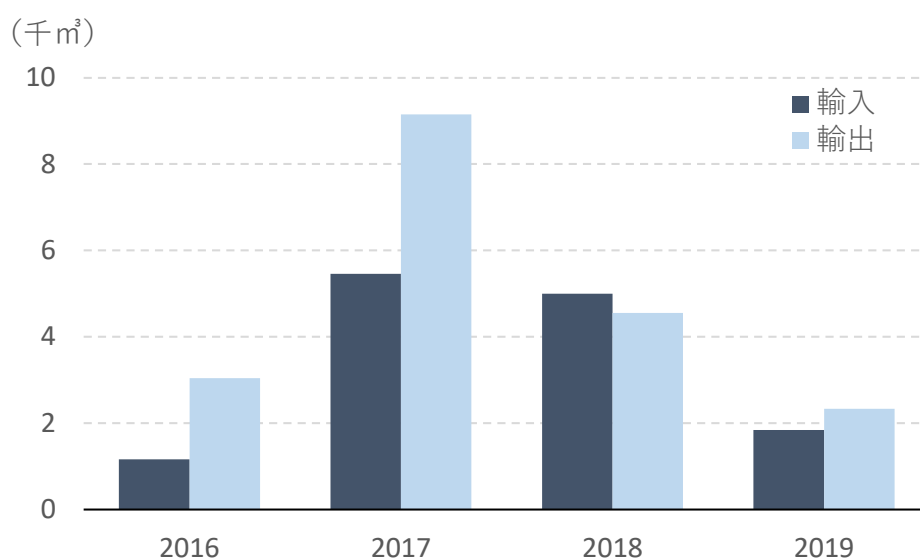


図 2.5 カンボジアの木材貿易量の推移

出典：森林局提供データ

森林局によると主な木材の輸出先はベトナムと中国である。カンボジアでは、天然林から搬出された原木、半製材、厚さが 25 cm を超える角材の輸出は禁止されている。このため、25 cm 以下の製材や、合板、木材チップ等が主な輸出品目である。主要な輸出樹種を表 2.8 に整理した。

表 2.8 カンボジアの代表的な輸出木材の樹種

| 名称 (英名) | 学名 |
|---|-----------------------------------|
| ピンカド、ビルマテツボク (Pyinkado, Burma Ironwood) | <i>Xylia dolabriformis</i> |
| ヒアン (フタバガキ科樹木) | <i>Dipterocarpus obtusifolius</i> |
| ヒエンクラート (フタバガキ科樹木) | <i>Dipterocarpus intricatus</i> |
| テン (フタバガキ科樹木) (Burmese Sal) | <i>Shorea obtuse</i> |
| アカシア (Auri, earleaf acacia) | <i>Acacia auriculiformis</i> |
| ユーカリ (Red Gum) | <i>Eucalyptus camaldulensis</i> |

出典：森林局提供データ

⁶ Understanding timber flows and control in Cambodia in the context of FLEGT (FA 他, 2014) <http://www.euflegt.efi.int/documents/10180/211477/Understanding+timber+flows+and+control+in+Cambodia+in+the+context+of+FLEGTc/03c0c17a-5dd0-43d6-9ccc-b4f661ba7463>

(2) 日本との取引状況

財務省貿易統計⁷によると、2019年の日本のカンボジアからの木材及び木材関連製品輸入状況は、総額約7.2億円であり、これは日本の木材関連製品輸入総額全体の1%以下である。カンボジアからの主な輸入品目は、紙及び板紙並びに製紙用パルプ等で、木材及び木材関連輸入内訳の9割以上を占めている。また、紙及び板紙並びに製紙用パルプ等の輸入量は2010年以降増加傾向にある。図2.6に2010年から2019年のカンボジアから木材関連製品の輸入金額の推移を示す。

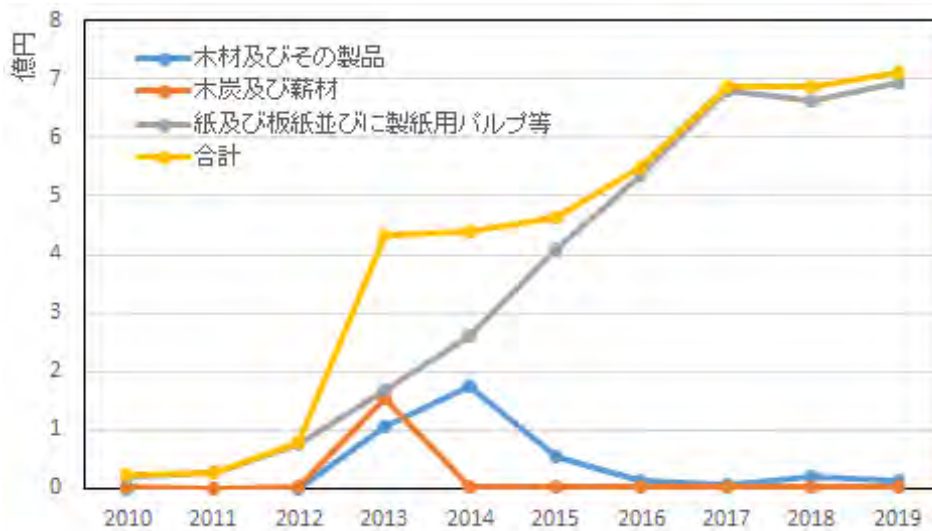


図 2.6 2010 年以降のカンボジアからの木材関連製品の輸入額の推移

出典：財務省貿易統計⁷

⁷ 財務省貿易統計ウェブサイト <https://www.customs.go.jp/toukei/search/futsu1.htm>

2.2 関連政府機関の概要

2.2.1 木材の伐採・輸送・貿易に対する各政府機関の関わり

カンボジアにおける木材の伐採・流通に関連する政府機関は、農林水産省（MAFF）下の森林局（FA）、環境省（MOE）、商業省（MOC）及びカンボジア税関局（GDCE）等が関連している。表 2.9 に木材供給源別の関連機関を整理した。

表 2.9 木材供給源別の関連機関

| | ELC 森林コン セッション | SLC | ABC | 開発 | CF | 輸入 木材 | 押収 木材 | 植林 地 |
|------------|----------------------|------------------|------|----|-------------|-------------|----------|---------|
| 事業許可 | MOC | | | | FA 管理署 | MOC | 該当なし | MOC |
| 伐採割当 | 不要 | | MAFF | 不要 | FA 州管 理局 | 該当なし | | 不要 |
| 伐採許可 | MAFF/FA 本局 | | | | | | | |
| 輸送ライセンス | FA 本局 | | | | | | | |
| 輸送許可(原木) | FA 管理署 | | | | | | | 不要 |
| 輸送許可(国内市場) | | | | | | | | |
| 輸送許可（輸出入） | FA 本局 | 輸出されない ため該当なし | | | FA 本局 | | | |
| 木材の輸出入割当 | MAFF | | | | MAFF | | | |
| 原産地証明 | MOC | | | | MOC | 輸入国よ り取得 | MOC | |
| 輸出入ライセンスビザ | FA 本局 | | | | FA 本局 | | | |
| 輸出入ライセンス | MOC | | | | MOC | | | |
| 輸出許可 | GDCE | | | | GDCE | | | |

出典：FLEGT に関連したカンボジアの木材フローと管理の理解⁶、森林法、森林局聞き取り結果を基に調査団作成

2.2.2 各関連政府機関の概要

(1) 農林水産省 (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries ; MAFF)

農林水産省は 1996 年の農林水産省設立法によってカンボジアの農林水産業に関する政策を担う機関として設置された。農業総局、恒久林を管轄する森林局及び浸水林や沿岸域のマングローブ林を管轄する水産局、天然ゴム総局の 4 つの外局の統括機関となっている。農林水産省の組織図を図 2.7 に示す。

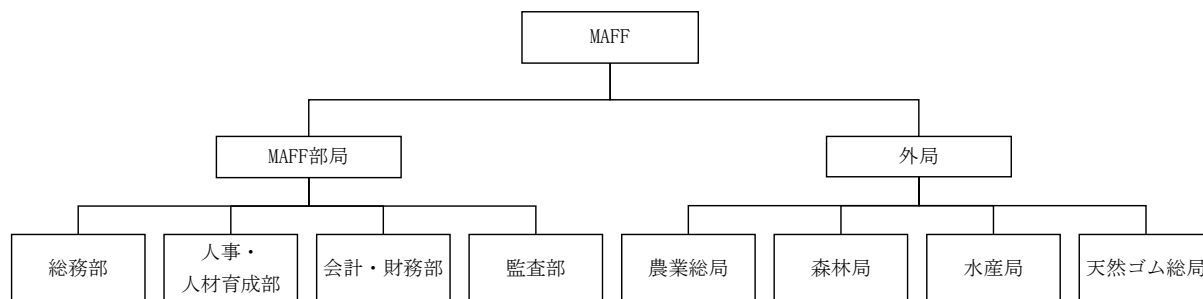


図 2.7 農林水産省の組織図

出典：農林水産省ウェブサイト⁸を基に調査団作成

⁸ 農林水産省ウェブサイト <https://web.maff.gov.kh/?lang=kh>

(2) 森林局 (Forest Administration ; FA)

森林局は農林水産省の外局に位置し、森林法によって恒久林について、社会的、経済的、環境的な利益とカンボジアの文化的価値を最大化するために、持続可能な方法で管理することが定められている。森林局が管轄する恒久林には恒久保全林(Permanent Forest Reserve: PFR)と私有林(Private Forest)がある。森林局によると、恒久林 (PFE) における私有林の割合は小さい。また、恒久保全林 (PFR) には生産林と転換林があるが、2002 年以降、2020 年時点まで転換林のコンセッションが停止しているため、転換林に分類されている森林は少ない。このため、2020 年 12 月時点では、PFR の生産林に該当する約 3,065 千 ha の森林の管理が森林局の主な管轄区域となっている。2020 年時点における森林局が管轄する生産林の詳細を表 2.10 に示す。

表 2.10 生産林の内訳

| 区分 | | | 数 (個所) | 面積 (ha) | |
|-----------|-------------|-----------------------|---------------------|------------|---------|
| 恒久林 (PFE) | 恒久保全林 (PFR) | 生産林 | コミュニティフォレスト (登録申請済) | 636 | 516,817 |
| | | 森林拡大及び再植林地域 | 80 | 407,494.56 | |
| | | プノンタモア動物公園と野生動物保護センター | - | 2,285 | |
| | | 国家種子保全地域 | 6 | 2,231 | |
| | | 官民パートナーシップ林業地 | 8 | 91,618 | |
| | | その他の森林被覆地 | - | 882,633 | |
| | | ELC | 229 | 1,162,159 | |
| | | 生産林合計 | - | 3,065,237 | |
| | 転換林 | - | N/A | | |
| 私有林 | - | N/A | | | |

出典：森林局提供データ

森林局は、2002 年の森林法及び 2003 年の政令 79 号によって、中央本部とその地方組織が統一され、中央集権的な組織体制として構築された。現在森林局は、369 名の職員がいる中央本局と 4 つの地方森林統括事務所 (Inspectorate)、25 の州森林管理事務所 (Cantonment)、55 の森林管理署 (Division)、170 の出張所 (Triage) からなる階層構造となっている。下記の図 2.8 に森林局の組織図を示し、表 2.11 に、森林局の各レベルにおける役割を整理した。

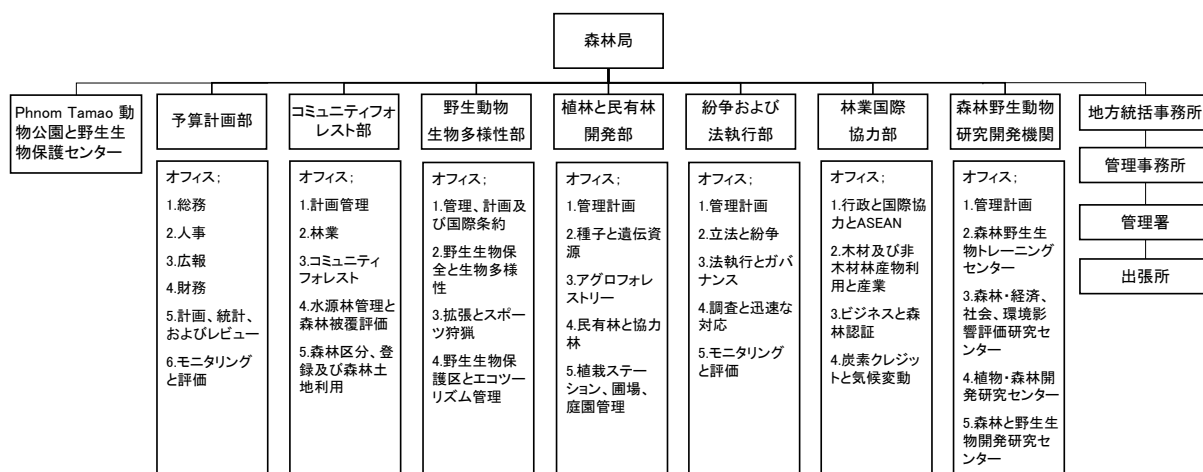


図 2.8 カンボジア森林局の組織図

出典：森林局提供データ

表 2.11 森林局のレベル別の役割

| レベル | 役割 |
|---|---|
| <p>中央本局 (森林法 7 条) (Headquarter)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ PFE 持続可能な管理の確立のための森林活動の規則の策定 ・ 持続可能な木材生産を維持するための、科学的、経済的、社会的、環境的要因に関する森林の調査とデータ収集 ・ PFE 内の土地利用図作成のための、森林境界の設定と分類の実施 ・ 国家森林管理計画の策定と実施 ・ 劣化森林の再生活動やコミュニティフォレスト活動の促進 ・ 森林資源と野生生物のための研究や保護・保全プログラムの開発と実施 ・ 森林破壊、森林火災、違法伐採に対する調査や予防措置と法執行 ・ 自然生態系の再生や森林保全に向けた普及啓もうプログラムの推進 ・ 森林資源の保護と開発のための能力強化のための国際協力の促進 ・ 重要な社会的・環境的影響を与える可能性がある森林関連活動の評価 |
| <p>地方統括局 (2020 年 9 月政令 380 号 2 条 より) (Inspectorate)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の州をまとめてカンボジア国内を 4 つの森林管理管轄地域 (メコン地域、トンレサップ北地域、トンレサップ南地域、湾岸地域) に区分している。管轄地域内での活動状況の調整、監視、評価を行う。 ・ 農林水産省の地方事務所等と連携し、州森林管理局の森林管理や技術パフォーマンスの評価を実施 ・ 農林水産省の地方事務所等と連携し、野生動物や森林に対する犯罪を監視、調査、防止 ・ 野生動物や森林に関する違法行為を文書化 ・ 森林局長が指示する業務の実施 |
| <p>州 森 林 管 理 局 (Cantonment)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林政策及び管理計画実施のための、管轄内の管理署と出張所の管理、主導及び調整 ・ 管轄内の森林管理計画の策定と管理計画承認後の管理署及び出張所による計画実施のための事業計画の設定 ・ 森林管理と伝統的な利用のためのコミュニティフォレストの確立 ・ コミュニティに対し、木材及び NTFPs の収穫割当と輸送割当の設定許可 ・ 木材や NTFPs 輸送倉庫及び小規模な手工芸の設立、主要な材料として木材や NTFPs を使う産業用及び手工芸用の窯の設立許可の発行 ・ PFE の内部もしくは近隣に住む地域コミュニティとのコミュニティフォレスト契約への署名 ・ 管轄内の森林セクター活動に関する森林局長への定期報告 |
| <p>森 林 管 理 署 (Division)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林と野生生物資源評価の実施と森林境界の設定 ・ 野生動物及びその生息地の調査研究と管理保全の実施 ・ 管轄区内の森林管理計画の調査、策定及び実施 ・ 管轄区域の過去の生産林コンセッションの管理計画の策定と承認のための森林局長への提出 ・ 植林と森林再生の実施 ・ 森林火災防止対策の拡大実施 ・ コミュニティフォレストに対する技術支援の提供とレビュー及び促進 ・ 木材搬出の管理と Log Book A に記録するための木材及び NTFPs の量と品質の測定と評価 ・ 森林及び野生生物犯罪の調査と予防 ・ 森林及び野生生物犯罪の訴訟と法廷への送還 ・ コミュニティフォレストにおける地域コミュニティの伝統的な利用権を超えた木材及び NTFPs の収穫許可の発行 ・ 管轄区内で発生する木材及び NTFPs の輸送許可の発行 ・ 管轄区内の森林セクター活動に関する管理事務所長への定期報告 |
| <p>森 林 事 務 所 (Triage)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・野生生物資源の監視及び保護と森林火災撲滅の地上パトロールの実施 ・ 植林拡大と森林・野生生物資源保護と管理への地域コミュニティ参加の要請 ・ 森林再生のための苗木を育てる圃場の設立 ・ コミュニティフォレストへの技術支援の提供と促進 ・ 森林・野生生物インベントリの実施と管理 ・ 木材及び NTFPs の量の測定、評価、特定 ・ 森林犯罪の監視、報告、とりまとめと森林・野生生物犯罪の防止 |

出典：FLEGT に関連したカンボジアの木材フローと管理の理解⁶、森林局への聞き取り結果を基に調査団が整理

(3) 環境省(Ministry of Environment ; MOE)

環境省（MOE）は、環境保護、生物多様性の保全、天然資源の適切かつ持続可能な利用を主導・管理する機関として 1993 年公布の「保護区の設置と指定に関する王室令」によって設立された。2016 年に法令第 135 号によって再編成され、現在は 6 部局と、持続可能な開発のための国家開発協議会（NCSD）の事務局が配置されている。なお、MOE は天然資源の一部として保護区（Protected Area, PA）を管轄している。2020 年時点で保護区は 725 万 ha（12 ヶ所の国立公園、19 ヶ所の野生生物保護区、14 ヶ所の景観保護区、8 ヶ所の複合利用地域、5 ヶ所のラムサール条約地域、11 ヶ所の国家遺産公園、及び保護区内の生物多様性回廊）で、カンボジア国土の約 40% を占めている。なお、保護区が存在している州には州レベルの環境局が設置されている。図 2.9 に環境省の組織図を示す。

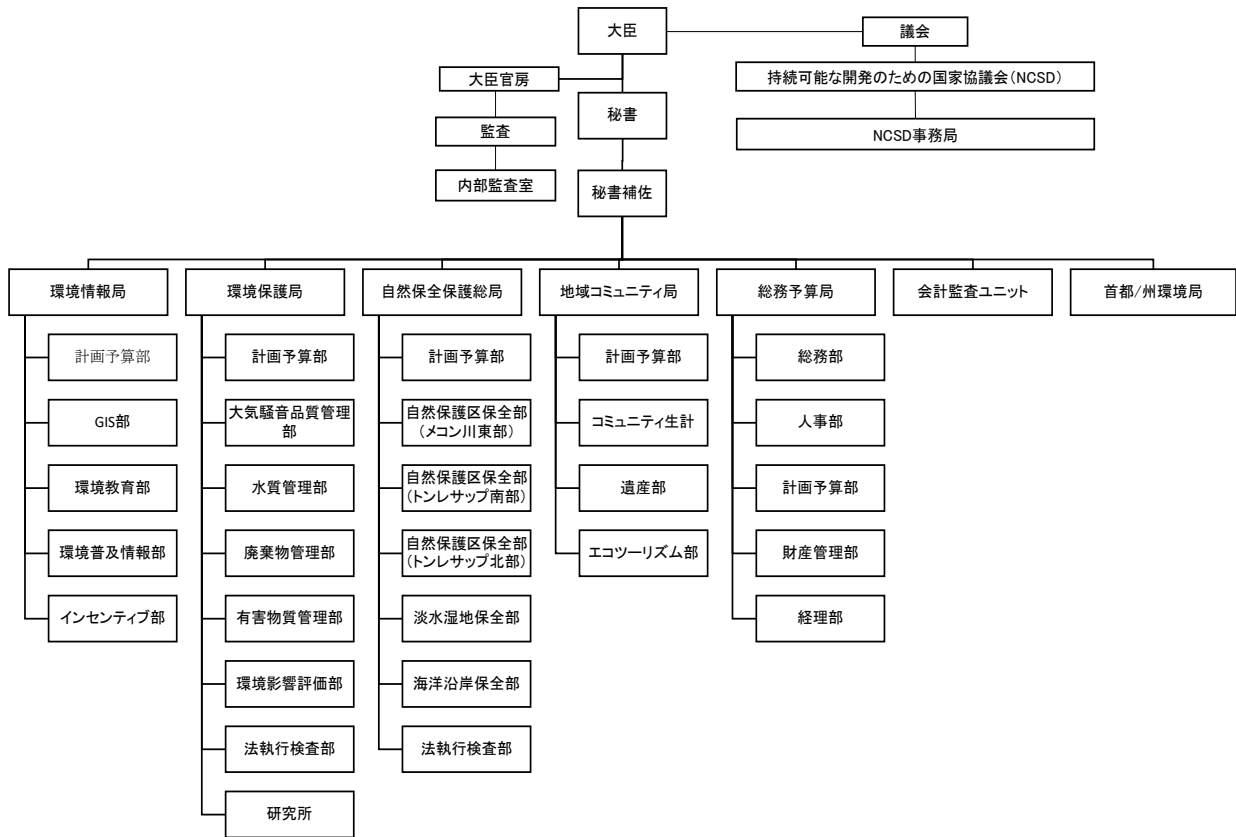


図 2.9 環境省の組織体制

出典：環境省ウェブサイト⁹、環境省への聞き取り調査を基に調査団作成

⁹ 環境省ウェブサイト <http://www.moe.gov.kh/>

(4) 自然保全保護総局 (General Department of Administration for Nature Conservation and Protection ; GDANCP)

自然保全保護総局は環境省の下で、保護区の自然保全、生物多様性の保全及び持続可能な天然資源の利用の管理・調整を行う目的で 2008 年に設立された機関である。2016 年の政令第 69 号によって森林局管轄の区域の一部が環境省の管轄の保護区に組み込まれるとともに、森林局から GDANCP にも職員が異動した。2020 年時点で、全国に 168 名の職員と 1,178 名のレンジャーが配置されている。図 2.10 に自然保全保護総局の組織図を示す。



図 2.10 自然保全保護総局の組織体制

出典：環境省ウェブサイト⁹

(5) 商業省 (Ministry of Commerce ; MOC)

商業省はカンボジアの商業及び貿易の規制と促進を管轄している。同省はカンボジア企業に対し、営業許可証、輸出入ライセンス、原産地証明を発行する。図 2.11 に商業省の組織図を示す。

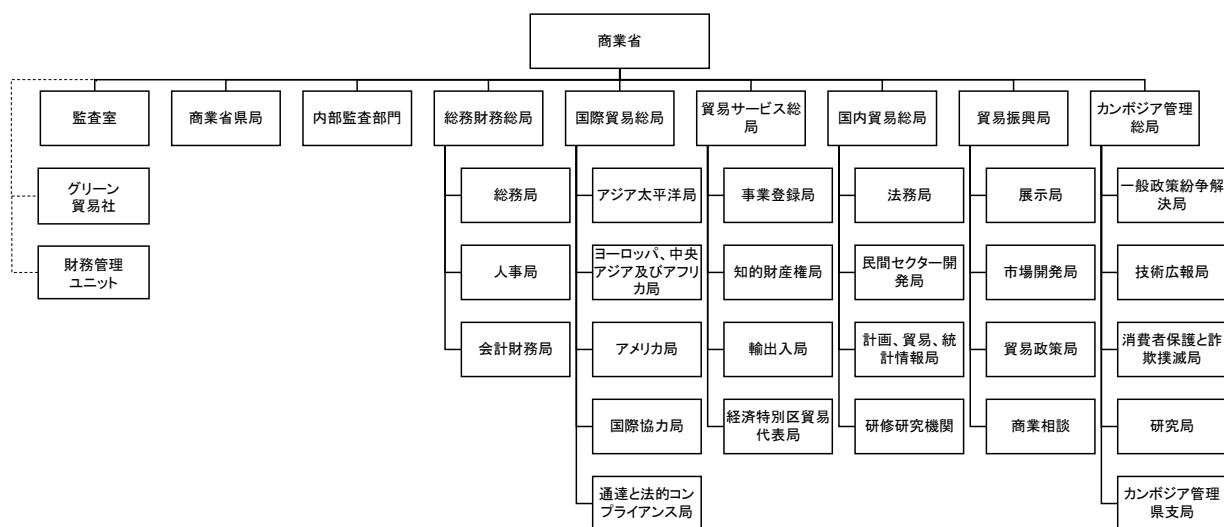


図 2.11 商業省の組織体制

出典：商業省ウェブサイト¹⁰

¹⁰ 商業省ウェブサイト <https://www.moc.gov.kh/en-us/>

(6) カンボジア税関総局(General Department of Customs and Excise of Cambodia; GDCE)

カンボジア税関総局は経済財務省の行政機関であり、輸出入品に係る関税及び輸送料の課税や徴収、管理、税関における不正行為の抑制及び防止、国際貿易の促進を担っている。木材貿易において、GDCE は輸出入許可証を発行し、輸出入品に対する検査を行う。図 2.12 に税関総局の組織体制を示す。

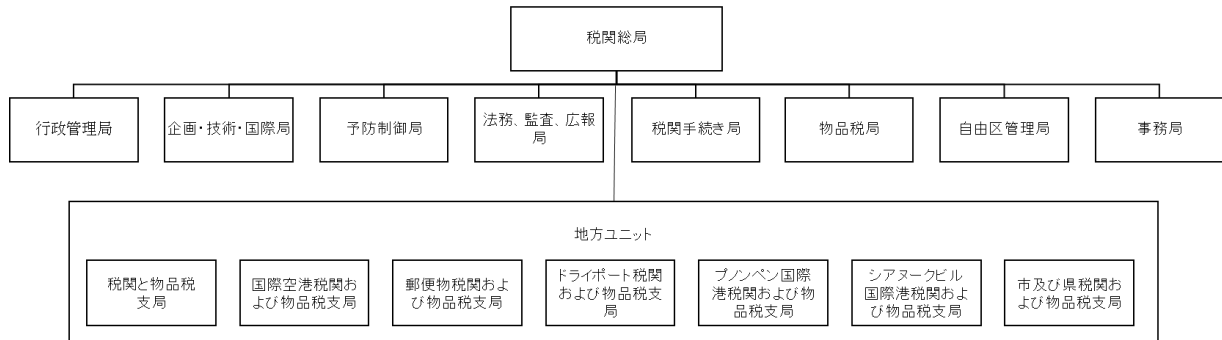


図 2.12 税関総局の組織体制

出典：税関総局ウェブサイト¹¹

¹¹ 税関総局ウェブサイト <http://www.customs.gov.kh/about-us/organization-structure/>

2.3 森林の伐採段階における法令等

2.3.1 法令等の運用状況

(1) 森林に適用（運用）される法律

カンボジアでは上位の法律にて全体の方向性や目的を示し、下位の政令、省令、規則等で細則を定めている。カンボジアの森林は2002年に改正された森林法にて、恒久林、浸水林とマングローブ林、保護区に分類され、その区分によってそれぞれの法律が適用されると定めている。現在のカンボジアの森林の分類と適用される法律を表 2.12 に示す。

表 2.12 カンボジアの森林の分類と管轄

| 管轄 | | 法律 | 森林分類 | | |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|---|--|
| 農 林 水 産 省 (MAFF) | 森林局 (FA) | 森 林 法 (2002) | 恒久林 (PFE) | 恒久保 全林 (PFR) | 生産林 -森林コンセッション -コンセッション下でない生産林 -回復中の森林 -植林のための保全林 -森林再生のための保全林 -劣化林地 -契約下のコミュニティフォレスト |
| | | | | | 転換林 |
| | 水産局 (FIA) | 漁 業 法 (2006, 2017年一 部改訂) | 保護区外 の浸水林 とマング ローブ | 私有林 | コミュニティ漁地 |
| | | | | 釣り場 | 漁業保護区および保全区 |
| 環 境 省 (MoE) | 自然保全 保護局 (GDAN CP) | 保護区法 (2008) | 保護区 (PA) | -保護区 -国立公園 -自然遺産 -海浜公園 -野生動物保護地 -多目的利用区域 -保護景観区 -生物圏保全区 -ラムサール条約サイト | |
| | | | | 保護林 -特別な生態系のための保全林 -調査林 -水源林 -流域保護林 -植物園 -レクリエーション林 -宗教的な森林 | |
| | | | | コミュニティ保護林 | |
| | | | | 保護区内の浸水林とマングローブ林 | |

出典：森林法及び保護区法を基に調査団作成

なお、2002年の森林法では生産林の中に、保安林(Protection Forest)という区分が設けられていたが、2016年9月に政令69号によって保安林は環境省の自の管轄である保護区(Protected Area)に移行した。以下に、カンボジアの森林、すなわち恒久林、浸水林とマングローブ林、保護区を管轄する、森林法、漁業法、保護区法について整理する。

1) 森林法（2002年改定）

現行のカンボジアの森林法（Law on Forestry）は2002年に改定・公布された。森林法は同国における生物多様性の保全と文化の保全を含む社会、経済および環境的利益をもたらす持続可能な森林管理を確立するための、恒久林における森林の管理、収穫、利用、開発及び保全に関する権限や手続き、罰則等の枠組みを規定している。森林法の項目を表 2.13 に示す。

表 2.13 森林法の章項目

| 章番号 | 章の表題と対応する条項番号 |
|------|---|
| 第1章 | 一般規定 (第1条 - 第5条) |
| 第2章 | 森林局 (第6条 - 第7条) |
| 第3章 | 持続可能な森林管理 (第8条 - 第9条) |
| 第4章 | 恒久林 (第10条 - 第12条) |
| 第5章 | 森林コンセッション管理 (第13条 - 第19条) |
| 第6章 | コンセッションおよび保護林下でない生産林の管理 (第20条 - 第23条) |
| 第7章 | 許可と権限 (第24条 - 第27条) |
| 第8章 | 森林産物と副産物の収穫の禁止と保護林 (第28条 - 第39条) |
| 第9章 | 慣習的なユーザー権利、コミュニティフォレストと私有林の管理 (第40条 - 第47条) |
| 第10章 | 野生生物保護 (第48条 - 第51条) |
| 第11章 | 林産物および副産物のロイヤリティとプレミアム (第52条 - 第58条) |
| 第12章 | 森林再生と国家森林開発基金 (第59条 - 第64条) |
| 第13章 | 林業活動を管理する措置 (第65条 - 第75条) |
| 第14章 | 林業犯罪の解決手順 (第76条 - 第89条) |
| 第15章 | 林業違反および法的罰則 (第90条 - 第101条) |
| 第16章 | 裁判所の評決の執行 (第102条 - 第104条) |
| 第17章 | 経過規定 (第105条 - 第107条) |
| 第18章 | 最終規定 (第108条 - 第109条) |

出典：森林法

2) 漁業法 (2006年制定、2017年一部改訂)

カンボジアの保護区以外の浸水林、マングローブに関する規定は 2006 年に制定された漁業法 (Fisheries Law) に定められている。漁業法の中で、漁業資源に関連する浸水林、マングローブ林は農林水産省の漁業局に管理されることとしている。なお、漁業法 28 条では浸水林及びマングローブ林における営利目的の木材の収穫、輸送、保管行為の禁止が明記されている。漁業法の項目を表 2.14 に示す。

表 2.14 漁業法の章項目

| 章番号 | 章の表題と対応する条項番号 |
|------|--------------------------|
| 第1章 | 一般規定 (第1-5条) |
| 第2章 | 水産局 (第6-7条) |
| 第3章 | 漁業領域 (第8-13条) |
| 第4章 | 漁業管理の持続可能性 (第14-17条) |
| 第5章 | 漁業の保護と保全 (第18-25条) |
| 第6章 | マングローブ林と浸水林の管理 (第26-29条) |
| 第7章 | 漁業開発の管理 (第30-38条) |
| 第8章 | 内陸漁業開発 (第39-44条) |
| 第9章 | 海洋漁業開発 (第45-52条) |
| 第10章 | 養殖管理 (第53-58条) |
| 第11章 | 漁業コミュニティ (第59条から63条) |
| 第12章 | 水産物の輸送と貿易 (第64-69条) |
| 第13章 | ライセンス (第70条から第71条) |
| 第14章 | 漁業違反の解決手続き (第72-85条) |
| 第15章 | 罰則 (第86条から第104条) |
| 第16章 | 裁判所の判決執行 (第105条から第107条) |
| 第17章 | 最終規定 (第108-109条) |
| 付録 | 漁業法で使用される重要な用語の定義 |

出典：漁業法

3) 保護区法 (2008 年)

保護区法は、1996 年に公布された環境保護及び天然資源管理に関する法律によって定義される保護地域について、保護地域における管理、生物多様性の保全、および天然資源の持続可能な利用を確保することを目的として 2008 年に制定された。保護区内の森林を含めた天然資源について、その利用権限や手続き、規則を定めている。保護区法の章項目について、表 2.15 に整理した。

表 2.15 保護区法の章項目

| 章番号 | 章の表題と対応する条項番号 |
|--------|---|
| 第 1 章 | 一般規定 (第 1 条 - 第 3 条) |
| 第 2 章 | 責任機関 (第 4 条 - 第 6 条) |
| 第 3 章 | 保護区の設立と変更 (第 7 条 - 第 10 条) |
| 第 4 章 | ゾーニング (第 11 条 - 第 14 条) |
| 第 5 章 | 保護区管理のための国家戦略と活動計画 (第 15 条 - 第 20 条) |
| 第 6 章 | 地域コミュニティと少数先住民コミュニティの関与とアクセス権 (第 21 条 - 第 28 条) |
| 第 7 章 | 保護区の教育、普及、回復、改善、資金提供 (第 24 条 - 第 34 条) |
| 第 8 章 | 許可と禁止及び社会環境影響評価 (第 35 条 - 第 44 条) |
| 第 9 章 | 法執行と違反行為の解決手続き (第 45 条 - 第 52 条) |
| 第 10 章 | 天然資源違反と罰則 (第 53 条 - 第 64 条) |
| 第 11 章 | 最終規定 (第 65 条 - 第 66 条) |
| 別添資料 | 用語集 |

出典：保護区法

なお、保護区法では、保護区を 4 つの区域(ゾーン)に区分し、区域ごとにアクセスや利用の制限を規定している。保護区内で土地利用転換が許可され、木材が搬出されることが想定されるのは、4 つのゾーンのうちの、持続可能な利用ゾーンである。表 2.16 に保護区の区域の区分を示す。

表 2.16 保護区のゾーン

| | |
|------------|--|
| コアゾーン | 絶滅危惧種や脆弱な生態系を含む最も保全価値の高い管理地域。基本的に立ち入りは禁止されている。 |
| 保護ゾーン | コア区域に隣接し、天然資源、生態系、流域及び自然景観を含む、保護価値の高い管理地域。自然保全保護局の事前の許可を得た時のみ立ち入りが可能。また、区域内の生物多様性に悪影響を与えない限り、地域の少数民族の生計手段としての非木材林産物 (NTFPs) の利用が、厳格な管理下で許可される。 |
| 持続可能な利用ゾーン | 国家経済の発展と管理のための経済価値が高い保護区の保全管理地域。天然資源の自然特性は変化させない範囲で、地域コミュニティや少数先住民の生計改善のために管理される。環境省からの要請に応じて、関連機関や法令等に基づいた協議を経て開発や投資活動が許可されることがある。 |
| コミュニティゾーン | 地域コミュニティや少数先住民の社会経済開発のための管理区域で既存の住宅地や水田、畑、移動耕作地等が含まれることがある。この区域は地域住民の利用のみ管理が許可される。この土地所有権もしくは利用権の発行には土地法に従って事前に環境省の合意を得る必要がある。 |

出典：保護区法、Zoning Guidelines for the Protected Areas in Cambodia¹²を基に調査団作成

¹² Zoning Guidelines for the Protected Areas in Cambodia (GDANCP, 2017)
<http://www.cambodia-redd.org/wp-content/uploads/2017/10/Zoning-English-Print-resized.pdf>

(2) 伐採時に適用（運用）される法令

伐採時に運用される法令については、森林局によると恒久林内外に関わらず、森林法が基本原則として適用される。また、さらに詳細な規則や手続き等は、伐採を伴う活動（例えば、営利目的の木材生産、コミュニティフォレストでの木材生産、水力発電開発や道路開発等の土地利用転換等）別に政令や省令等で詳細が定められている。表 2.17 に伐採に関連する法令の運用状況を整理した。

表 2.17 伐採時に運用される法令

| 適用法律 | 土地及び森林分類 | 伐採を伴う活動 | 適用法律以外の関連する法令 |
|-----------------|---|-----------------|---|
| 森林法 | 私有地 | 私有地植林の収穫 | ・法令 02 木材伐採に用いる丸鋸利用の管理(2006) |
| | | 国有地植林の収穫 | ・法令 02 木材伐採に用いる丸鋸利用の管理(2006) ・政令 26 号国有地植林の利用権付与に関する規則(2008) |
| | 恒久林 | 森林コンセッション | ・カンボジア森林伐採実務規範(1999) ・政令 5 号森林コンセッション管理(2000) ・省令 5721 号森林コンセッション活動の一時停止(2001) ・政令 089 号収穫が禁止されている木材と非木材林産物(2005) ・法令 02 木材伐採に用いる丸鋸利用の管理(2006) |
| | | ABC | ・カンボジア森林伐採実務規範(1999) ・法令 02 木材伐採に用いる丸鋸利用の管理(2006) ・政令 316 号コンセッション下に無い生産林内の林産品及び副産物の年間権利を取得するための法的手続き (2005) ・政令 089 号収穫が禁止されている木材と非木材林産物(2005) |
| | | コミュニティフォレスト | ・政令 79 号コミュニティフォレスト管理(2003) ・政令 316 号コンセッション下に無い生産林内の林産品及び副産物の年間権利を取得するための法的手続き (2005) ・政令 089 号収穫が禁止されている木材と非木材林産物(2005) ・省令コミュニティフォレストガイドライン(2006) ・法令 02 木材伐採に用いる丸鋸利用の管理(2006) |
| | | ELC | ・政令 146 号経済的土地コンセッション(2005) ・政令 316 号コンセッション下に無い生産林内の林産品及び副産物の年間権利を取得するための法的手続き (2005) ・政令 131 号政令 146 号経済的土地利用権の改訂(2008) ・首相令 01 ELC の管理の強化と有効性を高めるための措置(2012) |
| | | SLC | ・政令 19 号社会的土地利用権(2003) ・政令 316 号コンセッション下に無い生産林内の林産品及び副産物の年間権利を取得するための法的手続き (2005) |
| 開発（水力発電、道路、鉱山等） | ・政令 316 号コンセッション下に無い生産林内の林産品及び副産物の年間権利を取得するための法的手続き (2005) ・コンセッション法(2007) | | |
| 森林法保護区法 | 保護区 | 開発（水力発電、道路、鉱山等） | ・政令 316 号コンセッション下に無い生産林内の林産品及び副産物の年間権利を取得するための法的手続き (2005) ・コンセッション法(2007) |

出典：FLEGT に関連したカンボジアの木材フローと管理の理解⁶、カンボジア木材合法性リスク評価²、森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

2.3.2 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要

(1) 伐採に関する許認可制度の状況

1) 私有地における伐採

カンボジアでは、天然林は国有財産とされているため、私有地内に天然林は存在しない。このため、私有地から木材が供給されるのは、私有地内で植林が行われた場合である。私有地における植林は、森林法 4 章 10 条において、所有者が自ら管理、開発、伐採、利用、販売もしくは分譲する権限を持ち、維持管理をすることが定められており、伐採における許可や木材利用のライセンス許可の取得は義務付けられていない。一方で、伐採木材を輸出する場合は、以下の 3) に沿った許可の取得が必要となる。

2) 国有地内の植林における伐採

国有地における植林は、森林局が直接実施する以外に、森林局からの国有地の森林利用許可を受けることによって、コミュニティや住民及び民間企業が実施できる。こうしたコミュニティや住民、企業等が実施した植林木の伐採は、伐採木材を国内市場で売買する場合、許可の取得は不要である。ただし、伐採する旨を州森林管理局の職員に連絡もしくは報告する必要がある。一方で、伐採木材を輸出する場合は、以下の 3) に沿った許可の取得が必要となる。

3) 植林以外の恒久林（PFE）における伐採

植林以外の恒久林における伐採に係る許可や手続きについては、森林法にて定められている。図 2.13 に恒久林における許認可の取得を含めた伐採手続きを示す。



図 2.13 伐採手続きの流れ

出典：森林法、森林局聞き取り結果を基に調査団作成

① 機材の登録

森林法 70 条により、恒久保全林内の許可を受けた伐採区域に立ち入る際に、登録を受けていない機材及び車輛の持ち込み、乗り入れは禁止されている。伐採の実施者は事前に使用機材を森林局に登録し、伐採に必要な各機材及び車輛の識別タグを入手する。

② 伐採許可の取得

恒久林における森林伐採に関連する許可については、森林法 7 章「許可と権限」に規定されている。恒久林での森林の伐採を行うためには、伐採実施者が伐採許可を取得する必要がある。なお、コミュニティフォレストや現在停止している森林コンセッションの場合は、まず年間伐採割当量の設定を受ける必要があり、年間伐採割当量の範囲において、伐採許可が取得できる。ただし、ELC や SLC、開発等の土地利用の転換に伴う伐採については、伐採割当はなく、伐採許可のみとなる。また、コミュニティフォレストはコミュニティフォレスト契約に年間伐採割当量が含まれており、管理計画に従った木材を収穫する権利を有するようになる。このため、コミュニティフォレスト契約が年間伐採割当及び伐採許可となる。なお、これらの許可とその発行機関は伐採行為を伴う活動及び伐採行為の実施者によって異なる。伐採に関連する許可とその発行機関につい

ては既出の表 2.9 のとおりである。

③ Log Book A への登録

伐採前に森林局職員が立木量を推定するためのインベントリを実施し、伐採によって搬出される木材量を推定する。このインベントリ結果は農林水産省に報告され、伐採前に農林水産省がその結果を承認する必要がある。承認を受けた後、伐採が実施されると、伐採木材は伐採ブロック内に設置された土場にて、丸太（直径 30 cm 以上）、ポール（直径 15 cm 以上 30 cm 未満）、薪炭材（直径 15cm 未満）に区分され、その品質と量をその区域を管轄する森林局職員によって検査を受け、Log Book A と呼ばれる木材リストに、表 2.18 に示す内容が記録される。検査を受けて Log Book A に記録済みの丸太は森林管理署職員によって、検査、記録が行われたことを示すハンマースタンプが 1 ヶ所に刻印される。

表 2.18 Log Book A への記録事項

| | |
|------------|-------------------------|
| 1. 記録番号 | 6. 長さ (m) |
| 2. 丸太の本数 | 7. 材積 (m ³) |
| 3. 丸太の樹種名 | 8. 質 |
| 4. 丸太のグレード | 9. その他、留意事項等 |
| 5. 胸高直径 | |

出典：森林局

④ ロイヤリティとプレミアムの支払い

伐採者は Log Book A に登録された木材の質や量に応じて、伐採料（ロイヤリティ：伐採された木材に対して伐採者が国に支払う料金）と手数料（プレミアム：ロイヤリティに加え、ライセンスもしくは許可取得者が特定の森林内で活動するために支払う料金）を支払う必要がある。なお、コミュニティフォレスト契約に基づいて生産された木材は、伐採料と手数料の支払いは免除される。伐採料と手数料が支払われると、森林局長より、その木材の利用を許可するライセンス許可（木材の利用のための輸送許可）が発行され、木材には追加で 3 ヶ所（③で刻印される 1 ヶ所と併せて、合計で 4 ヶ所）のスタンプが木口の両面に刻印される。この 4 ヶ所のスタンプによって合法的な手続きを踏まえた木材であることが示される。なお、押収された違法伐採木材は 3 ヶ所のスタンプが両サイドの木口と真ん中に刻印され、合法木材と見分けられるようになっている。



写真 2.1 合法的な手続きを踏まえた木材であることを示す 4 ヶ所のスタンプ

写真提供：森林局

(2) 許可証等の法令に基づく書類の概要

カンボジアでは、木材生産や輸出において、伐採許可や利用のための輸送の許可等の各種許可の取得が森林法によって定められている。これらの許可について、森林法では表 2.19 に示す項目が含まれていることを規定している。

表 2.19 森林法が定める許可に含まれるべき項目

| 許可の必須項目 |
|---|
| 1. 許可取得者の名前 |
| 2. 許可の有効期間 |
| 3. 木材及び NTFPs の伐採・収穫地の場所と範囲 |
| 4. 森林局によって定められたユニット内で伐採・収穫が許可された木材及び NTFPs の量 |
| 5. 木材及び NTFPs の原産地と輸送地 |
| 6. その他関連情報 |

出典：森林法

農林水産省から発行される ELC による伐採の許可の内容を表 2.20 に示す。

表 2.20 伐採許可の内容

| カンボジア王国 | |
|---|----------|
| 農林水産省 | 日付：..... |
| 書類番号..... | |
| 森林局 | |
| 件名：（会社名）の 20XX-20XX 年年間作業計画のためのブロック I または II または III の.....ha の区域の伐採許可（林地の更地化）申請について | |
| 添付ファイル：.....（ある場合、ファイル名）（ある場合、ファイル名） | |
| 上記の件名と添付資料の記載事項について、農林水産省は、（会社名）の 20XX-20XX 年の年間作業計画のため、I ブロックまたは II ブロックまたは III ブロックのha の面積の伐採許可（林地の更地化）の申請を承認する。ただし、以下の要件を満たすこと。 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の申請箇所の整地と植栽を完了させること。 2. 森林局と連携すること。 3. 申請箇所だけを伐採すること。周辺住民の土地の伐採をしないこと。 4. 土壌侵食が起こらないよう伐採箇所は可能な限り早期に植栽を行うこと。 5. 全ての木材及び非木材製品を可能な限り集め、残材等を廃棄物として放置しないこと。また、サービス料と税を政府に支払うこと。 6. 全てのチェーンソーやその他の機材には、森林局が提供するロゴマークを付けること。 | |
| 上記の項目を遵守すること。 | |
| CC： | 農林水産省大臣 |
| 州政府 ELC 事務局 “情報共有” 森林局 農業総局 アグロインダストリー局 州農林水産局 “協力機関” 農林水産省企画統計局 財務経理局 ファイル | |

資料提供：森林局

2.3.3 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

伐採における合法性を確認するためには、各木材供給源別に必要な確認書類が異なる。各木材供給源別の合法性を確認するために必要な書類等について整理した。

(1) 植林

植林の合法性を確認するための書類は、植林を行った土地の種別によって異なる。植林地から発生した木材の合法性を確認する書類について、表 2.21 に示す。なお、SLC の土地は、SLC が発行されてから 5 年後に私有地に転換されるため、SLC 植林は 5 年後に私有地植林の扱いとなる。

表 2.21 植林地から発生した木材の合法性を確認するための書類

| 合法性確認書類 | 発行条件 |
|---|---|
| ① 森林地登録証（私有地植林） ② 森林局との間に締結された植林のための権利付与合意書（国有地植林） ③ 経済的土地コンセッション(ELC)契約（国有地内の ELC での植林） ④ 土地証明書と土地所有権利書（国有地内の SLC での植林） | ① 家庭や個人による小規模植林：州農林水産局 中～大規模植林：森林局/農林水産省 ② カンボジア王室政府の許可及び、企業、農林水産省、経済財務省がサインした契約書 ③ ②と同じ ④ 土地管理都市計画建設省から土地証明書は発行されるが、土地の権利書については首相の許可権限が必要。 |

出典：森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

(2) 年次入札クーペ（ABC）

年次入札クーペによる伐採は、国内の木材需要を満たすために実施されるため、原則的に輸出木材にはならない。なお、年次入札クーペによる伐採を実施できるのはカンボジア企業のみとなっている。近年は年次入札クーペでの伐採の実績はない。年次入札クーペから発生した木材の合法性を確認する書類について、表 2.22 に示す。

表 2.22 年次入札クーペから発生した木材の合法性を確認するための書類

| 合法性確認書類 | 発行条件 |
|---|--|
| ① 各クーペの年間運用伐採計画 ② 各年の伐採ブロック管理計画 ③ 年間伐採割当量設定許可 ④ 木材及び副産物の収穫許可 | ① 森林局長による承認 ② 森林局長による承認 ③ 農林水産大臣による承認 ④ 森林局長による承認 |

出典：森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

(3) 森林コンセッション

2002 年のモラトリアム以降、2020 年時点までに森林コンセッションは実施されていない。このため、森林コンセッション制度は存続しているが、20 年近く停止している状況である。森林コンセッションから発生した木材の合法性を確認する書類について、表 2.23 に示す。

表 2.23 森林コンセッションから発生した木材の合法性を確認するための書類

| 合法性確認書類 | 発行条件 |
|--|---|
| ① コンセッション契約書 ② 森林局長が推薦した長期森林コンセッション管理計画（含む環境社会影響評価） ③ 森林局長が承認した各年の伐採ブロック管理計画に基づく各クープの年間伐採作業計画 ④ 年間伐採割当量設定許可 ⑤ 木材及び副産物の収穫許可 | ① カンボジア王室政府のサイン ② 農林水産大臣による承認 ③ 森林局長による承認 ④ 農林水産大臣による承認 ⑤ 森林局長による許可 |

出典：森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

(4) コミュニティフォレスト

政令 79 号の 12 条によって、コミュニティフォレストでは、承認されたコミュニティフォレスト管理計画とコミュニティフォレスト契約の規約と条件内で、伐採や利用、販売に関する権利を有している。このため、木材の伐採にあたって、森林局から伐採許可を取得する必要はない。コミュニティフォレストから発生した木材の合法性を確認する書類について、表 2.24 に示す。

表 2.24 コミュニティフォレストから発生した木材の合法性を確認するための書類

| 合法性確認書類 | 発行条件 |
|---------------------------------------|---|
| ① コミュニティフォレスト契約書 ② コミュニティフォレスト管理計画 | ① 森林管理署長と CF 代表者のサイン ② 森林局長と森林管理署長のサイン |

出典：森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

(5) 経済的土地利用権 (ELC)

ELC 内は、通常約 1,000ha 毎の伐採ブロックに区分される。森林局による伐採許可は ELC 全体ではなく、ブロック毎に発行される。ELC から発生した木材の合法性を確認する書類について、表 2.25 に示す。また、ELC 契約書と管理契約、伐採許可の事例を図 2.14、図 2.15、図 2.16 に示す。

表 2.25 経済的土地利用権(ELC)から発生した木材の合法性を確認するための書類

| 合法性確認書類 | 発行条件 |
|--|--|
| ① 木材の種類と材積の森林調査リスト ② 地籍地図 ③ 土地登記 ④ 環境社会影響評価 ⑤ ELC 契約書 ⑥ 商業登記 ⑦ 木材及び副産物の収穫許可 ⑧ 管理計画 ⑨ 伐採許可書 | ① 森林局、森林管理署及び企業による作成 ② 企業 ③ 土地管理局 ④ 環境省 ⑤ 農林水産省/カンボジア王室政府 ⑥ 商業省の承認 ⑦ 森林局長/農林水産大臣の承認 ⑧ 森林局長/農林水産大臣の承認 ⑨ 農林水産省 |

出典：森林局への聞き取り結果を基に調査団作成



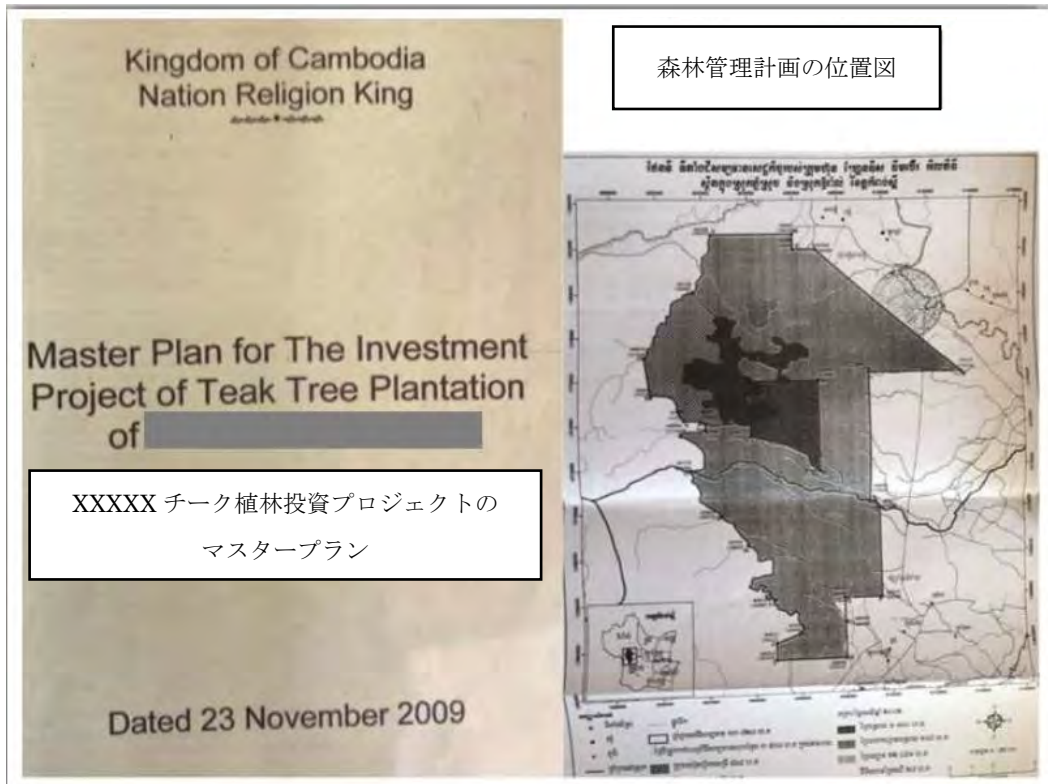
チーク植林への投資に係る
契約書

農林水産省

XX ELC 会社

図 2.14 ELC 契約書の事例

出典 : Cambodia Document Guide Timber¹³



森林管理計画の位置図

XXXXX チーク植林投資プロジェクトの
マスタープラン

図 2.15 ELC の管理計画書の事例

出典 : Cambodia Document Guide Timber¹³

¹³ Cambodia Document Guide Timber (Preferred by Nature , 2020)

Kingdom of Cambodia
Nation Religion King

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
No.....MAFF

Date:

To
Forestry Administration

Subject: the case of requesting for a harvest permit (clearing forest land) of the area ofha in Bloc I or II or III for annual work plan for 2019-2020 of the company (name).

Attachment:

-if any
-if any

As I mentioned in the subject and attachment above, I would like to inform you that MAFF agreed on the request for a harvest permit (clearing forest land) of the area ofha in Bloc I or II or III for annual work plan for 2019-2020 of the company (name). However, the company have to complete the requirements below:

1. Have to complete clearing and planting on the previous requested sites
2. Have to cooperate well with the FA
3. Have to clear only on the requested sites and do not clear on the people's land areas surroundings
4. Freshly cleared areas have to be planted as fast as the company can because if not planted, there would be soil erosion there.
5. Have to collect all timbers and non-timber forest products as much as the company can so that none of forest and non- forest products would not leave and spoil on the ground. The company has to pay service fee and taxes for the government.
6. All chainsaws and other equipment must tag with logos provided by FA.

The company must abide by effectively the mentioned points above.

Regards,
MAFF Minister

CC:

Provincial government

ELC Secretariat

“to be informed”

Forestry Administration

General Department of Agriculture

Department of agro-industry

Provincial Department of Agriculture, Forestry and Fisheries

“to cooperate accordingly”

Department of Planning and Statistics/MAFF

Department of Accounting and Finance

File

図 2.16 ELC の伐採許可書の事例(内容は表 2.20 参照)

資料提供：森林局

(6) 社会的土地利用権 (SLC)

森林局によると、社会的土地利用権によって、発生した木材は、輸出されていないとのことであった。伐採にあたっては、森林局の統括機関である農林水産省への伐採許可申請がされることになっているが、森林局は社会的土地利用権によって発生した木材の量を把握していない状況であった。SLC から発生した木材の合法性を確認する書類について、表 2.26 に示す。

表 2.26 社会的土地利用権(SLC)から発生した木材の合法性を確認するための書類

| 合法性確認書類 | 発行条件 |
|---------------------------------|----------------|
| ① 土地管理都市計画建設省の SLC 設置のための土地付与要請 | ① カンボジア王室政府の承認 |
| ② 森林調査結果 | ② 森林局と農林水産省 |
| ③ SLC エリアの森林伐採の承認通知 | ③ カンボジア王室政府の承認 |
| ④ 伐採企業の入札と落札企業の特定記録 | ④ カンボジア王室政府の承認 |
| ⑤ 落札企業から農林水産省への伐採許可申請 | ⑤ 農林水産省 |
| ⑥ 国内流通の許可 | ⑥ 森林局及び農林水産省 |

出典：森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

(7) 開発

開発に伴う伐採のプロセスについては、森林局は管理していないため、詳細は不明である。ただし、恒久林内の開発の場合等は伐採の前のインベントリや伐採許可等の取得が必要となる。

2.4 木材の加工・流通段階における法令等

2.4.1 法令等の運用状況

木材の輸送・加工・輸出までの流通については、森林法及び政令によって規定が定められている。表 2.27 に、木材の流通段階における法令を整理した。

表 2.27 流通段階における法令

| 活動 | 法令 | 規定・要求事項 |
|----|---|--|
| 輸送 | 森林法（2002） | 木材の輸送可能時間（68 条） 各種輸送許可の所持（69 条） |
| 加工 | 森林法（2002） | 恒久保全林内での加工の禁止（30 条、38 条） 合法木材の加工（71 条） 木材の入出荷量の記録 |
| 輸出 | 森林法（2002） | 輸出割当及び輸出入許可の取得（25 条） 輸出入許可木材の仕様（72 条） 輸出入手続き（73 条） |
| | 関税法（2007） | 輸出入における通関手続き |
| | 政令 131 号輸出入が許可される林産物及び副産物の仕様 | 輸出入許可木材の仕様 |
| | 省令 209 号禁止品目および規制品目リスト 省令 208 号禁止品目および規制品目リストの施行に関する政令 209 を改正する政令 政令 17 号禁止品目および規制品目リストの強化 | 輸出入が禁止・規制される木材のリスト 輸出入のための輸送許可の取得 輸出入許可の取得 |
| | 農林水産省と財務省の共同省令 1013 号企業に課せられるサービス料の決定 | 課税率の決定 |

出典：FLEGT に関連したカンボジアの木材フローと管理の理解⁶、カンボジア木材合法性リスク評価²、森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

2.4.2 木材の流通・合法性の確保に関する法令

森林法 8 章「森林産物と副産物の収穫、および保護林の禁止」30 条、38 条において、恒久保全林内での木材加工、製材所及び木材加工場の設立は禁止されており、伐採された木材の加工は、恒久保全林の境界から 5 km 以上離れた場所に設置されている加工工場で行うことが定められている。このため、木材の輸送・加工にかかる手続きは、図 2.17 に示す通り、①木材を利用するための輸送ライセンスの取得、②原木の伐採現場から加工工場への輸送許可の取得、③製材所・加工工場での加工、④加工済み木材の加工工場からの輸送許可の取得の 4 段階がある。森林法第 69 条に示されている輸送段階において必要な各種許可を表 2.28 に示す。

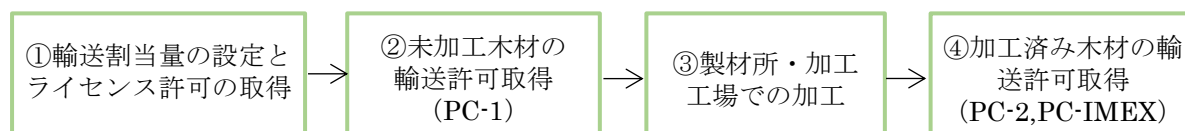


図 2.17 木材の輸送・加工の手続き

表 2.28 輸送に関連する許可と発行元

| 手続き | 許可の種別 | 概要 | 発行条件 | 発行者 |
|-----|-------------------|-----------------------------|---------------------------------------|--------|
| ① | 輸送割当量設定許可 | 木材輸送の割当量の設定 | Log BookA の記録 ロイヤリティとプレミアム の支払い | 森林局長 |
| | ライセンス許可 (輸送許可) | 木材を利用するための輸送を 許可するライセンス | | |
| ② | PC-1 | 未加工木材の森林内から木材 加工場への輸送の許可 | ライセンス許可の取得 | 森林管理署長 |
| ④ | PC-2 | 加工された木材の輸送許可 | 森林局職員による加工 木材検査記録 | 森林管理署長 |
| | PC-IMEX | 輸出用木材の輸送許可 | 森林局職員による加工 木材検査記録 | 森林局長 |

出典：森林法、森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

また、木材の流通に関する規則の詳細は、森林法 13 章「林業活動を管理する措置」にて、ハンマースタンプを用いて、合法的に伐採された原木や違法伐採木材を刻印すること（65 条）、恒久保全林内での集材や木材の輸送は午前 5:00～午後 8:00 までに行うこと（68 条）、輸送段階において必要な各種許可を所持すること（69 条）等が規定されている。69 条で規定されている各種許可の取得手続きについて、詳細を以下に整理する。

(1) 輸送割当量の設定とライセンス許可の取得

伐採後、原木は林内の集材所に集められ、管轄域の森林局職員による検査を受けて Log Book A に登録される。この原木を木材加工工場等に移動させるためには、木材を利用するための輸送ライセンス許可を取得する必要がある。輸送ライセンス許可は、Log Book A に登録された木材に対し、伐採業者がロイヤリティと手数料を支払うことで、森林局長によって輸送割当量が設定されて発行される。ライセンス許可のフォーマットを図 2.18 に、その内容を表 2.29 に示す。

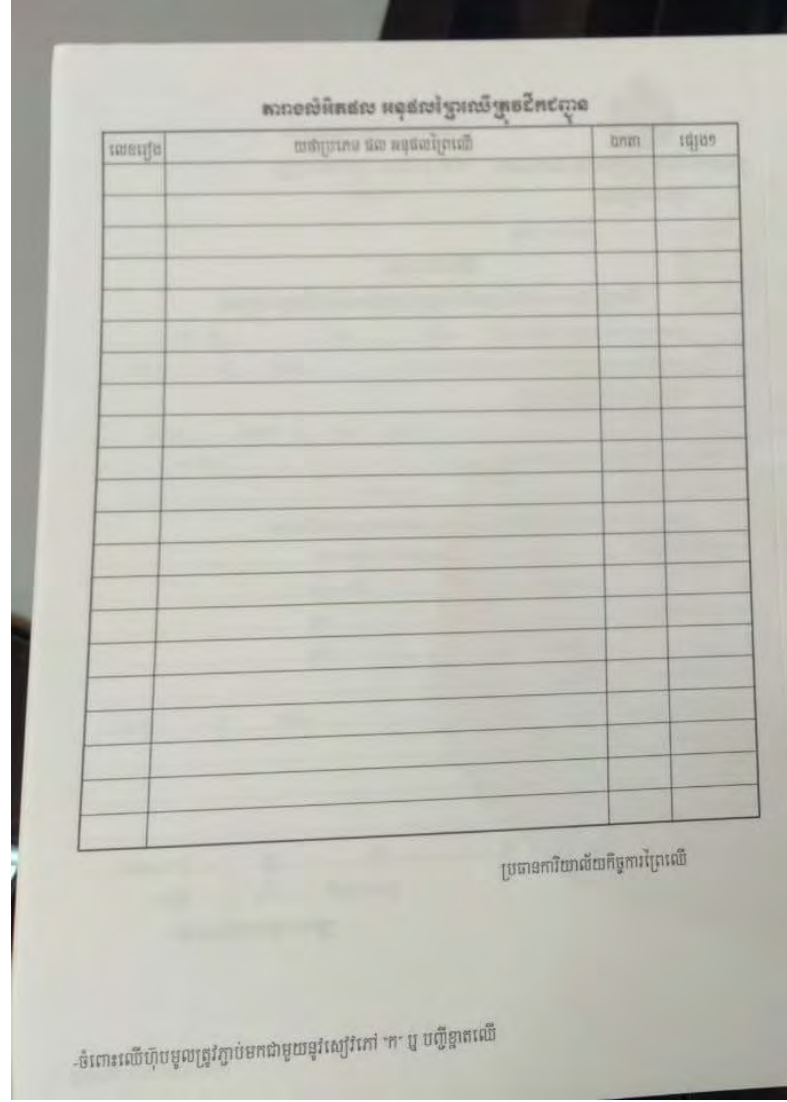
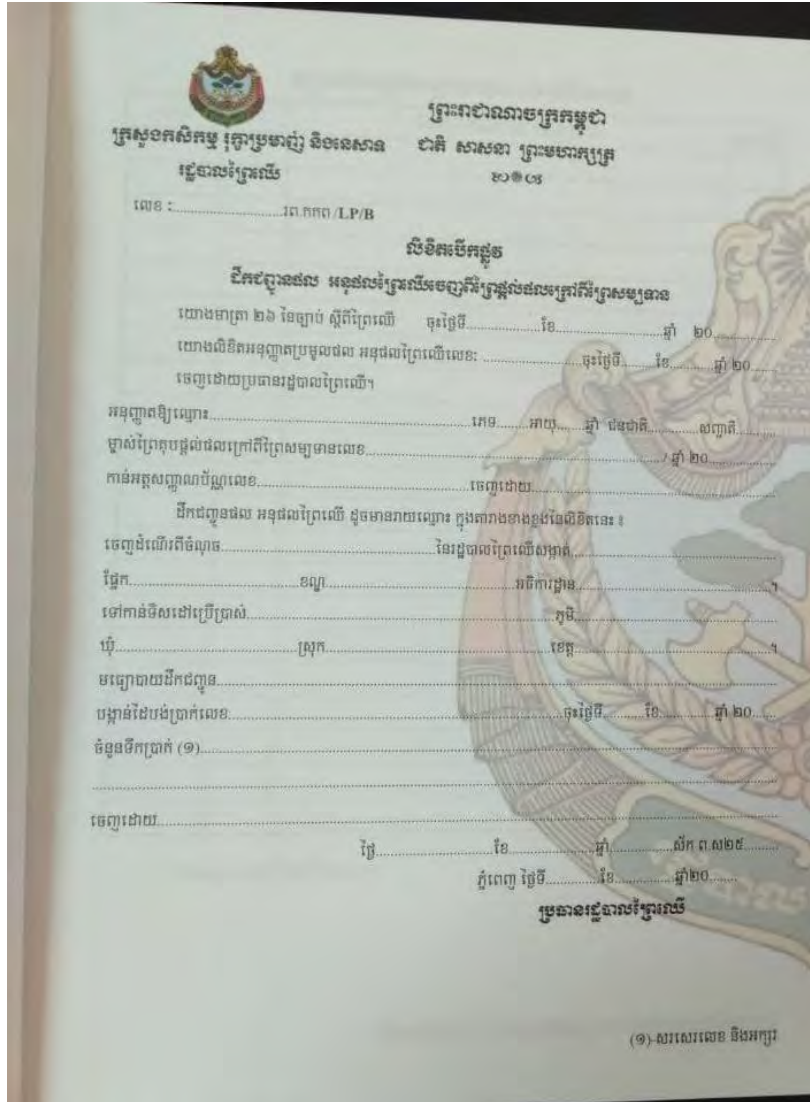


图 2.18 森林局が発行するライセンス許可のフォーマット(左:表 右:裏)

資料提供：森林局

表 2.29 ライセンス許可の内容

| 表面 | | | |
|---|---------|----------------------|---------------------|
| カンボジア王国農林水産省 国家 宗教 国王 森林局 | | | |
| 文書番号 _____ 番 輸送許可 ELC 外の生産林からの木材と NTFPs | | | |
| 2002 年 8 月 31 日付の森林法 26 条を参照し、 木材と NTFPs の収穫許可 No: _____ 日付 _____ を参照し、森林局長が発行する。 許可 Mr/Ms _____ ○○会社 年齢 _____ 民族 _____ 国籍 _____ | | | |
| ELC 外の森林クレーンの所有者番号: _____ 年 _____ 身分証明書番号 _____ 発行者 _____ この許可の裏に示されている木材及び NTFPs を輸送する： | | | |
| 出発地: _____ 森林管理事務所、 _____ 森林管理署、 _____ 出張所管轄内の ELC (サブブロック _____; ステップ _____) 管轄統括事務所: _____ 地方森林統括事務所 目的地: _____ 州 _____ 県 _____ 市 _____ 村工場 輸送方法: 車輜 領収書番号: ref. _____ 日付: _____ 日 _____ 月 _____ 年 金額: USD _____ (○○○○○○○US ドル) 発行者: _____ プノンペン、日付: _____ 日 _____ 月 _____ 年 森林局長 サイン _____ | | | |
| 裏面 | | | |
| 木材及び NTFPs 輸送の詳細表 | | | |
| 番号 | 種類 | 数量 | 備考 |
| 1. | 1 級品質丸太 | ○○本=○○m ³ | |
| 2. | 2 級品質丸太 | ○○本=○○m ³ | |
| 3. | 3 級品質丸太 | ○○本=○○m ³ | |
| 4. | 一般丸太 | ○○本=○○m ³ | |
| 5. | | | |
| | | | |
| | | | 森林管理長 サイン: _____ |
| 丸太は Log Book A に添付されているものである。 | | | |

資料提供：森林局

(2) 未加工木材の輸送許可 (PC-1)

森林局本部よりライセンス許可を取得すると、森林伐採地を管轄する森林管理署より、伐採した木材（原木）を森林内から加工場や工場に輸送するための輸送許可(PC-1)を取得することが出来る。輸送許可 (PC-1) の写しを図 2.19 に、その内容を表 2.30 に示す。

ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ
០៩៥២០៩០

អង្គការសកម្ម រុក្ខាប្រមាញ់ និងទេសសាង
(១៩២)

ខណ្ឌរដ្ឋបាលព្រៃឈើ.....
ផ្នែករដ្ឋបាលព្រៃឈើ.....
លេខប័ណ្ណ: /១ / PC/B លេខ..... ថ្ងៃ ៧៧៧

លិខិតអនុញ្ញាតដឹកជញ្ជូនឧស្ម័ន អនុផលព្រៃឈើ

អនុញ្ញាតឱ្យស្នាក់.....
ដឹកជញ្ជូនឧស្ម័ន អនុផល(១).....
បរិមាណ (២).....

ចេញនៅ..... ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ.....
ទៅក្រុម..... ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ.....
ក្រុម..... ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ.....

អនុញ្ញាតឱ្យដឹកជញ្ជូន (៣)..... លេខសម្គាល់.....
យោងលិខិតបើកផ្លូវលេខ..... ចុះថ្ងៃទី ខែ ឆ្នាំ.....
ចេញដោយ..... ចុះថ្ងៃទី ខែ ឆ្នាំ.....
ចំនួនទឹកប្រាក់ (២) :.....

ចេញដោយ :..... ថ្ងៃទី ខែ ឆ្នាំ ស័ក ព.ស.....
ថ្ងៃទី ខែ ឆ្នាំ.....

នាយកដ្ឋានព្រៃឈើ

(១) - ភ្ជាប់មកជាមួយសៀវភៅ "ក" ឬ បញ្ជីលិខិតឧស្ម័ន អនុផលព្រៃឈើបញ្ជាក់ដោយប្រធានរដ្ឋបាលព្រៃឈើ
(២) - សរសេរលេខ និងអក្សរ
(៣) - មន្ត្រីរដ្ឋបាលព្រៃឈើមានសមត្ថកិច្ចត្រួតពិនិត្យប្រចាំសម្ភាត់

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">ភាពទាក់ទាញដឹកជញ្ជូនឧស្ម័ន អនុផលព្រៃឈើ</p> <p>កាលបរិច្ឆេទ..... បានត្រួតពិនិត្យការដឹកជញ្ជូន..... សរសេរជាអក្សរ..... តាមមធ្យោបាយ..... លេខសម្គាល់..... ចេញពី សម្ភាត់..... ថ្ងៃក..... មន្ត្រីរដ្ឋបាលព្រៃឈើមានសមត្ថកិច្ចត្រួតពិនិត្យប្រចាំសម្ភាត់..... ថ្ងៃក..... ខណ្ឌ..... ហត្ថលេខា..... ឈ្មោះ.....</p> | <p style="text-align: center;">ភាពទាក់ទាញដឹកជញ្ជូនឧស្ម័ន អនុផលព្រៃឈើ</p> <p>កាលបរិច្ឆេទ..... បានត្រួតពិនិត្យការដឹកជញ្ជូន..... សរសេរជាអក្សរ..... តាមមធ្យោបាយ..... លេខសម្គាល់..... ចេញពី សម្ភាត់..... ថ្ងៃក..... មន្ត្រីរដ្ឋបាលព្រៃឈើមានសមត្ថកិច្ចត្រួតពិនិត្យប្រចាំសម្ភាត់..... ថ្ងៃក..... ខណ្ឌ..... ហត្ថលេខា..... ឈ្មោះ.....</p> |
| <p style="text-align: center;">ភាពទាក់ទាញដឹកជញ្ជូនឧស្ម័ន អនុផលព្រៃឈើ</p> <p>កាលបរិច្ឆេទ..... បានត្រួតពិនិត្យការដឹកជញ្ជូន..... សរសេរជាអក្សរ..... តាមមធ្យោបាយ..... លេខសម្គាល់..... ចេញពី សម្ភាត់..... ថ្ងៃក..... មន្ត្រីរដ្ឋបាលព្រៃឈើមានសមត្ថកិច្ចត្រួតពិនិត្យប្រចាំសម្ភាត់..... ថ្ងៃក..... ខណ្ឌ..... ហត្ថលេខា..... ឈ្មោះ.....</p> | <p style="text-align: center;">ភាពទាក់ទាញដឹកជញ្ជូនឧស្ម័ន អនុផលព្រៃឈើ</p> <p>កាលបរិច្ឆេទ..... បានត្រួតពិនិត្យការដឹកជញ្ជូន..... សរសេរជាអក្សរ..... តាមមធ្យោបាយ..... លេខសម្គាល់..... ចេញពី សម្ភាត់..... ថ្ងៃក..... មន្ត្រីរដ្ឋបាលព្រៃឈើមានសមត្ថកិច្ចត្រួតពិនិត្យប្រចាំសម្ភាត់..... ថ្ងៃក..... ខណ្ឌ..... ហត្ថលេខា..... ឈ្មោះ.....</p> |

图 2.19 森林局が発行する輸送許可(PC-1)のフォーマット(左:表 右:裏)

資料提供：森林局

表 2.30 輸送許可(PC-1)の内容

| | |
|------------------------------|--------------------|
| 表面 (1 ページ目) | |
| カンボジア王国 | |
| 州農林水産局 州森林管理局 森林管理署 | |
| 番号.....PC/B | 木材と非木材林産物の輸送のための許可 |
| 許可を受けるもの Mr/Ms..... | 木材及び非木材林産物..... |
| 数量 | |
| 出発地..... | 森林管理出張所..... |
| 森林管理局..... | 森林管理署..... |
| 日時..... | から..... |
|市..... | 郡..... |
|州、有効期限..... | |
| 輸送手段: | ナンバープレート番号..... |
| 輸送ライセンス参照: | 日付..... |
| 支払受領番号: | 支払金額..... USD |
| 日付..... | 発行者..... |
| |, 日付..... |
| | 森林管理署長 |
| 添付ファイル | |
| 1. Log Book A 又は木材・非木材林産物の詳細 | |
| 2. 数字と文字を使った標記 | |
| 3. 森林管理署による車両数とナンバープレートの提示 | |
| 裏面 (2 ページ目) | |
| 木材と非木材林産物の輸送モニタリングシート | |
| 日付: | |
|の輸送について確認した。 | |
| (輸送量を文字で記載) | |
| 交通手段..... | |
| ナンバープレート..... | |
| 出発地..... | |
| 森林管理出張所..... | |
| 森林管理署..... | |
| 州森林局 | |
| 森林局担当官..... | |
| 森林管理出張所..... | |
| 森林管理署 | |
| 州森林局 | |
| サインと署名 | |

資料提供：森林局

(3) 製材所・加工工場での加工

森林法 71 条では、農林水産省が、持続的な木材生産を行うために、製材所や木材加工施設の適切な数を政令で定めるとしている。また、製材所に供給される木材は、森林法に整合する合法的な供給源であることと規定している。なお、森林局によると、製材所や木材加工場は、日別の入荷量と出荷量を、森林局が定める標準フォーマットに記録することが義務付けられている。さらに、カンボジア国内の製材所や木材加工施設は、毎年、農林水産省に対して木材加工の操業登録を申請し、農林水産省は、木材加工登録証を発行する。図 2.20 に木材加工の登録証の事例を示す。

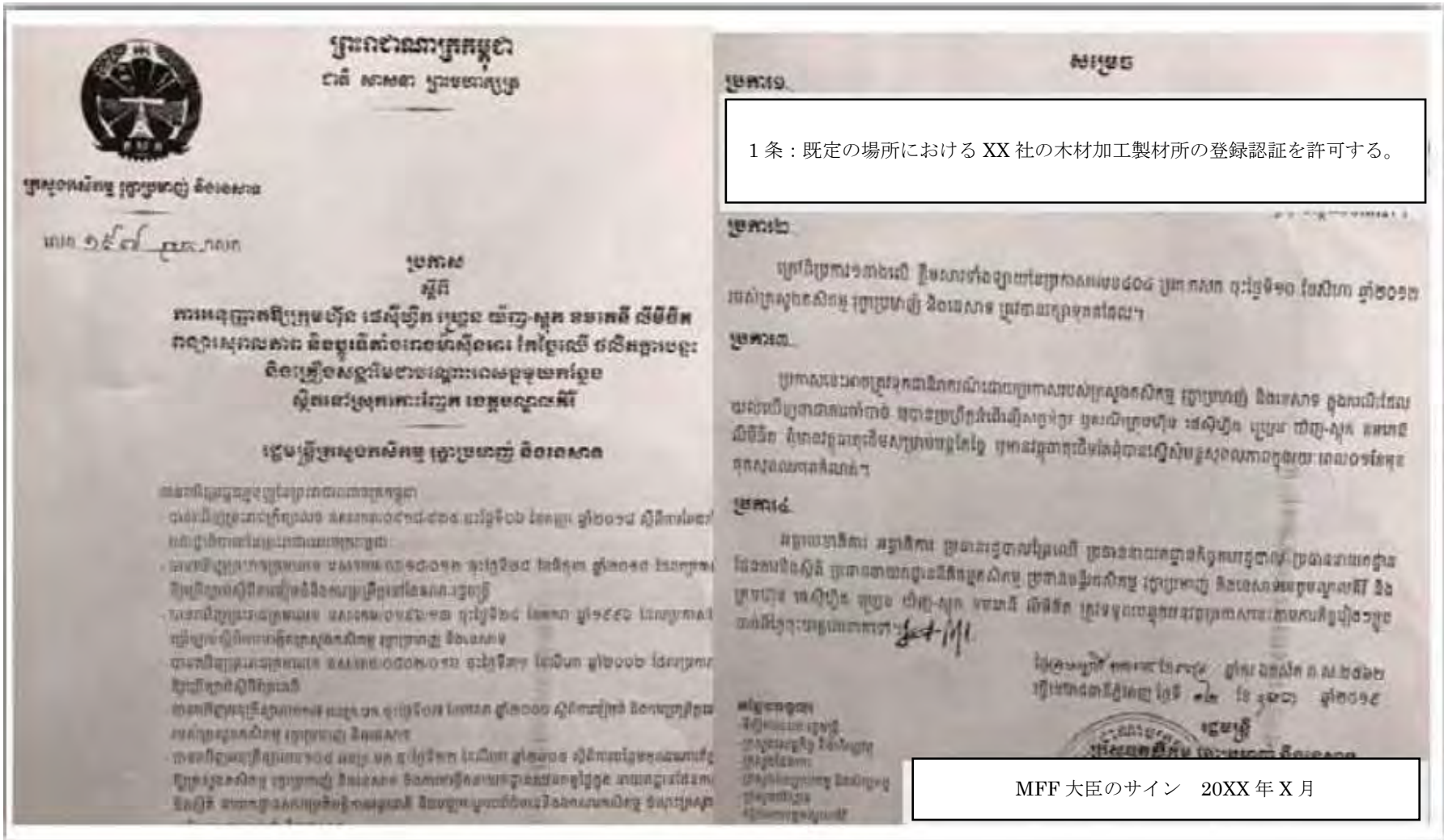


図 2.20 木材加工登録証の事例

出典：Cambodia Document Guide Timber¹³

(4) 加工済み木材の輸送許可

1) 国内市場への輸送許可 (PC-2)

輸送許可(PC-1)を取得し木材加工工場に輸送され、工場にて加工された木材が、工場から国内市場に輸送される際には、管轄地域の森林管理署が発行する輸送許可(PC-2)の取得が必要となる。輸送許可 (PC-2) は、管轄地域の森林管理署職員による加工木材の検査記録に基づいて作成される。なお、PC-2の様式はPC-1と共通している。輸送許可 (PC-2) の写しを図 2.21 に示す。

ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ
រដ្ឋបាលត្រៃលើ (១៩២)
លេខប័ណ្ណ ០០០៧៩៨/១/PC/B
លេខ ៤៧៧ ថ្ងៃ ០១ ខែ ២០១៣

លិខិតអនុញ្ញាតដឹកជញ្ជូនផល អនុផលត្រៃលើ
អនុញ្ញាតឱ្យលេខ: គ្រូ ហ៊ុន សែន ភូមិ ៧៩
ដឹកជញ្ជូនផល អនុផល (១) ដឹកជញ្ជូនផល អនុផល (១) ដឹកជញ្ជូនផល អនុផល (១) ដឹកជញ្ជូនផល អនុផល (១)
បរិមាណ (២) ដឹកជញ្ជូនផល អនុផល (២) ដឹកជញ្ជូនផល អនុផល (២) ដឹកជញ្ជូនផល អនុផល (២)
ស្ថានភាព (៣) ដឹកជញ្ជូនផល អនុផល (៣) ដឹកជញ្ជូនផល អនុផល (៣) ដឹកជញ្ជូនផល អនុផល (៣)

លេខសម្គាល់ ៣៩-៥២៤៦
ថ្ងៃចេញ ០១ ខែ ២០១៣
ថ្ងៃបញ្ចប់ ០១ ខែ ២០១៣
ថ្ងៃចុះឈ្មោះ ០១ ខែ ២០១៣
ថ្ងៃចុះឈ្មោះ ០១ ខែ ២០១៣

លិខិតអនុញ្ញាតដឹកជញ្ជូនផល អនុផលត្រៃលើ
លេខសម្គាល់ ៣៩-៥២៤៦
ថ្ងៃចេញ ០១ ខែ ២០១៣
ថ្ងៃបញ្ចប់ ០១ ខែ ២០១៣
ថ្ងៃចុះឈ្មោះ ០១ ខែ ២០១៣
ថ្ងៃចុះឈ្មោះ ០១ ខែ ២០១៣

(១) - ភ្នាក់ងារជាមួយស្បែកកៅស៊ូ ឬ បញ្ជីលិខិតផល អនុផលត្រៃលើបញ្ជាក់ដោយប្រធានរដ្ឋបាលត្រៃលើ
(២) - សរសេរលេខ និងអក្សរ
(៣) - មធ្យោបាយដឹកជញ្ជូនត្រូវបញ្ជាក់ចំនួន និង លេខសម្គាល់ដោយផ្នែករដ្ឋបាលត្រៃលើ

図 2.21 森林局が発行した輸送許可(PC-2)(表面)の例

出典：FLEGT に関連したカンボジアの木材フローと管理の理解⁶


2) 輸出入木材の輸送許可 (PC-IMEX)

輸送許可(PC-1)を取得し木材加工工場に輸送され、加工された木材が、工場から輸出のために輸送される場合は輸送許可 (PC-IMEX) を取得する必要がある。輸送許可 (PC-IMEX) は、加工工場内でコンテナに積載された加工木材について、森林局職員が数量と品質を検査し、その記録に基づいて森林局本部から発行される。サイナーが森林管理署長から森林局長になる等の変更はあるが、様式はほとんど PC-1 や PC-2 と同じである。輸送許可 (PC-IMEX) の内容とフォーマットを表 2.31 と図 2.22 に示す。なお、検査済みの輸出用加工木材の入ったコンテナには、合法的な手続きを踏まえたことを示すシールが貼られる。

表 2.31 輸送許可(PC-IMEX)の内容

| 表面 (1 ページ目) | |
|---|--------------------|
| カンボジア王国 | |
| 州農林水産局 州森林管理局 森林管理署 | |
| 番号.....PC/IMEX | 木材と非木材林産物の輸送のための許可 |
| 許可を受けるもの Mr/Ms..... | |
| 木材及び非木材林産物..... | |
| 数量 | |
| 出発地.....森林管理出張所.....森林管理署.....州森林管理局..... | |
| 日時.....から..... | |
|市.....郡.....州、有効期限..... | |
| 輸送手段 : | ナンバープレート番号..... |
| リファレンス LP : | 日付..... 発行者..... |
| 支払受領番号 : | 支払金額..... USD |
| 日付.....発行者..... | プノンペン, 日付..... |
| | 森林局長 |
| 添付ファイル | |
| 1. Log Book A 又は木材・非木材林産物の詳細 | |
| 2. 数字と文字を使った標記 | |
| 3. 森林管理署による車両数とナンバープレートの提示 | |
| 裏面 (2 ページ目) | |
| 木材と非木材林産物の輸送モニタリングシート | |
| 日付: | |
|の輸送について確認した。 | |
| (輸送量を文字で記載) | |
| 交通手段.....ナンバープレート..... | |
| 出発地.....森林管理出張所.....森林管理署.....州森林局 | |
|地方統括局 | |
| 森林局担当官.....森林管理出張所.....森林管理署 | |
|州森林局.....地方統括局 | |
| サインと署名 | |

資料提供：森林局


ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ
 (១៩៥១)

លេខប័ណ្ណ : **ទប / PC/IMEX** លេខ : កន្លែង

លិខិតអនុញ្ញាតដឹកជញ្ជូនសម្ភារៈ អនុផលរុក្ខជាតិ

អនុញ្ញាតឱ្យឈ្មោះ :
 ដឹកជញ្ជូនសម្ភារៈ អនុផល (១) :
 បរិមាណ (២) :

ចេញដំណើរពីចំណុច : ទៅសម្ភារៈរដ្ឋបាលប្រាសាទ :
 ផ្នែក : ខណ្ឌ : រាជធានីភ្នំពេញ : ។
 ទៅថ្ងៃទី : ខែ : ឆ្នាំ : ។
 ឆ្ពោះទៅកាន់ចំណុច : ឃុំ :
 ស្រុក : ខេត្ត :
 ដុតសរសេរភាព ថ្ងៃទី : ខែ : ឆ្នាំ : ។
 មធ្យោបាយដឹកជញ្ជូន (៣) : លេខសម្គាល់ :
 យោង :
 ពង្រាមដៃបង្ក្រាបសរសេរលេខ : ថ្ងៃទី : ខែ : ឆ្នាំ :
 ចំនួនទឹកប្រាក់ (២) :
 ចេញដោយ :
ភ្នំពេញ ថ្ងៃទី ខែ ឆ្នាំ
ប្រធាននៃអនុផលរុក្ខជាតិ

(១) - ភ្ជាប់មកជាមួយ បញ្ជីលិខិតផល អនុផលព្រៃឈើ
 (២) - សរសេរលេខ និងអក្សរ
 (៣) - ត្រូវបញ្ជាក់ចំនួន និង លេខសម្គាល់ មធ្យោបាយដឹកជញ្ជូន

| ការពន្យល់សម្រាប់ការដឹកជញ្ជូនសម្ភារៈ អនុផលរុក្ខជាតិ | ការពន្យល់សម្រាប់ការដឹកជញ្ជូនសម្ភារៈ អនុផលរុក្ខជាតិ |
|--|--|
| កាលបរិច្ឆេទ..... បានត្រួតពិនិត្យការដឹកជញ្ជូន..... សរសេរជាអក្សរ..... តាមមធ្យោបាយ..... លេខសម្គាល់..... ចេញពី សង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... រាជធានីភ្នំពេញ..... ។ មន្ត្រីរដ្ឋបាលប្រាសាទមានសមត្ថកិច្ចត្រួតពិនិត្យប្រចាំសង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... រាជធានីភ្នំពេញ..... ហត្ថលេខា..... ឈ្មោះ..... | កាលបរិច្ឆេទ..... បានត្រួតពិនិត្យការដឹកជញ្ជូន..... សរសេរជាអក្សរ..... តាមមធ្យោបាយ..... លេខសម្គាល់..... ចេញពី សង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... រាជធានីភ្នំពេញ..... ។ មន្ត្រីរដ្ឋបាលប្រាសាទមានសមត្ថកិច្ចត្រួតពិនិត្យប្រចាំសង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... រាជធានីភ្នំពេញ..... ហត្ថលេខា..... ឈ្មោះ..... |
| កាលបរិច្ឆេទ..... បានត្រួតពិនិត្យការដឹកជញ្ជូន..... សរសេរជាអក្សរ..... តាមមធ្យោបាយ..... លេខសម្គាល់..... ចេញពី សង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... រាជធានីភ្នំពេញ..... ។ មន្ត្រីរដ្ឋបាលប្រាសាទមានសមត្ថកិច្ចត្រួតពិនិត្យប្រចាំសង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... រាជធានីភ្នំពេញ..... ហត្ថលេខា..... ឈ្មោះ..... | កាលបរិច្ឆេទ..... បានត្រួតពិនិត្យការដឹកជញ្ជូន..... សរសេរជាអក្សរ..... តាមមធ្យោបាយ..... លេខសម្គាល់..... ចេញពី សង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... រាជធានីភ្នំពេញ..... ។ មន្ត្រីរដ្ឋបាលប្រាសាទមានសមត្ថកិច្ចត្រួតពិនិត្យប្រចាំសង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... រាជធានីភ្នំពេញ..... ហត្ថលេខា..... ឈ្មោះ..... |

图 2.22 輸送許可(PC-IMEX)のフォーマット(左:表 右:裏)

資料提供：森林局

2.4.3 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

(1) 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令

1) 森林法での規定

森林法 13 章「林業活動を管理する措置」では、木材の輸出について、国家が設定する年間割当量と整合性が取れること、政令で定められる仕様に従うこと、輸出入ライセンスが必要となること（72 条）と、輸出入ライセンスの発行機関と輸出時の検査手続き（73 条）が示されている。なお、72 条に示されている輸出入が許可される木材製品の仕様に関する政令について、以下 2) に詳細を示す。

2) 貿易品目に関する法令

木材の輸出入については、2002 年の森林法及び 2006 年に制定された政令 131 号輸出入が許可される林産物及び副産物の仕様にて定められており、これをもとに 2007 年に政令 209 号禁止品目および規制品目リストが制定された。表 2.32 に木材の輸出入の禁止及び許可品目を整理した。

表 2.32 政令 131 号で定められている輸出入の禁止と許可品目

| | 禁止 | 許可 |
|----|---|---|
| 輸出 | <ul style="list-style-type: none"> ・原木（樹皮の有無は関係なし） ・未乾燥もしくは製材（粗挽き加工のもの） ・（かんな）加工済み木材であっても、厚さもしくは幅が 25 cm を超える角材 ・ MOREAH PROEUV (Dyxsilum Lorreiri) から抽出したオイル、 yellow vine, and yellow vine powder; ・天然林からの薪炭材 | <ul style="list-style-type: none"> ・人工林で生産された全ての加工・未加工木材（ゴム林からの木材は管轄が異なる） ・家具、家具の一部、棚の一部 ・木材彫刻、木材玩具、装飾木材製品、土産、木材及び NTFPs で作られた事務所用品及びその他同等品 ・寄木細工と床板材 ・組立て済みもしくは未組立ての木枠やパレットボード ・成型及び研磨された木材、ドア及び窓枠、フィンガージョイントボード、工具ハンドル用の木材 ・ボードを接着する木材接着剤 ・パーティクルボードと合板 ・ベニヤ板 ・クロスカット材（樹皮の有無に関わらず厚さ 15 cm 以内） ・輸出品質の S2S もしくは S4S ・木材チップ、木材パルプ ・マッチ、つまようじ、箸 ・鉄道枕木（高付加価値木材を除く） ・天然乾燥もしくは人工乾燥した最大厚（幅）25 cm の角材 ・絵画・写真・ガラスフレーム、彫刻板等、その他類似品 ・伝統的なスタイルで生産された木材及び NTFPs ・竹合板、竹製品、籐、つる、その他類似製品 ・木材樹脂、ラテックス、野生のキノコ ・木材及び NTFPs から抽出された油 ・薬用植物、有毒植物、芳香植物、生化学等からの生産物 ・野生植物の花、葉、実 ・NTFPs からの加工物 ・加工もしくは未加工の野生生物生産物、一般的な野生生物グループの野生生物標本 |
| 輸入 | <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖力が非常に強い植物もしくは野生動物 ・その他地域の遺伝資源に影響を与える動植物 | <ul style="list-style-type: none"> ・丸太もしくは角材、製材、その他の林産物 ・加工された木材もしくは NTFPs 産品 |

出典：政令 131 号輸出入が許可される林産物及び副産物の仕様（カンボジア政府、2006）

政令 131 号で輸出入が許可された品目について、政令 209 号は、輸出入の際に森林局長からの要請（輸送ライセンスビザ）を受けて商業省（MOC）が発行する輸出入ライセンスの付与が必要となる輸出規制品目と規定している。輸出入ライセンスの付与には、事前に事業者が輸出入割当を受ける必要があり、また、輸送には輸出入製品の輸送許可（PC-IMEX）が必要である。ただし 2011 年、政令 208 号禁止品目および規制品目リストの施行に関する政令 209 を改正する政令にて、5kg 以下の木製・竹製・籐製等の手工芸品等は輸出規制の対象外とされた。

（2）木材・木材製品を輸入・輸出する際の証明システムの手続きと事例

木材及び木材製品を輸入・輸出する際の手続きについては、森林法によって定められている。この手続きについては、森林局の林業国際協力部が管轄しており、書類の作成等の指導や申請の受付を行っている。図 2.23 に輸出入手続きの流れを整理した。

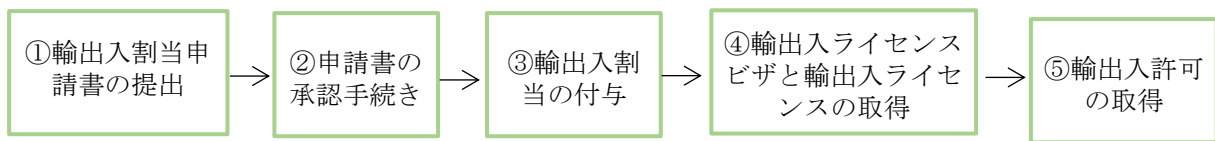


図 2.23 木材の輸出入の手続き

1) 輸出入割当申請書の提出

森林法 72 条では、木材の輸出は農林水産省の要請に基づいてカンボジア政府が定めた輸出年間割当に一致するものとしている。このため、木材の輸出入希望者は輸出入割当の付与を受けるために申請書（AF）を森林局に提出する。なお、申請書の提出には、表 2.33 に示す書類の添付が必要となる。また、申請書の事例とその内容を図 2.24 に示す。

表 2.33 輸出入割当申請のための必要書類

| 必要書類 | 備考 |
|--------|---|
| 輸出割当申請 | 商業省の登録証明書 VAT 証明 特許書類 社内規定（プノンペン市が法的に証明する書類のコピー） 製材所もしくは木材加工工場設立許可の省令のコピー 合法的な供給源から入手した木材及び非木材林産物を証明する文書（原本/コピー） |
| 輸入割当申請 | 商業省の登録証明書 VAT 証明 特許書類 社内規定（プノンペン市が法的に証明する書類のコピー） 売買契約書及び関連書類の原本 |

出典：森林局

Director of the Company

Respect to

Head of the Forestry Administration

Subject: requesting for quota to export timber products with the volume ofm³ through the port/border checkpoint for the year of

Reference:

-if any
-if any

Attachment:

-if any
-if any

As I inform in the subject, reference and attachment above, I would like to inform you that my company has signed a contract with villagers/or other companies the timber products including.....in.....province with the quantity of

Therefore, I would like to request for a quota to export timber products with quantity of.....m³ through the border checkpoint of.....—service fees, taxes, royalties and premium will be paid as mentioned by the law.

Please, His Excellency, check and decide accordingly.

Best regards,

Date:

Director of the Company

当社取締役より
敬愛なる森林局局長宛

件名： 年の港湾・国境検問所を通じたm³ の数量の木材製品の輸出枠の要請

参考文書

-

添付ファイル。

-

上記の件名、参考文献、添付ファイルでお知らせしたように、弊社が.....州の.....を含む木材製品.....m³について、村人もしくは他の企業と契約を結んだこととお知らせします。そこで、私は.....の国境検問所を通過して.....m³の数量の木材製品を輸出するための割当を申請します。手数料、税金、ロイヤリティ、保険料は法律に記載されているとおりに支払われます。

ご確認の上、決定いただけますようお願いいたします。
よろしく申し上げます。

日時.....
当社取締役
.....

図 2.24 輸出入割当の申請書事例(上段)とその内容(下段)

資料提供：森林局

2) 申請書承認のための手続き

提出された申請書は森林局林業国際協力部にて確認され、コメントが添えられ森林局長の承認を得て、農林水産省へと送られる。農林水産省は送られてきた申請書とコメントを承認し、さらに閣僚理事会に承認要請を送る。

3) 輸出入割り当ての付与

輸出入割当は、閣僚理事会を経て農林水産省によって付与される。輸出入割当の有効期間は1年だが、申請者が延長理由を示した申請書を送ることによって、輸出入割当の有効期限の延長を申請できる。

4) 輸出入ライセンスの付与

輸出入ライセンスは、輸出入割当が付与された申請者に対し、商業省（MOC）が発行する。これは、木材の輸出入の都度、その量に応じて申請する必要がある。輸出入ライセンスの取得の際には、事前に森林局に申請し、森林局長が承認した輸出入ライセンスビザを添付する。表 2.34 に輸出入ライセンスの取得のための提出書類を示す。

表 2.34 輸出入ライセンス取得に必要な提出書類

| 必要書類 | 備考 |
|-----------|---|
| 輸出ライセンス申請 | 輸出ライセンスビザ 輸出割当の許可（原本） 農林水産省から商業省宛の要請書 合法的な供給源から入手した木材及び非木材林産物を証明する文書（原本/コピー） 売買契約書及び関連書類の原本 |
| 輸入ライセンス申請 | 輸入ライセンスビザ 輸入割当の許可（原本） 農林水産省から商業省宛の要請書 原産地証明書（原本） 船荷証券 植物検疫証明書 売買契約書及び関連書類の原本 |

出典：森林局

輸出入ライセンス申請の書類が受理されると、申請企業は FOB 価格の1%を手数料として支払う。手数料が支払われると、商業省から発行された輸出入ライセンスに、農林水産省と森林局のスタンプが押印されて正式な輸出入ライセンスとなる。図 2.25 に輸出ライセンスのフォーマットを、表 2.35 にその内容を示す。



អាជ្ញាប័ណ្ណនាំចេញទំនិញនាំចេញ
LICENCE OF EXPORTATION

CLIENT

| | | | |
|--|--|---|------------|
| អ្នកនាំចេញ: Exporter: អាសយដ្ឋាន: Address: ឈ្មោះធនាគារស្នើសុំ: Solicitor bank: យោង: Reference: ប្រយោជន៍: Purposes: | | លេខប្រតិបត្តិការនាំចេញ: Registration number: ទូរស័ព្ទ: Phone: លេខកូដនាំចេញនិងសន្លឹក: Customs Code No. & Tariff: ប្រភេទរូបិយប័ណ្ណប្រើប្រាស់: Used currency: | |
| ពណ៌នាទំនិញនាំចេញ Description & Specification of Goods | បរិមាណ Quantity | តម្លៃប្រតិបត្តិការ (តម្លៃប្រតិបត្តិការ) Value in hard currencies | |
| | | កម្រ Unit | សរុប Total |
| សរុបតម្លៃទំនិញនាំចេញ: Total amount in rials លក្ខខណ្ឌនាំចេញ: Condition of delivery (CIF <input type="checkbox"/> C&F <input type="checkbox"/> FOB <input type="checkbox"/> Others <input type="checkbox"/>) ប្រទេសកំណើត: Country of origin កាលបរិច្ឆេទ: Term of payment: អ្នកទិញទំនិញនាំចេញ: Foreign purchaser អាជ្ញាប័ណ្ណនេះមានសុពលភាពរហូតដល់ ថ្ងៃទី..... This licence is valid until..... | | អត្រាប្តូររូបិយប័ណ្ណ: Exchange rate: ទំនិញនាំចេញទៅក្រៅ: Goods to export to កន្លែងនាំចេញ: Port of loading: ប្រភេទយានដឹកនាំចេញ: Means of transport: | |
| ឈ្មោះ..... កាន់កាប់ដោយ ថ្ងៃទី..... អ្នកនាំចេញ (Exporter) | ឈ្មោះ..... កាន់កាប់ដោយ ថ្ងៃទី..... ធនាគារស្នើសុំ (Solicitor Bank) | ឈ្មោះ..... លេខ..... កាន់កាប់ដោយ ថ្ងៃទី..... | |

图 2.25 輸出ライセンスのフォーマット

資料提供：森林局

表 2.35 輸出ライセンスの内容

| | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|------|
| 商業省 輸出入局 | | カンボジア王国 | |
| 輸出ライセンス | | | |
| | | | 依頼 |
| 輸出者: | | 登録番号: | |
| 住所: | | 電話番号: | |
| 銀行: | | コード番号と関税: | |
| 参照: | | | |
| 目的: | | | |
| | | | 使用通貨 |
| 物品の詳細 | 数量 | 貨幣価値 | |
| | | 単位 | 合計 |
| カンボジア通貨(リアル)での総額: | | 為替レート: | |
| 配送条件(CIF、C&F、FOB、その他): | | 輸出先: | |
| 原産国の通貨: | | 積載港 | |
| 支払期間: | | 輸送方法 | |
| 外国人購入者: | | | |
| ライセンス有効期限: | | | |
| 番号..... プノンペン, 日付:..... 輸出者: | 番号..... プノンペン, 日付:..... 銀行名: | 番号.....MoC プノンペン 日付:..... | |

資料提供：森林局

5) 輸出入許可証の取得

商業省より輸出入ライセンスが発行されると、企業は経済財務省の行政機関であるカンボジア税関総局（GDCE）に対し、輸出入許可証の発行を申請する。輸出入許可の有効期限は1ヶ月であるが、輸出入ライセンスの有効期限を超えない範囲で、延長は可能である。

6) 輸出入製品の輸送許可（PC-IMEX）

輸出入製品の輸送許可（PC-IMEX）については、2.4.3 (2)で述べたとおりである。加工木材が積載されたコンテナが輸出入港に到着すると、税関職員とカンボジア輸出入検査員、商業省下の不正取締局局員が立ち会って、コンテナに積載されている木材が、PC-IMEXに記載されている内容と齟齬がないかが確認される。

2.5 木材生産・流通状況

2.5.1 調査対象国の木材生産・流通の特徴

(1) 木材生産の変遷と現在の特徴

1990年代のカンボジアでは、森林コンセッション制度が導入されていた。しかし、この森林コンセッションの許可や実施管理体制が不十分であったことから、カンボジアの森林の過伐が急速に進んだ。これを受けてカンボジア政府は2001年12月に全ての天然林における森林コンセッションに対して伐採の一時停止措置（モラトリアム）を宣言し、新たな管理計画の策定・承認を受けるまで、森林コンセッションによる伐採活動を禁じた。この措置によって、2002年以降、2020年時点に至るまで、森林コンセッションによる木材生産は現在実施されていない。

2020年時点でカンボジアの木材生産を目的とした林業活動の制度は、森林コンセッション、国内の木材需要への供給を目的とした、ABCと呼ばれる年次入札クープ（年毎に森林局が区画と伐採量を定め、入札方式で伐採業者を選定する）、コミュニティフォレスト、植林木の伐採がある。しかし、森林コンセッションとABCは2020年時点で実施されておらず、コミュニティフォレスト及び植林地からの木材搬出もほとんど実績がない。このため、経済的土地コンセッション（ELC）、や水力発電開発や道路開発等の土地利用の転換に伴う森林伐採による木材がカンボジアの主要な木材供給源となっている。供給源別の木材供給量を図2.26に示す。

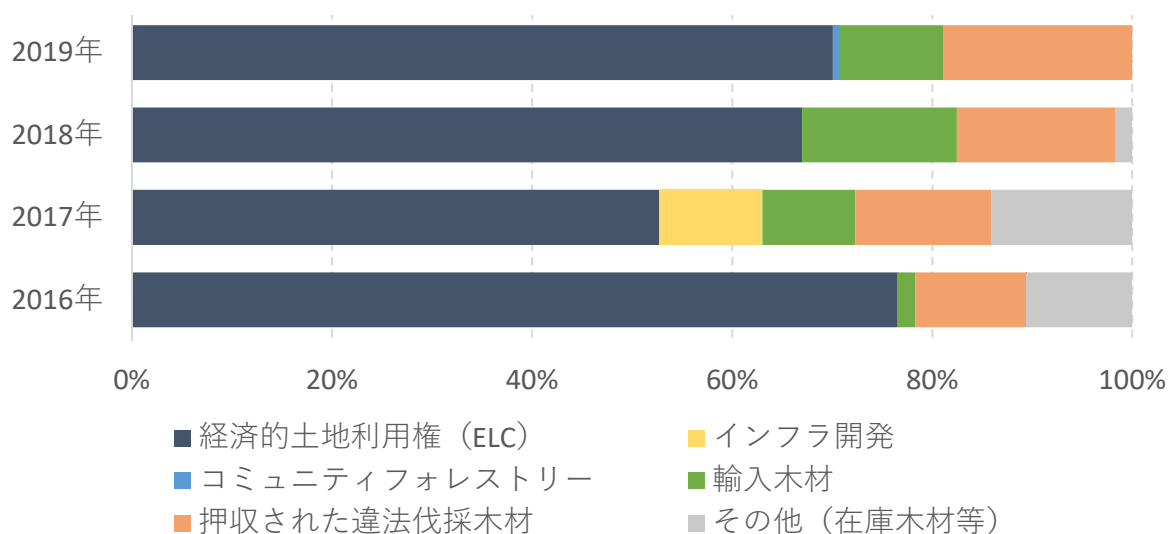
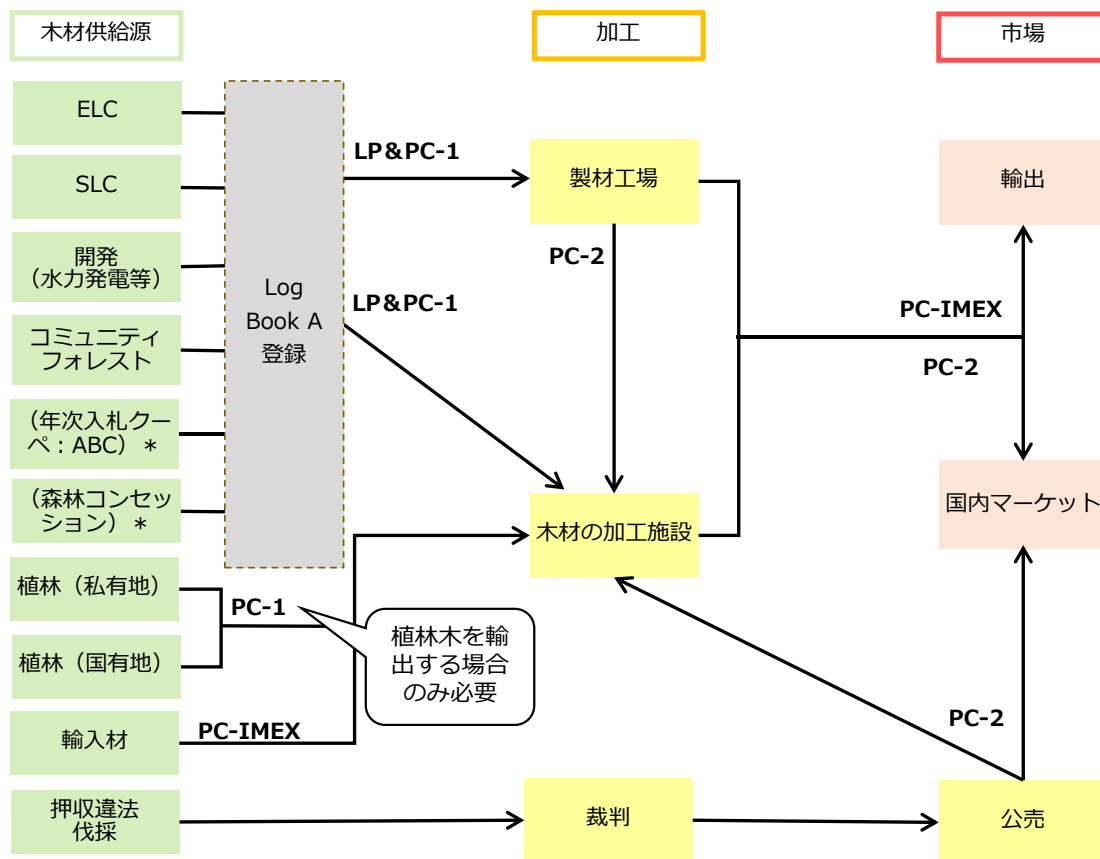


図 2.26 木材供給源割合

出典：森林局提供データを基に調査団作成

(2) 流通状況

カンボジアは原木の輸出を禁止している。また、森林局によると、カンボジアの国内市場で原木が行われることはない。このため、カンボジアでは、伐採後の原木は製材工場や加工工場に輸送され、製材・加工された後に、国内マーケットもしくは輸出へと出荷される。カンボジアにおける木材の供給フローをモデル化したものを図2.27に示す。



- * : 制度は存在しているが、2020年時点で木材生産実績無し
- LP - : ライセンス許可
- PC-1 : 未加工木材の輸送許可
- PC-2 : 加工済み木材の輸送許可
- PC-IMEX : 輸出入木材の輸送許可

図 2.27 木材の供給フロー

出典：FLEGT に関連したカンボジアの木材フローと管理の理解⁶と森林局聞き取り結果を基に調査団作成

カンボジア国内において木材及び木材製品を輸送するためには木材の加工段階に応じた輸送許可が必要である。また各加工工場では木材の入出荷が義務付けられていることから、森林局は伐採時の Log Book A の記録や輸送許可の発行記録、各工場での入出荷記録を辿ることで、木材の追跡が可能なシステムが構築されているとしている。ただし、森林局も参加して取りまとめた「FLEGT に関連したカンボジアの木材フローと管理の理解」⁶のレポートでは、輸送許可（PC-1）には、木材の品質や材積が記載されるが、木材に個別の認識番号等がつけられていないため、現行のシステムでは、木材のトレーサビリティを確保することは難しいと指摘している。

2.5.2 森林認証システムの導入状況

現時点でカンボジア国家独自の森林認証システム等は導入されておらず、国際的な森林認証の取得もわずかである。ただし 2010 年にカンボジアの森林セクターの長期的な政策として策定された国家森林プログラム(National Forest Programme :NFP)(2010-2029)では、持続可能な森林管理の一環として森林認証の取得の促進を掲げ、具体的な達成指標として、少なくとも輸出用加工木材の 50%について森林認証を取得することを目指している。以下に国際的な森林認証である

FSC と PEFC の認証取得状況を整理する。

(1) FSC (Forest Stewardship Council : 森林管理協議会)

FSCによる公表データ¹⁴では、2021年1月時点で、カンボジアでは、2012年より1ヶ所(7,896ha)の森林が FSC の FM 認証を受けている。この認証林は、持続可能な林業に取り組む Grandis Timber 社が運営する ELC (2009年にカンボジア政府より付与)の森林となっている。また、CoC 認証は 23 社が取得している。表 2.36 にカンボジアの FSC の CoC 認証の取得状況を示す。

表 2.36 カンボジアの FSC 認証の取得状況

| 認証番号 | 認証コード | 期間 | 会社名 |
|-----------------------------|-----------------------------------|-----------------------|---|
| FSC-C011832 | SGSHK-COC-003403 | 2018-04-11~2022-06-25 | Andira Commodities Ltd |
| FSC-C012345 | BV-COC-004751 | 2019-04-15~2024-04-14 | Simon Labels (Cambodia) Branding Solution Co., Ltd. |
| FSC-C019995 | SA-COC-007718 | 2020-05-07~2024-09-15 | Gold Dragon Printing & Carton Boxes Factory Co., Limited |
| FSC-C109614 | GFA-FM/COC-002384 | 2018-07-11~2023-07-10 | Grandis Timber Limited |
| FSC-C162578 | TSUD-COC-001645 | 2020-12-17~2025-12-16 | XIN SONG BO PACKAGING (CAMBODIA) CO., LTD. |
| FSC-C163777 | CU-COC-872071 | 2021-01-25~2026-01-24 | HYUNDAI PACKAGING (CAMBODIA) II CO., LTD. |
| FSC-C163876 | DNV-COC-002161 | 2021-02-02~2026-02-01 | Avery Dennison RBIS (Cambodia) Co., Ltd |
| FSC-C164479 | CU-COC-875581 | 2021-02-13~2026-02-12 | BUN WORLD GROUP CO.,LTD |
| FSC-C137960 | SCS-COC-006115 | 2017-10-20~2022-10-19 | Cambodian Rong Gean Wood Products Co., Ltd. |
| FSC-C141442 | BV-COC-141442 | 2018-06-25~2023-06-24 | Y. L. LABELS (CAMBODIA) CO., LTD. |
| FSC-C143144 | TUVDC-COC-101012 | 2018-10-02~2023-08-23 | Quan Hong Color Printing Co., Ltd. |
| FSC-C143316 | SA-COC-006475 | 2018-09-11~2023-09-10 | KYOWASEIKAN (CAMBODIA) Co., Ltd. |
| FSC-C150212 | CU-COC-865500 | 2019-07-04~2024-07-03 | DONGGUAN CITY FINESTAR PRINTING (CAMBODIA) CO., LTD |
| FSC-C154771 | TSUD-COC-001475 | 2020-01-20~2025-01-19 | GUANGDONG KAIYA (CAMBODIA) PACKAGING TECHNOLOGY CO., LTD. |
| FSC-C154914 | SGSHK-COC-011857 | 2020-07-04~2025-01-27 | Harta Packaging Industries (Cambodia) Limited |
| FSC-C152044 | SCS-COC-006990 | 2019-10-08~2024-10-07 | Prowood (Cambodia) Flooring Co., Ltd. |
| FSC-C152501 | BV-COC-152501 | 2019-11-08~2024-11-07 | LEVEL UP LABEL (CAMBODIA) LTD. |

¹⁴ FSC ウェブサイト Facts & Figures(December 2019)
<https://fsc.org/en/facts-figures>

| | | | |
|-----------------------------|---------------------------------|-----------------------|--|
| FSC-C153912 | BV-COC-153912 | 2019-12-17～2024-12-16 | GUANYANG LABEL (CAMBODIA) LTD |
| FSC-C154255 | TSUD-COC-001464 | 2020-01-02～2025-01-01 | XIN YA HE PAPER PRODUCT(CAMBODIA) CO.,LTD |
| FSC-C154265 | TSUD-COC-001463 | 2020-01-02～2025-01-01 | HE YI TECHNOLOGY (CAMBODIA) PRINTING & PACKAGING CO., LTD. |
| FSC-C160285 | GFA-COC-004874 | 2020-11-11～2025-11-10 | King Lim Garment Accessories Co., Ltd. |
| FSC-C160683 | TSUD-COC-001601 | 2020-10-09～2025-10-08 | RONG XING PAPER INDUSTRIAL CO., LTD. |
| FSC-C161009 | TSUD-COC-001614 | 2020-10-21～2025-10-20 | RUIWENXIANG PACKING EQUIPMENT&MATERIALS CO.,LTD. |

出典：FSC ウェブサイト¹⁵

(2) PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes：森林認証制度承認プログラム)

2021年1月時点において、カンボジアは、PEFC メンバー国に登録されていない。PEFC による公表データ¹⁶では、2020年9月時点におけるカンボジアでの PEFC の FM 認証、CoC 認証の取得実績はない。

2.5.3 違法伐採の関連情報

(1) 樹種リスク

カンボジアは 1997 年 7 月 4 日に絶滅の恐れがある野生動物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約；CITES）に批准し、同年 10 月 2 日に発効した。CITES 管理局は農林水産省内に設置され、農林水産省の事務長官が議長を務め、メンバーには森林局及び漁業局が参加している。なお、カンボジアには、ワシントン条約の付属書Ⅱに掲載されている表 2.37 に示す種が分布している。これらの種は国際取引を規制しないと絶滅のおそれがあるとして、商業目的の取引はできるが、輸出国政府の管理当局が発行する輸出許可書が必要な種とされている。

表 2.37 カンボジアに分布する CITES の付属書掲載種

| 樹種名 | 学名 |
|-----------------|-------------------------|
| ツルサイカチ属（紫檀等） | <i>Dalbergia</i> spp. |
| ジンコウ属（シャムジンコウ等） | <i>Aquilaria</i> spp. |
| 黒檀（ハマコクタン） | <i>Diospyros ferrea</i> |

出典：Check list of CITES Species¹⁷

¹⁵ FSC ウェブサイト <https://info.fsc.org/certificate.php>

¹⁶ PEFC ウェブサイト Global Statistics Data(June 2020)
<https://cdn.pefc.org/pefc.org/media/2020-08/d48bcf2b-562f-4feb-bde6-e5a6316ec7c1/5948cc30-e0ea-59bd-b3bc-6dabbb108685.pdf>

¹⁷ Check list of CITES Species
<https://checklist.cites.org/#/en>

(2) 伐採国・地域リスク

1) 違法伐採推定割合

カンボジア森林局によれば、違法伐採木材の量は年毎に変動はあるものの、カンボジア国内で生産される合法木材生産量をはるかに下回っているとしている。森林局の提供データでは、押収された違法伐採木材がカンボジアの木材供給量全体に占める割合は10～20%程度であった。ただし、違法伐採の全体量に対して、どの程度の割合が押収されているかは不明である。

2) ガバナンス

国家のガバナンス状況は、違法伐採リスクを評価する上での1つの指標となる。違法伐採が横行している国や地域は、行政統治レベルが低く、汚職腐敗が多くなる傾向がある。また、武力紛争等も、違法伐採が横行する要因となる。国際機関が実施しているカンボジアのガバナンス評価を下記の表 2.38 に整理した。

表 2.38 カンボジアのガバナンス評価状況

| 指標 | スコア | 順位 | データ年 | 備考 |
|---|----------|------------------|------|---|
| 腐敗認識指数 ¹⁸ (Corruption Perceptions Index : CPI) | 20pts | 162 位 /198 カ国 | 2019 | 政府・政治家・公務員などの公的分野の腐敗度を10～11機関が調査した12～13種類の調査報告に基づき、0pts～100ptsにスコア化して評価。スコアが低いほど、政策や法制度の実効性が低い。 |
| 世界ガバナンス指標(WGI) ¹⁹ 政治腐敗抑制度 | -1.33pts | 191 位 /209 カ国 | 2018 | 小～大規模の汚職、高級官僚による国家利権の収奪等、公権力がどの程度私腹を肥やすのに使われているか、-2.5pts～+2.5ptsで評価、点数が高い方が汚職が少ない |
| 世界ガバナンス指標(WGI) ¹⁹ 政府機能有効性 | -0.57pts | 142 位 /209 カ国 | 2018 | 公共サービス・公務員の質、政策策定・実行の質等より、-2.5ptsから+2.5ptsで政府機能の有効性を評価 |
| 世界ガバナンス指標(WGI) ¹⁹ 法治度 | -1.11pts | 186 位 /209 カ国 | 2018 | 当局者の信頼度、社会のルールの実況を、特に契約履行、財産権、司法等の質及び暴力・犯罪の観点から-2.5ptsから+2.5ptsで評価 |

出典：Transparency International ウェブサイト¹⁸、World Government Indicators ウェブサイト¹⁹

3) 違法伐採に関する報告

違法伐採に関する報告は、保護区以外での違法伐採については森林局が、保護区内での違法伐採は環境省が、それぞれのウェブサイトで、摘発情報を報告している。

¹⁸ Transparency International ウェブサイト
<https://www.transparency.org/en/cpi/2019/results>

¹⁹ World Governance Indicators
<http://info.worldbank.org/governance/wgi/#home>



写真 2.2 森林局のウェブサイト²⁰で報告された違法伐採の摘発の事例



写真 2.3 環境省のウェブサイト⁹で報告された違法伐採の摘発の事例

森林局によれば、違法伐採はカンボジアの森林管理下をすり抜けて実施されているもので、供給元は不明なものが多いとしている。事例としては貧困住民が、現金収入を得るために実施する違法伐採や、組織的な規模の大きい違法伐採、国境を越えて侵入してくる外国人による違法伐採等、様々なパターンがある。

なお、カンボジアにおける違法伐採に関連する調査や報告は、国際 NGO や学術機関等からも報告されている。環境調査エージェンシーは、2018 年の報告書で²¹、カンボジアの保護区等で違法に伐採された木材が、ベトナムへと原木のまま輸出されていること指摘している。また Forest Trend による報告では、カンボジアの最も大きな木材供給源である ELC 等の土地利用の転換に伴う森林伐採の不透明性等が指摘されている²²。

²⁰ 森林局ウェブサイト <https://web.maff.gov.kh/department/daa?lang=kh>

²¹ Forests Serial Offender Vietnam's continued imports of illegal Cambodian timber (Environmental Investigation Agency (EIA), 2018)

<https://eia-international.org/wp-content/uploads/eia-serial-offender-web.pdf>

²² Conversion Timber, Forest Monitoring, and Land-Us Govrnance in Cambodia (FOREST TRENDS,2015)

<https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/2015/07/Cambodia20Concessions20Report20small20size.pdf>

3. 生産国における情報の収集：ミャンマー

3.1 林業セクターの概要

3.1.1 森林資源

(1) 森林分布と植生

2018年にミャンマーがUNFCCCに提出したFRLレポート²³によると、ミャンマーの総面積は、68,248,983 haで、南北に長く起伏に富んだ地形である。丘陵地帯が広がる北西部はインド、西の沿岸部はバングラデシュ、高原地帯が広がる東から北東部はラオスと中国、南東の高原地帯から沿岸部にかけてはタイに接し、南西はベンガル湾、アンダマン海に面する。また、国土の中央部は中央平原と呼ばれる平野が広がっている。同報告書では、ミャンマーの森林定義は面積0.5ha以上、樹高5m以上、樹冠被覆10%以上と定め、2015年時点におけるミャンマーの森林被覆について、29,561,717 haで、国土の44.13%を占めるとした。図3.1にミャンマーの森林分布を示す。

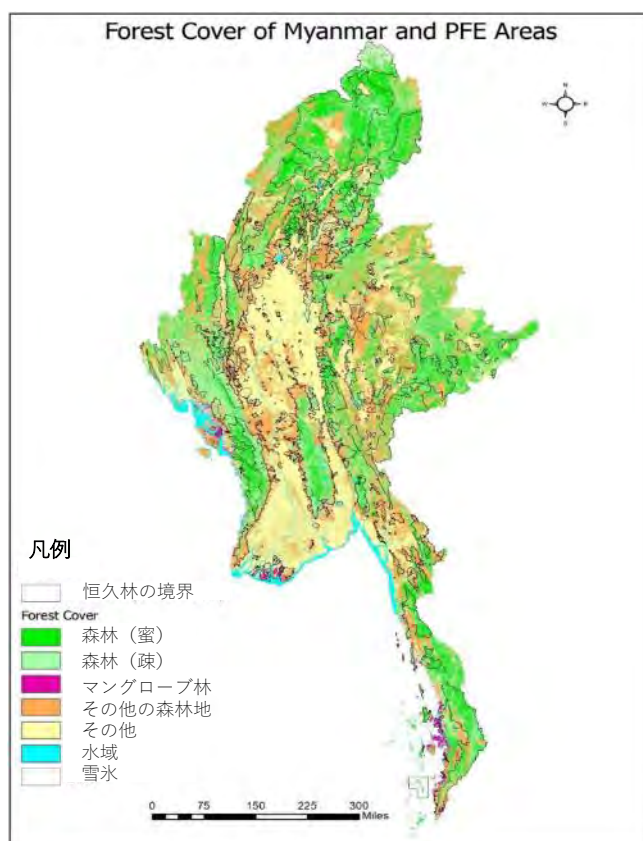


図 3.1 ミャンマーの森林分布

出典：Forest Reference Level (FRL) of Myanmar²³

ミャンマーの気候は、標高によって、亜高山性気候、亜熱帯性気候、熱帯性モンスーン気候に大別され、それぞれの気候帯及び降雨量に適した高地常緑林、常緑林、混交落葉林、乾燥林、落葉

²³ Forest Reference Level (FRL) of Myanmar (MONREC, 2018)

https://redd.unfccc.int/files/revised-myanmar_frl_submission_to_unfccc_webposted.pdf

フタバガキ科林、海岸・湿地林等が分布している。表 3.1 にミャンマーの植生を、図 3.2 にミャンマーの植生分布図を示す。

表 3.1 ミャンマーの植生

| 国家森林調査 現地指針 (1985) 森林 分類との対応 | 分布地域・概要 | 年間 降水量 (mm) | 出現種 |
|--|--|-----------------------|---|
| 常緑林 (大木) 常緑林 竹林 (劣化林) | Tanintharyi 地域及び年間降雨量の多い低地 | 2,500-4,000 | 南部地域：フタバガキ科 (<i>Dipterocarpus</i> , <i>Hopea</i> , <i>Shorea</i> , <i>Parashorea</i> ,) 北部地域：センダン科 (<i>Cedrela</i> , <i>Chukrasia</i> , <i>Dysoxylum</i>) |
| マングローブ マングローブ (高木) | Irrawaddy 地域及び他の沿岸地域の潮汐林 (Tidal Forest) 内 | >3,500 | クマツヅラ科 (<i>Avicennia</i>)、ヒルギ科 (<i>Bruguiera</i> , <i>Rhizophora</i>)、ミソハギ科 (<i>Sonneratia</i>)、ヤシ科 (<i>Nypa</i>)、アオイ科 (<i>Heritiera</i>) |
| 湿地林 常緑河岸林 | 内陸部及び河川や淡水がある沿岸部 | >3,500 2,500-4,000 | ミソハギ科 (<i>Lagerstroemia</i>)、センダン科 (<i>Amoora</i>)、マメ科 (<i>Xylia</i>)、サガリバナ科 (<i>Barringtonia</i>) |
| 混交落葉樹林 (低地、高地、 (湿潤 / 乾燥)) | 中央乾燥地域北部と南部、Shan hills 低地部、アラカン山脈、Chin hills、バゴ山脈 | 1,250-2,500 | チークが特徴的な植生 シソ科 (<i>Tectona grandis</i> , <i>Gmelina arborea</i>)、マメ科 (<i>Xylia xylocarpa</i> , <i>Pterocarpus macrocarpus</i> , <i>Millettia pendula</i>) |
| フタバガキ林 (indaing, 高木) フタバガキ林 (indaing, 低木) | 砂質や礫質土壌地域、特に中央乾燥地域の北部溪谷の沖積土壌 | 900-1,250 | フタバガキ科 (<i>D.tuberculatus</i> , <i>obtusifolius</i> , <i>turbinatus</i> , <i>alatus</i>) より乾燥した地域：フタバガキ科 (<i>D.tuberculatu</i> , <i>Pentacme</i>)、コミカンソウ科 (<i>Emblica</i>)、その他 |
| 山地林 (乾燥) | 乾燥斜面、尾根沿い | >3,000 | マメ科 (<i>Xylia xylocarpa</i> , <i>Pterocarpus</i>)、アカネ科 (<i>Andina</i>)、フタバガキ科 (<i>Shorea oblongifolia</i>)、ウルシ科 (<i>Spondias</i>)、シソ科 (<i>Tectona hamiltoniana</i> , <i>Vitex</i>)、シクンシ科 (<i>Terminalia</i>) |
| 乾燥林 (Than-Dahat) 乾燥林 (thorn: 棘) 乾燥林 (aukchinsa - thinwin) | 乾燥度合いによって優占種が異なる中部乾燥地域、山のふもと、シャン州の低山 | <900 | Than-Dahat 林：シクンシ科 (<i>Terminalia oliveri</i>)、フタバガキ科 (<i>Tectona hamiltoniana</i> ,) Te scrub 林：カキノキ科 (<i>Diospyros burmanica</i>)、マメ科 (<i>Dalbergia</i> , <i>Acacia catechu</i>)、ミカン科 (<i>Limonia</i>)、クロウメモドキ科 (<i>Zizyphus</i>) Sha thorn 林と低木：マメ科 (<i>Acacia catechu</i> , <i>A. leucocephala</i>)、シソ科 (<i>Tectona hamiltoniana</i>)、ミカン科 (<i>Limonia</i>)、クロウメモドキ科 (<i>Zizyphus</i>)、クスノキ科 (<i>Cassia</i>) |
| 浜辺砂丘林 | Rhakine と沿岸部、Ayeyarwaddy デルタ海岸 | >3,500 | ヒルギ科 (<i>Rhizophora apiculata</i> , <i>Bruguiera gymnorhiza</i>)、アオイ科 (<i>Heritiera fomes</i>) |
| 常緑山地林 | Kachin 州の溪谷上部や低山、Naga 山脈、Chindwin 溪谷上部等の豊富な降雨、霧、雲や湿った土壌のある地域 | >3,000 | ブナ科 (<i>Quercus</i> , <i>Castanopsis</i>)、モクレン科 (<i>Magnolia</i> , <i>Fraxinus</i>)、ニレ科 (<i>Celtis</i>) 等の温帯種とフタバガキ科 (<i>Dipterocarpus</i>)、シクンシ科 (<i>Terminalia</i>)、アオイ科 (<i>Sterculia</i>)、ユキ科 (<i>Engelhardtia</i>)、クワ科 (<i>Ficus</i>) 等の熱帯種が混交し層を形成。 |
| 常緑山地林 | 冬季の低温が熱帯種の成長を制限す | >3,000 | ブナ科 (<i>Quercus</i> , <i>Castanopsis</i>)、モクレン科 (<i>Magnolia</i> , <i>Fraxinus</i>)、ムクロジ科 (<i>Acer</i>)、 |

| | | | |
|----------|---|--------|---|
| | る山岳斜面や山頂 | | カバノキ科 (<i>Alnus</i>)、ニレ科 (<i>Ulmus</i>)、バラ科 (<i>Prunu, Pyrus</i>)、ヤナギ科 (<i>Salix</i>)、マキ科 (<i>Podocarpus</i>) だが、マメ科 (<i>Bauhinia</i>)、クルミ科 (<i>Engelhardtia</i>)、ミソハギ科 (<i>Lagerstroemia</i>)、クワ科 (<i>Ficus</i>)、クスノキ科 (<i>Cinnamomon</i>)、等の熱帯種も出現。 |
| 山地林 (乾燥) | 火災や伐開を受ける乾燥斜面や尾根は、落葉樹が優占する常緑種と混交で、サバンナ風植生やシダ類があるとマツやオーク等がまばらに分布 | <3,000 | ブナ科 (<i>Quercus incana</i>)、ツツジ科 (<i>Rhododendron arborea</i>)、ツバキ科 (<i>Schima wallichii</i>)、マツ科 (<i>Pinus keysia</i>)、アオイ科 (<i>Kydia</i>) |
| 山地林 (マツ) | 標高が 1350m～2450m の間の Shan 州、Chin 山地、僅かにアラカン山脈 | >3,000 | 優占種は カシヤマツ (<i>pinus keysia</i>)、樹冠が開けた純林だが、低木の広葉樹林ブナ科 (<i>Quercus griffithi, Q. incana, Q. serrata</i>)、一部地域ではツツジ科 (<i>Rhododendron maximum</i>)、カバノキ科 (<i>Alnus nepalensis</i>) (Kachin 州) と混交することもある。 |

出典：Forest Reference Level (FRL) of Myanmar²³



図 3.2 ミャンマーの植生タイプ

出典：A Checklist of the Trees, Shrubs, Herbs, and Climbers of Myanmar (Revised from the original works by J. H. Lacey, R. Rodger, H. G. Hundley, and U Chit Ko Ko on the "List of Trees, Shrubs, Herbs and Principal Climbers, etc. Recorded from Burma")

(2) 土地分類上の森林

憲法（2008年）37条1項では、国家は、国内のすべての土地及びその土地が有する資源の所有者であるという旨が規定されている。このため、基本的にミャンマーの森林は全て国家に帰属している。

国家土地政策（2016年）2章13条では、国土を農地、森林地、その他の土地に大別している。さらに、森林地については、恒久林（Permanent Forest Estate:PFE）として定められる土地を指すとしている。ただし恒久林については、この定義を定める公式文書はない。森林局によると、森林法が定める保全林（Reserved Forest:RF）、保護公有林（Public Protected Forest : PPF）、生物多様性保全と保護区法が定める保護区（Protected Area : PA）を総称して恒久林と呼んでいる。

2015年時点においてミャンマーの森林被覆は44.13%である。一方、恒久林が国土に占める割合は2020年12月時点で31.64%（保全林17.77%、保護公有林7.79%、保護区6.08%）である。植生は森林だが、土地分類上は農地もしくはその他の土地として分類されている森林は、森林法の中で、「森林に覆われた土地」と表現されている。表3.2に、ミャンマーの土地分類上の森林を整理した。

表 3.2 ミャンマーの土地分類上の森林

| 植生 | 土地分類 | 細分類 |
|----|--------------|----------------------------------|
| 森林 | 恒久林（森林地） | 保全林（RF） 保護公有林（PPF） 保護区（PA） |
| | 農地もしくはその他の土地 | 森林に覆われた土地 |

出典：国家土地政策、森林法を基に調査団作成

3.1.2 木材生産と加工

(1) 木材生産

天然資源環境保全省がミャンマーの森林減少と森林劣化を分析した報告書²⁴では、過剰な木材生産を森林減少の原因の1つとして挙げている。ミャンマー政府は木材の過剰な伐採を抑制するため、2014年に原木の輸出を禁止し、2016年から2017年の1年間、全国の木材伐採を禁止した。また、チークの特産地であるバゴ山地においては2016年から2025年の10年間の木材の伐採停止措置がとられている。さらに、森林局が定める年間許容伐採量（AAC）に対して、持続可能な水準を維持していくために、実際の伐採量はチークでAACの55%以下、チーク以外の広葉樹は33%以下に設定するとした。こうした取り組みを受けて、ミャンマーの木材生産量は2014年以降、急激に減少している。チーク及び広葉樹の年間許容伐採量と実際の伐採量の推移を図3.3と図3.4に示す。なお、図3.3と図3.4では、実際の搬出量が、AACを超えている年がある。ミャンマー政府によると、AACに基づく通常の伐採以外に、道路建設やダム開発等の、政府の開発プロジェクトのために生じる伐採やミャンマー政府の財政調整のために行われる伐採がある。こうした伐採が多い年は、実際の木材搬出量がAACを超えることがあるとのことである。

²⁴ Drivers of deforestation and forest degradation in Myanmar (MONREC, 2017)
<http://www.myanmar-redd.org/wp-content/uploads/2018/02/Myanmar-Drivers-Report-final.pdf>

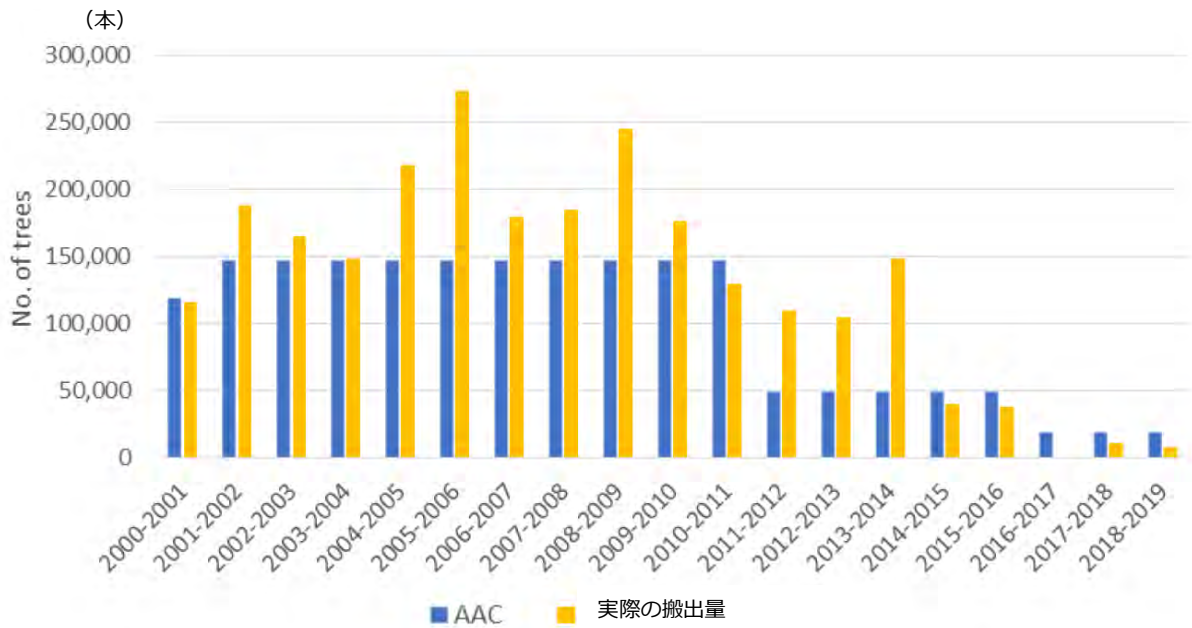


図 3.3 チークの伐採本数の推移

出典：Forestry in Myanmar²⁵

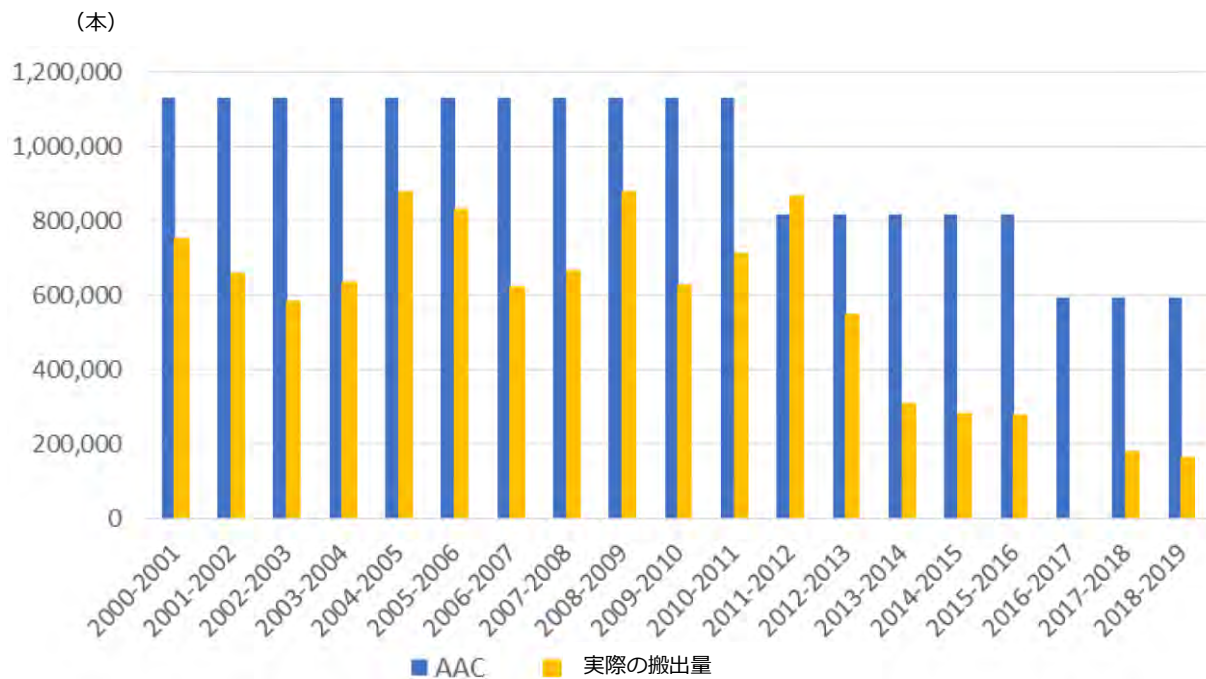


図 3.4 チーク以外の広葉樹の伐採本数の推移

出典：Forestry in Myanmar²⁵

2020年時点におけるミャンマーの主要な木材生産地は、北西部に位置するサガイン地方、マンダレー地方、マグウェー地方となっている。2015年まではバゴ地方も主要な木材生産地であったが、2016年から2025年の10年間の伐採禁止措置がとられているため、2020年現在は生産量が大幅に縮小されている。

²⁵ Forestry in Myanmar 2020 (森林局, 2020)

https://www.forestdepartment.gov.mm/sites/default/files/Documents/Forestry_in_Myanmar_2020_0.pdf

ミャンマーでは、恒久林内でのミャンマー式択伐システム（Myanmar Selection System:MSS）による木材生産が主要な木材伐採と搬出活動であり、これ以外にコミュニティフォレスト、植林、土地利用転換からの木材搬出、押収された違法伐採木材、輸入木材等が木材供給源となる。以下に、木材供給源別の木材生産状況を整理した。

1) 恒久林内での天然林施業

ミャンマー全土には、68ヶ所の森林局の地区事務所がある。各地区事務所が管理する恒久林は、森林管理ユニット（Forest Management Unit:FMU）と呼ばれる。森林局は、FMUの管理計画として、地区森林管理計画（District Forest Management Plan:DFMP）と呼ばれる10年間の地区の森林管理計画を策定している（現在のDFMPは2016-2026）。

このFMU及びDFMPは、生産林作業部門、植林作業部門、地域需要/コミュニティフォレスト作業部門、水源林作業部門、非木材林産物作業部門、保護区作業部門及び特別作業部門の7つの部門で構成されている。このうちの生産林作業部門が、事前の森林調査情報に基づいて設定された年間許容伐採量（Annual allowable Cut:AAC）に従ってミャンマー式択伐法による持続可能な木材の伐採・搬出が行われる部門である。図3.5にDFMPの構成とAACの設定の位置づけを示す。

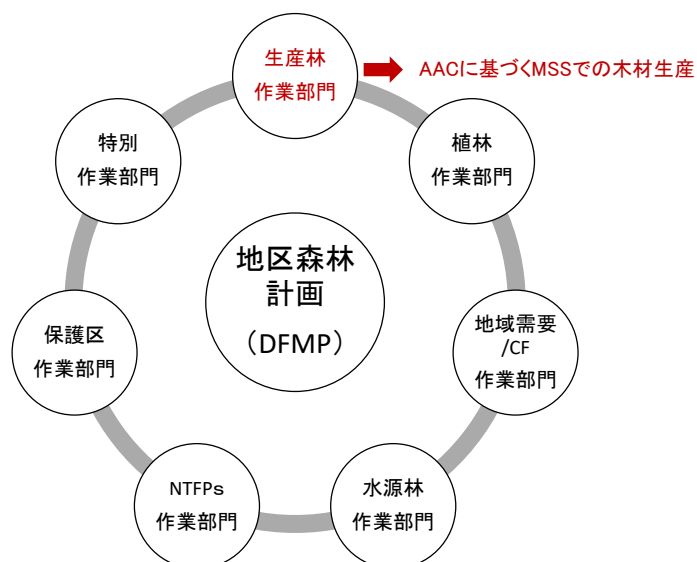


図 3.5 DFMP の構成と AAC の設定

出典：森林局聞き取り結果を基に調査団作成

森林局とミャンマー木材公社（Myanmar Timber Enterprise : MTE）は、DFMPとAACに基づいて、毎年、その年の伐採木や保全種、伐採区画について協議を行う。合意に達すると、ミャンマー木材公社は年間伐採計画（Annual Harvest Plan:AHP）を作成して、天然資源環境保全省に提出する。こうした計画に基づいて、天然資源環境保全省と森林局によって木材の伐採と搬出の許可が発行され、ミャンマー木材公社によって木材の伐採と搬出が実施される。

2) コミュニティフォレスト

ミャンマーのコミュニティフォレストは、地域のコミュニティに対して、森林地とその森林に成立する樹木の所有権を当初30年間（延長可能）付与する仕組みとなっている。ミャンマーの森林マスタープラン（2000-2030）では、2030年までにコミュニティフォレストを227万エーカーま

で拡大させることを目標としている。なお、図 3.6 に示すとおり、2019 年 12 月時点でのコミュニティフォレスト登録面積は約 71 万エーカーであり、2015 年以降で登録面積は急増している。

コミュニティフォレストにおける木材生産は地域での利用・消費を主な目的とされ、販売収益等を目的とした木材生産は許可されていなかった。しかし、2018 年に改訂された森林法及び 2016 年と 2019 年に改正されたコミュニティフォレスト指示書では、販売収益を目的としたコミュニティフォレスト活動及び、コミュニティフォレスト管理下で生産された木材の輸出が可能であると明記されている。2020 年時点では、まだ、コミュニティフォレストから搬出された木材の輸出記録は無いが、コミュニティフォレストは将来的に木材輸出の供給源の 1 つとなる可能性がある。

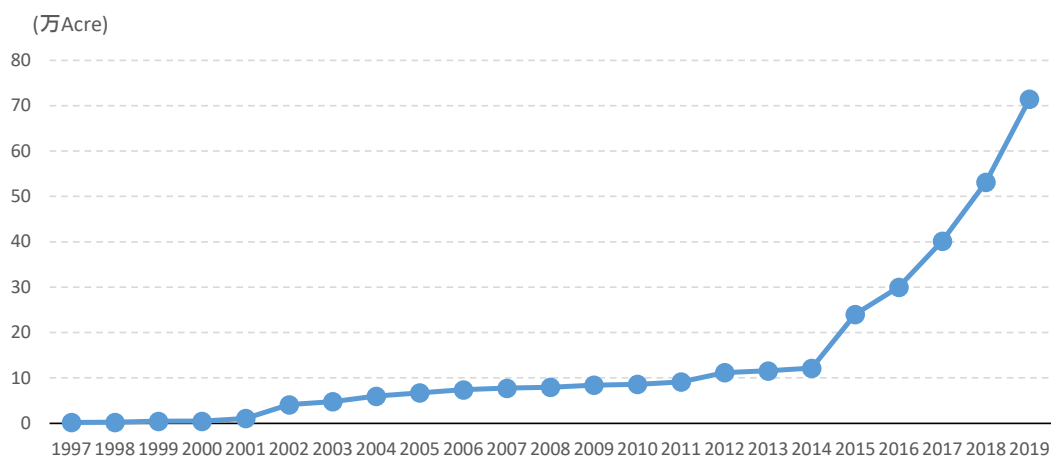


図 3.6 ミャンマーにおけるコミュニティフォレスト登録面積の推移

出典：Forestry in Myanmar 2020²⁵

3) 植林

ミャンマーでは 1856 年より小規模な植林が行われており、1941 年には 47,167ha の植林実績が記録されている。大規模な植林は 1980 年から開始され、現在は年間およそ 6,000ha の植林が行われている。2020 年時点で、ミャンマーでは約 121 万 ha の植林地があり、このうち 93 万 ha は国営の植林地である。また、28 万 ha は 2006 年より始まった、企業等による産業植林である。植林樹種について、国営の植林地ではチークが全体の 5 割以上を占める。一方で企業の産業植林等における植林地では早生樹種等が 6 割以上を占め、チークは 2 割程度である。表 3.3 にミャンマーの植林樹種を示す。

表 3.3 ミャンマーの主な植林樹種

| 名称 | 名称 (学名) |
|----------|--|
| 在来樹種 | チーク (<i>Tectona grandis</i>) ピンカド (<i>Xylia xylocarpa</i>) カリン (<i>Pterocarpus indicus</i>) |
| 早生樹種 | ユーカリ (<i>Eucalyptus spp.</i>) アカシア (<i>Acacia Mangium</i>) マツ類 (<i>Pinus spp.</i>) |
| マングローブ樹種 | オヒルギ (<i>Bruguiera sexangula</i>) ヤエヤマヒルギ (<i>Rhizophora mucronata</i>) フタバナヒルギ (<i>Rhizophora apiculata</i>) スンドリ (<i>Heritiera fomes</i>) |

出典：森林局聞き取り

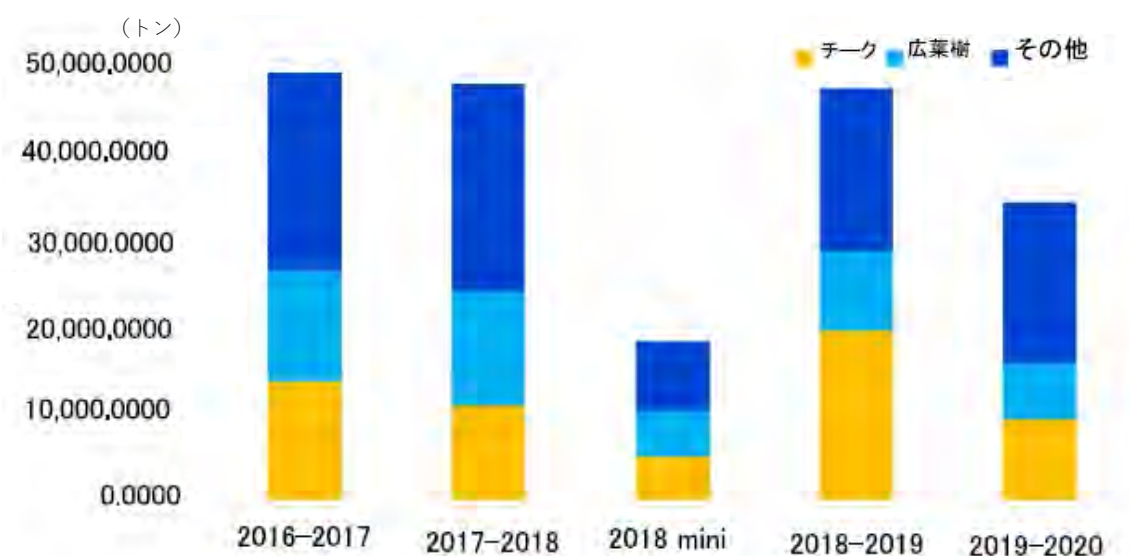
2018年より国営の植林地において、樹齢30年生以上の植林木の伐採が許可され、植林地からの木材搬出が始まった。ミャンマーでは、2014年に原木の輸出が禁止されたが、2019年に天然資源環境保全省から発出された通達レターNo.80/2019にて、国営及び民有の植林地から搬出された木材は、原木での輸出が許可されるようになった。2020年12月時点では、2018年から2019年に国営のチーク植林地にて、ミャンマー木材公社によって伐採され、搬出された原木の一部が、ミャンマー国内の民間企業に払い下げられた。森林局によると、これらの原木は、現在輸出に向けた手続きが進められている。

4) 土地利用転換からの木材搬出

土地利用の転換は、恒久林以外の農地やその他土地の、森林に覆われた土地でも実施される。このため、搬出される木材は、上述1)で述べた森林局が設定する年間許容伐採量(AAC)とは別に伐採が行われる。土地利用の転換に伴う伐採については、森林法12条によって、天然資源環境保全省の承認を受ける必要があるとされている。この承認に基づいて、森林局は開発エリア内の立木の本数等を記録する。ミャンマー木材公社は天然資源環境保全省と森林局の指導の下で、森林局が記録した木材の伐採を行う。なお、ミャンマーでは2017年に天然資源環境保全省が通達レターNo.61/2017を発出し、土地利用転換に伴って生産された木材は、国内での利用に限るとして、海外への輸出を禁止した。

5) 押収された違法伐採木材

2010年以降にミャンマー政府が押収した違法伐採木材量の推移を図3.7に示す。毎年、5万トン程度の木材が押収されている。押収された違法伐採木材は、2016年に天然資源環境保全省が発出した通達レターNo.1765/2016にて、輸出用木材とすることが禁止された。



※ミャンマーは会計年度を2018年に4-3月から10-9月に変更した。このため、2017年度までは旧会計年度(4-3月)、2018年 mini は2018年4月-9月、2019年度が2018年10月から2019年9月までとなっている。

図 3.7 ミャンマー政府が押収した違法伐採木材量

出典：天然資源環境保全省ウェブサイト²⁶ (天然資源環境保全省、2021年1月アクセス)

²⁶ 天然資源環境保全省ウェブサイト
<http://monrec.gov.mm/>

6) 在庫木材

ミャンマーは、2014年以降、天然資源環境省の通達によって、輸出用木材に関する様々な規定を定めた(参考 3.4.3 表 3.13)。一方、これらの規定が定められる前に伐採されたチークや広葉樹等の木材が、在庫木材として現在もミャンマー国内に蓄積されている。2020年12月時点で、ミャンマー木材公社の貯木場にある木材の在庫は、チークが54,400トン、広葉樹が314,547トンとなっている。また、ミャンマー木材公社以外の民間企業も木材在庫を持っている。これらの在庫木材は、現在の輸出基準に合致していれば輸出が可能である。

7) 輸入木材

ミャンマーは、木質パルプや板紙等を中心とした木材関連製品の輸入も行っている。輸入木材製品を加工して再輸出することも可能であるが、こうした木材の輸入は企業によって行われるため、森林局やミャンマー木材公社による詳細なサプライチェーンの把握はされていない。このため、国内で生産された木材と輸入木材の分別システム、流通の把握が課題となっている。

(2) 木材加工

ミャンマーの国内の木材加工施設の推移を図 3.8 に示す。この図 3.8 に示す木材加工施設は、国営(ミャンマー木材公社)と民営の木材加工施設の合計値である。2014年以降、Domestic industrial Mills の数が急激に減少している。Domestic industrial Mills に該当するのは民営の家具等の木材の付加価値製品を生産する工場が多く、木材の伐採・搬出量が減少し、木材供給が減ったこと、違法伐採木材の国内での流通の取り締まりが厳しくなったこと等が、これらの工場数が減った要因として挙げられている。なお、2020年時点ではミャンマー木材公社の所有する国営の木材加工施設は84ヶ所(製材所65ヶ所、家具・半製品工場19カ所)で、うち、43ヶ所は稼働を停止している。

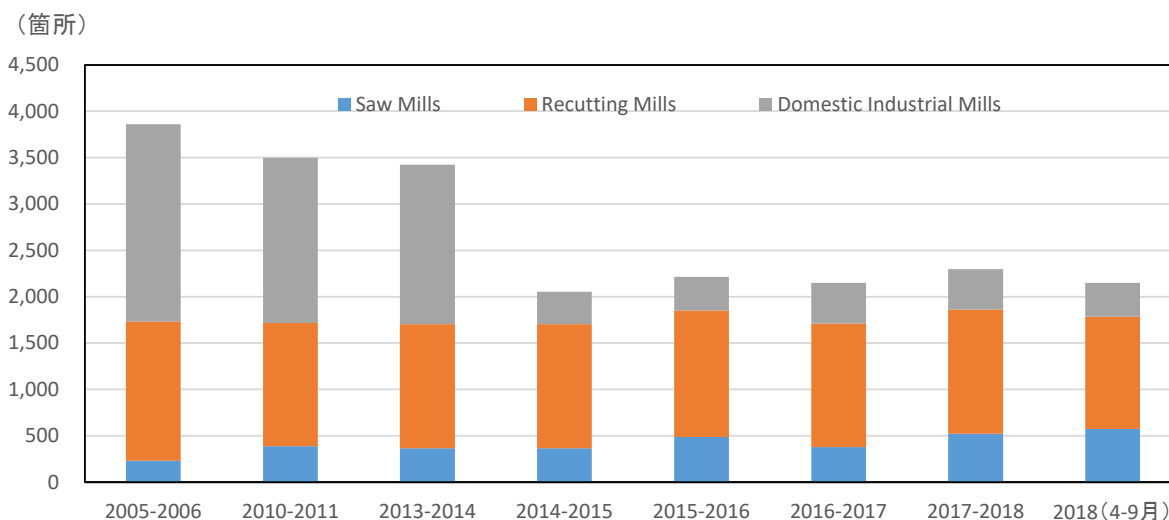


図 3.8 ミャンマー木材加工工場数の推移

出典：ミャンマー農業統計(2008-2009～2017-2018)²⁷

²⁷ Myanmar Agricultural Statistics(2008-2009 to 2017-2018) (Ministry of Planning and financ, 2019)
<https://www.csostat.gov.mm/PublicationAndRelease/MyanAgriculture>

チーク及び広葉樹の製材量の推移を図 3.9 に示す。2014 年以降の木材搬出量の低下に伴い、製材生産量も減少傾向がみられる。

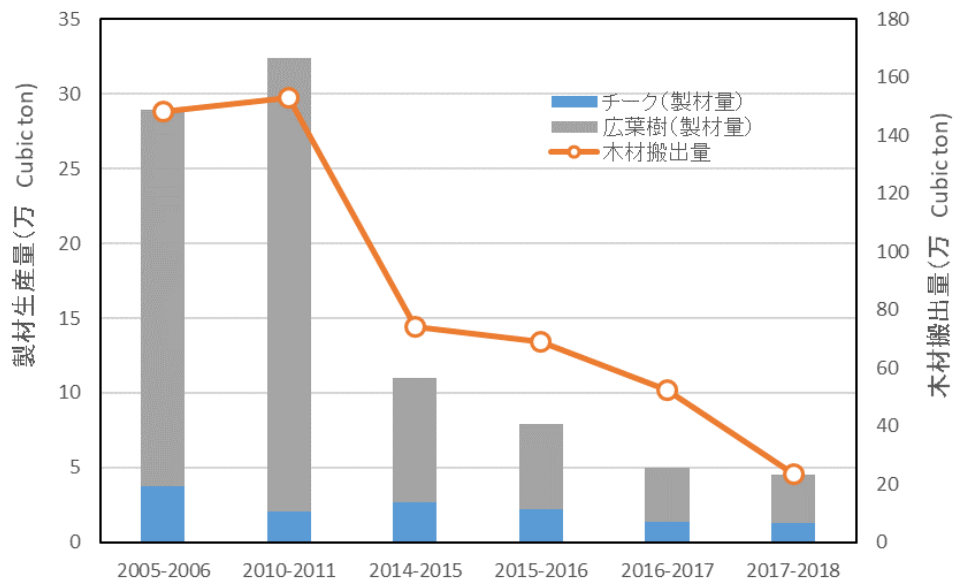


図 3.9 ミャンマーの木材生産量と製材量の推移

出典：ミャンマー年間統計 2019²⁸、ミャンマー農業統計 (2018-2019)²⁹

合板と単板生産量の推移を図 3.10 に示す。合板と比較して、単板の生産量が占める割合が大きい。単板の原料となるのは広葉樹のピンカド (*Xylia xylocarpa*) やイン (*Dipterocarpus tuberculatus Roxb.*) である。

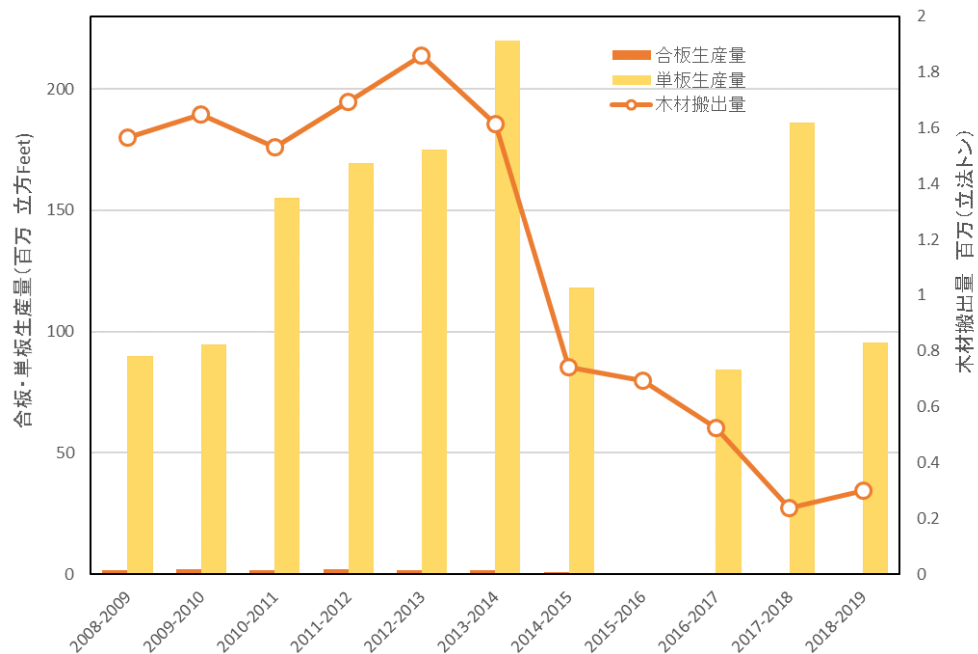


図 3.10 ミャンマーの合板・ベニヤ板の生産量推移

出典：ミャンマー農業統計 (2008-2009～2017-2018)²⁷

²⁸ Myanmar Statistical YearBook 2019 (Ministry of Planning and finance, 2020)

https://www.mmsis.gov.mm/sub_menu/statistics/fileDb.jsp?code_code=001

²⁹ Myanmar Agricultural Statistics (2018-2019) (Ministry of Planning and finance, 2020)

3.1.3 木材及び木材製品の貿易

(1) 木材及び木材製品の輸出入

ミャンマーの木材輸出量の推移を図 3.11 に示す。2014 年以降、ミャンマーの木材輸出量は、急激に減少している。これは同年に、原木輸出が禁止されたこと等が関連している。

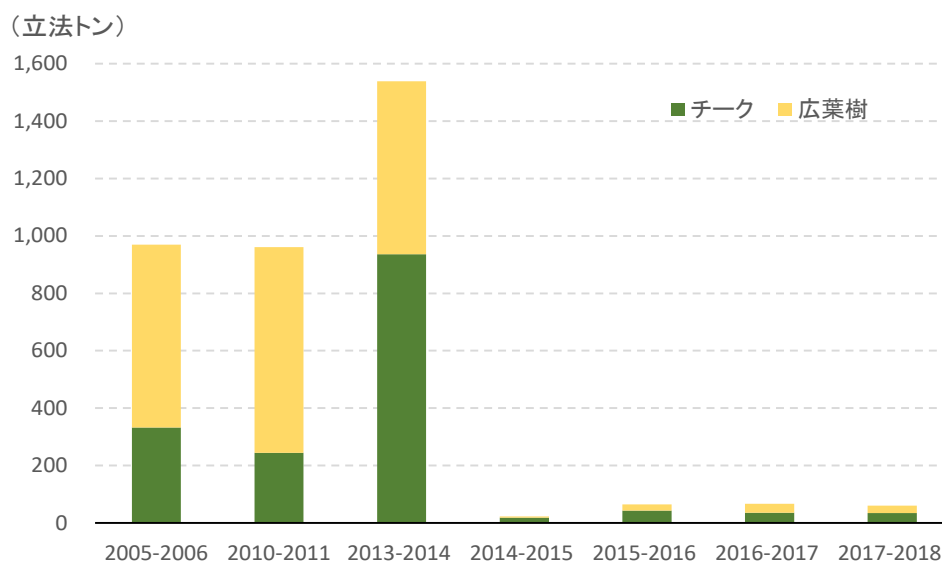


図 3.11 木材輸出量の推移

出典：ミャンマー年間統計 2019²⁸、ミャンマー農業統計（2008-2009～2017-2018）²⁷

ミャンマーの木材関連の輸出額の推移を示した図 3.12 をみると、広葉樹と比較してチークの輸出金額の占める割合が大きい。また、2014 年以降は、チークや広葉樹の製材より、合板や単板であるその他の木材製品の輸出金額の割合が増加している。

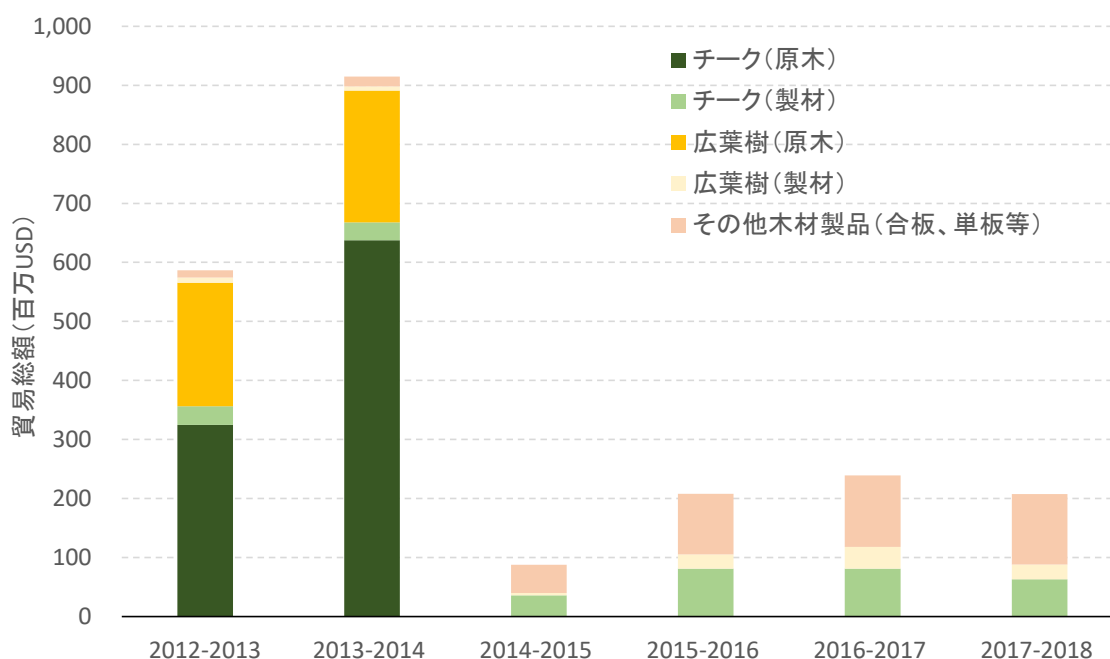


図 3.12 ミャンマー木材関連輸出額の推移

出典：ミャンマー農業統計（2008-2009～2017-2018）²⁷

木材製品の輸入総額の推移を図 3.13 に示す。木材関連製品の輸入総額は、近年増加傾向がみられる。なお、輸入総額のうち、9 割近くを占めるパルプ等には、木質パルプやセルローズ系の非木材パルプ、板紙や再生紙が含まれている。

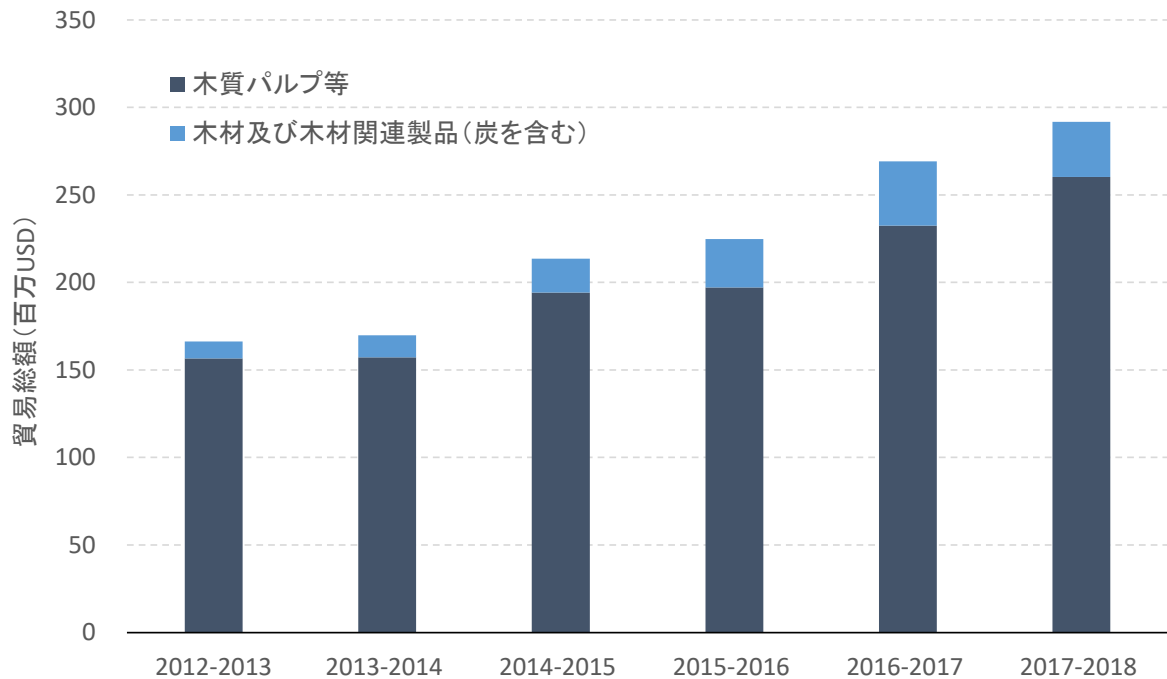


図 3.13 ミャンマー木材関連輸入額の推移

出典：ミャンマー農業統計（2008-2009～2017-2018）²⁷

ミャンマーの主な木材輸出先を図 3.14 に示す。ミャンマーの最大の木材輸出国はインドであり、インド・中国・タイの上位 3 か国でミャンマーの木材輸出総額全体の約半分を占めている。

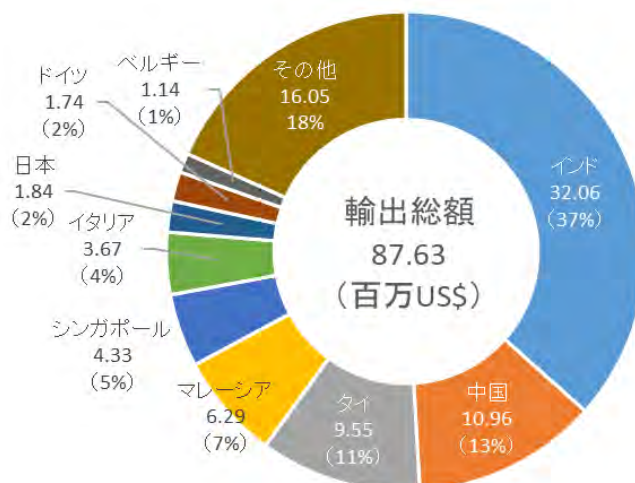


図 3.14 ミャンマーの木材の輸出先 (2018 年度)

出典：ミャンマー年間統計 2019²⁸

(2) 日本との取引状況

2019年の日本のミャンマーからの木材・木材関連製品の輸入総額は約9.6億円で、これは日本の木材・木材関連製品輸入総額全体の1%以下と小さい。日本のミャンマーからの木材関連製品の輸入金額の推移を図3.15に示す。2013年をピークに木材・木材製品の輸入量が減少しているが、これはミャンマー政府が2014年に原木輸出を禁止した影響等を受けたためと考えられる。2019年にミャンマーから輸入された木材関連製品のうち、木材は、製材、さねはぎ加工等の加工を施した木材、単板等となっている。なお、ミャンマーからの木材パルプ等及び古紙の輸入は緩やかな増加傾向にある。

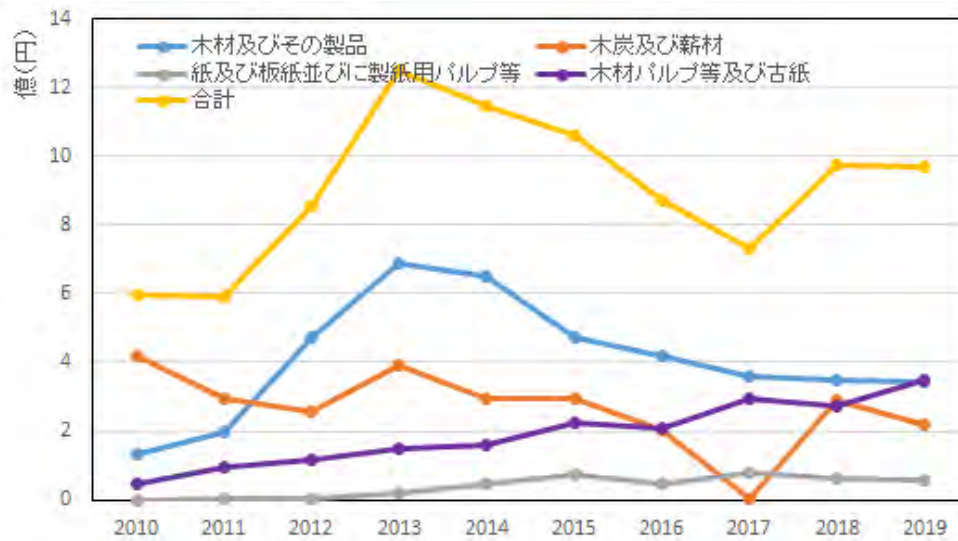


図 3.15 2010年以降のミャンマーからの木材関連製品の輸入額の推移

出典：財務省貿易統計⁷を基に調査団作成

3.2 関連政府機関の概要

3.2.1 木材の伐採・輸送・貿易に対する各政府機関の関わり

ミャンマーにおける木材の伐採・流通に関連する政府機関は、天然資源環境保全省、天然資源環境保全省管轄下の森林局とミャンマー木材公社、木材の輸出には商業省、計画財務産業省等が関連している。表 3.4 に木材の伐採から輸出までのプロセス上で発生する主要な許可と許可の発行に関連する機関を整理した。

表 3.4 木材伐採・流通にかかるミャンマーの関連機関

| 活動 | 主要な許可 | 関連省庁 | 関連部局 |
|----|------------------------------|-------------------------|------------------------|
| 伐採 | 森林内立入りと伐採作業許可の発行 | 天然資源環境保全省 | 森林局 |
| | 伐採命令と伐採指示 | 天然資源環境保全省 | ミャンマー木材公社 |
| 流通 | 輸送パスの発行 | 天然資源環境保全省 | 森林局 |
| 加工 | 木材の加工許可 | 天然資源環境保全省 | 森林局 |
| | 木材の算出許可 | 天然資源環境保全省 | 森林局 |
| 輸出 | 木材製品の合法性証明書 | 天然資源環境保全省 | 森林局 |
| | 輸出ライセンスの発行 | 商業省 | 商業消費者局 |
| | 輸出申告書の発行 | 財務計画省 | 税関局 |
| | 木材の輸出 | ミャンマー森林製品および木材販売者協会（民間） | |
| 認証 | 合法木材認証システム及び地蔵可能な森林管理システムの開発 | 天然資源環境保全省 | ミャンマー森林認証委員会（省傘下の外部機関） |

出典：聞き取り結果を基に調査団作成

3.2.2 各関連政府機関の概要

(1) 天然資源環境保全省 (Ministry of Nature Resources and Environmental Conservation; MONREC)

天然資源環境保全省は2016年の省庁再編により、環境保全林業省と鉱山省が統合され、森林環境と鉱山の2分野を管轄する省である。森林環境分野の管轄として、大臣オフィスを含めて7つの機関が設置されており、このうちの森林局がミャンマーの森林管理全般を、ミャンマー木材公社が木材の生産・加工・流通を担っている。図 3.16 に天然資源環境保全省の組織図を示す。

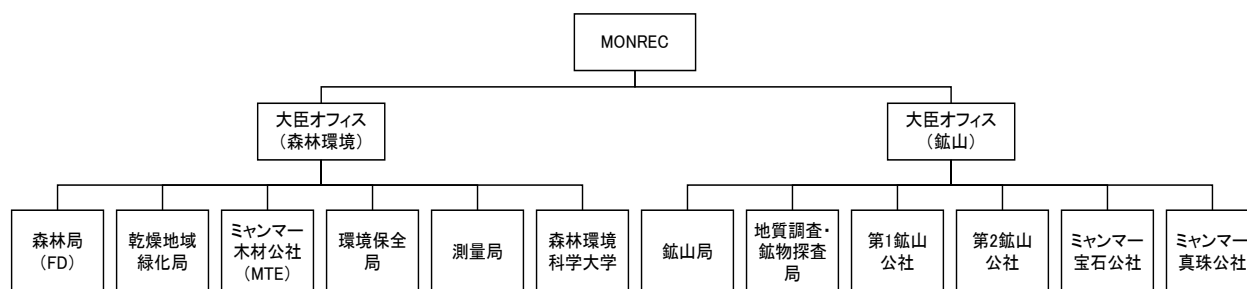


図 3.16 天然資源環境保全省の組織図

出典：Forestry in Myanmar2020²⁵

(2) 森林局 (Forestry Department; FD)

森林局は天然資源環境保全省の下に位置し、森林法において、管理規則が定められている保全林（Reserved Forest：RF）と保護公有林（Protected Public Forest：PPF）の管理や、森林地以外の森林に覆われた土地の保全を行うことが定められている。

森林局は、中央本局に 11 部局があり、また 15 地方事務所 (Regional Offices)、68 地区事務所 (District offices)、321 現地事務所 (Township offices) が組織されている。職員数は正職員が 497 名、正職員以外のスタッフが 7,416 名で合計 7,913 名である。下記の図 3.17 に FD の組織図を示す。

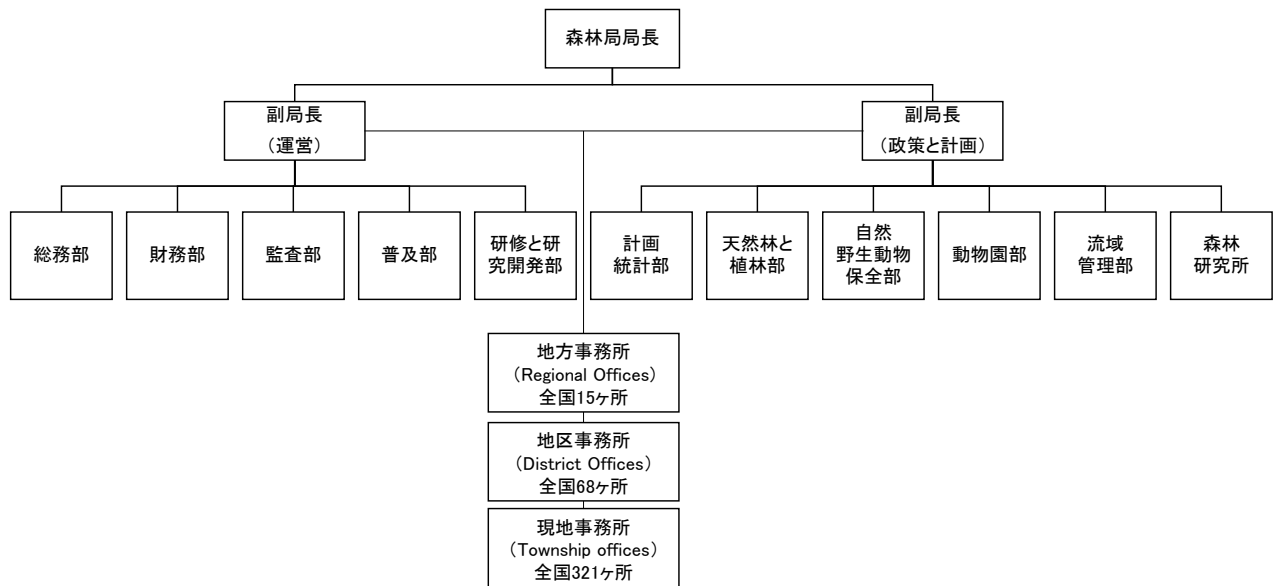


図 3.17 森林局の組織図

出典：Forestry in Myanmar2020²⁵

(3) ミャンマー木材公社 (Myanmar Timber Enterprise; MTE)

ミャンマー木材公社は、木材の伐採・搬出・加工・販売を担う国営企業である。森林法 6 章 18 条では、森林局が商業的規模の林産物の搬出を許可する際には、入札制度の利用が義務付けられているが、例外として、国営企業は入札制度を利用せずに、搬出を実施できる権限が与えられている。ミャンマー木材公社は、この国営企業に該当し、事実上ミャンマーの天然林で、木材の伐採と搬出を実施できる唯一の機関である。ミャンマー木材公社は正職員が 792 名、正職員以外のスタッフが 13,788 名で合計 14,580 名であり、天然資源環境保全省の森林関連機関で最も規模が大きな組織である。図 3.18 にミャンマー木材公社の組織図を示す。

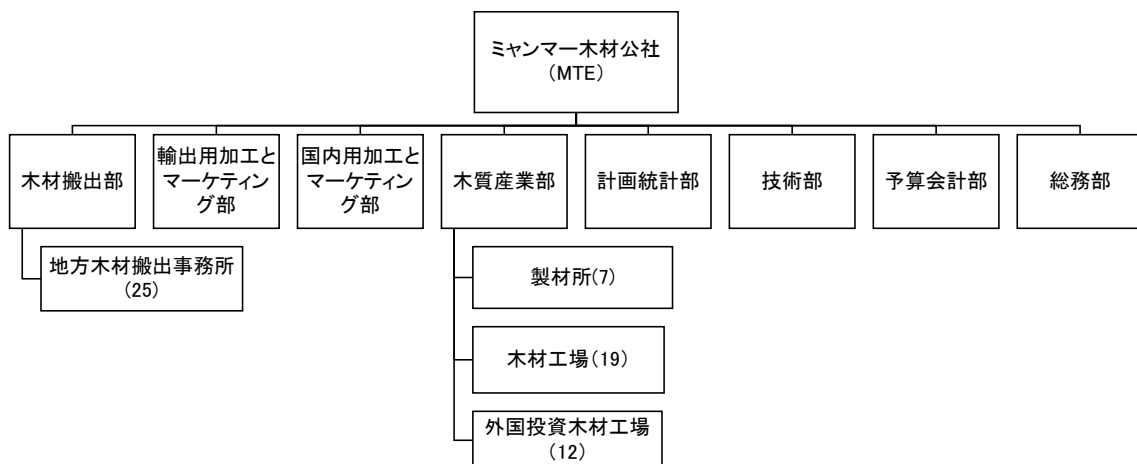


図 3.18 ミャンマー木材公社の組織図

出典：Forestry in Myanmar2020²⁵

木材の伐採・搬出を管轄する木材搬出部はミャンマー国内に 25 ヶ所の搬出/搬送事務所を持つ。
 図 3.19 にミャンマー木材公社の木材搬出部の組織図を示す。

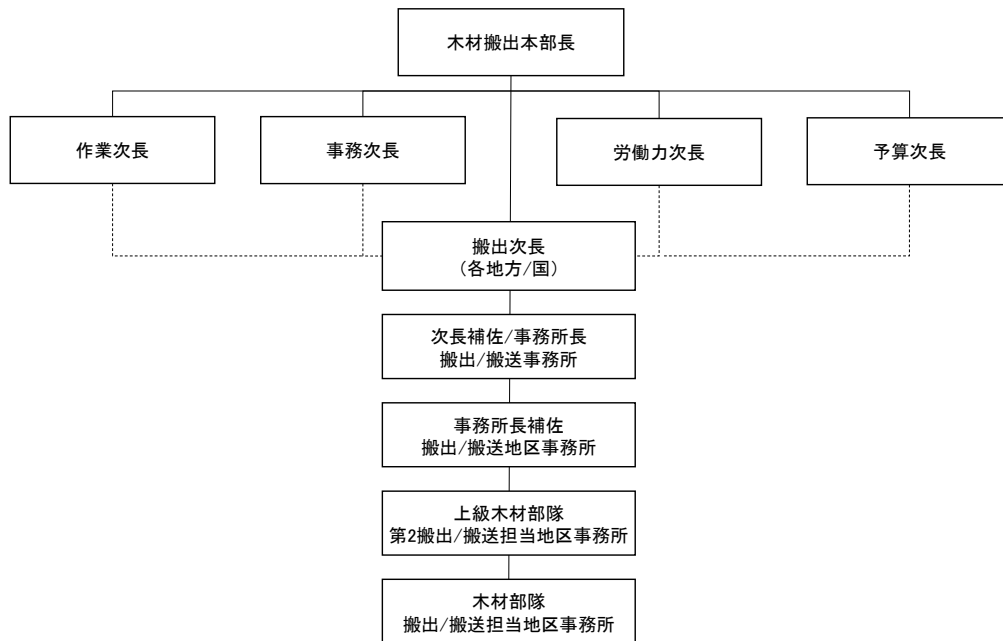


図 3.19 ミャンマー木材公社木材搬出部の組織図

出典：ミャンマー木材公社ウェブサイト³⁰

(4) ミャンマー森林認証委員会 (Myanmar Forest Certification Committee; MFCC)

ミャンマー森林認証委員会 (MFCC) は、大臣令通告 No.24/2013 によって、ミャンマー木材認証委員会 (TCCM) の、ミャンマーの森林と木材の認証を通じて持続可能な森林管理の確立とミャンマーの木材製品の国際的な取引を促進するという目的を引き継ぐ形で設立された。MFCC はミャンマー木材合法性証明システム (Myanmar Timber Legality Assurance System :MTLAS) 及びミャンマー森林認証制度 (Myanmar Forest Certification Scheme:MFCS) の開発を担っている。図 3.20 にミャンマー森林認証委員会の組織図を示す。2020 年 12 月時点で、事務局に 10 名、森林管理技術員等の委員会メンバーが 15 名在籍している。

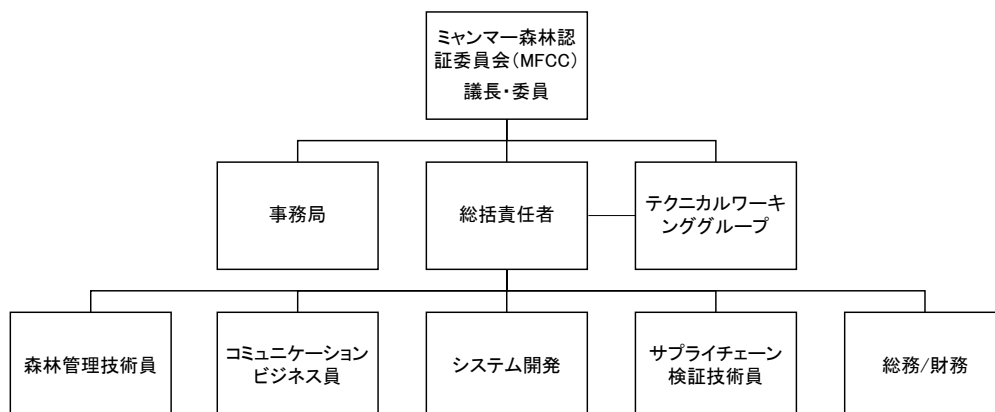


図 3.20 ミャンマー森林認証委員会の組織図

出典：ミャンマー森林認証委員会ウェブサイト³¹

³⁰ ミャンマー木材公社ウェブサイト <http://www.mte.com.mm/>

³¹ ミャンマー森林認証委員会ウェブサイト <https://myanmarforestcertification.org/>

(5) ミャンマー森林製品および木材販売者協会(Myanmar Forest Products and Timber Merchants Association : MFPTMA)

ミャンマー森林製品および木材販売者協会は、民間セクターによる森林を基盤とした経済開発によって、国民の所得向上に寄与することを目的とした民間組織である。具体的には、雇用機会を創出する新しい産業への投資促進、環境の復元を導く森林資源の効果的かつ効率的な利用、マイナーな林産物を含む木材製品の輸出拡大促進、森林ベースの民間ビジネス支援、中小規模の木材工業の統合と木材産業の活動を支援するための技術移転等による木材産業の基盤の確保等が活動目的として掲げられている。

ミャンマー森林製品及び木材販売者協会は、2010年に「ミャンマー森林製品木材販売者協会(Myanmar Forest Products Timber Merchants Association : MFPTMA)」として設立され、その後、「ミャンマー木材販売者協会(Myanmar Timber Merchants Association : MTMA)」、「ミャンマー森林製品販売者連合(Myanmar Forest Product Merchants Federation : MFPMF)」と改名され、現在の名称である「ミャンマー森林製品および木材販売者協会(MFPTMA)」に至る。

なお、ミャンマーから木材を輸入する際は、ミャンマー木材公社もしくはMFPTMAのメンバー企業を通じて調達する必要がある。2020年12月時点で、MFPTMAのメンバー企業は100社程度であり、内16社が外国資本の企業となっている。なお、MFPTMAのメンバー企業はMFPTMAのウェブサイト³²より確認できる。

(6) 商業省 (Ministry of Commerce; MOC)

貿易を通じた国家経済の発展を目指し、貿易の拡大、市場志向の経済システムに従った民間セクターの発展支援、国際機関と連携したミャンマー製品の国際市場におけるシェアの拡大、貿易の円滑化支援を担う政府組織である。木材輸出の際には、商務省商業消費者局から発行される輸出ライセンスが必要となる。

(7) 計画財務産業省税関局 (Ministry of Planning, Finance and Industry; MOPFI)

2019年に計画財務産業省は産業省と統合され、25の部門を持つ政府機関となった。この中の税関局が、木材輸出の際の輸出申告書を発行する機関となる。

³² ミャンマー森林製品及び木材販売者協会ウェブサイト <http://www.mfpmf.org/member-list/>

3.3 森林の伐採段階における法令等

3.3.1 法令等の運用状況

(1) 森林に適用（運用）される法律

ミャンマーには森林局の管理下にある恒久林に分類されている森林と、恒久林に分類されていない森林に覆われた土地がある。これらの土地は、農業灌漑省もしくは内務省によって管轄されている。ただし、森林法（2018）12条（a）では、恒久林もしくは森林に覆われた土地での開発事業や経済活動を行う場合には環境天然資源省の承認を取る必要があると定めている。このため、木材の伐採は、森林省の管轄以外の、森林に覆われた土地においても、森林局の定める手続きに従って実施される。表 3.5 にミャンマーの森林と土地の分類別の管轄機関、適応される上位法律を整理した。

表 3.5 ミャンマーの土地区分別の森林管轄機関と法律

| 管轄 | 分類 | | 法律 | 定義・概要 |
|--------------------------|--|-----|--|--|
| 天然資源 環境保全 省 森林局 | 恒久林* （Perma- nent Forest Estate: PFE） | 森林地 | 保全林（Reserved Forest:RF） | 政府の処分地にて保全林として定義づけられた、一般に伐採権のない高付加価値木材生産林 |
| | | | 保護公有林 （Protected Public Forest:PPF） | 政府の処分地において保護公有林と宣言された、木材としての価値が低く、一般にも一定の伐採権があるアクセスしやすい森林 |
| | 保護区（Protected Area） | | 生物多様性保全と保護区法（2012） | 特定の保護目的を達成するために規定、管理されている土地 |
| 農業灌漑 省 | 空地・休閒地・未開墾地に分類されている土地にある森林 | | 空地・休閒地・未開墾地法（2012） ただし、森林については森林法（2018） | 過去に耕作されたことがない、未利用地や森林地等で、農畜産業等のために政府から許可された土地（無効化された保全林含む） |
| 内務省等 | その他の森林がある土地 | | 森林については森林法（2018） | 既存の法律によって使用権や占有権等が生じていない土地 |

*恒久林という名称は、法的な定義づけはないが、森林局や天然資源環境保全省で用いられている区分である。

出典：聞き取り結果を基に調査団作成

1) 森林法（2018年改定）

ミャンマーでは、経済価値の高い樹種を持続的に生産する目的で1902年に林業法が制定された。この法律では、森林は主に商業的な資源として位置づけられていた。その後、1992年に環境や天然資源の保全を基本原則とした森林法が林業法に替わる法律として制定された。1992年の森林法では、多面的な機能を持つ森林の重要性が強調されており、森林資源管理における地域社会の参加奨励や植林、木材貿易等への民間セクターの参加が促進された。森林法はさらに2018年に改正が行われ、持続可能な森林管理という観点や地域住民及び先住民への配慮が追加された。また、違法伐採や不法な手段で入手した木材と木材製品の所持や輸送に関与した場合の罰則も強化された。森林法の項目を表 3.6 に示す。

表 3.6 森林法(2018年改訂)の章項目

| 章番号 | 章の表題と対応する条項番号 |
|------|------------------------------------|
| 第1章 | 題名と定義(第1条 - 第2条) |
| 第2章 | 目的(第3条) 保全林の構成と保護公有林の宣言(第4条 - 第8条) |
| 第3章 | 森林管理(第9条 - 第12条) |
| 第4章 | 森林プランテーションの設立(第13条 - 第16条) |
| 第5章 | 林産物の搬出許可(第17条 - 第22条) |
| 第6章 | 林産物の移動(第23条 - 第26条) |
| 第7章 | 漂流、座礁もしくは放棄された木材の処分(第27条 - 第28条) |
| 第8章 | 木材工場の設立(第29条 - 第31条) |
| 第9章 | 捜査、逮捕、行政措置(第32条 - 第35条) |
| 第10章 | 控訴(第36条 - 第38条) |
| 第11章 | 違反と罰則(第39条 - 第47条) |
| 第12章 | 雑務(第48条 - 第58条) |

出典：森林法

2) 生物多様性保全と保護区法(2018年制定)

1994年に制定された野生生物保護と自然地域保全法に替わるものとして、2018年に生物多様性保全と保護区法が制定された。同法は、生物多様性戦略と関連政策、保護区の保全政策の実施や国際条約に従った野生生物(動物・植物)、生態系システム、渡り鳥の保護、自然科学研究と環境教育活動への貢献等を目的としている。さらに同法ではワシントン条約(CITES)等の国際的な義務の支援や、保護区内の野生動物の採取等に関する罰則が強化され、違法伐採等の抑止力も強化されている。

3) 空地・休閒地及び未開墾地法(2018年改定)

空地・休閒地及び未開墾地における土地の利用や手続き等の規定を定めた法律で、2012年に制定された。未開墾地は、立木や竹、低木の有無や地形が平坦か否かにかかわらず、荒野や森林に覆われた土地でこれまで一度も耕作されたことのない土地を意味すると定義している。

(2) 伐採時に適用(運用)される法令

森林伐採に関する手続きは、森林法にて規定されており、さらに詳細な規則や手続き等は、森林局やミャンマー木材公社の規則や基準書等で詳細が定められている。表 3.7 に伐採に関連する法令の運用状況を整理した。

表 3.7 伐採時に関連する法令

| 適用法律 | 土地及び森林分類 | 伐採を伴う活動 | 適用法律以外の関連する法令 |
|------|-----------|-----------------|---|
| 森林法 | 恒久林 | ミャンマー木材公社による収穫 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林伐採に関する国家行動規範（2000） ➢ 森林規則（1995、改定中） ➢ ミャンマー木材公社木材搬出マニュアル（1971） ➢ ミャンマー木材公社搬出部門指示（DIs）（2008） ➢ ミャンマー木材公社搬出職員への標準指示（SOS）（2000） |
| | | 植林木の収穫 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ ミャンマー木材公社標準収穫作業手続き（SOP）（2019） ➢ チェーンソー規則（2013） ➢ 森林局部門指示 DIs ➢ 森林局の森林業務に関する各種手続き（SOP） ➢ 国家木材委員会法（1950） ➢ 労働安全衛生法 ➢ 労働者災害補償法 |
| | | コミュニティフォレストでの収穫 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林伐採に関する国家行動規範（2000） ➢ コミュニティフォレスト指導書（2019） ➢ 森林局地域コミュニティによる林業手続き（SOP） ➢ 森林規則（1995を改定中） ➢ 国家木材委員会法（1950） |
| | 森林に覆われた土地 | 土地利用の転換による木材搬出 | 天然資源環境保全省と森林局の指導に基づいてミャンマー木材公社が実施 |

出典：森林法、土地法、聞き取り結果を基に調査団作成

1) 森林伐採に関する国家行動規範(2000)

1996年にFAOが発表した森林伐採に関する規範に基づいて策定された、ミャンマーの森林伐採に関する規範を定めたものである。

2) 森林規則（改定中）

森林規則は1995年に策定され、2020年時点では改定作業が進められている。改定中の森林規則では、恒久林の設定、森林地の管理、植林の設立、林産物の搬出許可の取得手続き等にかかる規定が示される予定である。

3) ミャンマー木材公社（MTE）木材搬出マニュアル(1971)

ミャンマー木材公社木材搬出マニュアルは、木材の搬出における詳細な作業手順を示しており、伐採段階における重要なツールと位置付けられている。

4) ミャンマー木材公社搬出部門指示（Departmental Instructions:DIs）（2008）

ミャンマー木材公社の木材搬出部門が実施する全ての搬出手順は、環境、社会、経済の3つの側面を含んだ持続可能な森林管理の原則に従うものとされている。この搬出部門指示（DIs）は法的拘束力を持ち、木材の搬出作業にかかる合計122の指示が含まれている。

5) ミャンマー木材公社搬出スタッフのための標準指示（Standing Orders for extraction Staff:SOS）（2000）

ミャンマー木材公社の搬出部スタッフが事務作業と収穫作業を円滑に行うための規定である。この規定には、一般的な事務事項、伐採前/伐採中/伐採後の計画、丸太の搬出、貯木場で川に浮いている原木の管理・計測、主要な川の貯木場の管理、雇用、在庫管理、林業作業を行う象の管理と

世話、トラックのメンテナンス等の規定が示されている。ただし、ミャンマー木材公社によれば、現在は木材の伐採や搬出における機械化等が進んでおり、木材搬出の実態にそぐわない内容も含まれている。

6) ミャンマー木材公社標準搬出作業手続き (Standard Operating Procedure for Harvesting Operations:SOP) (2019)

環境、社会、経済の3つの側面から持続可能な森林管理を実現するために、現在のミャンマーの実態に沿った持続可能な木材搬出作業の手続きを定めたものである。

7) コミュニティフォレスト指導書(2019)

コミュニティフォレスト指導書は1990年に策定され、2016年と2019年に改訂された。この指導書では、コミュニティフォレストを設立するためのルールが規定されている。2016年の改訂では、コミュニティフォレストメンバーが、森林から生活に必要な林産物を収穫するだけでなく、収穫した林産物を商業活動等、生計向上に活用することが認められた

3.3.2 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要

(1) 伐採に関する許認可制度の状況

図 3.21 にミャンマーの木材の伐採から搬出、輸送、加工、輸出に係る手続き全体を整理した。この中で、特に伐採に関する手続きの部分を赤色の枠で示したものを図 3.22 に示した。また、図 3.22 の赤枠内の伐採に関連する手続き (Step1~Step12、Step14) の詳細を、表 3.8 に整理した

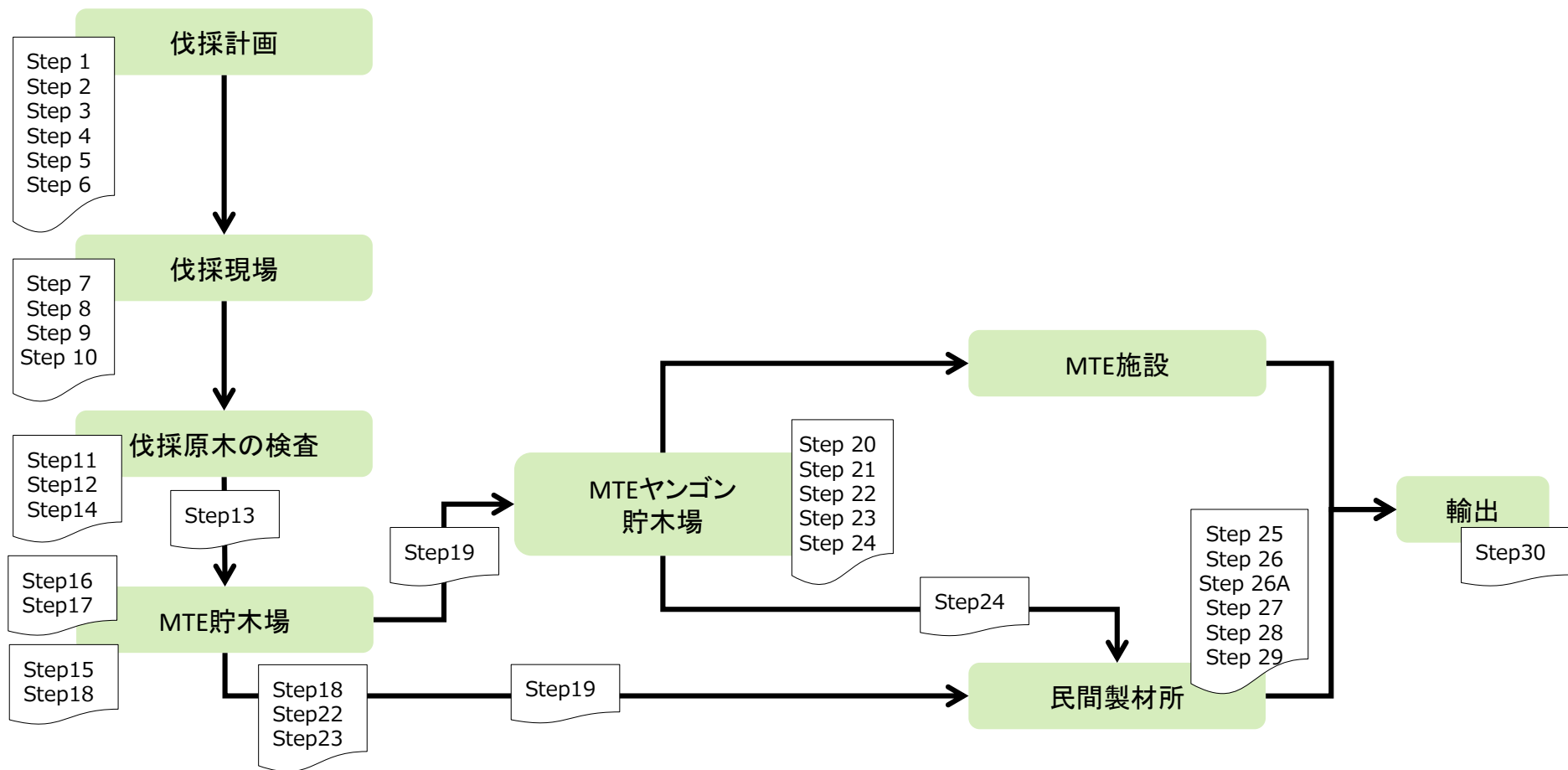


図 3.21 ミャンマーの木材伐採から輸出までの流れ

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

³³ MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS (MONREC、2018)
<https://www.forestdepartment.gov.mm/Books/other/myanmar-timber-chain-custody-process-documents-and-actors>

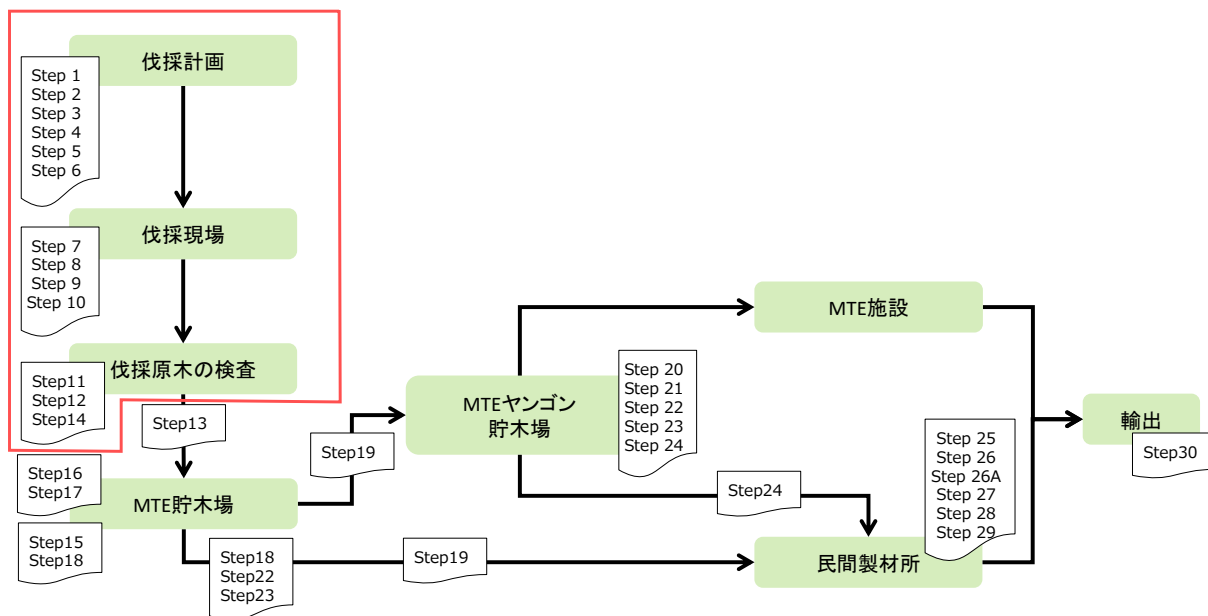


図 3.22 ミャンマーの木材伐採から輸出までの流れの伐採手続き(赤枠内)

表 3.8 伐採に関連する手続き

| Step | 活動 | 関連書類・記録 | 実行機関 | |
|--------|----|------------------------|---|----------------------------|
| 伐採計画 | 1 | 年間許容伐採量 (AAC) の設定 | ・ AAC 通知書 ・ 国及び州の立木マーク計画書 | 森林局計画統計部 |
| | 2 | MTE 年間収穫計画策定 | ・ MTE 年間伐採計画書 (AHP) | MTE 木材搬出部長 |
| | 3 | 伐採許可立木のマーキング | ・ 立木ノートもしくは立木マーキングノート ・ マーキング立木地図 | 森林局現地事務所 |
| | 4 | 伐採作業のための森林内への立ち入り許可の申請 | ・ MTE から森林局への許可申請書 | MTE 木材搬出部 |
| | 5 | 伐採作業のための森林内への立ち入り許可の発行 | ・ 森林局から MTE への許可書 | 森林局地区事務所 |
| | 6 | ハンマーマークの登録 | ・ ハンマーマーク登録 | MTE 木材搬出部 |
| 伐採現場 | 7 | 調査報告 | ・ 調査報告書 (様式 AC) | MTE 木材搬出部 |
| | 8 | 伐採 | ・ 伐採指示書 (様式 AG) ・ 伐採要項 ・ 密林伐採台帳 (様式 B) | MTE 木材搬出部 |
| | 9 | 活動日報と進捗の記載 | ・ MTE 伐採台帳 (様式 C) ・ MTE 伐採台帳財務用 (様式 F) | MTE 木材搬出部 |
| | 10 | 原木の検査地点までの移動 | なし | MTE 木材搬出部 |
| 林内の検査場 | 11 | 原木の測定とマーキング | ・ 森林局ノート (様式 S-18) ・ 測定ノート (様式 D) | 森林局現地事務所 MTE 搬出/搬送地区事務所 |
| | 12 | 森林道の敷設 | ・ 森林道建設進捗報告書 | MTE 木材搬出部 |
| | 14 | 森林局による検査 | ・ 伐採時・伐採後検査票 (様式 1) ・ 伐採木検査月間報告書 (様式 2) ・ 搬出後のスタンプ検査 (様式 3) | 森林局現地事務所 |

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

(2) 許可証等の法令に基づく書類の概要

伐採に関連する許可に、森林局が発行する「伐採作業のための森林内への立ち入り許可」(Step5)がある。同許可により、伐採作業及び森林内に立ち入ることが許可される。表 3.9 に許可の概要を示す。

表 3.9 伐採作業のための森林内への立ち入り許可の概要

| | |
|-----------|---|
| 発行責任者 | 森林局地区事務所のアシスタントダイレクター |
| 許可に含まれる内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護林、公有保護林及びその区画の名前 ・ミャンマー木材公社による伐採が許可されている立木の本数 ・伐採する権利をもつ組織の名前（ミャンマー木材公社） ・立ち入りが許可されている象の頭数 ・許可の有効期限 ・年度 ・伐採される木材の数量 ・税込マーキングを行う場所 ・伐採木の検査を行い、森林局の税込済みハンマーを刻印する森林局職員名 ・発行された許可に基づく当該地区への立ち入りを許可に対する、その地区の森林局担当職員への指示 |
| 署名者 | 森林局管轄地区事務所のアシスタントディレクター |

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

伐採中及び伐採後、森林局職員は、伐採作業が「伐採作業のための森林内への立ち入り許可」に基づいて実施されているか検査を行う。この検査結果は様式 1（伐採時・伐採後検査票）、様式 2（伐採木検査月間報告書）、様式 3（搬出後のスタンプ検査）として整理される。様式 1~3 には、伐採された樹木の樹種や大きさ、シリアル番号等が記録される。

3.3.3 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

2020 年 10 月 23 日に、天然資源環境保全省は「ミャンマーの合法木材を示すための書類の発行について (Forest) 4 (1) /04 (Ka) /2026/2020」という通達を発行した。この通達では、木材の流通・加工における各段階の手続きで発行される 14 の書類を提示することで、木材の合法性が証明されるとした。ただし、この合法性を証明する 14 種類は、輸送段階以降で発行される書類であるため、伐採段階で発行される書類は含まれていない（参照：3.4.2 (2) 表 3.12）。これは、輸送段階移行で発行される 14 種類の書類は、伐採段階で必要な手続き・書類が揃っていないと発行されないためである。このため、伐採の合法性を確認するための書類としては、表 3.8 の手続きの過程で発行される書類が必要となる。表 3.8 に整理した書類のうち「伐採作業のための森林内への立ち入り許可」と「伐採命令」の事例とその発行条件を示す。

(1) 伐採作業のための森林内への立ち入り許可

伐採作業のための森林内への立ち入り許可の発行をうけるためには、ミャンマー木材公社木材搬出部長から森林局地区事務所長宛てに「伐採作業のための森林内への立ち入り許可」の申請書を提出する。なお申請書には、伐採を行う森林の区画、伐採年、伐採樹種、作業のための森林立ち入り予定日等が記載され、作業員名簿、使用機材リスト、使用象リストを添付して提出する。この申請書が提出されると、1 週間程度で図 3.23 に示す「伐採作業のための森林立ち入り許可」が発行される。

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">သစ်တောရေးရာဝန်ကြီးဌာန သစ်တောဦးစီးဌာန တောင်ငူခရိုင်သစ်တောဦးစီးဌာနမှူးရုံး၊ တောင်ငူမြို့။ ကွင်းဝင်ခွင့်ပြုခြင်း။ ခွင့်ပြုမိန့်အမှတ်၊ ၄၈/၂၀၀၁-၂၀၀၂။ ရက်စွဲ ။ ၁၄-၂-၂၀၀၂။</p> <p>၁။ စာချုပ်အမှတ်နှင့်ရက်စွဲ ။</p> <p>၂။ ထုတ်လုပ်ခွင့်ရသူအမည် ။ မြန်မာ့သစ်လုပ်ငန်း၊ တောင်ငူမြောက်။</p> <p>၃။ မှတ်ပုံတင်အမှတ် ။</p> <p>မနုရပ်လိပ်စာ ။ သစ်ထုတ်ရေးဒေသ၊ တောင်ငူမြို့။ ထုတ်လုပ်ခွင့်ပြုခြင်းပုံစံ ။ ရေတာရွာညိုမြို့နယ်။</p> <p>၄။ ထုတ်လုပ်ခွင့်ပြုသစ်များ ။ ကိုင်ကြီး၊ ဝိုင်း၊ အဏ္ဍကီ (၁၁၃)။ - သစ်ဟုတ်ရပ်ပင်ထောင် - (၁၀၀၀)ပင် - (၂၀၀၀-၂၀၀၁) ခုနှစ်။</p> <p>၅။ မှတ်ပုံတင်ပြီး မြန်မာ့သစ်လုပ်ငန်း ။ (သို့) ကုန်သည်တံဆိပ် ။</p> <p>၆။ မှတ်လုံခြုံသစ်များတံဆိပ်ရိုက်ရန်ကာလ ။ (၂၄) နာရီအတွင်း။</p> <p>၇။ စင်စိုက်ရန်နေရာ ။</p> <p>၈။ အတောက်ရိုက်ရန်နေရာ ။ အဏ္ဍကီအတွင်း။</p> <p>၉။ အခွန်တော်ပေးသွင်းရမည့်ကာလ ။</p> <p>၁၀။ ဘီလ်ပြေစာထုတ်ရန် ။</p> <p>၁၁။ စာချုပ်သက်တမ်း ။</p> <p>၁၂။ ကွင်းဝင်ခွင့်ပြုသည့်ကာလ ။ (၁၄-၂-၂၀၀၂)မှ (၁၃-၂-၂၀၀၃) ထိ</p> <p>၁၃။ လူကြီးမင်းအား ထုတ်လုပ်ခွင့် သစ်ကွက်အတွင်း ဆင်ကွင်းဝင်ခွင့်အမှတ်၊ / - နှင့် တကွ သစ်လုပ်ငန်းကို ဆောင်ရွက်ခွင့်ပြုသည်။</p> <p>မှတ်ချက် ။ ။ ကွင်းဝင်ခွင့်သက်တမ်း ကုန်ဆုံးပါက ထပ်မံခွင့်ပြုချက် တောင်းခံခြင်းမရှိဘဲ၊ သစ်ထုတ်လုပ်ခွင့် မပြုပါ။ ဆင်ကွင်းဝင်ခွင့်တောင်းခံရန်လိုအပ်ကြောင်း ဖော်ပြအပ်ပါသည်။</p> <p style="text-align: center;">() လက်ထောက်ညွှန်ကြားရေးမှူး တောင်ငူခရိုင်သစ်တောဦးစီးဌာန</p> <p>မိတ္တူ -</p> <p>၁။ ဦးစီးအရာရှိ၊ သစ်တောဦးစီးဌာန၊ ရေတာရွာညိုမြို့နယ် သို့အာရန်နှင့် ကွင်းဝင်ခွင့်ပြုထားပြီးဖြစ်၍ လုပ်ထူးလုပ်ခွင့်၊ စာချုပ်စည်းကမ်းများနှင့်အညီ သစ်ထုတ်လုပ်ခြင်းကို ကြိုကြမ်းကွပ်ကဲ ဆောင်ရွက်နိုင်ရန်အတွက် အကြောင်းကြားပေးပို့ပါသည်။</p> <p style="text-align: right;"><small>© TIMBERTRAC 2001</small></p> | <p style="text-align: center;">森林局 〇〇地区事務所 XX年XX月XX日(立ち入り許可日)</p> <p>森林局と MTE の契約番号と日付 搬出/搬送事務所名 登録番号 MTE 住所 保全林名 樹種名 (伐採本数 XX 本) MTE 搬出部門と登録ハンマーマーク 伐採後のマーキング (伐採後 XX 以内) 測定地点で木がマークされる場所 税込支払い期限 会計 契約期限 許可期限 象の許可</p> <p>注：森林への立ち入り許可期限が切れた場合、伐採は再申請しない限り許可されない。 象の立ち入り許可も同様</p> <p style="text-align: right;">アシスタントダイレクター 森林局地区事務所</p> |
|---|---|

図 3.23 伐採作業のための森林立ち入り許可とその内容

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

(2) 伐採指示書

森林局より伐採作業のための森林内への立ち入り許可が発行されると、ミャンマー木材公社の搬出/搬送担当地区事務所は、図 3.24 に示す伐採指示書を発行する。伐採活動は伐採指示書と、その他の表 3.7 で示した伐採に係る法令に基づいて実施される。

| | |
|----------------------|---|
| <p>伐採指示書の事例とその内容</p> | <p style="text-align: right;">様式 AG</p> <p style="text-align: center;">天然資源環境保全省 ミャンマー木材公社 XX 搬出/搬送担当地区事務所</p> <p style="text-align: center;">伐採指示</p> <p>立木番号 XX から XX まで 伐採者とチームメンバーの名前 開始日 伐採指示発行日</p> <p style="text-align: right;">担当地区事務所長のサイン</p> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">MTE 搬出部担当地区事務所から 伐採者への伐採指示要項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 森林局がマークした伐採対象木を伐採すること 2. 切り株の高さについて、チークは 0.5 フィート、広葉樹は 1.5 フィートを超えないこと 3. …… </div> |
|----------------------|---|

図 3.24 伐採指示書の事例とその内容

出典 : MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

3.4 木材の加工・流通段階における法令等

3.4.1 法令等の運用状況

木材の輸送においては、森林法によって各種許可を取得することが定められている。また、森林局やミャンマー木材公社の規程において、さらに木材輸送手続きの詳細が定められている。なお、木材を加工する際は、森林法やミャンマー木材公社による規定のほか、木材工場で働く労働者の安全を確保する義務に関する法律等も適用される。表 3.10 に木材の流通段階において運用されている法令を整理した。

表 3.10 木材の流通段階における法令

| 活動 | 法令 |
|----|---|
| 輸送 | <ul style="list-style-type: none"> ● 森林法 (2018) ● 森林局部門指示 (DIs) ● 森林局林産品の輸送許可の作業手続き (SOP) ● ミャンマー木材公社木材搬出マニュアル (1971) ● ミャンマー木材公社搬出職員への標準指示 (SOS) (2000) |
| 加工 | <ul style="list-style-type: none"> ● 森林法 (2018) ● ミャンマー木材公社搬出部門指示 (DIs) (2008) ● 森林局標準製材所検査作業手続き (SOP) ● 森林局製材所設立手続き ● ミャンマー木材公社国内売買と木材工場局ガイドライン (2017) ● 労働安全衛生法 ● 労働者災害補償法 |

出典：森林局聞き取り結果を基に調査団作成

3.4.2 木材の流通・合法性の確保に関する法令

(1) 法令に基づく手続きの概要

ミャンマーにて木材が伐採後、輸送、加工されるまでの流通に関する手続きの部分を図 3.25 に、赤色の枠で示した。また、図 3.25 の赤枠部分の手続きの詳細を、表 3.11 に整理した。

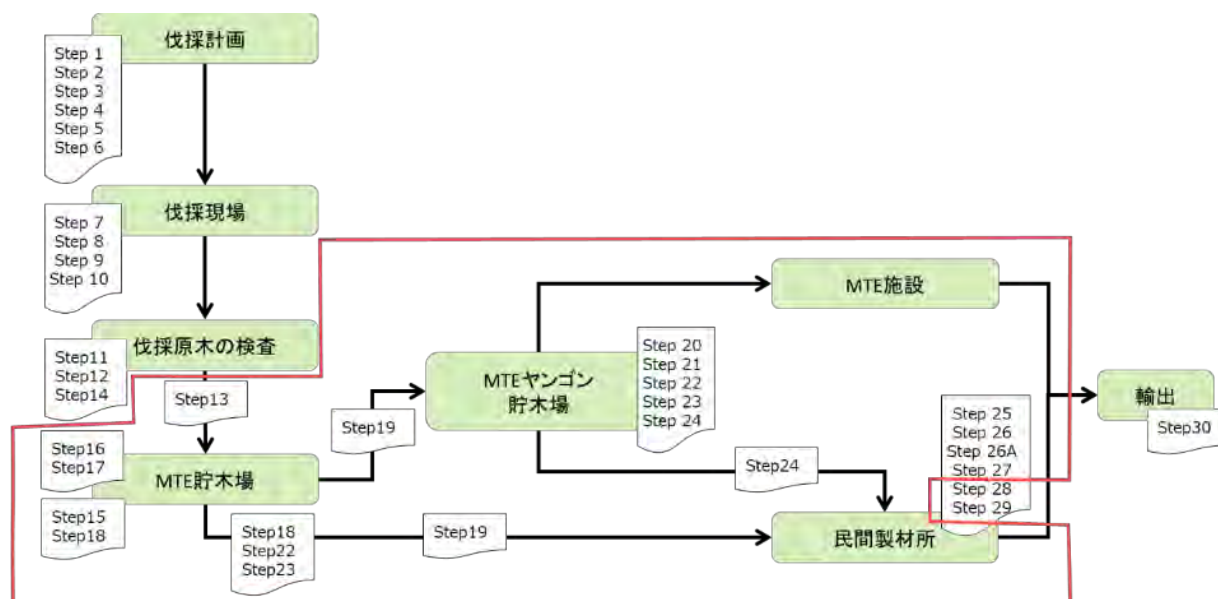


図 3.25 ミャンマーの木材伐採から輸出までの流れと流通に関する手続き(赤枠内)

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

表 3.11 木材の流通関連手続き

| Step | 活動 | 関連書類・記録 | 実施責任者 |
|--------------------------|-----------------------------|---|---|
| 輸送 | 13 原木の測定地点から MTE 貯木場への輸送 | ・トラック輸送ノート (トラック伝票) | MTE 木材搬出部 |
| MTE 搬出/搬送地区 事務所貯木場へ納入 | 16 森林道路の廃止 | ・林道廃止レポート ・林道廃止地図 ・林道廃止写真 | MTE 木材搬出部 |
| | 17 完了報告書の提出 | ・終了報告書 (様式 AJ) | MTE 木材搬出部 |
| | 15 MTE 貯木場での原木の受入れ | ・原木登録リスト ・貯木場受入れ元帳 | MTE 木材搬出部 |
| | 18 原木の仕分けとグレード分け | ・仕様書もしくはトラック輸送ノート (トラック伝票) | MTE 輸出部 |
| | 輸送 | 19 MTE の搬出/搬送地区事務所の貯木場から他の MTE 貯木場または MTE ヤンゴン輸出用貯木場への輸送 民間の木材購入者への輸送 | ・貯木場出荷記録 ・トラック輸送: トラック輸送ノート (トラック伝票) もしくは追跡伝票 ・船/筏/列車輸送: リムーバルパス (様式 AT) 、原木測定リストを含めたリムーバルパス (様式 AU) 、原木・木材の受け入れ書 (様式 AS) |
| MTE 貯木場もしくは MTE ヤンゴン貯木場 | 20 ヤンゴン貯木場での原木の受入れ | ・原木入荷日報申告書 (様式 T1) ・原木入荷日報 (様式 T2) | MTE 輸出部 |
| | 21 原木の計測とグレード分け | ・原木測定グレード登録日報 (様式 T4) | MTE 輸出部 |
| | 22 原木販売準備 | ・仕様書 (旧様式、現様式、新様式) | MTE 輸出部 |
| | 23 原木販売 | ・仕様書 (Step22 で準備したもの) (EMMD-1) ・販売契約書 (EMMD-2) ・商業請求書 (EMMD-3) ・送り状 ・輸送指示書 (EMMD-4) ・輸送事前情報書 (EMMD-5) ・輸送荷物参照 (EMMD-6) ・購入確認書 (EMMD-7) | MTE 輸出部 |
| 24 販売原木の輸送 | ・MET 木材輸送ノート ・リムーバルパス | 原木購入者 と 森林局 | |
| 民間製材所 | 25 原木の受入れ (企業の貯木場) | ・購入者の受入れレター | 原木購入者 |
| | 26 木材の加工許可 | ・製材許可 | 森林局 |
| | 26A 既定の歩留まり率を超えた場合: 歩留まりの承認 | ・歩留まり承認書 | 森林局 |
| | 27 木材製品発送準備 | ・梱包リスト ・木材製品の合法性証明書 | 原木購入者 森林局輸出用加工 木材認証チーム |

出典: MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

(2) 合法性が確認できる書類

前述の 3.3.3 で触れた天然資源環境保全省の「ミャンマーの合法木材を示すための書類の発行について (Forest) 4 (1) /04 (Ka) /2026/2020」では、表 3.12 に示す 14 種類の書類を提示することで、ミャンマー木材の合法性が証明されるとしている。

表 3.12 合法性を確認するために必要な書類

| 番号 | 書類 | 発行機関 | 該当する伐採から輸出までのプロセス |
|------|-----------------|-----------|-------------------------|
| (1) | 民間貯木場での原木受け入れ証明 | 森林局 | Step25：購入者の受入れレター |
| (2) | 木材の加工許可書 | 森林局 | Step26：製材許可書 |
| (3) | 歩留まり承認書 | 森林局 | Step26A：歩留まり承認書 |
| (4) | 木材製品の合法性証明書 | 森林局 | Step27：木材製品の合法性証明書 |
| (5) | 仕様書 | ミャンマー木材公社 | Step22：仕様書 (EMMD-1) |
| (6) | 販売契約書 | ミャンマー木材公社 | Step23：販売契約書 (EMMD-2) |
| (7) | 商業請求書 | ミャンマー木材公社 | Step23：商業請求書 (EMMD-3) |
| (8) | 輸送指示書 | ミャンマー木材公社 | Step23：輸送指示書 (EMMD-4) |
| (9) | 輸送事前情報書 | ミャンマー木材公社 | Step23：輸送事前情報書 (EMMD-5) |
| (10) | 輸送荷物参照 | ミャンマー木材公社 | Step23：輸送荷物参照 (EMMD-6) |
| (11) | 購入確認書 | ミャンマー木材公社 | Step23：購入確認書 (EMMD-7) |
| (12) | 原産地証明書 | 貿易局 | - |
| (13) | 輸出ライセンス | 貿易局 | Step28：輸出ライセンス |
| (14) | 輸出申告書 | ミャンマー税関局 | Step28：輸出申告書 |

※ミャンマー語の書類の英名が統一されていないため、天然資源環境保全省のレターに標記された書類名と、森林局が木材の伐採から輸出までのプロセスとして整理している書類名が一致しないものもある。

出典：天然資源環境保全省レターRef No. (Forest) 4 (1) /04 (Ka) / (2126/2020) ³⁴

この合法性を証明するために必要な 14 種類の書類には、表 3.11 で示した木材の流通関連の手続きの Step23～27 過程で発行される 11 種類の書類と、次項の木材の輸出関連の手続きの Step28 の過程で発行される 2 種類の書類、手続きの中では発行されないが、木材輸出者がミャンマー木材公社に申請することによって発行される原産地証明書で構成されている。表 3.12 に示す書類のうち、Step23～27 過程で発行される (1) から (11) までの 11 種類の書類の事例を図 3.26 から図 3.38 に示す。

³⁴ 天然資源環境保全省レターRef No. (Forest) 4 (1) /04 (Ka) / (2126/2020) (MONREC,2020)
https://www.forestdepartment.gov.mm/sites/default/files/Documents/Legality%20Document%20list_%20State%20ment_English_Version.pdf

ပတ်ဝန်းကျင်ထိန်းသိမ်းရေးနှင့်သစ်တောရေးရာဝန်ကြီးဌာန
ပြန်ဟုသစ်လုပ်ငန်း

သလရ ()

企業の受け入れ証明書

ရက်စွဲ 1.10.2013..

၁။ ပြန်ဟုသစ်လုပ်ငန်းမှ ရောင်းချသည့်ပစ္စည်းများအရ ကျွန်ုပ်တို့၏ ဝယ်ယူမှုနှင့်ရရှိထားသော ကျွန်း/သစ်တောသစ်လုံးများအား ပြည်ပတင်ပို့ရောင်းချရန်အတွက် တစ်စုံတစ်ရာအမှတ်၊ ရေယာဉ်အမှတ်၊ ခရီးစဉ်၊ (၁၆၈၇)မှ (၁၆၈၈)အထိ ဖြင့် သစ်ထိပ်တွင် လုံး/လက်ပုံထိပ်ပြီး ဖြစ်ပါသည်။

၂။ အဆိုပါ သစ်လုံးများနှင့်ပတ်သက်၍ ပြန်ဟုသစ်လုပ်ငန်းအနေဖြင့် တန်ဖိုးပေးရန်အတွက် လက်ခံရရှိခြင်း၊ အတန်းအတားပြုခြင်း၊ လက်ပုံထိပ်ခြင်း၊ သင်္ဘောတင်ပို့ရန် စစ်ဆေးကားတင်ပေးခြင်းစသည့် လုပ်ငန်း (၄) ရပ်ကို အပြည့်အဝတာဝန်ယူဆောင်ရွက်မည်ဖြစ်ကြောင်းနှင့် သက်ဆိုင်ရာကျွန်ုပ်တို့သည် သစ်တောအတွင်း သင်္ဘောတင်ပို့ ထားရှိသည့်သစ်လုံးနှင့် ပတ်သက်၍ သစ်အမျိုးအစား၊ အတန်းအတား၊ အရေအတွက်တို့ကို အောက်ပါအတိုင်း ပုဂ္ဂိုလ်ကိစ္စ လက်ခံရရှိကြောင်းနှင့် ပါးစား၊ ရေအား၊ လေအား၊ လျှို့ဝှက်အား၊ အန္တရာယ်အမျိုးမျိုးကြောင့် ဖောက်ဆိုက် ဖျက်စီးခံရမှုများရှိပါက ကျွန်ုပ်တို့ တာဝန်ယူခြင်းမဟုတ်ကြောင်း သစ်လုံးအစုစုချမ်းအားပေးသည့်ပြင်များ၊ တောင်ရွက်မည်ဖြစ်ကြောင်း နှစ်ဘက်တာဝန်ရှိသူအသိသိတို့၏ သဘောတူညီချက်၊ ဝန်ခံကတိဖြင့် အောက်တွင်

| シリアル 番号 | ロット番号 | 樹種名 | 品質 | 色 | 直径 | 材積 | မှတ်ချက် |
|------------|-------|-----|----|-------------|----|--------|----------|
| 1 | 400 | | | BLACK X 198 | 70 | 44.130 | |
| 2 | 401 | | | RED X 199 | 70 | 40.706 | |
| 3 | 402 | | | RED X 200 | 70 | 37.724 | |
| 4 | 403 | | | GREEN X 203 | 74 | 45.316 | |
| 5 | 404 | | | BLACK X 184 | 70 | 47.578 | |
| 6 | 405 | | | RED X 193 | 70 | 47.578 | |
| 7 | 406 | | | GREEN X 194 | 70 | 47.578 | |
| 8 | 407 | | | BLACK X 195 | 70 | 50.242 | |
| 9 | 408 | | | RED X 196 | 70 | 44.782 | |
| 10 | 409 | | | GREEN X 200 | 73 | 59.896 | |
| 11 | 410 | | | BLACK X 201 | 77 | 30.766 | |
| 12 | 411 | | | BLACK X 204 | 81 | 60.404 | |
| 13 | 412 | | | RED X 205 | 82 | 60.916 | |
| 14 | 413 | | | | | | |
| 15 | 414 | | | | | | |
| 16 | 415 | | | | | | |
| 17 | 416 | | | | | | |
| 18 | 417 | | | | | | |
| 19 | 418 | | | | | | |
| 20 | 419 | | | | | | |
| 21 | 420 | | | | | | |
| 22 | 421 | | | | | | |
| 23 | 422 | | | | | | |
| 24 | 423 | | | | | | |
| 25 | 424 | | | | | | |
| 26 | 425 | | | | | | |
| 27 | 426 | | | | | | |
| 28 | 427 | | | | | | |
| 29 | 428 | | | | | | |
| 30 | 429 | | | | | | |
| 31 | 430 | | | | | | |
| 32 | 431 | | | | | | |
| 33 | 432 | | | | | | |
| 34 | 433 | | | | | | |
| 35 | 434 | | | | | | |
| 36 | 435 | | | | | | |
| 37 | 436 | | | | | | |
| 38 | 437 | | | | | | |
| 39 | 438 | | | | | | |
| 40 | 439 | | | | | | |
| 41 | 440 | | | | | | |
| 42 | 441 | | | | | | |
| 43 | 442 | | | | | | |
| 44 | 443 | | | | | | |
| 45 | 444 | | | | | | |
| 46 | 445 | | | | | | |
| 47 | 446 | | | | | | |
| 48 | 447 | | | | | | |
| 49 | 448 | | | | | | |
| 50 | 449 | | | | | | |
| 51 | 450 | | | | | | |
| 52 | 451 | | | | | | |
| 53 | 452 | | | | | | |
| 54 | 453 | | | | | | |
| 55 | 454 | | | | | | |
| 56 | 455 | | | | | | |
| 57 | 456 | | | | | | |
| 58 | 457 | | | | | | |
| 59 | 458 | | | | | | |
| 60 | 459 | | | | | | |
| 61 | 460 | | | | | | |
| 62 | 461 | | | | | | |
| 63 | 462 | | | | | | |
| 64 | 463 | | | | | | |
| 65 | 464 | | | | | | |
| 66 | 465 | | | | | | |
| 67 | 466 | | | | | | |
| 68 | 467 | | | | | | |
| 69 | 468 | | | | | | |
| 70 | 469 | | | | | | |
| 71 | 470 | | | | | | |
| 72 | 471 | | | | | | |
| 73 | 472 | | | | | | |
| 74 | 473 | | | | | | |
| 75 | 474 | | | | | | |
| 76 | 475 | | | | | | |
| 77 | 476 | | | | | | |
| 78 | 477 | | | | | | |
| 79 | 478 | | | | | | |
| 80 | 479 | | | | | | |
| 81 | 480 | | | | | | |
| 82 | 481 | | | | | | |
| 83 | 482 | | | | | | |
| 84 | 483 | | | | | | |
| 85 | 484 | | | | | | |
| 86 | 485 | | | | | | |
| 87 | 486 | | | | | | |
| 88 | 487 | | | | | | |
| 89 | 488 | | | | | | |
| 90 | 489 | | | | | | |
| 91 | 490 | | | | | | |
| 92 | 491 | | | | | | |
| 93 | 492 | | | | | | |
| 94 | 493 | | | | | | |
| 95 | 494 | | | | | | |
| 96 | 495 | | | | | | |
| 97 | 496 | | | | | | |
| 98 | 497 | | | | | | |
| 99 | 498 | | | | | | |
| 100 | 499 | | | | | | |
| 101 | 500 | | | | | | |
| 102 | 501 | | | | | | |
| 103 | 502 | | | | | | |
| 104 | 503 | | | | | | |
| 105 | 504 | | | | | | |
| 106 | 505 | | | | | | |
| 107 | 506 | | | | | | |
| 108 | 507 | | | | | | |
| 109 | 508 | | | | | | |
| 110 | 509 | | | | | | |
| 111 | 510 | | | | | | |
| 112 | 511 | | | | | | |
| 113 | 512 | | | | | | |
| 114 | 513 | | | | | | |
| 115 | 514 | | | | | | |
| 116 | 515 | | | | | | |
| 117 | 516 | | | | | | |
| 118 | 517 | | | | | | |
| 119 | 518 | | | | | | |
| 120 | 519 | | | | | | |
| 121 | 520 | | | | | | |
| 122 | 521 | | | | | | |
| 123 | 522 | | | | | | |
| 124 | 523 | | | | | | |
| 125 | 524 | | | | | | |
| 126 | 525 | | | | | | |
| 127 | 526 | | | | | | |
| 128 | 527 | | | | | | |
| 129 | 528 | | | | | | |
| 130 | 529 | | | | | | |
| 131 | 530 | | | | | | |
| 132 | 531 | | | | | | |
| 133 | 532 | | | | | | |
| 134 | 533 | | | | | | |
| 135 | 534 | | | | | | |
| 136 | 535 | | | | | | |
| 137 | 536 | | | | | | |
| 138 | 537 | | | | | | |
| 139 | 538 | | | | | | |
| 140 | 539 | | | | | | |
| 141 | 540 | | | | | | |
| 142 | 541 | | | | | | |
| 143 | 542 | | | | | | |
| 144 | 543 | | | | | | |
| 145 | 544 | | | | | | |
| 146 | 545 | | | | | | |
| 147 | 546 | | | | | | |
| 148 | 547 | | | | | | |
| 149 | 548 | | | | | | |
| 150 | 549 | | | | | | |
| 151 | 550 | | | | | | |
| 152 | 551 | | | | | | |
| 153 | 552 | | | | | | |
| 154 | 553 | | | | | | |
| 155 | 554 | | | | | | |
| 156 | 555 | | | | | | |
| 157 | 556 | | | | | | |
| 158 | 557 | | | | | | |
| 159 | 558 | | | | | | |
| 160 | 559 | | | | | | |
| 161 | 560 | | | | | | |
| 162 | 561 | | | | | | |
| 163 | 562 | | | | | | |
| 164 | 563 | | | | | | |
| 165 | 564 | | | | | | |
| 166 | 565 | | | | | | |
| 167 | 566 | | | | | | |
| 168 | 567 | | | | | | |
| 169 | 568 | | | | | | |
| 170 | 569 | | | | | | |
| 171 | 570 | | | | | | |
| 172 | 571 | | | | | | |
| 173 | 572 | | | | | | |
| 174 | 573 | | | | | | |
| 175 | 574 | | | | | | |
| 176 | 575 | | | | | | |
| 177 | 576 | | | | | | |
| 178 | 577 | | | | | | |
| 179 | 578 | | | | | | |
| 180 | 579 | | | | | | |
| 181 | 580 | | | | | | |
| 182 | 581 | | | | | | |
| 183 | 582 | | | | | | |
| 184 | 583 | | | | | | |
| 185 | 584 | | | | | | |
| 186 | 585 | | | | | | |
| 187 | 586 | | | | | | |
| 188 | 587 | | | | | | |
| 189 | 588 | | | | | | |
| 190 | 589 | | | | | | |
| 191 | 590 | | | | | | |
| 192 | 591 | | | | | | |
| 193 | 592 | | | | | | |
| 194 | 593 | | | | | | |
| 195 | 594 | | | | | | |
| 196 | 595 | | | | | | |
| 197 | 596 | | | | | | |
| 198 | 597 | | | | | | |
| 199 | 598 | | | | | | |
| 200 | 599 | | | | | | |
| 201 | 600 | | | | | | |
| 202 | 601 | | | | | | |
| 203 | 602 | | | | | | |
| 204 | 603 | | | | | | |
| 205 | 604 | | | | | | |
| 206 | 605 | | | | | | |
| 207 | 606 | | | | | | |
| 208 | 607 | | | | | | |
| 209 | 608 | | | | | | |
| 210 | 609 | | | | | | |
| 211 | 610 | | | | | | |
| 212 | 611 | | | | | | |
| 213 | 612 | | | | | | |
| 214 | 613 | | | | | | |
| 215 | 614 | | | | | | |
| 216 | 615 | | | | | | |
| 217 | 616 | | | | | | |
| 218 | 617 | | | | | | |
| 219 | 618 | | | | | | |
| 220 | 619 | | | | | | |
| 221 | 620 | | | | | | |
| 222 | 621 | | | | | | |
| 223 | 622 | | | | | | |
| 224 | 623 | | | | | | |
| 225 | 624 | | | | | | |
| 226 | 625 | | | | | | |
| 227 | 626 | | | | | | |
| 228 | 627 | | | | | | |
| 229 | 628 | | | | | | |
| 230 | 629 | | | | | | |
| 231 | 630 | | | | | | |
| 232 | 631 | | | | | | |
| 233 | 632 | | | | | | |
| 234 | 633 | | | | | | |
| 235 | 634 | | | | | | |
| 236 | 635 | | | | | | |
| 237 | 636 | | | | | | |
| 238 | 637 | | | | | | |
| 239 | 638 | | | | | | |
| 240 | 639 | | | | | | |
| 241 | 640 | | | | | | |
| 242 | 641 | | | | | | |
| 243 | 642 | | | | | | |
| 244 | 643 | | | | | | |
| 245 | 644 | | | | | | |
| 246 | 645 | | | | | | |
| 247 | 646 | | | | | | |
| 248 | 647 | | | | | | |
| 249 | 648 | | | | | | |
| 250 | 649 | | | | | | |
| 251 | 650 | | | | | | |
| 252 | 651 | | | | | | |
| 253 | 652 | | | | | | |
| 254 | 653 | | | | | | |
| 255 | 654 | | | | | | |

THE REPUBLIC OF THE UNION OF MYANMAR
MINISTRY OF NATURAL RESOURCES & ENVIRONMENTAL CONSERVATION
MYANMA TIMBER ENTERPRISE

| | | | |
|---------|------------------|-----------|---|
| 仕様書番号 | TKLU- 111 /17-18 | ロット番号 | TP(B)-33 |
| 樹種 | TEAK ROUND LOG | SOT 番号/日付 | 08/16-17 & 24.3.17 |
| 品質 | SAWING GRADE-6 | 譲受人名 | SK WOOD INDUSTRIES ON BEHALF OF TROPICAL WOOD |
| 本数 | 37 | 契約番号 | DGL-076/16-17(SOT)(EX-IR) |
| 材積 | 24.572 | 目的地 | AMARAPURA |
| ペイントマーク | BLACK mx-4 | 金額 | US\$ 1844 |
| 搬出事務所名 | West Mawlaik / * | 年 | 2014-2015 |

| 様式 D 番号 | シリアル 番号 | 納税 番号 | 長さ | Girth | | CUBICAL CONTENT | | | Harvesting | |
|----------------|------------|----------|----|-------|----|-----------------|-------|----------------|----------------------------------|-----------------|
| | | | | FT | IN | Cb.Dec | HT | M ³ | Standing Tree No./ Log No. | Revenue Mark |
| Mindaunt Depot | 1 | 4434 | 22 | 5 | 7 | 42.9 | 0.858 | 1.547 | 0000 | SGC-5/15 |
| Es-Sine(SOT) | 2 | 19724 | 18 | 5 | 3 | 31.0 | 0.620 | 1.118 | | |
| | 3 | 4929 | 19 | 5 | 6 | 35.9 | 0.718 | 1.294 | | |
| | 4 | 4935 | 19 | 5 | 0 | 29.7 | 0.594 | 1.071 | | |
| | 5 | 4816 | 20 | 4 | 7 | 26.3 | 0.526 | 0.948 | | |
| | 6 | 4814 | 18 | 5 | 1 | 29.1 | 0.582 | 1.049 | | |
| | 7 | 4921 | 20 | 4 | 7 | 26.3 | 0.526 | 0.948 | | |
| | 8 | 4806 | 21 | 4 | 5 | 25.6 | 0.512 | 0.923 | | |
| | 9 | 7857 | 22 | 5 | 0 | 34.4 | 0.688 | 1.240 | | |
| | 10 | 4808 | 20 | 5 | 8 | 40.1 | 0.802 | 1.446 | | |
| | 11 | 8746 | 21 | 5 | 1 | 33.9 | 0.678 | 1.222 | | |
| | 12 | 7647 | 18 | 5 | 10 | 38.3 | 0.766 | 1.381 | | |
| | 13 | 7849 | 18 | 4 | 10 | 26.3 | 0.526 | 0.948 | | |
| | 14 | 5434 | 18 | 5 | 11 | 39.4 | 0.788 | 1.421 | | |
| | 15 | 7569 | 18 | 5 | 11 | 39.4 | 0.788 | 1.421 | | |
| | 16 | 7553 | 18 | 5 | 8 | 36.1 | 0.722 | 1.302 | | |
| | 17 | 7571 | 18 | 5 | 10 | 38.3 | 0.766 | 1.381 | | |
| | 18 | 7567 | 19 | 4 | 7 | 24.9 | 0.498 | 0.898 | | |
| | 19 | 4378 | 23 | 5 | 1 | 37.1 | 0.742 | 1.338 | | |
| | 20 | 6660 | 14 | 7 | 2 | 44.9 | 0.898 | 1.619 | | |
| | 21 | 6665 | 18 | 4 | 9 | 25.4 | 0.508 | 0.916 | | |
| | 22 | 4933 | 13 | 6 | 5 | 33.5 | 0.670 | 1.208 | | |
| | 23 | 7774 | 18 | 5 | 3 | 31.0 | 0.620 | 1.118 | | |

MTE 作成 MTE 確認 MTE クロスチェック

AUNG TIHAN ZAW
SENIOR CLERK
TEAK ROUND LOG UNIT

LWIN LWIN AYE
JUNIOR ASSISTANT
TEAK ROUND LOG UNIT

MINDETA HANLIN
ASSISTANT

0/PLS-1/17 (Rev. January) 15-10-17 (DGM)/form

図 3.30 (5)仕様書(EMMD-1)

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

RESTRICTED EMMD-2

REPUBLIC OF THE UNION OF MYANMAR
MINISTRY OF NATURAL RESOURCES AND ENVIRONMENTAL CONSERVATION
MYANMA TIMBER ENTERPRISE

契約番号

SALE CONTRACT NO: DGL-076/2016-2017 (SOT) (EX-IR)

DATED 日付 27 April, 2017.

SOLD TO SK Wood Industries Ltd., No.103 Sawmill Compound, Amarapura Township, Mandalay, Myanmar on behalf of Tropical Woods Co., Ltd., Yangon, Myanmar. (hereinafter called Buyers).

購入者

BY MYANMA TIMBER ENTERPRISE, GYOGONE INSEIN, YANGON, REPUBLIC OF THE UNION OF MYANMAR. (hereinafter called Sellers).

販売者

REFERENCE (1) Ministry of Natural Resources and Environmental Conservation, Minister's Office Executive Committee No.9/2013 dated 22-3-2013, 9/2014 dated 16-5-2014 & 9/2015 dated 4-6-2015.
(2) Managing Director remarks dated 5-4-2013.
(3) General Manager remarks dated 8-4-2013 & 7-4-2017.
(4) Deputy General Manager (Marketing) remarks dated 20-3-2015 & 18-6-2015.
(5) Deputy General Manager (Marketing)'s Office Letter No. 066/Da Hta Ma (Ya Wa Ya) Hnyunkyar dated 23-12-2009.
(6) Our Special Open Tender Sale (SOT-08/2016-2017) (EX-SITE)(TL) dated 24-3-2017 & Notice Ref. No.341/EXPORT(MKT-1)SOT (EX-SITE) dated 13-3-2017.
(7) Our Dry/Green Teak Round Logs Inspection Slip No.7930 dated 3-4-2017.
(8) Our Dry/Green Teak Round Logs Sale Confirmation Ref. No.433/EXPORT (MKT-1)SOT (EX-SITE) dated 31-3-2017.
(9) Tropical Woods Co., Ltd's letter dated 6-4-2017 & 7-4-2017.
(10) SK Wood Industries Ltd's letter dated 7-4-2017.

参照

The following goods at the prices, and on the terms, conditions and warranties stated hereunder and as per Appendix (A) which forms an integral part of the contract.

1 商品 Myanmar Dry/ Green Teak Round Logs

2 場所 At Mawlike (West) Extraction Agency.

3 CLASSIFICATIONS: As stated below:

ロット番号 品質 材積 価格/HT 搬出年

TP(B)-33 SG-VI About 24.572 US\$ 1844 2014-2015

4 数量 Up to about 24.572 Hoppus Tons. (About here shall mean 10% more or less on quantity & value).

5 印紙税 Stamp Duty for this contract will be paid by the buyer at the rate of 1% (or) maximum 150,000/Kyats on contract value according to the Myanmar Stamp Act.

RESTRICTED

図 3.31 (6)販売契約書(EMMD-2)(1枚目)

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

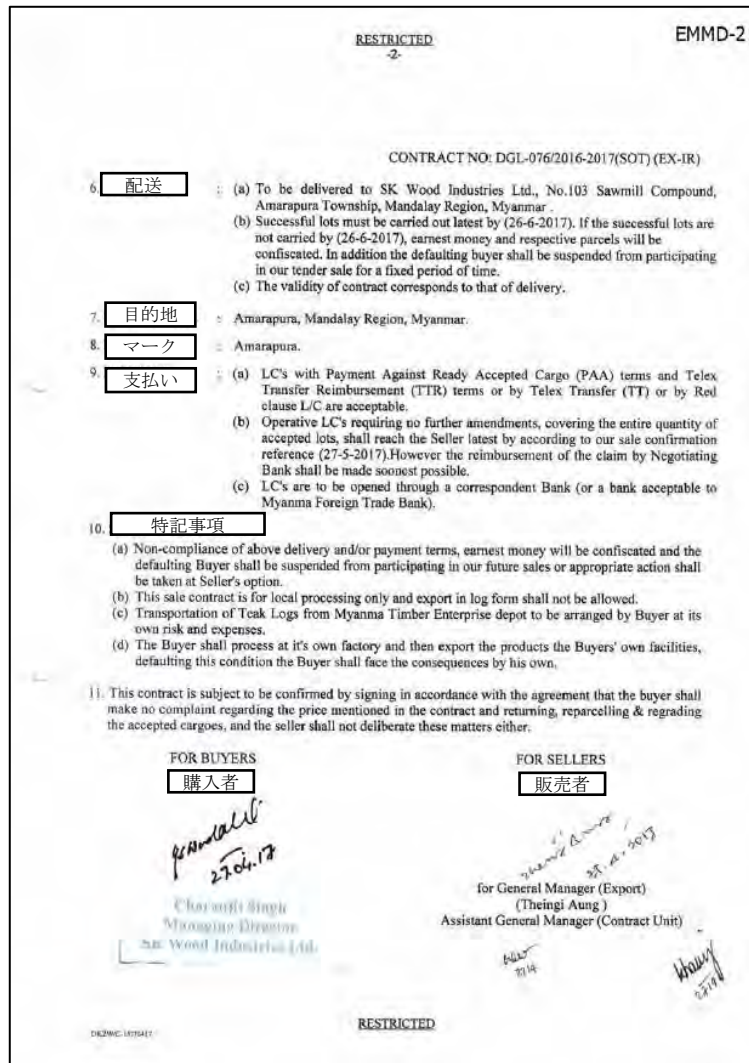


図 3.32 (6)販売契約書(EMMD-2)(2枚目)

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

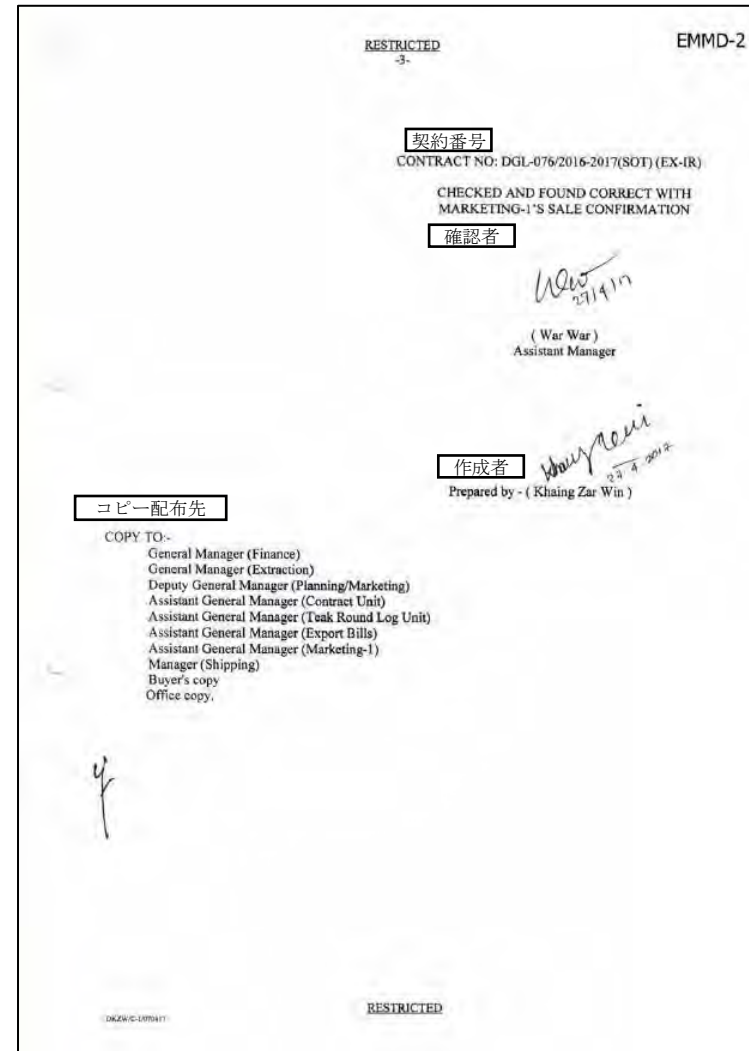



図 3.33 (6)販売契約書(EMMD-2)(3枚目)

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

EMMD-3



商業請求書フォーム
COMMERCIAL INVOICE FORM

Consignee- 譲受人 THE REPUBLIC OF THE UNION OF MYANMAR
M/S. BK WOOD INDUSTRIES MINISTRY OF NATURAL RESOURCES AND ENVIRONMENTAL CONSERVATION
ON BEHALF OF TROPICAL MYANMA TIMBER ENTERPRISE
WOOD. DO NO. 344/2017-2018(L) DT. 30.5.2017

Destination- 目的地 # 請求書番号と日付 30.5.2017 請求目的 MYANMA TEAK ROUND LOGS.
AHARAFURA. L.B. 55/17/ME/2017-2018

L/C Expires on- Contract Ref- 参照契約書番号
BGL-076/2016-2017 (007) (EX-IR).

| マーク | 詳細 | 本数 | Net Weight | HT/立方トン | 価格/トン | 金額 (US\$) | Amount Received (US\$) |
|--|---|----|------------|---------|-------|-----------|---|
| | MYANMA TEAK ROUND LOGS SAWING GRADE (C) QUALITY MYANMA TEAK ROUND LOGS. 11'AMP LONG x 53'AMP GIRTH (M (B)-33) | 37 | 44,296 | 24,572 | 1844 | 45310.77 | Specification No. TRB-111/2017-2018. |
| (US DOLLARS FORTY FIVE THOUSAND THREE HUNDRED AND TEN AND CENTS SEVENTY SEVEN ONLY). ITTG NO. 014122017 DT. 26.5.2017 | | | | | | | |

ASSIGNED TO THE CUSTOMER

For and on behalf of Myanmar Timber Enterprise

Authorized Signature:
 Khine Khine Soe
 Assistant Manager
 (Export Bills Section)
 Myanmar Timber Enterprise
 MTE サイン

図 3.34 (7) 商業請求書(EMMD-3)

出典 : MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

12931 EMMD-4
ORIGINAL

THE REPUBLIC OF THE UNION OF MYANMAR
MINISTRY OF NATURAL RESOURCES AND ENVIRONMENTAL CONSERVATION
MYANMA TIMBER ENTERPRISE

輸送指示番号

DO NO. 344/2017-2018(L) DATED: 30-5-2017

SUBJECT 要件: DELIVERY OF MYANMA GREEN TEAK ROUND LOGS. XX の輸送

THE ASS'GENERAL MANAGER
TEAK ROUND LOG UNIT

**ဆင်တောထောက်ခံချက်ထုတ်ပြန်ရန်အတွက်
(ဝါတ်ပုံပုံစံအတိုင်း)**

PLEASE PREPARE PARCEL AS FOLLOWS & DELIVER AS INSTRUCTED BY.....
MKMG (1) OFFICE.

ACCOUNT : SK WOOD INDUSTRIES LTD

COMMODITY : MYANMA GREEN TEAK ROUND LOGS.
QUALITY : SAWING GRADE (6)

DO : 43-56/38/TK/2017-2018

| REQUEST NO | PCS | LOT NO | QMS | SEQ ID |
|-------------------------------|-----|----------|--------|----------------|
| DGL-076/16-17(302) (EX-IR) | 37 | TP(B)-33 | 24,572 | TRLU-111/17-18 |

(FORTY FOUR POINT FIVE SEVEN TWO QMS),
QUANTITY NOT TO EXCEED : 24,572 QMS (37 Pcs) (44,296 MT)

LOGS DELIVERABLE : US\$ 45310.77
DELIVER ORDER : US\$ 45310.77
BALANCE : US\$
Date: 30/5/17

(SOT USE)
ASS'GENERAL MANAGER(EXPORT BILLS)


COPIES TO DIRECTOR, D YEN DIV: (WITH S&O);
DEPUTY GENERAL MANAGER(MKTG);
THE ASS'GENERAL MANAGER(MKMG-1);
LAWSON REPRESENTATIVE
OFFICE COPY.

**ထောက်ခံချက်ထုတ်ပြန်ရန်အတွက်
ပိုင်ဆိုင်မှု၊ ကုန်ပစ္စည်း သယ်ယူပို့ဆောင်ရေး၊ ဆင်တော
ပိုင်ဆိုင်မှုနှင့် ပို့ဆောင်ရေး ဝန်ဆောင်ခများ ပြန်လည်ရရှိရေး**

图 3.35 (8) 輸送指示書(EMMD-4)

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

EMMD-5



MYANMA TIMBER ENTERPRISE
EXPORT MARKETING & MILLING DEPARTMENT
TEAK MARKETING UNIT

Advanced Information for Parcel Transfer 輸送事前情報

Reference No: 38/EXPORT/MKT
Date : 1-6-2017

To
Assistant General Manager
Teak Round Log Unit

Hereafter, we would like to inform that under mentioned parcel for which is issued Delivery Order can be transferred to the following representative from the relevant company:-

| | |
|-----------------------------|--|
| (a) Sale Contract | DGL-076/2016-2017(SOT)(EX-IR) |
| (b) Lot No. | TP(B)-33 |
| (c) Species | Teak Log |
| (d) Quality | Sawing Grade-6 |
| (e) Logs | 37 pcs |
| (f) Tonnage | 44,296 HT |
| (g) Paint Mark | Black mx-4 |
| (h) Specification No. | TRLU-111/2017-18 |
| (i) Deliver Order No & Date | 344/17-18(L)(30-5-2017) |
| (j) Representative's Name | U Aung Myo Naing, 12/DAKAMA(N)-022655 Sk Wood Industries |

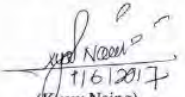


(Kyaw Naing)
Assistant General Manager
Teak Marketing Unit

图 3.36 (9) 輸送事前情報書(EMMD-5)

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

EMMD-6



MYANMA TIMBER ENTERPRISE
EXPORT MARKETING & MILLING DEPARTMENT
TEAK ROUND LOG UNIT
REFERENCE FOR PARCEL TRANSFER

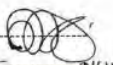
輸送荷物参照

No. 48/17-18(EX-)
Date. 1.6.2017

We agreed that the under mentioned lots & specification lists are already transferred to the respective buyer in accordance with the sale contract between the seller (MTE) & buyer.

| | |
|-----------------------|----------------------|
| (a) Sale contract | DGL-076/16-17(EX-1R) |
| (b) Lot No. | TP(B)-33 |
| (c) Species | GREEN TEAK |
| (d) Quality | SG-6 |
| (e) Logs | 37 |
| (f) Tonnage | 24.572 |
| (g) Paint Mark | BLACK mx-4 |
| (h) Specification No. | TRLU-111/17-18 |

Transferred by---

Signature 

Name **DAW ZAY MOE THANT (H3)**

Designation **ASSISTANT GENERAL MANAGER
TEAK ROUND LOG UNIT**

Teak Round Log Unit

Accepted by---

Signature -----

Name -----


Designation -----

Company -----

図 3.37 (10) 輸送荷物参照 (EMMD-6)

出典 : MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

EMMD-7



THE REPUBLIC OF THE UNION OF MYANMAR
MINISTRY OF NATURAL RESOURCES AND ENVIRONMENTAL CONSERVATION
MYANMA TIMBER ENTERPRISE

To:
 Mr. Jeet Singh
 General Manager
 SK Wood Industries Limited.

要件 : 購入確認書

MTE letter No. /Paya/PCL(2017-18)
 Issued Date: 31-5-2017.

Subject:Purchase confirmation letter

Dear valued customer,

This letter is in reference to the **sale contract No. DGL-076/2016-17(SOT)(EX-1R)** and **Invoice No. EB-56/GT/MR/2017-2018(30-5-2017)** confirmed between you and Myanmar Timber Enterprise. We are pleased to write to you and inform you that we send the extended recommendation for your purchase of our timber sold in Tender sale of 2017 March, Yangon.

We has acknowledged to confirm about our timber of the following item that you have purchased:


| | |
|------------------------------|---|
| 1) Lot No | TP(B) - 33 |
| 2) Specification No | TRLU - 111/2017-2018 |
| 3) Pieces of Logs / Tonnage | 37 PCS/ 24.572 HT |
| 4) Harvesting Right | Extraction Department, Myanmar Timber Enterprise. |
| 5) Origin of Harvesting Area | West Mawlaik(F*), Sagaing Division, Myanmar. |
| 6) Harvesting Year | 2014-2015 Fiscal Year |

This background history of our timber can be checked in our sale documents provided to you in detail.

As you know, Myanmar Timber Enterprise, which is State Economic Enterprise, is the solely organization for the harvesting right to State owned forests. In accordance with the legal harvesting right within Forest Department's Annual Allowable Cut (AAC) limit, Myanmar Timber Enterprise harvests the timber in line with the MTE's rules & practices, apply properly relevant governances such as Environmental & Social Impact Assessment (EIA & SIA), transports accordingly and legally to Delivery Depots, and sell in Tender Systems transparently to our customers around the world. This provides assurance that timber and timber products produced and sold by Myanmar Timber Enterprise come from legal sources and are in full compliance with relevant Myanmar laws & regulations and governances along the process from the stump to the delivery. We request you to kindly indicate your acceptance to the letter by authorized signing below and sending us the copy because the above letter will be issued only one time for the one purchase. We thank you for your trust and consideration in our services.

Yours truly,

For Myanmar Timber Enterprise



(SOE YEE THANTAYA/4040038)
ASST. GENERAL MANAGER
EXPORT BILLS SECTION
MYANMA TIMBER ENTERPRISE

Only one page for official use**

****Please authorized signing & Stamp HERE

For Buyer

図 3.38 (11) 購入確認書 (EMMD-7)

出典 : MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

3.4.3 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

(1) 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令

木材の輸出入に関連する法令は、森林法のほか、貿易を管理する輸出入法、ミャンマー税関法、植物検疫法がある。さらに輸出入を行う企業等の登録に関する規定を定めたミャンマー会社法も関連している。なお、木材の輸出について、ミャンマーは 2014 年の原木輸出の禁止等を含めた様々な通達を定めている。表 3.13 に木材の輸出入に関する法令を整理した。

表 3.13 木材の輸出入に関連する法令

| | |
|----|---|
| 法令 | <ul style="list-style-type: none"> ● 森林法 ● 輸出入法 (2012) ● ミャンマー税関法 ● 植物検疫法 ● ミャンマー会社法 |
| 通達 | <ul style="list-style-type: none"> ● 天然資源環境保全省原木輸出禁止 (2014) ● 天然資源環境保全省レター4/1/04/D1/1873 (2016) ヤンゴンの指定された 3 つの港からの木材輸出 ● 天然資源環境保全省通達レターNo.1765/2016 押収木材について (2016) ● 天然資源環境保全省通達レターNo.61/2017 土地利用転換木材 (2017) ● 天然資源環境保全省通達レターNo.259/2017 ミャンマーチャットで販売された木材製品の海外輸出 (2017) ● 天然資源環境保全省通達レターNo.80/2019 植林地から搬出された原木輸出の許可 (2019) |

出典：聞き取り調査結果を基に調査団作成

(2) 木材・木材製品を輸入・輸出する際の証明システムの概要及び事例

ミャンマーの木材伐採から輸出までの手続きのうち、輸出手続きを図 3.39 に赤色の枠で示した。また、輸出に関連する手続きについて、表 3.14 に概要を整理した。

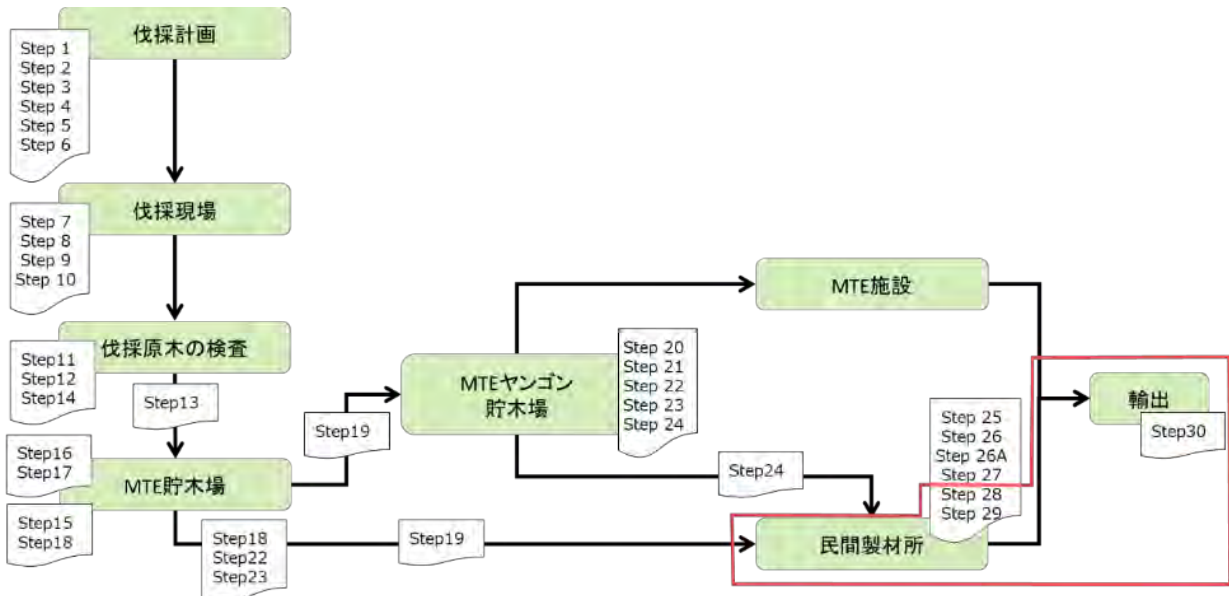


図 3.39 ミャンマーの木材伐採から輸出までの流れと輸出に関連する手続き(赤枠内)

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

表 3.14 輸出に関連する手続きの詳細

| Step | 活動 | 関連書類・記録 | 実施責任者 |
|-------|----|-------------|--|
| 民間製材所 | 28 | 木材製品輸出の承認 | 原木購入者 商業省商業消費者局 財務計画省税関局 |
| | 29 | コンテナへの積み込み | 原木購入者 森林局輸出用加工木材認証チーム (TCFPE) |
| 輸出 | 30 | ミャンマー港通関手続き | ヤンゴン森林事務所職員 森林局輸出用加工木材認証チーム (TCFPE) 港管理事務所 |

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³



写真 3.1 民間製材所での森林局職員の立会いによる木材のコンテナへの積み込み(ステップ 29)

写真提供：Myanmar Technologies Industry Co.Ltd

既述 (3.4.2 (2) 表 3.12) の天然資源環境保全省の「ミャンマーの合法木材を示すための書類の発行について (Forest) 4 (1) /04 (Ka) /2026/2020」で、木材の合法性を証明するために必要とされた 14 種類の書類のうちの 2 種類が、輸出の手続きの段階 (Step28) において発行される輸出ライセンスと輸出申告書である。

また、合法性を示す 14 種類の書類の 1 つである原産地証明書は、木材の伐採から輸出までの手続きの中では発行されない。ただし、木材の原産地証明書は、輸入国側が求めるケースが多いため、ミャンマーから木材を輸出する民間企業は、輸出手続き後に原産地証明書 (FormAJ) の発行を商業省の貿易局に申請し、取引先に送っている。

図 3.40 及び図 3.41 に、輸出ライセンスと輸出申告書の事例を、図 3.42 に原産地証明書の事例を示す。

ထုတ်ကုန်(၁) 14818

DEPARTMENT OF TRADE EXPORT LICENCE

1. **輸出者** (Address) 2. Registration No/ Valid Date 12726 (31/12/2020) 3. License No. ELF 16.17.1291.20/09/2016

4. Last Date of Export 19/12/2016 9. Country Where Consigned MYANMAR 10. Country of Origin MYANMAR 11. Country of Final Destination U.S.A

5. Mode of Transport Sea Road Air 12. Method of Export Normal TT

6. Place/Port of Export Yangon, Myanmar 13. Value USD 60451.03

7. Place/Port of Discharge Long Beach, California (USA) 14. HS Code 15. Unit 16. Quantity

| HS Code | Unit | Quantity | Unit Value | Total Value |
|--|------|----------|------------|-------------|
| 4407296100 | M3 | 23.5218 | 2570 | 60451.03 |
| TOTAL = (1474 PCS = (16.6138) CBM = (23.5218) M3 = (15830.1714) KG | | | | |
| Total Value | | M3 | 23.5218 | 60451.03 |

21. Remarks: Assed in full. Balance

23. Conditions: EICC (174/2016)

24. Revenue Stamp: 25. EXPORT LICENCE issued subject to conditions stated hereon

図 3.40 (13) 輸出ライセンス

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

CUSTOMS DEPARTMENT EXPORT DECLARATION

1. Consignee (Name & Address) NATIONAL WOOD INDUSTRY LTD. NO.113, PADEWUN U SHWE BIN ROAD, EAST DAGON INDUSTRIAL ZONE, DAGON MYOTHIT (EAST) T/S, YANGON MYANMAR.

2. Consignee (Name & Address) SHWE SETT KYAR NO.44, 1st Floor, Bogalayay S/R Botathuang T/S

3. Mode of Transport 1. Sea 2. Road 3. Road & Air 4. Air

4. Name of Consignee & C/O No. 1

5. Place/Port of Discharge Yangon, Myanmar

6. Mode of Transport Sea Road Air

7. Place/Port of Discharge Long Beach, California (USA)

8. HS Code

9. Unit

10. Quantity

11. Value

12. Total Value

| HS Code | Unit | Quantity | Unit Value | Total Value |
|---|------|----------|------------|-------------|
| 4407296100 | M3 | 23.5218 | 2570 | 60451.03 |
| TOTAL: 1474 PCS, 16.6138 CBM, 23.5218 M3, USD: 60451.03 | | | | |

21. Remarks: Assed in full. Balance

23. Conditions: EICC (174/2016)

24. Revenue Stamp: 25. EXPORT DECLARATION issued subject to conditions stated hereon

図 3.41 (14) 輸出申告書

出典：MYANMAR TIMBER CHAIN OF CUSTODY PROCESS DOCUMENTS AND ACTORS³³

Original


| | | | | | |
|---|------------------------------|---|---|--|--------------|
| 1. Exporter [Redacted] (Country) [Redacted] (City of Industry Zone (2)) Yangon Region Myanmar | | Reference No. eYGNAJ-00190/2020 THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ | | 原産地証明書 様式 AJ | |
| 2. Importer [Redacted] | | Issued in MYANMAR (Country) See Notes Overleaf | | | |
| 3. Means of transport and route (as far as known) Shipment Date: 09.04.2020 Vessel's name/Aircraft: [Redacted] Port of Discharge: 輸送方法 | | 4. For Official Use <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reasons) | | Signature of Authorized Signatory of the Importing Country | |
| 5. Item number | 6. 荷物のマークと番号 | 7. 荷物の数と詳細 | 8. 原産基準 | 9. 総重量もしくは数量と価格 | 10. 請求書番号と日付 |
| 1 | 1 x 20' PART OF GCXU 2284444 | TEAK FINGER JOINT T&G TOTAL : 1339 PCS : 3.2899 M3 : 2.3237 TON (CBT) HS CODE : 4407296900 | WO | [Redacted] | [Redacted] |
| 11. 輸出者による申告 上記の詳細と記述が正しいことを宣言します。よって、全ての商品は以下で生産されました。 MYANMAR (country) and that they comply with the requirements for these goods in the AJCEP Agreement for the goods reported to [Redacted] Importing Director Yangon, 24.04.2020 Place and date, name, signature and company of authorized signatory | | | 12. 認証 輸出者の申告が正しいことを、ここに証明します。  LAY LAY SU ASSISTANT DIRECTOR DEPARTMENT OF TRADE MINISTRY OF COMMERCE YANGON, MYANMAR 24.04.2020 Place and date, signature and stamp of certifying authority | | |
| 13. Third Country Invoicing | | Back-to-Back CO | | Issued Retroactively | |

図 3.42 (12)原産地証明書

資料提供：ミャンマーチーク販売株式会社

3.5 木材生産・流通状況

3.5.1 調査対象国の木材生産・流通の特徴

(1) 木材生産の変遷と現在の特徴

「イギリス植民地期ビルマにおける林業政策の展開」³⁵によると、ミャンマーでは、森林は国家や王朝の財政に寄与する重要な資源として、19世紀以前から森林経営が営まれていた。19世紀に入るとミャンマーはイギリスの植民地となり、植民地政府は伐採可能木の直径を定めて民間に伐採権を発給したが、操業は無監督状態にあったため森林の乱伐が進んだ。

こうした状況の中、1856年にドイツ人植物学者の Dr. Dietrich Brandis がペグー地方の森林長官として着任した。Dr.Brandis は、持続的な収穫を図るための年間許容伐採量 (AAC) に基づいた施業計画等の整備、人工造林の実験等に注力し、ミャンマー式択伐法 (Myanmar Selection System : MSS) と呼ばれる天然林管理システムやタウンヤ式造林と呼ばれるアグロフォレストリーの原型を構築した。

ミャンマー式択伐法 (MSS) は、現在まで継続されているが、「天然チークのためのミャンマー式択伐方法の見直し」³⁶によると、実際には、脆弱なガバナンスや資源不足等を背景に、年間許容伐採量を越えた伐採が行われてきたとしている。「ミャンマーの森林 2020」²⁵では、ミャンマーはブラジル、インドネシアに次いで森林減少の深刻な国であるとしており、その要因の1つには木材の過伐採が挙げられている。ミャンマーの森林被覆率は、1975年では60.8%³⁷であったが、2015年には42.9%²⁴まで減少した。図 3.43 にミャンマーの森林被覆率の推移を示す。

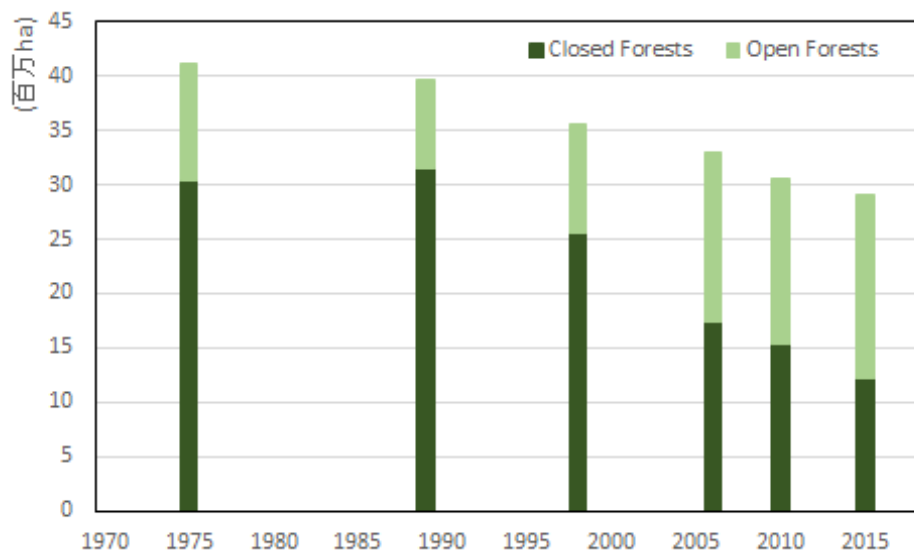


図 3.43 ミャンマーの森林被覆率の変化

出典：FAO 報告書 (2015)³⁷及びミャンマーFRL レポート²³を基に調査団作成

³⁵ イギリス植民地期ビルマにおける林業政策の展開 (谷,1994)

<https://core.ac.uk/download/pdf/56641764.pdf>

³⁶ Reviewing Myanmar Selection System for the Natural Teak-Bearing Forests (Tin 他、2010)

https://www.iistage.jst.go.jp/article/jfsc/121/0/121_0_385/pdf-char/en

³⁷ Global Forest Resources Assessment 2015 Country Report Myanmar (FAO,2014)

<http://www.fao.org/3/a-az283e.pdf>

このような森林の減少・劣化の要因は、森林の過伐採のほかにも、土地利用の転換や違法伐採等が指摘されている²⁴。こうした状況を受けて、ミャンマー政府は以下のとおり木材生産・輸出を制限することで、森林減少・劣化の対策を講じている。

- ✓ 天然林から生産された原木の輸出禁止
- ✓ 押収された違法伐採木材の輸出禁止
- ✓ 持続可能に生産された木材以外の木材（土地利用転換によって発生した木材等）の輸出禁止
- ✓ 1年間の全国の森林伐採の禁止（2016-2017年）
- ✓ バゴヨマ地方 150万 ha における 10年間の森林伐採の停止（2016-2025年）
- ✓ 年間許容伐採量（AAC）に対する実際の木材伐採量について、チークは AAC の 55%以下、その他の広葉樹は AAC の 33%まで抑制

（2）流通状況

現在、ミャンマーには恒久林でのコンセッション、植林地、コミュニティフォレスト、押収された違法伐採木材、土地利用の転換、在庫木材、輸入木材の 7つの木材供給源が存在する。このうち、押収された違法伐採木材と土地利用転換によって生じた木材の輸出は禁止されている。また、植林地で生産された原木を除いて、原木の輸出は禁止されている。このため、輸出用木材の大部分は、ミャンマー国内の国営もしくは民営の製材所や木材工場で加工されて輸出される。なお、ミャンマーから輸出される木材（原木、製材、木材加工品等）は、ヤンゴンにある 3つの港のいずれから輸出されることが決められており、陸路での輸出は認められていない。ミャンマーにおける木材の供給フローを図 3.44 に示す。

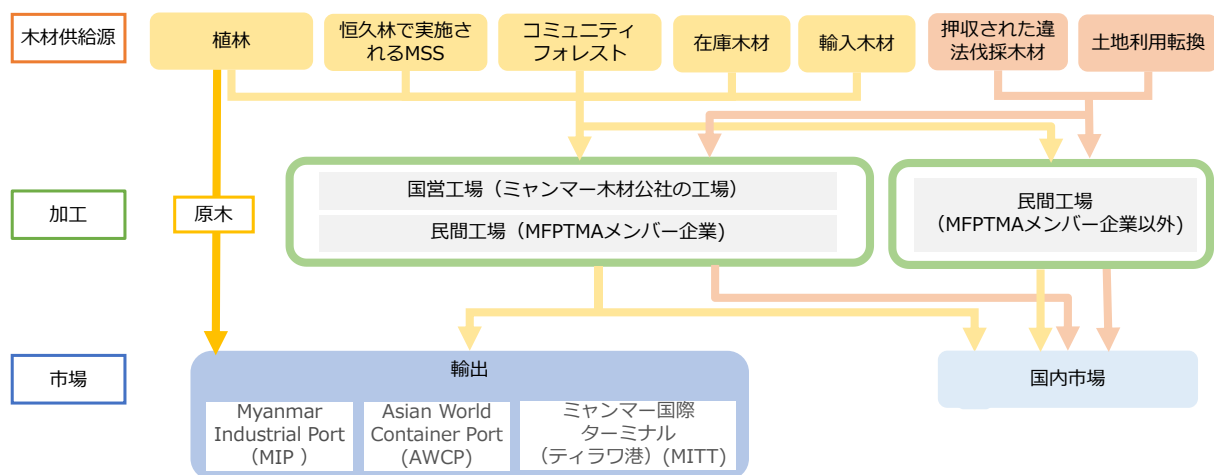


図 3.44 ミャンマーの木材流通フロー

出典：聞き取り調査結果を基に調査団作成

なお、植林及びコミュニティフォレストで伐採された木材の輸出実績は、2020年12月時点では、まだない。このため、2020年12月時点でミャンマーから輸出されている木材は、恒久林においてミャンマー式択伐法（MSS）によって伐採・搬出された木材、在庫木材、輸入木材である。

3.5.2 森林認証システムの導入状況

(1) MTLAS (Myanmar Timber Legality Assurance System: ミャンマー木材合法性証明システム)

2013年、ミャンマー森林認証委員会は、2009年に採択された東南アジア諸国連合（ASEAN）の木材合法性に関する基準と指標（C&I）に基づいて、ミャンマーの合法木材の6つ原則・20の基準・35の指標を構築した。さらに、この原則・基準・指標に基づいて、第三者認証機関によって、木材の伐採から輸出までを監視するミャンマー木材合法性証明システム（MTLAS）が開発された。第三者認証機関によるMTLASの認証取得は、法的な義務はないが、違法伐採木材等の混入リスクを緩和する措置として、ミャンマー森林認証委員会によって取得が推奨されている。

1) 合法木材の定義

MTLASでは、合法木材の定義を「許可された地域から、認可された機関によって搬出された木材で、ミャンマーの林業、木材産業及び貿易に関連する法規制と手順に従って搬出、輸送、加工、輸出された木材及び木材製品」としている。

2) 対象製品

MTLASが適用される製品は、原木、製材、単板、合板、家具の5つに分類される。

3) 原則と基準

MTLASは、伐採権、森林管理、法定費用、他の利用者の権利、工場運営、貿易と税関の6つの原則で構成されている。MTLASの6つの原則について、その基準と指標、管轄等の概要を表3.15から表3.20に整理した。

表 3.15 MLTAS 原則 1 伐採権

| 基準 | 指標 | 管轄 | 管理手続き | アウトプット | 検証 |
|---------------|--|---|--|--|--|
| 1.1. 森林局の承認 | <ul style="list-style-type: none"> ●森林法 17 条, 18 条 (a) ●国家木材委員会法 (1950) | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局 ●森林局地区事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局地区事務所からの承認 ●伐採許可の発行 | <ul style="list-style-type: none"> ●収穫の許可 | <ul style="list-style-type: none"> ●許可の有効性 |
| 1.2. 環境マネジメント | <ul style="list-style-type: none"> ●環境保全法 ●MTE 木材搬出マニュアル ●MTE DIs | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局地区事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ●環境に負荷を与えないよう、指示された方法で森林伐採が行われたことを確認 ●MTE による伐採完了報告書 ●森林局による事前伐採評価書 | <ul style="list-style-type: none"> ●伐採完了報告書 | <ul style="list-style-type: none"> ●伐採完了報告書の記録 |
| 1.3. 計画準備 | <ul style="list-style-type: none"> ●森林法 10 条 (b) ●森林局 DIs | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局地区事務所 ●MTE 搬出部 | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局による、森林管理計画スケジュールに基づいた、伐採対象木を選択するエリアの特定。 ●MTE による伐採エリアの調査と、伐採計画の策定。 ●森林局地区事務所による伐採作業に使用するハンマーの登録。 | <ul style="list-style-type: none"> ●ハンマー登録 ●伐採対象木のマーキング ●伐採計画 | <ul style="list-style-type: none"> ●伐採計画の承認 ●伐採対象木のマーキング指示 |

出典：ミャンマー森林認証委員会ウェブサイト³¹

表 3.16 MTLAS 原則 2 森林管理

| 基準 | 指標 | 管轄 | 管理手続き | アウトプット | 検証 |
|---------------------------|--|---|---|---|---|
| 2.1. エリアの区分け | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局 DIs | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局地区事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ●境界線の清掃 ●境界画定と境界杭の補修 ●境界沿いの樹木のマーキング | <ul style="list-style-type: none"> ●伐採地の明確な区分 | <ul style="list-style-type: none"> ●地図と地面への境界線の明記 |
| 2.2. 伐採前インベントリ (伐採対象木の選択) | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局 DIs | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局地区事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ●胸高幹周が 4.6 フィート以上に達した樹木のマーキング ●チーク： 巻枯らし木と未処理伐採木の選定とマーキング ●広葉樹種： ●樹種別の伐採許可胸高幹周に応じた樹木の選定とマーキング | <ul style="list-style-type: none"> ●マーキングノートとマーキングされた樹木の位置を示す地図が添付された選定対象木マーキング報告書 | <ul style="list-style-type: none"> ●マーキングノートとマーキングされた樹木の位置を示す地図が添付された選定対象木マーキング報告書 |
| 2.3. 伐採対象木へのマーキング | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局 DIs | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局地区事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ●伐採後に切り株として残る木の根元への、ハンマーマーキング ●伐採木の胸高以下部分へのハンマーマーキング ●伐採されずに残る樹木の測定と記録 | <ul style="list-style-type: none"> ●樹木の伐採、番号付け、記録 | <ul style="list-style-type: none"> ●異なるハンマーでマークされた樹木 (チークとチーク以外の広葉樹) |
| 2.4. 木材生産の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局 DIs ●MTE 木材搬出マニュアル | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局地区事務所 ●MTE | <ul style="list-style-type: none"> ●密林伐採台帳 (MTE 管理様式) によって、原木の数量と材積を記録 ●切り株と原木に MTE のハンマーマーキング | <ul style="list-style-type: none"> ●MTE ハンマーマーキングと木材伐採管理フォーム | <ul style="list-style-type: none"> ●測定地点で記録されたアウトプットの記録 |

| | | | | | |
|----------------|---|---|---|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ●MTE 搬出職員への標準指示 (SOS) | | <ul style="list-style-type: none"> ●収入評価のための森林局と MTE による原木の共同測定、原木へのシリアルナンバーと収入マーク付け。 ●収穫作業のモニタリング | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局と MTE による共同測定の記録 ●伐採モニタリングレポート | |
| 2.5. 丸太の輸送 | <ul style="list-style-type: none"> ●森林法 23 条 ●森林局 DIs ● MTE 木材搬出マニュアル ●MTE 搬出職員への標準指示 (SOS) | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局地区事務所 ●MTE | <p>伐採地から測定地点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原木について林内の短距離を引きずって移動 ●森林局と MTE の木材伐採管理様式のハンマーマークによる測定地点での原木検査、 <p>測定地点から納品地点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●荷送する原木の詳細を記載したトラック伝票を添付した原木の移動 ●森林外の森林局、MTE のチェックポイントでの原木の検査 <p>測定地点から筏、船、鉄道輸送を通じた製材所、ターミナル駅：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●荷送する原木の詳細を記載したトラック伝票を添付した原木の移動 ●主要ルート沿いの森林局重要ポイントでの原木の検査 | <ul style="list-style-type: none"> ●トラック伝票とリムーバルパス、工場と納品地点の原木台帳 | <ul style="list-style-type: none"> ●測定点及び関係する納品地点、工場で記録されたアウトプットの記録 |
| 2.6. 労働者の安全と健康 | <ul style="list-style-type: none"> ● MTE 木材搬出マニュアル ●労働安全衛生法 ●労働者災害補償法 | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局地区事務所 ●MTE | <ul style="list-style-type: none"> ●作業員の安全教育の記録 ●作業員に提供される安全装備の適切性 ●事故が発生した場合の作業員の安全を確保するための十分な事前準備 ●作業員に必要な医薬品の提供とベースキャンプでの医療スタッフの配置 ●作業員のための保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●作業指示 ●研修 ●保険と事故の記録 | <ul style="list-style-type: none"> ●アウトプットに記載されている記録 |

出典：ミャンマー森林認証委員会ウェブサイト³¹

表 3.17 原則 3.法定費用

| 基準 | 指標 | 管轄 | 管理手続き | アウトプット | 検証 |
|-----------------|--------------|-------------------|---|---------------|--|
| 3.1. ロイヤリティと手数料 | ●森林法 21 条(c) | ●森林局地区事務所 ●MTE | <ul style="list-style-type: none"> ●測定地点で作成される MTE 伐採ノート財務用 (様式 F) ●支払い完了を示すトラック輸送伝票、リムーバルパス及び原木への税込ハンマー刻印 ●森林局と MTE が作成した、MTE によるロイヤリティ決済の申告書を受理。 | ●原木への税込マークの刻印 | ●測定地点での記録の要約、測定地点での原木への税込マークの刻印、MTE の納税を示す書類 |

表 3.18 原則 4.他の利用者の権利

| 基準 | 指標 | 管轄 | 管理手続き | アウトプット | 検証 |
|---------------|--------------------|-----------|---|------------------------|--------------------------------|
| 4.1. 地域社会の利用権 | ●森林法 15 条、 17 条 | ●森林局地区事務所 | ●保全林と保護公有林でのコミュニティフォレスト 設立許可 ●国内利用のための林産物の無許可伐採 地域コミュニティのために保全林に設定された除外 エリア | ●森林局地区事務所と 現地事務所の許可 | ●地域社会に与えら れた権利・特権に関 する書類 |

出典：ミャンマー森林認証委員会ウェブサイト³¹

表 3.19 原則 5.工場運営

| 基準 | 指標 | 管轄 | 管理手続き | アウトプット | 検証 |
|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|---------------------------------|-----------------------------|
| 5.1. 木材加工処理の管理 (MTE) | ●ミャンマー木 材公社搬出部門 指示 (DIs) | ●MTE | ●入荷原木の記録 ●得られた角材の記録と、付加価値加工の様々な段階 での使用 ●出荷製品の記録 ●様々なレベルの MTE スタッフによる工場運営の 検査とモニタリング | ●原木の入荷量と加工 製品の記録及びそのバ ランス | ●製品の記録とバラ ンス |
| 5.2. 工場ライセンスの発行 (製材所・木質工場) (民間) | ●森林法 30 条 | ●森林局地区事務所 | ●必要書類を揃えた森林局へのライセンス申請 ●ライセンス条件の遵守 ●必要費用の支払い | ●工場ライセンス | 有効なミルライセ ンス |
| 5.3. 木材加工処理の管理 (民間) | ●森林法 31 条 | ●森林局地区事務所 | ●入荷原木または角材の記録 ●森林局からの製材許可 ●得られた角材の記録と、付加価値加工の様々な段階 での使用 ●出荷製品 (角材、木材製品) の記録 ●森林局による記録と原木とその他の製品のバラン スの点検 | ●原木の入荷量と加工 製品の記録及びそのバ ランス | ●製品と加工製品の バランス |
| 5.4. 労働者の安全と健康 | ●労働安全衛生 法 ●労働者災害補 償法 | ●労働局 ●MTE ●民間工場のオーナ ー | ●労働者の安全教育の記録 ●労働者に提供される安全装備の適切性と職場での 意識啓発のための説明資料もしくはポスター ●火災等の事故が発生した場合の労働者の安全を確 保するための十分な事前措置 ●労働者の保険 | ●研修 ●保険と事故の記録 | ●業務指示、研修、保 険と事故の記録な ど |

ミャンマー森林認証委員会ウェブサイト³¹

表 3.20 原則 6.貿易と税関

| 基準 | 指標 | 管轄 | 管理手続き | アウトプット | 検証 |
|----------------|--|---|--|--|---|
| 6.1 輸出規制 (MTE) | <ul style="list-style-type: none"> ●ミャンマー税関法 ●輸出入法 (2012) | <ul style="list-style-type: none"> ●税関局 ●MTE | <ul style="list-style-type: none"> ●原木や加工製品をサイズや品質ごとのロットに仕分け。 ●木材代金を買い手が支払済みであるか確認。 ●輸出申告書及び添付書類の入手。 ●販売商品は、出荷に必要な書類 (トラック伝票等) を添付してトラックで船まで輸送。 | <ul style="list-style-type: none"> ●輸出に必要な MTE と税関の書類 | <ul style="list-style-type: none"> ●輸出のための書類の有効性 |
| 6.2. 会社登記 (民間) | <ul style="list-style-type: none"> ●ミャンマー会社法 | <ul style="list-style-type: none"> ●財務計画省 | <ul style="list-style-type: none"> ●ミャンマー会社法に基づいた企業の加工・輸出のための登録の確認。 ●登録料の支払い。 ●登録ガイドラインが求めるその他の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ●登記証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ●登記証明書の有効性 |
| 6.3. 輸出規制 (民間) | <ul style="list-style-type: none"> ●ミャンマー税関法 ●輸出入法 | <ul style="list-style-type: none"> ●商業省貿易局 ●税関局 | <ul style="list-style-type: none"> ●輸出ライセンス申請者が登録輸出業者であることを確認 ●輸出木材が森林局による合法性承認を受けた木材であることを確認。 ●輸出ライセンスの発行 ●輸出申告書と添付書類の提出 | <ul style="list-style-type: none"> ●輸出ライセンスと輸出申告書 | <ul style="list-style-type: none"> ●輸出ライセンスの有効性 |
| 6.4. 輸入規制 | <ul style="list-style-type: none"> ●ミャンマー税関法 ●輸出入法 ●植物検疫法 | <ul style="list-style-type: none"> ●財務計画省 ●商業省 | <p>原木や大きな角材：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ミャンマー会社法に基づいて登記された会社。 ●輸入者による原産地証明書の提出。 ●森林局による法的陸揚げ地での木材の荷送検査 ●輸入許可証と輸入申告書の提供。 | <ul style="list-style-type: none"> ●輸入ライセンス | <ul style="list-style-type: none"> ●輸入ライセンスの有効性 |
| 6.5. 輸出入木材の輸送 | <ul style="list-style-type: none"> ●森林法 23 条 | <ul style="list-style-type: none"> ●森林局地区事務所 | <p>輸出 (工場・倉庫から輸出港)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●MTE の必要書類と輸出ライセンス、民間企業の向けの森林局の承認済み木材・木材製品の移動。 <p>輸入 (輸入港から工場・倉庫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●輸入ライセンスと輸入申告書を添付した木材の移動。 | <ul style="list-style-type: none"> ●輸出入ライセンスと必要書類 (トラック伝票等) | <ul style="list-style-type: none"> ●アウトプットで指定された書類の有効性 |

出典：ミャンマー森林認証委員会ウェブサイト³¹

4) MTLAS の第三者認証

表 3.21 に 2020 年 12 月時点で登録されている MTLAS の認定第三者認証機関を示す。

表 3.21 MTLAS の認定第三者認証機関

| | |
|---------|------------------------------------|
| 認定済認証機関 | Nature Watch Co.,Ltd. |
| | United Forestry Services Co.,Ltd. |
| | Double Helix Tracking Technologies |

出典：ミャンマー森林認証委員会ウェブサイト³¹

5) 認証

MTLAS は原則 1～4 が森林管理認証、原則 5～6 が荷送認証となっている。2017 年から 2020 年にかけて、大公アルベール 2 世モナコ財団の支援によって、ミャンマーにおける持続可能な森林管理を支援するプロジェクトを実施された。このプロジェクトの中で、MTLAS の試行プログラムが実施され、7 つの森林管理認証と 4 つの荷送認証が発行された。図 3.45 にそれぞれの認証の証明書の事例と、表 3.22 及び表 3.23 に認証取得の概要を示す。



図 3.45 MTLAS の認証書事例

出典：ミャンマー森林認証委員会ニュースレター第 4 号³⁸

³⁸ ミャンマー森林認証委員会ニュースレター第 4 号（ミャンマー森林認証委員会、2020）
<https://myanmarforestcertification.org/wp-content/uploads/2020/08/mfcc-newsletter-issue-4.pdf>

表 3.22 MTLAS の森林管理認証

| 森林管理認証番号 | 発行日 | 搬出機関 | 搬出年 | 樹種 | 認証機関 |
|--------------------|----------------|--|---------------|-----|--|
| DX1470-ML (W) - FM | 2019年 9月5日 | Mawak (West) Mawlaik (A,B) and Tamu 搬出/搬送地区事務所 | 2014- 2015 | チーク | Double Helix Tracking Technologies |
| DX1425-TG (S) -FM | 2019年 7月31日 | Taungoo (South) Phyuu Chaung 搬出/搬送 地区事務所 | 2012- 2013 | チーク | Double Helix Tracking Technologies |
| DX1452-ML (W) - FM | 2019年 9月17日 | Mawlaik (West) Mawlaik (A,B) and Tamu 搬出/搬送地区事務所 | 2015- 2016 | チーク | Double Helix Tracking Technologies |
| DX1463-TG (N) -FM | 2019年 9月5日 | Taungoo (North) Swa (2) 搬出/搬送地区事 務所 | 2015- 2016 | チーク | Double Helix Tracking Technologies |
| DX1544-GG-FM | 2020年 5月8日 | Gangaw Myittar/Kyaw Tazan 搬 出/搬送地区事務所 | 2015- 2016 | チーク | Double Helix Tracking Technologies |
| DX-1544-KLY-FM | 2020年 7月17日 | Kalay, Hakha and Mindat 搬出/搬送地区事 務所 | 2014- 2015 | チーク | Double Helix Tracking Technologies |
| DX-1612-THA-FM | 2020年 9月10日 | Thayet Extraction Agency, Min Don 搬出/搬 送地区事務所 | 2018- 2019 | チーク | Double Helix Tracking Technologies |

出典：ミャンマー森林認証委員会ウェブサイト³¹

表 3.23 MTLAS の荷送認証

| 荷送認証 番号 | 発行日 | 森林管理認 証番号 | 実施事業体 | 製品 | 樹種 | 認証機関 |
|-------------------|-----------------|---------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|---------|--|
| DX1470- CO-001 | 2019年 9月11日 | DX1470- ML (W) - FM | Jewellery Teak Timber Co.,LTD. | チーク角材、木 取り、ボード、 板材、単板 | チー ク | Double Helix Tracking Technologies |
| DX1425- CO-001 | 2019年10 月17日 | DX1425- TG (S) -FM | Concorde Industries Ltd. | チーク角材、木 取り、ボード、 板材、単板 | チー ク | Double Helix Tracking Technologies |
| DX1452- CO-001 | 2020年 1月24日 | DX1425- TG (S) -FM | Northwood Industry Ltd. | チーク角材、木 取り、ボード、 板材 | チー ク | Double Helix Tracking Technologies |
| DX1452- CO-001 | 2020年 4月14日 | DX1452- ML (W) - FM | Northwood Industry Ltd. | チーク角材、ポ ード、板材 | チー ク | Double Helix Tracking Technologies |

出典：ミャンマー森林認証委員会ウェブサイト³¹

(2) MFCS (Myanmar Forest Certification Scheme: ミャンマー森林認証制度)

ミャンマーでは、持続可能な森林管理のための森林認証制度として、ミャンマー森林認証制度 (Myanmar Forest Certification Scheme:MFCS) の構築に取り組んでいる。2020年、森林管理認証のためのミャンマー基準と指標 (2020) が、天然資源環境保全省大臣によって承認された。この基準と指標は、11の原則64の基準124の指標から構成され、天然林、植林、森林地以外の森林、コミュニティフォレスト及びゴム林の管理を対象としたミャンマーの森林管理規格である。また、MFCSは、PEFCとの相互承認を目指しており、2020年5月にMFCSの技術書類を提出し、現在はPEFCによる審査を受けている。

(3) FSC (Forest Stewardship Council : 森林管理協議会)

FSCによる公表データ¹⁴では、2021年2月時点で、FSC認証を受けている森林はないが、CoC認証は、製紙企業等20社が取得している。これらの企業は、輸入されたFM認証材(木質パルプ等)を取り扱うために、CoC認証を取得している。表3.24にCoC認証取得企業を整理した。

表 3.24 ミャンマーで CoC 認証を取得している企業

| 認証番号 | 認証コード | 期間 | 会社名 |
|-----------------------------|---------------------------------|---------------------------|--|
| FSC-C012345 | BV-COC-004751 | 2019-04-15～ 2024-04-14 | Simon Labels (SML) Myanmar Manufacturing Co., Ltd. |
| FSC-C163015 | TSUD-COC-001652 | 2021-01-05～ 2026-01-04 | JINGYI PAPER PRODUCTS COMPANY LIMITED |
| FSC-C163696 | DNV-COC-002153 | 2021-01-27～ 2026-01-26 | LI HAO (MAYANMAR) PAPER PACKING COMPANY LIMITED |
| FSC-C163700 | DNV-COC-002154 | 2021-01-27～ 2026-01-26 | XING WANG DA CARTON BOX MANUFACURING CO.,LTD |
| FSC-C163771 | SCS-COC-008252 | 2021-02-01～ 2026-01-31 | BoxPak (Myanmar) Co., Ltd |
| FSC-C139698 | CU-COC-856390 | 2018-01-19～ 2023-01-18 | YANGON FIRST STATIONERY MANUFACTURING CO., LTD |
| FSC-C144996 | TSUD-COC-001168 | 2018-11-30～ 2023-11-29 | Thiri MyanKaung Company Limited |
| FSC-C145907 | TSUD-COC-001202 | 2019-01-14～ 2024-01-13 | SUNNY PAPER PACKING FACTORY |
| FSC-C145925 | TSUD-COC-001205 | 2019-01-14～ 2024-01-13 | JIA MEI CARTON PRODUCTS COMPANY LIMITED |
| FSC-C149493 | TSUD-COC-001312 | 2019-06-24～ 2024-06-23 | Union Printing & Packaging Co., Ltd |
| FSC-C155950 | ESTS-COC-200032 | 2020-04-07～ 2025-04-06 | MYANMAR MINGXINPACKING MATERIAL COMPANY LIMITED |
| FSC-C155952 | ESTS-COC-200034 | 2020-04-10～ 2025-04-09 | MYANMAR YES BOX CO., LTD. |
| FSC-C156016 | ESTS-COC-200016 | 2020-04-07～ 2025-04-06 | MYANMAR BAOLAIXIN LABEL SOLUTIONS COMPANY LIMITED |
| FSC-C156050 | ESTS-COC-200035 | 2020-04-10～ 2025-04-09 | DECO-LAND COMPANY LIMITED |
| FSC-C156131 | ESTS-COC-200033 | 2020-04-10～ 2025-04-09 | Fook Hing Paper Packing Limited |
| FSC-C156133 | ESTS-COC-200036 | 2020-04-10～ 2025-04-09 | HUA FEI CARTON BOX COMPANY LIMITED |
| FSC-C152889 | ESTS-COC-190058 | 2019-11-12～ 2024-11-11 | MYO MYINT MO OO CARTON BOX MANUFACTURING COMPANY LIMITED |
| FSC-C153217 | TSUD-COC-001433 | 2019-11-21～ 2024-11-20 | HONGJIE CO., LTD. |
| FSC-C160722 | TSUD-COC-001605 | 2020-10-12～ 2025-10-11 | ORIENT MAGIC HOUSE COMPANY LIMITED |
| FSC-C160728 | TSUD-COC-001604 | 2020-10-12～ 2025-10-11 | G-YUAN PACKAGING MATERIAL(MYANMAR) |

出典：FSC ウェブサイト¹⁵

(4) PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes : 森林認証制度承認プログラム)

PEFC による公表データ¹⁶では、現在ミャンマーでは PEFC の森林管理認証の取得実績はない。CoC 認証は 1 社 (National Wood Industry Ltd) が取得している。なお、ミャンマー森林認証委員会は PEFC メンバーとして登録されており、MFCS と PEFC の相互承認を目指した取り組みが進められている。ミャンマー森林認証委員会によると、2020 年 12 月時点で、PEFC は MFCS の分析のための、独立審査機関となるコンサルタンツの入札を進めている。図 3.46 に PEFC の相互承認のための手続きと、MFCS の進捗を示す。

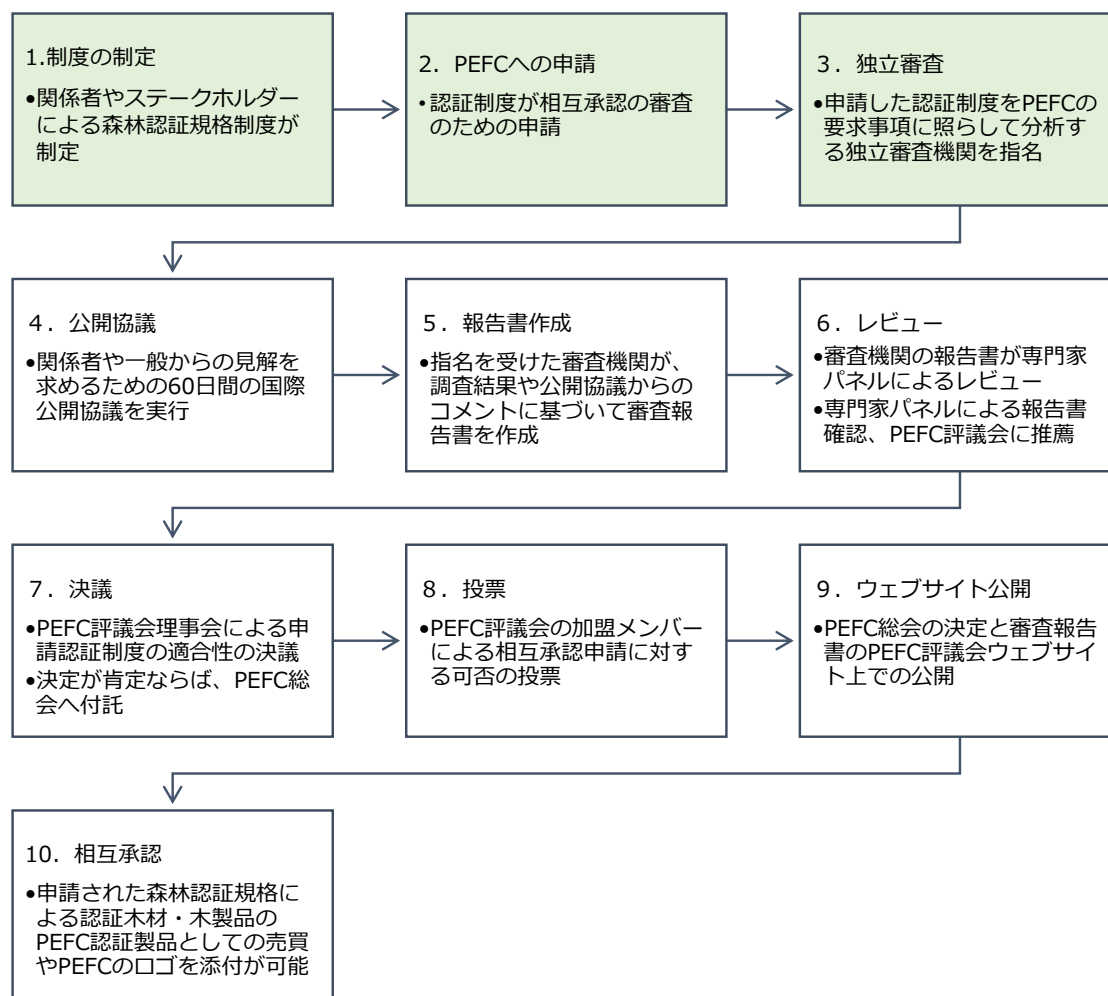


図 3.46 PEFC の相互承認手続きと MFCS の進捗 (緑色塗りつぶし箇所まで)

出典：SGEC/PEFC ジャパンウェブサイト³⁹および MFCC からの聞き取り結果より調査団作成

³⁹ <https://sgec-pefcj.jp/%E6%A3%AE%E6%9E%97%E8%AA%8D%E8%A8%BC%E5%88%B6%E5%BA%A6%E3%81%A8%E3%81%AF%E3%82%88%E3%81%8F%E8%81%9E%E3%81%8B%E3%82%8C%E3%82%8B%E8%B3%AA%E5%95%8F/pefc-qanda/#kf07f4cc>

3.5.3 違法伐採に関連する関連情報

(1) 樹種リスク

ミャンマーは1997年6月13日に絶滅の恐れがある野生動物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約；CITES）に批准し、同年9月11日に発効した。事務局は天然資源環境保全省の森林局に設置されている。ミャンマーにはCITES種としてリストに掲載されている749の植物が分布しているが、このうち、木材取引の対象となるのは表3.25に示す種である。これらの種は国際取引を規制しないと絶滅のおそれのある種としてCITES付属書IIに掲載され、商業目的の取引では、輸出国政府の管理当局が発行する輸出許可及び原産地証明書の取得が規定されている。

表 3.25 ミャンマーに分布するCITES種

| 樹種名 | 学名 |
|------------------------|------------------------------|
| マラッカジンコウ | <i>Aquilaria malaccensis</i> |
| ローズウッド類（インディアンローズウッド等） | <i>Dalbergia spp.</i> |
| ヒマラヤイチイ | <i>Taxus wallichiana</i> |
| インドジャボク | <i>Rauvolfia serpentina</i> |

出典：CITES チェックリスト¹⁷（CITES、2020年12月アクセス）

(2) 伐採国・地域リスク

1) 違法伐採推定割合

森林局によると、2019年から2020年の1年間で、ミャンマー木材公社によって合法的に伐採された木材は287,733トン、これに対して森林局が押収した違法伐採木材は36,542トンだった。このため、合法木材と押収違法伐採木材の比率は9:1程度である。ただし、違法伐採の摘発率が分からないため、実際の違法伐採量の推定は難しいとしている。

2) ガバナンス

国家のガバナンス状況は、違法伐採リスクを評価する上での1つの指標となる。違法伐採が横行している国や地域は、行政統治レベルが低く、汚職腐敗が多くなる。また、武力紛争等も、違法伐採が横行する要因となる。ミャンマーのガバナンス状況の評価を表3.26に整理した。

表 3.26 ミャンマーのガバナンス評価状況

| 備考 | スコア | 順位 | データ年 | 備考 |
|--|----------|----------------|------|---|
| 腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index：CPI） | 29pts | 130位 /198カ国 | 2019 | スコアが低いほど、政策や法制度の実効性の度合いも低い。 |
| 世界ガバナンス指標（WGI）政治腐敗抑制制度 | -0.59pts | 146位 /209カ国 | 2018 | 小～大規模の汚職、高級官僚による国家利権の収奪等、公権力がどの程度私腹を肥やすのに使われているか、-2.5pts～+2.5ptsで評価、点数が高い方が汚職が少ない |
| 世界ガバナンス指標（WGI）政府機能有効性 | -1.07pts | 183位 /209カ国 | 2018 | 公共サービス・公務員の質、政策策定・実行の質等より、-2.5ptsから+2.5ptsで政府機能の有効性を評価 |
| 世界ガバナンス指標（WGI）法治度 | -1.03pts | 177位 /209カ国 | 2018 | 当局者の信頼度、社会のルール順状況を、特に契約履行、財産権、司法等の質及び暴力・犯罪の観点から-2.5ptsから+2.5ptsで評価 |

出典：Transparency International ウェブサイト¹⁸、World Government Indicators ウェブサイト¹⁹

3) 違法伐採に関する報告

森林局によると、ミャンマーにおける違法伐採の事例は様々である。代表的な事例としては、森林地域のコミュニティによる違法伐採が挙げられた。コミュニティの住民が、定職を持っておらず、生活のための木材や林産品の利用や、現金収入を得るために違法伐採に依存している。また、別の事例としては、隣国（特に中国）向けに、ビジネスとして違法な伐採を行って販売しているケースが指摘された。違法伐採と違法伐採木材の輸送は、特に中国とバングラディッシュの国境地域を中心として、アクセスの悪い森林や反政府組織の活動地帯で乾季に行われている。ミャンマーでは陸路の木材輸出は禁止されているが、こうした違法伐採木材は陸路で隣国に流出していることが多いとのことである。

なお、森林局は現地の警察やコミュニティと連携し、違法伐採の防止や摘発を行っている。森林局のウェブサイトでは、違法伐採として取り締まられた事例を全てニュースとして報告している。



写真 3.2 森林局のウェブサイトでは報告された違法伐採の摘発事例

出典：森林局ウェブサイト⁴⁰（森林局、2021年1月アクセス）

ミャンマーの違法伐採に関連する調査や報告は、国際 NGO 等からも報告されている。環境調査エージェンシーは、2019年の報告書で⁴¹、ミャンマーの木材貿易と汚職の関係を指摘している。

4) 2021年2月1日に発生したクーデターの影響

ミャンマーでは、本調査期間中の2021年2月1日に、ミャンマー国軍による軍事クーデターが発生している。クーデター後、天然資源環境保全省や森林局、ミャンマー木材公社等のウェブサイトは一時的にアクセスが出来なくなったが、2021年3月時点ではアクセスが可能となっている。森林局のウェブサイトでは2月以降の違法伐採の摘発等の活動報告が更新され、ミャンマー木材公社は2月以降の電子入札等の案内が掲載されている。

政治の混乱は、ガバナンスの低下や、違法伐採の抑止力の低下に繋がるリスクがある。また、これまでミャンマーが整備してきた、木材の伐採、加工、流通に係る法制度等が、今後どのように、取り扱われるのか、留意が必要である。

⁴⁰ 森林局ウェブサイト

<https://www.forestdepartment.gov.mm/>

⁴¹ Crime and corruption of Myanmar's illegal teak trade goes to the heart of Government (Environmental Investigation Agency (EIA), 2019)

<https://eia-international.org/wp-content/uploads/EIA-report-State-of-Corruption.pdf>

4. 生産国における情報の収集：中国

近年の中国における情報収集調査は、『平成 28 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業』（以下、平成 28 年度調査）及び『平成 30 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業（大洋州地域等）』（以下、平成 30 年度調査）にて実施され、比較的新しい情報が整理・公表されている。一方で、中国では 2020 年 7 月 1 日より新しい「中華人民共和国森林法」（以下、新森林法）が施行となった。こうした状況を鑑みて、本年度の調査では新森林法施行による、既往の制度の変更点に着目した情報収集・整理を行った。ただし、本来なら新森林法の発布にともない同年内に新しい「中華人民共和国森林法实施条例」（以下、新森林法实施条例）が公布されるが、2021 年 1 月現在の時点で発表されていない。

このため本章では、新森林法の施行によって今後の木材生産及び流通における変化（変更ないし更新）に関する情報を中心に整理している。新森林法による変更を受けない林業の概況や関連機関、制度等に関する情報については、既存の報告書を参考にするものとする。

4.1 森林の伐採段階における法令等

4.1.1 法令等の運用状況

（1）森林に適用（運用）される法律

中国の森林に関連する法令については、平成 30 年度調査報告書の 3.5.2 森林伐採・木材流通の関連法令・書類・証明システム等』にて整理されている。本項目では、同報告書の記述内容と比較して、2020 年 7 月 1 日に施行された新森林法によって変更された点を中心に整理した。

1) 新森林法発布の背景

1949 年に中華人民共和国が設立されてから、しばらくは森林・林業に特化した法律はなかった。1963 年に発布された「森林保護条例」が初めての罰則付きの森林資源保護管理条例であり、無許可の伐採、森林火災、森林病虫害等の防止を法的措置として施行した。だが、その時期は戦後の復興と食糧の確保が最重要課題で、森林の役割は、より多くの木材を生産し国家再建を支援することであり、加えて森林の農地開墾にも拍車され、森林資源は壊滅的な破壊に遭った。

1978 年から中国は「改革開放」路線へ舵を切り、近代化を目指し始め、各種法整備も徐々に着手した。1979 年「中華人民共和国森林法（試行）」が発布され、その第 1 条に森林が木材及び林産物供給の役割以外、気候の調和、水源涵養、水土保持、防風防砂、環境美化などの多様な機能も備えていることが明記された。そして、植林のさらなる推進、森林資源保護管理の強化及び合理的な森林資源の開発利用を森林法の目的とした。以降、試行期間を経て 1985 年 1 月 1 日から、はじめて正式な中華人民共和国森林法（以下、旧森林法）が施行された。しかし、この時期においても依然として森林資源の経済的価値が優先され、実態としては森林の生態的機能の発揮や資源としての保護・保全対策は二の次になっていた。その結果、1980 年代初期の森林資源量は中華人民共和国成立以降、最も減少した。

1990 年代中期から、中国の経済は急速な成長期に入る一方、環境問題も顕著化し始めていた。とりわけ干ばつや砂漠化が深刻になり、環境問題のグローバルな取り組みに中国も巻き込まれ始め

た。このような背景のもと、1998年4月に旧森林法は第1次改訂がなされた。この改訂において、立法目的条項に国土緑化の重要性と森林の生態的機能発揮の重要性を強調し、森林資源の有償使用と森林資源の生態的効果への補償制度を新たに導入したが、依然として伝統的林業概念を基に構築されていた。旧森林法の基幹は植樹・植林、森林経営、伐採と輸送管理となっており、森林保護においても森林の木材及び林産物生産を維持することを念頭に森林火災の防止、病虫害の防除、森林破壊の取締などを法規していた。

1998年夏に発生した長江流域等での大洪水は、中国国内に甚大な被害をもたらした。このため、この大洪水を契機にして、中国の森林政策は、林業発展方針から環境保全方向へと大きくシフトを始めた。その代表的な措置は2001年から全国一斉の「天然林保護プロジェクト（天然林伐採全面禁止）」と「退耕還林プロジェクト（急傾斜地の耕地への植林）」であり、2020年現在に至るまで継続している。また、同時期に「林権（林木と林地の権利）」改革が始まり、2002年に集団林権利改革（市町村が所有する林分や林地を70年という長期請負方式で農家や民間企業にその使用权と経営権を与えることで、市場原理を導入して森林資源の再生と山村振興を図る改革）が着手された。この取り組みは2008年に全国に普及され、その後、国有林権利改革（中央政府が管轄する国有林においても市場原理を活かして社会全体からの資金やノウハウを集めやすくするための改革で、国土保全上重要な森林は生態林に指定して国家予算でその保護と維持管理を行い、用材林やその他の林産物生産林等は徐々に市場経済に委ねる）についても段階的にスタートした。このような背景のもと、2009年8月に旧森林法の第2次改訂が行われた。

以降、「林権（林木と林地の権利）」改革の展開にともない、特に個人経営者や民間企業が木材をはじめとする林産物生産経営を行う森林を商品林と称するようになり、それと対照に保全林など生産行為を認めない森林を生態公益林にまとめるという森林経営上の分類方式が定着した。

一方、林業における国際社会との協調も一層進み、グローバルな温暖化対策における森林資源の保護や持続可能な経営に積極的にかかわり、世界的な違法伐採問題にも高い関心を示した。

このように1998年以降に国内において実施されてきた重要な林業政策について、その実施結果を検証し、法として規定すべき施策をまとめ、最近の森林・林業分野の国際状況も鑑み、2019年12月に開かれた第13回全国人民代表大会常務委員会第15次会议で森林法の大幅な修訂が行われた。2020年7月1日より新森林法が施行された。

2) 新森林法の主な改訂内容

新森林法では、法律の条項目が大幅に増補された。新森林法の目次項目を表 4.1 に示す。

表 4.1 森林法の項目概要

| 改訂前（1998年森林法）の項目 | 改訂後（2020年森林法）の項目 |
|-------------------------|------------------------|
| 第1章 総則（第1～12条、12ヶ条） | 第1章 総則（第1～13条、13ヶ条） |
| 第2章 森林経営管理（第13～18条、6ヶ条） | 第2章 森林所有権（第14～22条、9ヶ条） |
| 第3章 森林保護（第19～25条、7ヶ条） | 第3章 発展計画（第23～27条、5ヶ条） |
| 第4章 植林造林（第26～28条、3ヶ条） | 第4章 森林保護（第28～41条、14ヶ条） |
| 第5章 森林伐採（第29～38条、10ヶ条） | 第5章 造林緑化（第42～46条、5ヶ条） |
| 第6章 法律責任（第39～46条、8ヶ条） | 第6章 経営管理（第47～65条、19ヶ条） |
| 第7章 附則（第47～49条、3ヶ条） | 第7章 監督検査（第66～69条、4ヶ条） |
| | 第8章 法律責任（第70～82条、13ヶ条） |
| | 第9章 附則（第83～84条、2ヶ条） |

出典：新森林法を基に調査団作成

新森林法によって改訂されたポイントを下記に整理する。

① 林木・林地の権利の明確化

中国では、憲法及び土地法によって、林地を含む全ての土地は、国家ないし集団（市町村）が所有権を持つと規定されている。また、所有権もしくは所有権に準じる権利として、森林を含む土地を所有する権利（土地/森林所有権）のほかに、森林を含む土地を使用する権利（土地/森林使用権）及び森林を含む土地に成立する資源である木材等を所有する権利（材木所有権）がある。ただし、土地/森林使用権は期限付きで個人に属することができ、材木所有権は個人の私的財産として法的に保障されている。林地の所有権は、中央政府が管轄する「国有林地」と地方自治体（市町村）が管轄する「集団林地」に区分される。この規定は新森林法2章で定められている。国有林地に成立する森林は「国有林」として、中央政府直轄もしくは各省政府に管理を代行させ、集団林地については「集団林」として、地方自治体が管理することを明記した。このように、林木・林地の権利を法律で保障することで、森林の保護及び持続可能な経営管理の帰属責任を強化するとともに、その運営における経営部分に関しては市場原理に任せようとしていた。

② 森林分類経営管理体系の樹立

森林の多面的機能を発揮させながら持続可能な森林資源の利用を実現するため、森林経営の行政管理上、公益林と商品林に区分して管理制度を制定した。旧森林法では、森林は5種類に区分されていたが、2000年12月5日に当時の国家林業局（現「国家林業草原局」）によって「公益林と商品林分類技術指標」が發布され、旧森林法の森林の5区分が公益林と商品林に区分された。この区分の整理については、平成30年度調査の報告書でも、その概要が整理されている。新森林法の6章では、公益林と商品林の2区分が正式に新森林法の中に定義される形となった。森林法に基づいて、公益林は国と上級地方政府（省政府）によって、厳格に保護管理が徹底されることとなり、一方で商品林は政府指導型民間経営に委ねられた。

③ 森林資源の保護の強化

森林資源保護活動は、「天然林保護プロジェクト（天然林伐採全面禁止）」や「退耕還林プロジェクト（急傾斜地の耕地への植林）」のように、政策や制度によって時期ごとに或いは地域ごとに実施、管理されてきた。新森林法では、特殊な保護価値のある森林地域は国家公園の形態で自然保

護地に指定して保護を強化した(31条)。また従来の天然林全面保護政策も法律として位置づけ、天然林伐採をより厳格に制限した(32条)。

④ 国土緑化運動の制度化

3月12日を「植樹節」として定め(10条)、これまでの国民の義務植樹活動(通例として一人当たり毎年3~5本を植える政府推進運動)について、ボランティア植樹活動参加方式、林木保育作業ボランティア植樹参加方式、育林基金に寄付する方式など多様な形式を推奨し、国民の積極的参加を促している。また、農村部の生活環境緑化を都市部と総括して計画する(都市部の緑化と同様に扱い)ことも新たに規定された(42条、43条)。

⑤ 林木伐採制度の一部見直し

従来の森林伐採量制限制度は継続するが、重点保護指定区の国有林以外、森林伐採量上限は省政府林業主管部門が国家林業草原局の指導のもと決める。ただし、省ごとの伐採計画は國務院に報告しその記録に載せなければならないとした(54条)。

また、林木伐採許可証の適用範囲と条件、申請に必要な書類についても詳細が明記された。さらに、従来の中央政府が総括して制定する全国木材生産計画を撤廃し、合わせて材輸送許可制度と加工許可制度が撤廃された(55条、57条、59条、60条)。

なお、農村住民が菜園や小面積の果樹園など自家用地と庭に所有する林木の伐採には伐採許可証が不要であることが明記された(56条)。

⑥ 森林経営管理における新たな推奨と制限

新森林法では、森林経営レベルの向上と持続可能な経営を促進するために、林業経営者に対して森林認証制度へ加入を推奨した。一方、木材経営業者や木材加工企業に対してサプライチェーンマネジメントの導入を努力義務とし、すべての企業と個人は盗伐や濫伐等の違法伐採の木材を購入、加工、輸送してはならないと定めた(64条、65条)。

3) 新森林法が木材及び木材製品の生産と流通分野に及ぼす影響

新森林法によって、特に、中国における木材や木材製品の生産や流通において、変化する点や影響が及ぼされる点を以下に整理した。

① 木材分野の「一元化」管理から「源頭(原木生産現場と木材輸入水際)」監督管理へのシフト
2017年に開かれた中国共産党第19回全国代表大会で打ち出した行政改革指導方針において、「行政の簡潔化と行政権の減縮及び下部への移行を継続し、政府の監督管理機能を新技術や新体制で強化して行政権の移行をサポートしながら、行政のサービス機能の最適化を実践する」ことが最大のポイントであった。今回発布した新森林法もこの行政改革指導方針に基づいて、森林資源の保護と林業経営企業の権益を守る視点から、林業分野の行政管理の考え方と監督管理の調整と改善を行った。これにより、従来の「一元化」管理から「源頭(素材生産現場と木材輸入水際)」監督管理を強化し、木材及び木材製品の生産・流通の高い効率と高い透明性を促すことへ方向調整が行われた。

具体的には、新森林法は木材の伐採制度をより規範化した。新森林法の57、58、59、60条によって、林木伐採許可証の発行条件、発行対象、申請資料が明確に補完された。川上の生産経営活

動に対して重点的に監督を強化する管理にシフトし、川下の加工販売は市場経済に委ねる方向へ舵を切ることになろうとしている。このため、従来の木材運送証（旧森林法 3 条）は新森林法から削除され、加工許可証（計画生産制度、旧森林法実施条例 34 条）も廃止された。これによって、これまでの「三証（伐採許可証、運送許可証、加工許可証）」管理が終わった。代わりに森林伐採の川上管理と木材流通の段階管理を一体化した監督管理システムが構築されることになった。

② 違法（出処が非合法の）木材に対する重点的取り締まりの本格化

新森林法の 65 条で「木材経営加工企業は原料と製品の入出荷台帳を整備しなければならない。如何なる企業・団体と個人はその木材が盗伐・濫伐等非合法に由来することを確実に承知しながらそれを購入、加工、運送してはならない。」と定めてある。この規定により、木材の貿易、加工、運送にかかる関連企業に対して、その木材は合法であることを明確に保証する義務が要求された。なお、国家林業草原局は、公式見解において、新森林法の本条項は中国国内で生産された木材と海外からの輸入材すべての木材に適用すると表明した⁴²。ただし、「確実に承知」に関する解釈については、まだ従来の定義であげているいくつかの「状況証拠」[注]にとどまっており、新たな解釈が待たれている。

[注]

中国最高裁判所森林資源破壊刑事事件審議に際する法律解釈（法釈〔2000〕36号）の第10条規定及び刑法第245条規定において、「確実に承知」とは「知っている或いは知らなければならない立場にいる」と定義していた。具体的には、①違法な木材売買場所ないし販売業者から買い集めること、②明らかにその時の市場価格より安い値段で売り出している木材を買い集めること、③規定に違反して販売している木材を買い集めること、が「確実に承知」にあたるとしている。

③ より高い効率と透明性を持つ木材及び木材製品の流通システムの強化

新森林法では、木材経営加工企業に対して原料と製品の入出荷台帳を整備することを義務化し、従来の木材流通過程の許可証制度による管理から、入出荷記録に対する監督へ転換した。新森林法では木材加工運送段階の行政審査許可事項を減らしたことで、企業の運営コストと負担を軽減した。一方、入出荷記録台帳の整備を関連企業に義務付けしたことで、企業は製品の関連情報、出処、売買等に係る記録とそれに関連する証明資料をすべて保管しなくなってきた。こうしたシステムによって、木材業界の秩序の維持、サプライチェーンの透明性の向上と効果的監督管理を大きく促すことを目的としている。

④ 木材及び木材製品の輸出入における政府機関部門間の協調への強化

中国では木材輸入に対する行政管理は主に国家林業草原局、商務部と税関総署の3部門がそれぞれの職能において分担して行っている。

商務部は対外貿易・投資の政策制定、国家間の貿易協定締結、国家全体の国際貿易計画とその市場管理監督を総括している。国家林業草原局は木材及び木材製品関連業界と産業（輸出入業も含めて）の政策、基準、管理方法等の策定と実行管理監督を行っている。税関総署は各種書類のチェックと検疫、課税率（額）査定などを分轄している。

総じて、国家林業草原局が直轄部門として木材及び木材製品の輸出入の具体的な政策と計画、そ

⁴² 新森林法为我国打击非法木材提供法律依据_林地管理_国家林业和草原局政府网
<http://www.forestry.gov.cn/main/448/20200122/153123693456010.html>

の管理方法等を策定し、実行の管理監督を行っている。

新森林法で違法伐採木材の排除を法律化したことで、3 部門間協調の強化が重要となる。その連携方式や具体的な政策と細則は中国国家林業草原局より公表される「新森林法実施条例」で明らかになる予定である。

⑤ 中国の木材及び木材製品の国際貿易における新たなハードル

新森林法 65 条（「木材経営加工企業は原料と産品の入出荷台帳を整備しなければならない。如何なる企業・団体と個人はその木材が盗伐・濫伐等非合法に由来することを確実に承知しながらそれを購入、加工、運送してはならない。」）により、特に木材及び木材製品の国際貿易における違法木材の排除が法的拘束力を持つことで、関連産業と業界は新たな対策や基準を設ける必要が生じる。これも、今後中国国家林業草原局より公表される新森林法実施条例を待って、その詳細が逐次明らかになる。

4.1.2 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要

新森林法においても森林伐採に関する許認可制度は継続することとなったが、林木伐採許可証の発行条件、発行対象、申請資料等について補完した。ここで、新森林法の伐採許可制度に関連条項を表 4.2 に抜粋した。

表 4.2 伐採許可制度関連条項の記載事項

| | |
|--------|---|
| 第 56 条 | <p>林地にある林木を伐採する際、伐採許可証を申請しなければならない。伐採は伐採許可証に規定した内容を遵守して行わなければならない。自然保護区以外の竹林の伐採は伐採許可証を申請する必要はない。ただし、伐採作業は林木伐採技術規程に符合しなければならない。</p> <p>農村住民が所有権を持つ自家用地（菜園や小面積の果樹園など）と庭先に植えた散在する林木の伐採には伐採許可証申請を必要としない。</p> <p>非林地にある農地防護林、防風固砂（風による砂の流動を防ぐ）林、道路防護林、護岸林と市街地林木などの更新伐採はその土地ないし事業の主管部門が関連規定に従って管理する。</p> <p>林木を掘り起こして移植する場合は伐採管理規定に従う。その具体措置は国务院林業主管部門が制定する。</p> <p>伐採許可証の偽造、変造、売買、賃貸を禁止する。</p> |
| 第 57 条 | <p>伐採許可証は県レベル以上の人民政府（地方政府）林業主管部門が審査して発給する。</p> <p>県レベル以上の人民政府林業主管部門は必要な措置を講じて、伐採許可証申請人に申請手続き等の便宜を図らなければならない。</p> <p>農村住民が自家用山地と請け負った集団所有林地で植林した林木を伐採する場合、県レベル以上の人民政府林業主管部門が伐採許可証の審査と発給を行う、或いは県レベル以上の人民政府林業主管部門が郷・鎮人民政府に委託して伐採許可証の審査と発給を行う。</p> |
| 第 58 条 | <p>伐採許可証を申請するにあたり、申請資料として伐採地点、林分種類、樹種、面積、蓄積、伐採方式、更新措置と林木権利属性等の資料を提出しなければならない。伐採面積或いは蓄積が省レベル以上の人民政府林業主管部門が決定した面積或いは蓄積を超える場合、併せて伐採作業区の調査設計資料も提出しなければならない。</p> |
| 第 59 条 | <p>林木伐採技術規程に符合した伐採申請に対して、伐採許可証の発行部門はすみやかに伐採許可証を発行しなければならない。ただし、伐採許可証の審査・発給部門は年度伐採限度額を超える伐採許可証を発行することはできない。</p> |
| 第 60 条 | <p>下記に挙げた事情のいずれにあたる場合、伐採許可証を発行してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 封山育林期間中の林木と封山育林指定区域内の林木の伐採申請。 (2) 前年度伐採後、規定の更新植林計画を達成できなかった伐採申請。 (3) 前年度に重大な濫伐事案、森林火災或いは林業有害生物災害が生じた場合、予防措置と改善対策を講じなかった者からの伐採申請 (4) 法律・法規と国务院林業主管部門の規定により禁止されたその他の伐採申請。 |
| 第 61 条 | <p>林木の伐採を行う者（組織と個人）は関連規定に従い更新植林を完成させなければならない。更新植林の面積は伐採面積より少なくなつてはならない。更新植林工事は関連技術規程の規定基準に合格しなければならない。</p> |

出典：新森林法

4.1.3 伐採の合法性が確認できる書類（証明システムの事例及びその発行条件）

前節で記述したように新森林法で伐採の関する規定は定められたが、具体的な伐採許可証の申請書類フォームや伐採許可証の様式などが修正されるかどうか、修正が行われる場合の新たな様式等は今後発布される新森林法実施条例で明らかになる。

4.2 木材の流通段階における法令等

4.2.1 法令等の運用状況

新森林法施行以前は旧森林法第 33 条で「木材生産地から木材を運び出す場合、林業主管機関が発行する運送許可書を所持しなければならない。ただし、国家が総括して調達する木材はこの規定から除外する。」との定めにより、原木及び製材の運送も許可制であった。その詳細は平成 28 年度調査報告書及び平成 30 年度調査報告書に報告されているとおりである。ただし、新森林法ではこの条項が削除され、木材の運送に対する特別扱いはなくなった。言い換えれば、木材は一般的な物流範疇に帰され、運送に関する法令等はなくなった。

4.2.2 木材の流通・合法性に関する法令

平成 28 年度調査報告書及び平成 30 年度調査報告書に記載・掲載されている内容は、今後発布される新森林法実施条例によって変更或いは訂正される予定である。

4.2.3 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

平成 28 年度調査報告書及び平成 30 年度調査報告書に記載・掲載されている内容は、今後発布される新森林法実施条例によって変更或いは訂正される可能性はあるが、現時点では追加ないし訂正する情報は公表されていない。

4.3 木材生産・流通状況

4.3.1 調査対象国の木材生産・流通の特徴

(1) 木材生産の変遷と現在の特徴

世界第一の人口と第2の経済力を有する中国は世界一の木材消費国である。2018年の中国の木材消費は55,675万立方メートルで、そのうち約80%は国内消費、20%が輸出となっている。国内消費のうち、「農民の自家用材」とは主に燃料としての消費、家屋づくりや修繕、家畜小屋作りと修繕、庭の囲い柵などに消費されるものを指す。「その他」は主に薪や炭焼きで消費される。また、輸出は原木、製材、単板、ボード、家具、パルプチップ、紙・紙製品、古紙などが含まれている。図4.1に2018年の中国の木材消費量の内訳を示す。

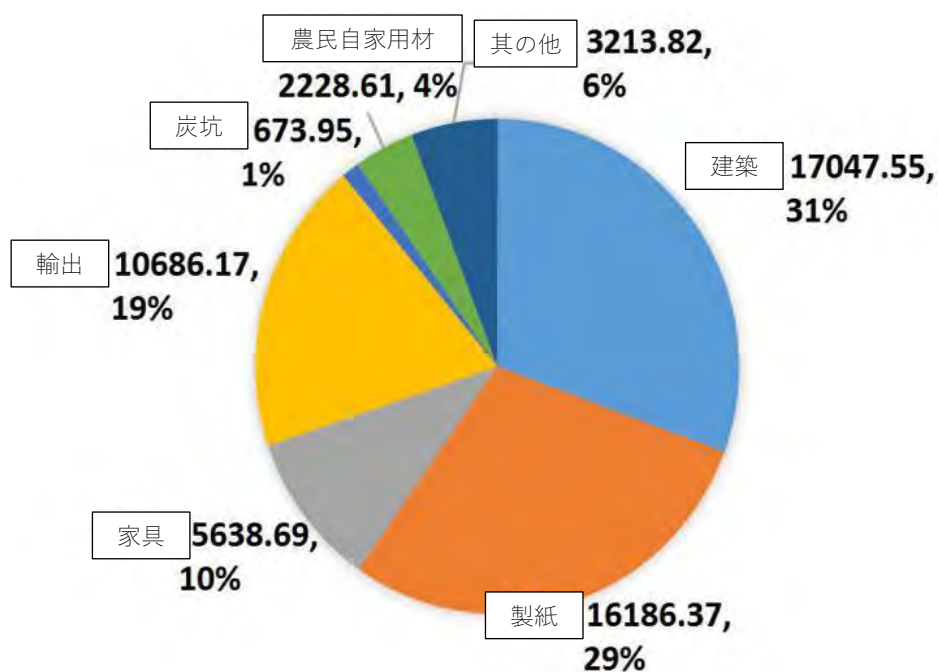


図 4.1 2018年中国木材消費の内訳(単位は万立方メートル)

出典：「中国林業発展報告2018」(中国国家林業草原局発行、2019年)

中国の木材消費の動向をみると、近年は55,000万立方メートル前後で比較的に安定している。その背景には経済成長率の増加が鈍化傾向で安定していることと、2010年頃から進められた農村地域の都市化の取り組みが一段落したこと等が挙げられる。図4.2は近年の中国木材消費の動向である。

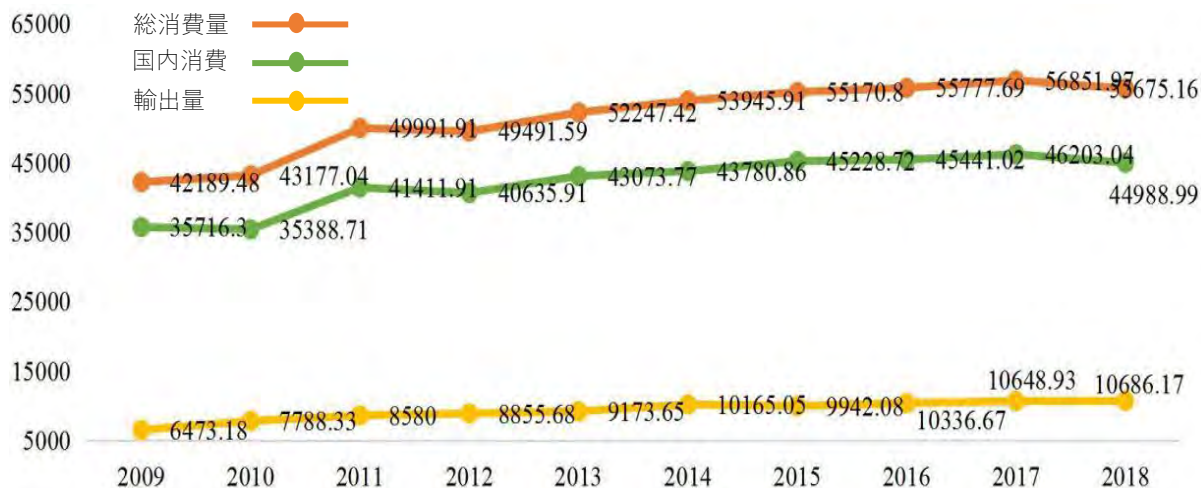


図 4.2 2009～2018 年中国木材・木材製品市場の総消費量の変動(単位は万立方メートル)

出典：「中国林業発展報告 2018」（中国国家林業草原局発行、2019 年）

中国の木材供給は国内で生産された国産材と海外から輸入した輸入材でなり立っている。2015 年頃から輸入材が国産材を上回っている。2018 年の国内生産量 2 億 5,820 万立方メートルのうち、原木（規格を満たさず薪炭材になり下がった原木も含む）生産量は 8,811 万立方メートルであった。これは、輸入を含めた供給量全体の 16%を占めている。農民の自家用材生産量は 2,275 万立方メートルで供給量全体の 5%を占めた。残りの 14,258 万立方メートルは木質ファイバーボードや合板の原料材であり、供給量全体 26%を占めた。図 4.3 は近年の中国の木材供給量の動向である。

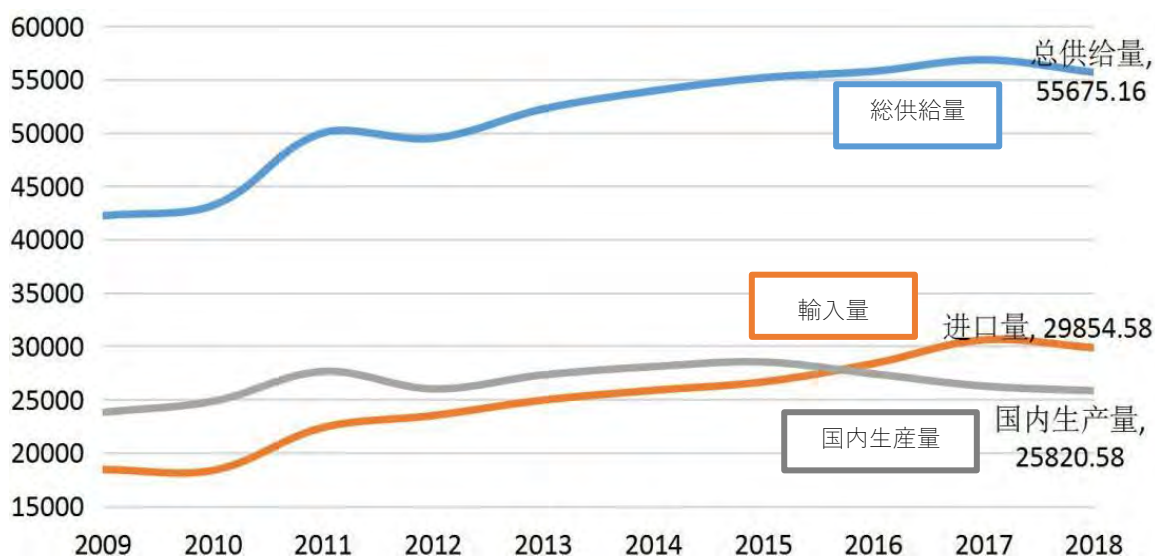


図 4.3 2009～2018 年中国木材・木材製品市場の供給量の変動(単位は万立方メートル)

出典：「中国林業発展報告 2018」（中国国家林業草原局発行、2019 年）

中国における国産材のうちの国内生産原木と輸入材（輸入原木及び製材）のみの流通量を見ると、図 4.4 に示すように、2013 年以降から輸入材が国産材のうちの原木材生産を上回るようになり 2017 年からは輸入材が 1 億立方メートルを超えている。

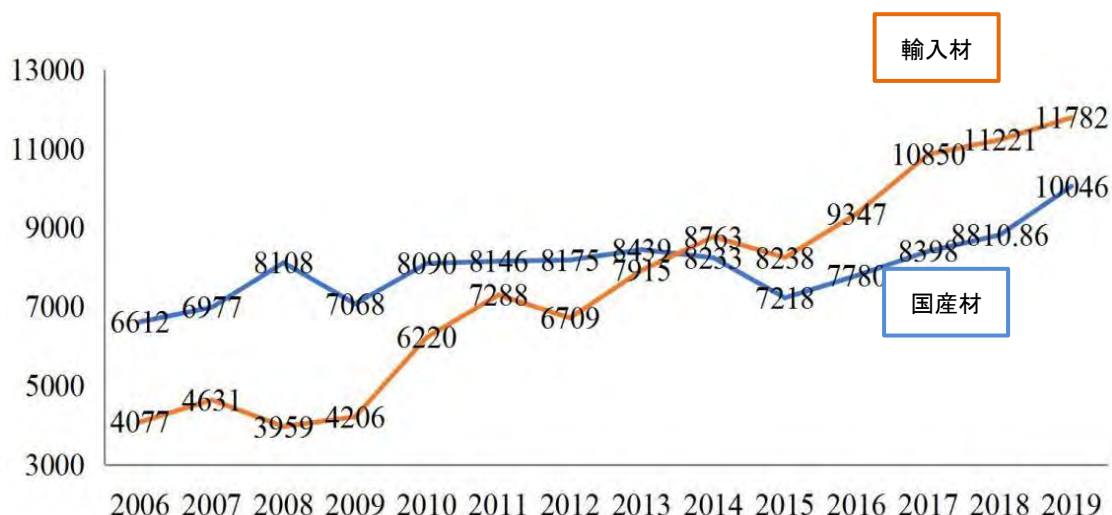


図 4.4 中国の国産材と輸入材の流通量の変動(単位は万立方メートル)

出典：「中国林業発展報告 2019」（中国国家林業草原局、2020 年）、「中国税関総署データベース」（中国木材及び木材製品流通協会、2020 年）

(2) 流通状況

1) 中国の木材及び木材製品の貿易の概要

中国における近年の木材及び木材製品の輸出入量を表 4.3 に示す。全般的に原木と製材の輸入量は輸出量に比べ圧倒的に多い。一方、合板、ファイバーボード、フローリングと木製・木製骨組椅子類の輸出量は、輸入量を上回っている。また、木製食器の輸出が好調で安定している。

表 4.3 中国の木材及び木材製品の輸入出力

| 区分 | | 輸入量 | | | 輸出量 | | |
|---------------------------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|
| | | 2008 年 | 2013 年 | 2018 年 | 2008 年 | 2013 年 | 2018 年 |
| 原木 (万 m ³) | 針葉樹 | 1854.2 | 3293.2 | 4161.3 | 0.3 | 1.3 | 7.2 |
| | 広葉樹 | 1102.8 | 1199.6 | 1813.9 | | | |
| | (うち熱帯木) | (232) | (198.9) | (822.1) | | | |
| 製材 (万 m ³) | 針葉樹 | 364.5 | 1691 | 2488.1 | 68.5 | 45.4 | 31.2 |
| | 広葉樹 | 340.8 | 703.7 | 1188.5 | | | |
| | (うち熱帯木) | (41.5) | (41.7) | (656.4) | | | |
| チップ (万トン) | | 105.6 | 914.9 | 1284.3 | - | - | - |
| 薄板 (万トン) | | 6.9 | 45 | 71.9 | 11.0 | 15.3 | 32.3 |
| 合板 (万トン) | | 36.3 | 60.4 | 82.2 | 729.4 | 1041.7 | 645.8 |
| パーティクルボード (万トン) | | 24.3 | 38.1 | 69.2 | 12.6 | 17.0 | 23.2 |
| ファイバーボード (万トン) | | 33.6 | 7.3 | 19 | 243.5 | 236.7 | 179.1 |
| 紙と紙製品 (万トン) | | 373.6 | 297.1 | 640 | - | - | - |
| 木製家具 (万点) | | 275.1 | 585.2 | 886.2 | 1.7 | 2.0 | 2.7 |
| フローリング (万トン) | | 1.2 | 1.2 | 4.7 | 46.8 | 39.9 | 27.5 |
| 木製ドア (万トン) | | 437.9 | 556.2 | 608.7 | 30.3 | 34.2 | 33.8 |
| 木製・木製骨組椅子類 (万点) | | 39.7 | 153.2 | 338.6 | 7574.9 | 8973.5 | 11743.8 |
| パルプ・古紙・段ボール (万トン) | | 3268.7 | 4470.3 | 4183.7 | 7.2 | 8.4 | 10.2 |
| 木製食器 (万トン) | | - | - | - | 21.7 | 15.2 | 30.2 |

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑 2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019 年）

2) 木材及び木材製品の輸入状況

2018年の中国の木材及び木材製品の輸入総額は、およそ559億USDであった。品目別の輸入額の内訳を表4.4に示す。

表 4.4 2018年の木材及び木材製品輸入金額内訳

| 区分 | | 輸入額 (万USD) |
|-------------|---------|---------------|
| 原木 | 針葉樹 | 579,000 |
| | 広葉樹 | 520,000 |
| | (うち熱帯木) | (281,000) |
| 製材 | 針葉樹 | 499,000 |
| | 広葉樹 | 514,000 |
| | (うち熱帯木) | (252,000) |
| チップ | | 226,000 |
| 薄板 | | 19,000 |
| 合板 | | 35,000 |
| パーティクルボード | | 24,254 |
| ファイバーボード | | 14,000 |
| 紙と紙製品 | | 620,000 |
| 木製家具 | | 92,000 |
| フローリング | | 11,706 |
| 木製ドア | | 656 |
| 木製・木製骨組椅子類 | | 33,000 |
| パルプ・古紙・段ボール | | 2,401,000 |
| 木製食器 | | - |
| 輸入総額 | | 5,588,616 |

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019年）

① 品目別の輸入状況

中国の木材及び木材製品の主要な輸入品目である原木と製材品について、2018の輸入先（輸入総額）上位10ヶ国を図4.5、図4.6に示す。

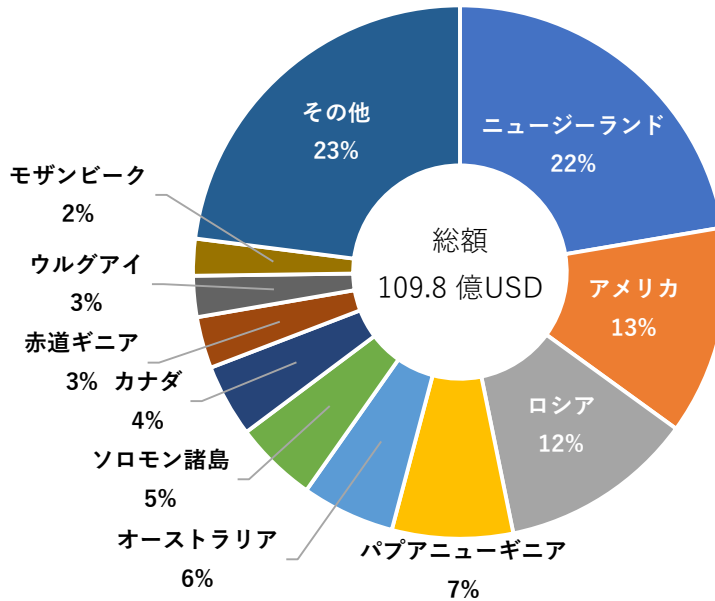


図 4.5 2018 年の中国の原木の輸入先上位 10 ヶ国

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑 2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019 年）

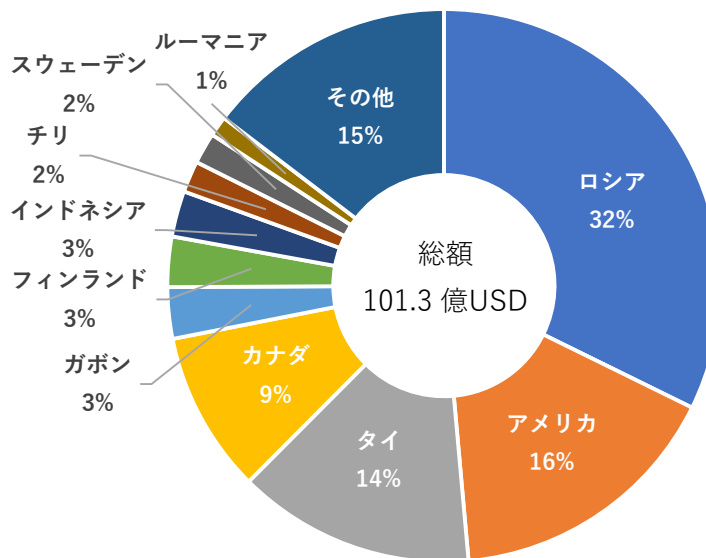


図 4.6 2018 年の中国の製材の輸入先上位 10 ヶ国

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑 2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019 年）

② 地域別の輸入状況

ここではロシア、東南アジアとアフリカからの木材輸入についての最新情報を収集した。

ロシアから輸入材の樹種は主に針葉樹（マツ類）であるが、少量の広葉樹（カバ類とナラ類）も含まれている。主に建築材、家具材、枠材、内装材として利用されている。輸送は主に陸路で黒龍江省の綏芬河市と内モンゴル自治区の満州里市の税関検問所から中国に入って、主に内陸部で消費されている。

東南アジアからは主にマホガニーやチークなどの多種にわたる堅木類を輸入していて、取引国はマレーシア、インドネシア、ミャンマー、タイ、ベトナムなどである。主に高級家具、工芸品、楽

器、単板原料等に利用されている。これらの輸入材の中国への上陸は広州港や上海港が多く利用されており、主に広東省、浙江省、山東省、重慶市などで消費されている。

アフリカからもマホガニーなどの多くの硬材雑木を主に輸入している。取引国はガボン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、パプアニューギニア、ソロモン、赤道ギニアとなっている。用途は上記の東南アジアからの輸入材と同様である。輸送経路は海上で江蘇省の貿易港が主に利用されている。アフリカからの輸入材も主に広東省、浙江省、山東省、重慶市などで消費されている。2020年の、これらの地域における中国の主要な木材輸入国からの木材輸入状況は表 4.5 とおりである。

表 4.5 2020年1月～11月のアフリカ、東南アジアとロシアからの木材輸入概況

| 国別 | 輸入量 (万 m ³) | 輸入金額 (万米ドル) | 輸入量全体に 占める割合 |
|-----------|----------------------------|----------------|-----------------|
| ガボン | 52.20 | 22,174.34 | 0.53% |
| カメルーン | 54.45 | 18,521.88 | 0.55% |
| コンゴ共和国 | 63.82 | 21,708.76 | 0.64% |
| コンゴ民主共和国 | 11.12 | 4,873.74 | 0.11% |
| パプアニューギニア | 238.10 | 46,943.57 | 2.40% |
| ソロモン | 188.99 | 29,077.84 | 1.90% |
| モザンビーク | 25.35 | 13,339.35 | 0.30% |
| 赤道ギニア | 24.28 | 7,005.38 | 0.24% |
| 小計 (8ヶ国) | 658.31 | 163,644.86 | 6.67% |
| マレーシア | 13.09 | 4,451.78 | 0.13% |
| インドネシア | 32.40 | 8,159.49 | 0.33% |
| ミャンマー | 12.15 | 3,605.73 | 0.12% |
| タイ | 330.00 | 88,458.47 | 3.32% |
| ベトナム | 10.50 | 4,665.95 | 0.11% |
| 小計 (5ヶ国) | 398.14 | 109,341.42 | 4.01% |
| ロシア | 2,063.81 | 479,782.34 | 20.78% |
| 計 (14ヶ国) | 3,120.26 | 752,768.62 | 31.46% |
| 全体輸入量 | 9,932.44 | | 100% |

出典：中国税関総署データベース（中国木材及び木材製品流通協会 2020年）

3) 木材及び木材製品の輸出状況

2018年の中国の木材及び木材製品の輸出総額は、およそ330億USDであった。輸出金額の品目別の内訳を表4.6に示す。

表 4.6 2018年の木材及び木材製品輸出金額内訳

| 区分 | 輸出額 (万USD) |
|-------------|---------------|
| 原木 | 2,360 |
| 製材 | 18,000 |
| チップ | - |
| 薄板 | 49,000 |
| 合板 | 604,000 |
| パーティクルボード | 10,839 |
| ファイバーボード | 112,000 |
| 紙と紙製品 | |
| 木製家具 | 1,352,000 |
| フローリング | 40,000 |
| 木製ドア | 68,000 |
| 木製・木製骨組椅子類 | 946,000 |
| パルプ・古紙・段ボール | 13,000 |
| 木製食器 | 86,000 |
| 輸出総額 | 3,301,199 |

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019年）

中国の木材及び木材製品の輸出品目のうち、薄板、合板、ファイバーボードについて、2018年の輸出先（輸出額）上位10ヶ国を図4.7から図4.9に示す。

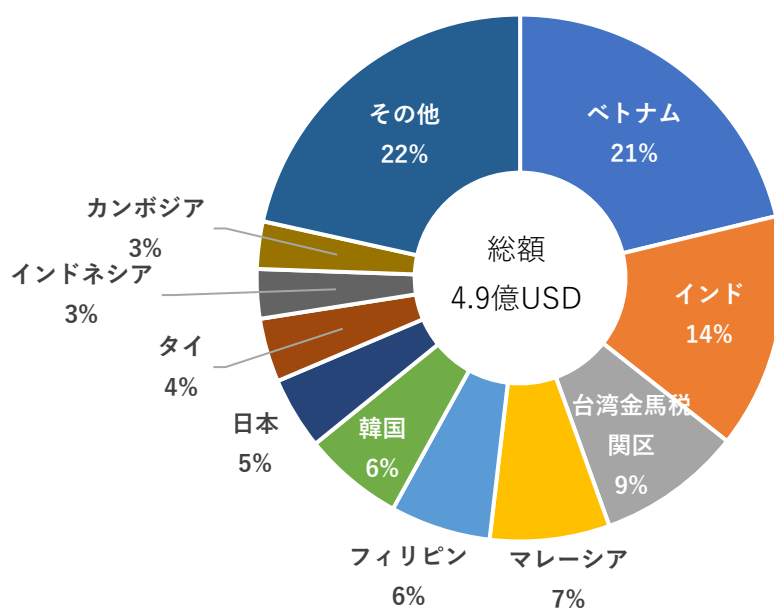


図 4.7 2018年の中国の薄板の輸出先上位10ヶ国

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019年）

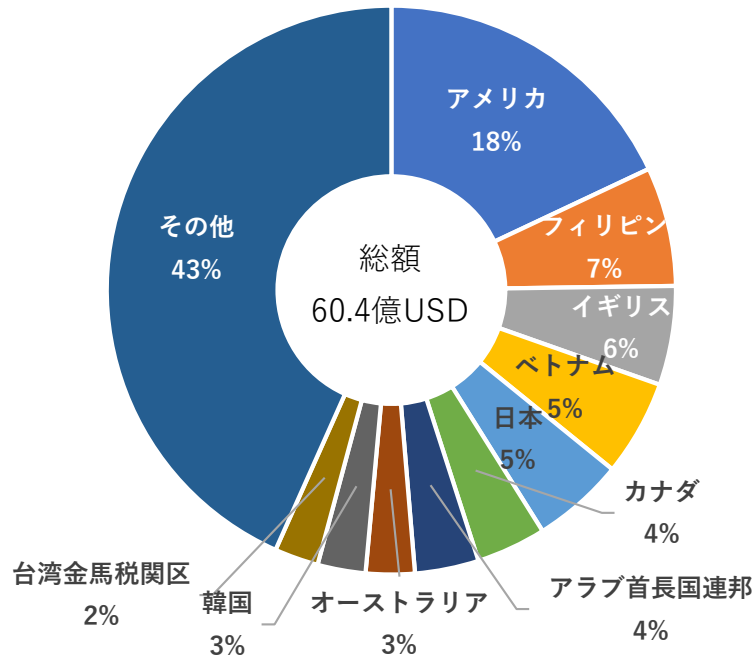


図 4.8 2018 年の中国の合板の輸出先上位 10ヶ国

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑 2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019 年）

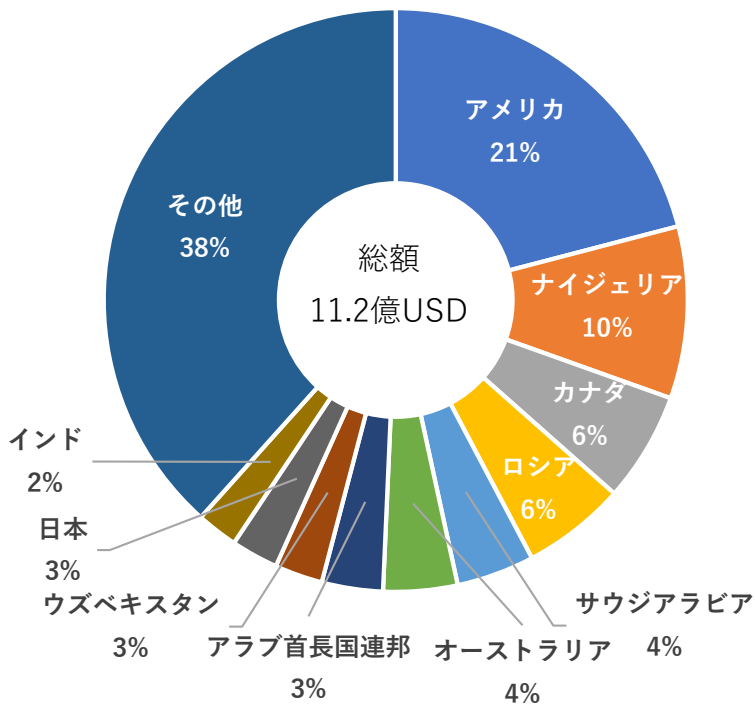


図 4.9 2018 年の中国のファイバーボードの輸出先上位 10ヶ国

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑 2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019 年）

4) 日中木材関係貿易情報

近年、日本のスギ材をはじめ、主に針葉樹材を中心に中国へ原木輸出が徐々に増えている。中国木材及び木材製品流通協会 2019 年発行の「中国の木材・木材製品流通業界年鑑 2018」によると、中国の日本からの原木輸入量は 2008 年の約 1.5 万 m³から 2014 年には約 31.2 万 m³になり、2018 年には 92.8 万 m³に達していた。表 4.7 に日本の対中国の木材関係輸出入量を整理した。

表 4.7 日本の対中国の木材関係輸出入量(2018年)

| | | 輸入 | | 輸出 | |
|------------|-----|--|-----------|------------------------|------------|
| | | 数量 | 金額(千円) | 数量 | 金額(千円) |
| 丸太 | 針葉樹 | 993 m ³ | 37,199 | 926,260 m ³ | 11,398,788 |
| | 広葉樹 | 310 m ³ | 18,921 | 1,240 m ³ | 111,689 |
| | 小計 | 1,303 m ³ | 56,120 | 927,500 m ³ | 11,510,477 |
| 製材 | 針葉樹 | 17,188 m ³ | 2,095,689 | 62,712 m ³ | 1,881,136 |
| | 広葉樹 | 16,346 m ³ | 2,273,205 | 1,968 m ³ | 286,330 |
| | 小計 | 33,534 m ³ | 4,368,894 | 64,680 m ³ | 2,167,466 |
| 加工材 | 針葉樹 | 9,273 m ³ | 1,495,959 | 98 m ³ | 58,382 |
| | 広葉樹 | 39,774 m ³ | 7,831,894 | 52 m ³ | 9,075 |
| | 小計 | 49,047 m ³ | 9,327,853 | 150 m ³ | 67,457 |
| 枕木 | 針葉樹 | 353 m ³ | 13,250 | - | - |
| | 広葉樹 | 266 m ³ | 17,310 | - | - |
| | 小計 | 619 m ³ | 30,560 | - | - |
| 合板 | | 144,012 m ³ (15,461,717 m ²) | 8,398,179 | 179,162 m ² | 344,743 |
| 薄板・合板用単板 | | 15,459,355 m ³ | 4,006,020 | 94,681 m ² | 94,680 |
| 集成材 | | 25,382 m ³ | 2,997,733 | - | - |
| 構造用集成材 | | 26,823 m ³ | 1,455,585 | - | - |
| 木材チップ(針葉樹) | | 821t | 73,680 | - | - |

出典：森林・林業統計要覧 2020（林野庁, 2020, 資料：財務省「貿易統計」（平成 30 年））

(3) 日本からの輸出に関連した情報

近年、中国木材市場に日本のスギ材を中心とした針葉樹材の参入するようになった。中国の木材業界内では一定の認知度をもっているが、一般消費者にはまたよく知られていない。中国国内専門家（中国木材及び木材製品流通協会日本市場担当企画・研究員）に日本の木材が中国木材市場における状況について情報収集と分析を依頼し、ここにその結果を整理した。

日本のスギ材は現在、主に中国の江蘇省、山東省、広東省などで取引されている。用途としては梱包材、パレット、土木用材、コンクリート型枠用材、囲い柵などのいわば室外（露天）用材としての利用が殆どである。現在中国では日本のスギ材と同等の用途でよく利用されているのはツガ（*Tsuga chinensis*）と米スギ（*Thuja plicata*）である。この二つの樹種に比べ、日本のスギ材は密度が高く強度も強いうえ、カビが生えにくく、ひび割れも少ないことで、材質的には評価されている。ただし、日本のスギ材は含水率が高いため、特に中国の北方地域や内陸部など大気湿度が比較的到低い地域においては、木材の含水率に対する要求が低い用途（包装材、パレット、浴室すのこ、囲い柵など含水率の変動による変形を起こしても用途に支障がない）に主に利用されている。

なお、ツガや米スギなどの現行市場価格は立方メートルあたり 140 米ドル前後、需要と供給バランスで 180 米ドルまでは変動の許容範囲で、200 米ドルを超えることはない。これに対して、日本のスギ材のオファーは 180～200 米ドルと比較的に高く設定しているため、長期的なユーザーの確保に苦戦している。もう一つ気になることは日本の木材貿易業者の価格に対する考え方であ

る。日本の木材貿易業者は設定価格の変動にかなり消極的であると見受けられる。他の製品の値下げには基本同調しないが、市場の値上げ傾向には遅れず歩調を合わせている。中国では木材市場はまだ「質より量」という現状にあるうえ、商談に値切りは当たり前というよりむしろ能力の自負である状況のなか、日本の商売スタイルでは現段階の中国において「日本材ファン」を育てることは厳しい。

中国木材及び木材製品流通協会は定期的に日中両国の木材及び木材製品の貿易や製造業者による交流会と商談会を行っている。直近では2020年9月と2021年1月に交流活動が行われた。2021年1月会合では46.22億円の商談がまとまった。これらの二国間の交流活動で中国木材関係業者からみた日本の中国市場向け木材に対する評価を、参考資料として整理した。以下は日本産木材が中国木材市場で販路をより大きく打開するにあたり、抱えている課題である。

1) 認知度の課題

多くの中国木材関係者はいまだに日本の国内木材消費は大部分を輸入材に頼っていて、木材製品も国内ではハイレベルな設備を使って高価な製品しか製造しないと認識している。ゆえに実際の日本の国内木材製品の生産状況、性能性、応用実態、価格構成に対する理解は極めて限られている。確かに近年日本政府は自国木材のアピールに力を入れているが、少なくとも中国において、これらの広報活動は、末端のユーザーまで十分効果的には届いていない。

2) 樹種単一と価格の課題

現在日本から中国に輸出している木材の大半はスギで、続いてヒノキとカラマツになる。ごく少量の広葉樹もあるが、樹種はかなり限られている。また、日本で好まれているスギの匂いは中国では刺激臭として受け取られる場合が多く、節も少なくないため、家具材としては受け入れられていない。実際、日本のスギ材の多くは梱包材、パレット用材、土木用材、コンクリート型枠用材、囲い柵用材にしか利用されていない。このような用途の木材価格は最高でも立方メートルあたり200米ドル以下であるので、現段階では価格を押さえることでしか競争力を高められない。ヒノキはスギに比べ材質の硬度高く、香りも木目も好まれているが、価格が高く、末端のユーザーには買い求めにくい。中国市場ではヒノキの立方メートルあたり単価はスギより500元（1月末現在1米ドル≒6.4元）ほど高いが、用途的にはこの価格差を埋めていない。中国でのヒノキ価格は上質のマツ材と同レベルで設定されているが、用途やブランド力で優位性をもっていない。

3) 大量発注の課題

中国側の企業は国営企業や大型企業が多く、大量発注をもって値段交渉を有利にする。また、発注後のスピーディー発送にこだわる場合が多い。一方、日本の木材企業の大部分は中小規模であり、個々の企業の大量生産能力が比較的低い。したがって、中国側の買い付けに個々の日本側業者では対応しきれない場合が多い。

4) ブランド化の課題

前述①の認知度にも絡むが、長期的には日本産木材のブランド化が重要になる。これまで日本の木材の多くは商社を通じて中国市場に入っている。日本の木材が中国でより多く使われるためのサポート（中国にマッチした商品開発や加工技術移転など）が必要になる。事例として、フィンランド製材協会、スウェーデン木材協会、カナダ木材協会はそれぞれの自国政府助成で、中国の

木材市場でターゲットを絞って広報活動をシリーズ化していて、木材利用手引きの開発や中国企業との共同技術開発を行って、知名度を広めている。

4.3.2 森林認証システムの導入状況

新森林法 64 条では、「森林経営レベルの向上と持続可能な経営の促進に資する意志を有する林業経営者は自ら志願して森林認証を申請することができる」と定めた。これによって、林業経営者に対して中国政府は森林認証制度へ加入を積極的に推奨した。中国における森林認証状況については、平成 28 年度調査の報告書と平成 30 年度調査の報告書にてその動向が整理されている。本項では、各種認証の最新登録情報を整理した。

(1) 中国森林認証システム (China Forest Certification Scheme :CFCS)

1) CFCS の概要

中国森林認証制度 (China Forest Certification Scheme :CFCS) は 2001 年から構築の計画が始まった。2009 年に「中国森林認証実施規則」が策定され、2010 年に「中国森林認証委員会 (China Forest Certification Council:CFCC)」が設立されることにより、中国森林認証制度 (CFCS) の運営が開始された。

2) CFCC による認証

2020 年 2 月現在、CFCC による森林管理認証を取得した森林面積は 5,818,293ha、CoC 認証取得企業は 361 社に達している⁴³。

3) PEFC との相互承認

中国森林認証委員会は 2012 年に「中国森林経営認証とサプライチェーン認証国家基準」をもって、PEFC 事務局に認証システム相互承認申請を提出し、2014 年に CFCS と PEFC との相互承認が実現した⁴³。

(2) FSC

2020 年 2 月現在、中国では 1,185,610ha の森林が FSC の森林管理認証を取得している。また、CoC 認証取得企業は 11,919 社に上っている。

(3) PEFC

2020 年 12 月現在、PEFC 認証を取得した森林面積は 1,282,715 ha で、PEFC CoC 認証を取得した企業は 425 社になっている。なお、PEFC の推定によると、2019 年中期までで、中国で FSC と PEFC の認証を同時に取得した森林面積は 198,785ha になった⁴⁴。

4.3.3 違法伐採に関連する関連情報

中国では絶対多数の森林は国有林と集団所有林で、いわば国家と人民の「公有財産」である。ゆえに一貫して森林資源の保護を強調している。特に 2001 年からスタートした「天然林保護プロジェクト (天然林伐採全面禁止)」の全国範囲での実施により、森林破壊や違法伐採をより厳格に取り締まっている。一例であるが、2019 年 8 月に広東省湛江市で 35 ムー (約 2.3ha) のユーカリ

⁴³ 中国森林認証 <https://www.cfcc.org.cn/>

⁴⁴ DOUBLE CERTIFICATION FSC and PEFC- 2019 ESTIMATION, January 2020

林（集団所有林）が濫伐され、2020年4月に容疑者が摘発され刑事処罰を受けたとメディアによって報道された⁴⁵。

表 4.8 では新森林法における違法伐採に関する森林法条項整理した。なお、中国では違法伐採を「盗伐・濫伐」と表現している。中国国内における盗伐・濫伐について、新森林法 8 章「法律責任」では、表 4.8 に示す条項のとおり法律責任を定めた。

表 4.8 新森林法における違法伐採に関する規定

| | |
|--------|---|
| 第 76 条 | <p>県レベル以上の人民政府（地方政府）林業主管部門より林木を盗伐した者に対して、盗伐した場所或いは異なる場所で、盗伐した本数の 1 倍以上 5 倍以下の本数の樹木を期限内に植えて補うこと命令し、併せて盗伐林木の価値の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を課す。</p> <p>県レベル以上の人民政府（地方政府）林業主管部門により林木を濫伐した者に対して、濫伐した場所或いは異なる場所で、濫伐した本数の 1 倍以上 3 倍以下の本数の樹木を期限内に植えて補うこと命令する。また、濫伐者に対して盗伐林木の価値の 3 倍以上 5 倍以下の罰金を課すことができる。</p> |
| 第 77 条 | <p>本法の規定を違反して、伐採許可証を偽造、変造、売買、賃貸した者に対して、県レベル以上の人民政府（地方政府）林業主管部門よりその許可書と違法所得を没収し、併せて違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を課す。違法所得が生じなかった場合、2 万元以下の罰金を科すことができる。</p> |
| 第 78 条 | <p>本法の規定を違反して、その木材が盗伐・濫伐等非合法に由来することを確実に承知しながらそれを購入、加工、運送した者に対して、県レベル以上の人民政府（地方政府）林業主管部門よりその違法行為の停止を命令し、購入、加工、運送した林木或いは林木を売り払って得た金銭を没収する。また、違法による購入、加工、運送した林木の価値の 3 倍以下の金額を罰金として課すことができる。</p> |
| 第 82 条 | <p>警察機関は国家関連規定に従い、法律に基づいて本法の第 74 条第 1 款（開墾、採石、砂掘、土掘或いはその他の活動による林木破壊に関する違法行為に対する処罰）、第 76 条、第 77 条、第 78 条の規定に対する行政処罰権を行使することができる。</p> <p>本法規定の違反が治安管理规定違反行為に至った場合、治安管理处罰を課す。本法規定の違反が犯罪行為に至った場合、刑事責任を追及する。</p> |

出典：森林法

⁴⁵ <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1665119085021403874&wfr=spider&for=pc>